

浜中町地域防災計画

本 編

令和6年3月

浜中町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 用語	2
第5節 計画の修正要領	3
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第7節 町民及び事業者の基本的責務	11
第2章 浜中町の概況	14
第1節 自然条件	14
第2節 災害の概況	15
第3章 防災組織	17
第1節 組織計画	17
第2節 気象業務に関する計画	39
第4章 災害予防計画	53
第1節 災害危険区域等	53
第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	55
第3節 防災訓練計画	58
第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	60
第5節 相互応援（受援）体制整備計画	62
第6節 自主防災組織の育成等に関する計画	64
第7節 避難体制整備計画	67
第8節 避難行動要支援者等対策計画	73
第9節 情報収集・伝達体制整備計画	78
第10節 建築物等災害予防計画	81
第11節 消防計画	82
第12節 水害予防計画	84
第13節 風害予防計画	91
第14節 雪害予防計画	93
第15節 融雪災害予防計画	95
第16節 高波、高潮災害予防計画	97
第17節 土砂災害の予防計画	98

第18節	積雪・寒冷対策計画	102
第19節	複合災害に関する計画	104
第20節	業務継続計画の策定	105
第21節	防災拠点機能の整備に関する計画	107
第5章	災害応急対策計画	108
第1節	災害情報収集・伝達計画	108
第2節	災害通信計画	112
第3節	災害広報・情報提供計画	116
第4節	避難対策計画	119
第5節	応急措置実施計画	136
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	138
第7節	広域応援・受援計画	142
第8節	ヘリコプター等活用計画	143
第9節	救助救出計画	147
第10節	医療救護計画	148
第11節	防疫計画	150
第12節	災害警備計画	153
第13節	交通応急対策計画	155
第14節	輸送計画	161
第15節	食料供給計画	164
第16節	給水計画	166
第17節	農林水産業応急計画	168
第18節	衣料、生活必需物資供給計画	170
第19節	石油類燃料供給計画	173
第20節	電力施設災害応急計画	174
第21節	ガス施設災害応急計画	175
第22節	上下水道施設対策計画	176
第23節	応急土木対策計画	177
第24節	被災宅地安全対策計画	179
第25節	住宅対策計画	181
第26節	障害物除去計画	185
第27節	文教対策計画	187
第28節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	190
第29節	家庭動物等対策計画	193
第30節	応急飼料計画	194
第31節	廃棄物等処理計画	195

第32節	防災ボランティアとの連携計画	197
第33節	労務供給計画	199
第34節	職員派遣計画	200
第35節	災害救助法の適用と実施	202
第6章	地震・津波災害対策計画	205
第7章	事故災害対策計画	206
第1節	海上災害対策計画（海難対策計画）	206
第2節	海上災害対策計画（流出油等対策計画）	211
第3節	航空災害対策計画	217
第4節	鉄道災害対策計画	221
第5節	道路災害対策計画	225
第6節	危険物等災害対策計画	230
第7節	大規模な火事災害対策計画	237
第8節	林野火災対策計画	241
第9節	大規模停電災害対策計画	247
第8章	災害復旧・被災者援護計画	251
第1節	災害復旧計画	251
第2節	被災者援護計画	253
第3節	災害義援金募集（配分）計画	257

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、浜中町防災会議が作成する計画であり、浜中町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 浜中町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

浜中町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 本編
- 2 地震・津波防災計画編
- 3 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道災害対策基本条例（平成21年北海道条例第23号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主体のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用 語

浜中町地域防災計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 1 | 基 本 法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 | 救 助 法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 | 町 | 浜中町 |
| 4 | 町 防 災 会 議 | 浜中町防災会議 |
| 5 | 町 防 災 計 画 | 浜中町地域防災計画 |
| 6 | 防 災 基 本 計 画 | 中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画 |
| 7 | 道 | 北海道 |
| 8 | 道 防 災 計 画 | 北海道地域防災計画 |
| 9 | 本 部 （ 長 ） | 浜中町災害対策本部（長） |
| 10 | 防 災 関 係 機 関 | 町の区域を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備区域とする陸上自衛隊、町を管轄する道の機関、町の区域内の消防機関、地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）、指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）及び町にある公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 11 | 防 災 会 議 構 成 機 関 | 浜中町防災会議条例（昭和37年条例第18号）第3条第5項に定める委 |

員の属する機関

- | | | |
|----|---------------|--|
| 12 | 災 害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| 13 | 複 合 災 害 | 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |
| 14 | 災 害 予 防 責 任 者 | 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 15 | 要 配 慮 者 | 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者 |
| 16 | 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

ただし、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、町防災会議会長が修正し、その結果を道知事に報告する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画、防災業務計画、道防災計画の修正があったとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

町防災会議の採決により変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、町民等の間、町民と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

また、防災関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

1 浜中町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜 中 町	(1) 町防災会議の事務に関する事。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 町民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
浜中町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。 (3) 公立学校における防災教育に関する事。
町立浜中診療所 町立浜中歯科診療所 町立茶内歯科診療所	(1) 災害時における緊急医療に関する事。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 (3) 災害時において医療防疫対策に関する事。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路東部消防組合 (浜中消防署) (浜中消防団)	(1) 災害時における人命救助、財産保護、消防及び水防業務に関する事。 (2) 被災地の警戒態勢に関する事。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関する事。 (4) 災害時における傷病者の搬送に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関する事。 (2) 非常通信協議会の運営に関する事。
北海道財務局 釧路財務事務所	(1) 公共土木施設、農業水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関する事。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関する事。 (3) 町の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関する事。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険金の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要

3 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道財務局 釧路財務事務所	請に関する事。 (5) 災害時における町への国有財産の無償使用又は無償貸付に関する事。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関する事。 (2) 関係職員の派遣に関する事。 (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
北海道労働局 釧路労働基準監督署 釧路公共職業安定所	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関する事。
北海道農政事務所 釧路地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関する事。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事。 (4) 災害時における町長の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関する事。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 (4) 被災中小企業の振興に関する事。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関する事。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関する事。
北海道開発局 釧路開発建設部 (釧路道路事務所) (根室道路事務所) (根室港湾事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。 (2) 被害の拡大及び二次被害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関する事。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関する事。 (6) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事。 (7) 一般国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関する事。 (8) 港湾施設の整備及び災害復旧に関する事。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関する事。 (10) 補助事業に係る指導、監督に関する事。
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。 (4) 鉄道及び自動車輸送事業の安全確保を図ること。
東京航空局 釧路空港事務所	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関する事。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関する事。 (3) 航空災害時において自衛隊の災害派遣要請に関する事。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整を行うこと。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関する事。

3 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道地方測量部	<p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。</p> <p>(3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法（昭和24年法律第188号）36条に基づく技術的助言に関すること。</p>
釧路地方気象台	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
釧路海上保安部 第一管区海上保安本部 釧路航空基地	<p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。</p> <p>(3) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救難物資等の緊急輸送に関すること。</p> <p>(4) 海上における人命の救助に関すること。</p> <p>(5) 海上交通の安全確保に関すること。</p> <p>(6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</p> <p>(7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p>
北海道地方環境事務所	<p>(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。</p> <p>(2) 災害廃棄物の処理等に関すること。</p> <p>(3) 環境モニタリングに関すること。</p> <p>(4) 家庭動物の保護等に関すること。</p>
北海道防衛局	<p>(1) 災害時における町等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。</p> <p>(2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。</p> <p>(3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。</p>

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	<p>(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。</p> <p>(2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。</p> <p>(3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。</p>

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路総合振興局	<p>(1) 釧路総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営、企画に関すること。</p>

5 北海道（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動支援に関すること。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
釧路総合振興局 釧路建設管理部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防技術の指導を行うこと。 (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 (3) 災害時において関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。 (4) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。 (5) 所轄漁港、海岸及び道路、河川の保全、災害復旧対策を行うこと。
釧路総合振興局 保健環境部 保健行政室 (釧路保健所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における防疫措置を行うこと。 (2) 検病調査及び健康診断を行うこと。 (3) 避難所における衛生施設管理指導を行うこと。 (4) 防疫、薬剤の供給斡旋を行うこと。
釧路総合振興局 釧路家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。
釧路総合振興局 森 林 室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道有林野の治山事業の実施及び保安施設等の保全に関すること。 (2) 道有林野の林野火災対策に関すること。 (3) 災害時において本部からの要請があった場合、緊急復旧資材の供給に関すること。
釧路総合振興局 釧路農業改良 普及センター 釧路東部支所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。 (3) 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道釧路方面本部 厚 岸 警 察 署 (霧多布駐在所) (茶内駐在所) (浜中駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (6) 危険物に対する保安対策に関すること。 (7) 広報活動に関すること。 (8) 町等の防災関係機関が行う防災業務に協力すること。

7 北海道教育委員会

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道教育委員会 釧 路 教 育 局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 公立学校における防災教育に関すること。

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 北海道支社 (霧多布郵便局) (茶内郵便局) (浜中郵便局) (姉別郵便局) (琵琶瀬郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 釧路営業支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社釧路支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行釧路支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社 釧路支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
民間放送事業者	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 釧路市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 釧路薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

9 指定地方公共機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人 北海道獣医師会	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
一般社団法人 北海道バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道トラック協会 釧路地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会 釧路支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道看護協会 釧路支部	(1) 災害時における看護業務の支援に関すること。
一般社団法人 北海道LPガス協会 釧路支部	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。
一般社団法人 北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務に関すること。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 釧路地区事務所	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 浜中町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。 (3) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 (4) 生活福祉資金の貸付に関すること。
浜中町赤十字奉仕団	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。
浜中漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
散布漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中酪農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
釧路東部森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜中町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
北海道ひがし農業共済組合 釧路東部事業センター (浜中家畜診療所) (姉別家畜診療所)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における飼養動物の応急対応に関すること。
日本水難救済会 浜中救難所	(1) 海難救助及び漁港等の防災対策を行うこと。
浜中町建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動を行うこと。
霧多布温泉「ゆう ゆプロジェクト」	(1) 町が行う応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における避難所の運営に関すること。
一般社団法人北海道 総合在宅ケア事業団 (厚岸地域浜中訪問 介護ステーション)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における医療・福祉関係機関の連絡調整並びに応急医療・応急介護に関すること。

○資料編 [各種資料] 資料17 防災関係機関等の連絡先

第7節 町民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難経路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給油用燃料の確保
- (3) 家庭動物の避難（ゲージ、リード、ペットフード等）の準備
- (4) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要な、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮施設を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働に

より、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。

- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、本町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等の多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかける。

第2章 浜中町の概況

第1節 自然条件

第1 位置及び面積

本町は、東経145度19分から144度55分、北緯42度59分から43度14分、北海道東部の釧路総合振興局管内最東端に位置し、東は根室市、北は別海町、西は厚岸町に接し、南は太平洋に面している。東西19.63km、南北は51.05kmで面積は423.43km²である。

また、道東の拠点都市釧路市から約87km、根室市から約45kmの位置にある。

第2 地形・地質

地形の特徴としては、根釧原野の南東端にあり、起伏の小さい丘陵性台地が中心で、小河川、大小の湖沼、湿原、約67kmに及ぶ海岸地帯は、砂浜、海食崖、陸繋砂州（トンボロ）など変化に富んだ特徴を持っている。

大別すると、根釧原野に連なる標高40mから80mの波状性台地面及び風連川を始めとする河川流域と海岸沿いの湖沼周辺に見られる沖積低地面の2つに分かれる。

波状性台地面は北部に標高を増すが、開析の度合いは南部海岸沿いの地帯が進んでおり丘陵性を帯びている。

一方、沖積低地面は、いずれも低湿地で一部の砂丘地を除き、その大部分は低泥炭で覆われ、中央部は国内で3番目の広さを持ち、平成5年に藻散布沼、火散布沼とともにラムサール条約登録湿地として認定されている霧多布湿原（3,168ha）があり、この中央部803haは、「霧多布泥炭形成植物群落」として、大正11年に国の天然記念物に指定されている。

地質は、北部の丘陵性台地面は粗粒砂岩、円礫質砂岩、暗灰色頁岩からなる上部白亜紀層を基盤とし、これを古第三紀層（粗粒砂岩）が不整合に覆い更にこの上部を凝灰質砂泥礫からなる洪積層の西春別層が覆っており、その上部には新規の火山灰が厚く堆積している。

一方、沖積面はいずれも低湿地で一部を除き泥炭地で覆われている。

第3 気候

気候は、春から夏にかけては、南東の微風に乗って海霧が多く発生するため最高気温も20℃前後で冷涼な夏となっている。

夏の終わりから秋にかけては快晴の日が続き、冬期間は、北西の風が多く晴天が続き、雪は少ないが冷え込みが厳しい。

○資料編 [各種資料] 資料17 気象観測データ

第2節 災害の概況

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、強風による火災、建物崩壊等が挙げられ、地震・津波災害による被害も記録されている。参考までに、気象災害の特徴は、次のとおりである。なお、主な火災及び風水害等の記録は、資料18のとおりである。（地震・津波の記録は、「地震・津波防災計画編」に示す。）

第1 気象災害の特徴

1 春（3月～5月）の災害

低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。

低気圧はしばしば急速に発達しながら北海道付近を通過するため、低気圧の接近時は気温が高くなり、急激に融雪の進むことがある。このため、少量の雨でも浸水害や洪水害など融雪災害が発生することがある。また、低気圧の通過前後は暴風が吹き、上空に強い寒気が流れ込むことにより暴風雪となる場合がある。平成25年3月には、道東を中心に暴風雪となり、大きな被害が出た。

本町においては、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどが考えられることから、警戒が必要である。

2 夏（6月～8月）の災害

北海道では梅雨がなく、高気圧に覆われて晴れる日が多い。

しかし、本州方面から北上した前線が北海道付近に停滞したり、太平洋高気圧の縁辺を周り温かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水害が発生することがある。

また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は6月以降、北海道付近に接近しやすくなり、8月は9月と並び台風接近数が最も多い。

平成28年には、8月に5個の台風が接近、うち3個が北海道に上陸し、本町の被害は少なかったが、北海道内で大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害が出た。

3 秋（9月～11月）の災害

秋は、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。

しかし、前半の時期は前線が北海道付近に停滞したり、台風が北海道へ接近するため、暴風や高波、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水害等により大きな被害の出ることがある。

本町では、平成25年9月に台風第18号による記録的短時間大雨や暴風雨により、土砂災害や浸水害が発生した。

4 冬（12月～2月）の災害

西高東低の冬型の気圧配置となりやすく、晴れる日が多い。冬型の気圧配置が長く続く場合は、同じ場所で長時間強い雪が降り続くことにより、局地的な大雪となることもある。また、低気圧が北海道付近を通過する際に急速に発達することにより、広範囲で大雪や暴風となることがある。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

第2 その他災害について

本町に発生が予想されるその他の災害としては、地震・津波災害のほか、各種火災、事故災害への警戒も重要となる。

○資料編 [各種資料] 資料19 過去の火災及び風水害等の記録

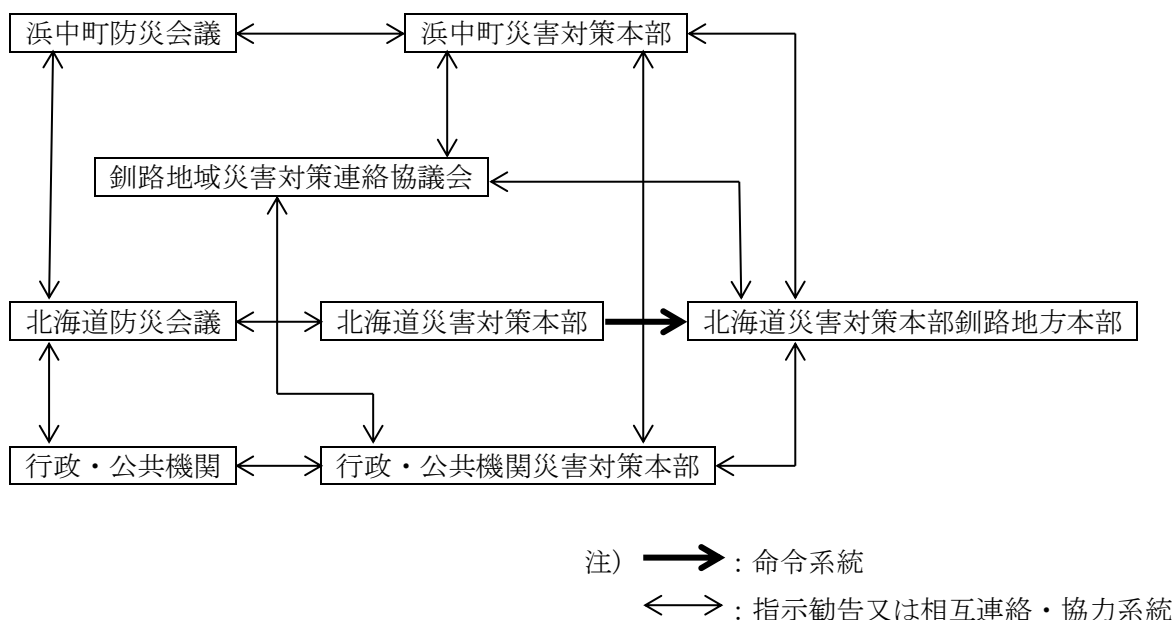
第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

本町における防災行政を総合的に運営するための組織として浜中町防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

●本町の地域における防災体制図



第1節 組織計画

第1 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条の規定に基づく浜中町防災会議条例（昭和37年条例第18号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とするもので、その組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 組織

- (1) 会長 町長
- (2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

- イ 北海道知事の部局内の職員のうちから町長が任命する者
- ウ 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- エ 町長がその部内の職員のうちから指命する者
- オ 浜中町教育長
- カ 浜中消防団長
- キ 釧路東部消防組合消防長
- ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

2 運営

防災会議の運営は、浜中町防災会議条例（昭和37年条例第18号）の定めによる。

第2 応急活動体制

本町の応急体制は次のとおりとする。

1 気象情報等連絡体制

(1) 気象情報等連絡体制の設置基準

町長は、災害や事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準のいずれかに該当し、必要と認めるときは、災害警戒本部へ円滑に移行できる組織として気象情報等連絡体制を設置し、災害応急対策を実施する。

- ア 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき。
- イ 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな警戒体制の確保を要するとき。
- ウ 台風や低気圧の接近等により被害の発生が予想されるとき。
- エ 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。
- オ 災害警戒本部及び災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき。
- カ その他、町長が気象情報等連絡体制の設置が必要と認めたとき。

(2) 気象情報等連絡体制の組織及び所掌業務

気象情報等連絡体制の組織及び所掌業務は以下のとおりとする。

組 織	所 掌 業 務
・防災対策室 ・必要に応じ、総務課、建設課、上下水道課の内から指示された者	1 町長、副町長及び他課との連絡調整に関すること。
	2 災害警戒本部及び災害対策本部の設置に関すること。
	3 気象等の予報、警報等及び情報の受理伝達に関すること。
	4 災害情報及び被害情報の収集に関すること。
	5 気象情報及び災害情報の配信に関すること。
	6 災害情報の関係機関との連携調整に関すること。

(3) 気象情報等連絡体制の廃止

- ア 気象警報が解除されたとき。
- イ 連絡体制の確保を要する必要がないと認めるとき。
- ウ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。
- エ その他、町長が必要ないと認めるとき。

2 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部設置基準

町長は、災害又は事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準に該当し、必要と認めるときは、対策本部が円滑に設置されるための事前組織として災害警戒本部（以下本節では「警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

- ア 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。
- イ 住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
- ウ 避難指示、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき。
- エ 交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
- オ 住家の全半倒壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
- カ 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。
- キ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
- ク 町内で震度4の地震が発生したとき。
- ケ 沿岸に津波注意報が発表されたとき。
- コ 地震（津波）による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- サ 上記以外の災害又は複合災害が発生したとき、又は発生するおそれがあると予想されたとき。
- シ 町長が必要と認めたとき。

(2) 業務分担

警戒本部における業務分担は、本部に準ずるものとする。

災害が発生するおそれがあると判断される場合には、各主管課長等は関係職員を招集し、巡回パトロールを行うなど防災初動体制を確立し、被災状況等を取りまとめて報告する。

状況報告を受けた各課長等は、概要を集約し、防災対策室を經由し町長に報告するものとする。なお、緊急やむを得ない事態に遭遇した場合には、災害応急対応を優先し、第一報の口頭報告後、速やかに書面報告する。

(3) 廃止

町は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、警戒本部を廃止する。

第3 災害対策本部

1 設置及び廃止

町長は、災害又は事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、基本法第23条の2の規定により、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、町防災計画に定めるところにより、本部を設置し、災害応急対策を実施する。町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、本部の機能の充実・強化に努める。

また、被災し、又は被災するおそれがある地区において、必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置し、災害応急対策等を本部の指揮監督により実施する。

なお、本部の設置は、次の設置基準に該当するほか、緊急を要する事態が生じ、町長が必要と認めるときに設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部設置基準		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 	
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 	
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・津波災害・沿岸に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 ・地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 	
大事故等	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生しそうなとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・多くの死傷者が発生したとき。
	航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
	鉄道災害 道路災害 危険物等災害 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋、施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
	大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助、救出案件が発生し交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

(2) 本部の設置

ア 本部は役場庁舎内に置く。

ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置する。

施設名	住 所	建設年度
浜中町役場茶内支所	浜中町茶内栄 8 1 番地	昭和 5 3 年度
浜中町役場浜中支所	浜中町浜中桜東 3 6 番地	平成 3 年度
浜中町総合文化センター	浜中町霧多布西 3 条 1 丁目 4 7 番地	昭和 6 2 年度

イ 本部長は、本部を設置したときは、直ちに通知及び公表を行う。

また、廃止した場合の通知は、設置したときの連絡方法に準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
町出先機関の施設責任者	電話、FAX、メール
釧路総合振興局	道防災行政無線、電話、FAX
釧路東部消防組合	電話、FAX、メール、派遣連絡員
厚岸警察署	電話、FAX、メール、派遣連絡員
防災会議構成機関	道防災行政無線、電話、FAX、メール、派遣職員、口頭
近隣市町村長	道防災行政無線、電話、FAX、メール
住民	町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、ホームページ、テレビ、ラジオ等

(3) 廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、本部を廃止する。

○資料編 [条例・規則等] 資料 1 浜中町防災会議条例

資料 2 浜中町災害対策本部条例

[各種資料] 資料21 浜中町防災会議組織図

2 組織等

本部の組織は、次のとおりとする。

本部長：町長、副本部長：副町長、教育長

部名（部長）	班名（班長）	班員
総務対策部 （防災対策室長）	総務班 （総務課長）	総務係、職員係、契約管理係、情報広報係、防災係
	記録班 （情報広報係長）	企画調整係、管財係、財政係
避難対策部 （住民環境課長）	避難支援班 （健康福祉課長）	健康推進係、児童福祉係、社会福祉係
	避難所対策班 （保険課長） （商工観光課長） （農林課長） （農業委員会事務局長）	戸籍住民係、環境政策係、生活環境係、介護保険係、保険年金係、地域包括支援係、商工労働係、観光係、ふるさと納税推進係、ふれあい交流・保養センター係、中山間活性化施設係、農政係、農業振興係、林務係、浜中支所戸籍住民係、茶内支所戸籍住民係、農業委員会農地係、農政係
	避難状況確認班 （議会事務局長） （出納室長）	庶務係、議事係、出納係、監査係
	避難路誘導班 （税務課長）	課税係、収納係
	給食班 （保育所長） （給食センター所長）	給食センター総務係、業務係、保育業務係、霧多布保育所、茶内保育所、へき地保育所、子育て支援センター
医療対策部 （浜中診療所事務長）	医療対策班 （浜中診療所総務係長）	浜中診療所総務係、医事係
災害応急対策部 （建設課長）	災害応急対策班 （上下水道課長）	土木係、建築係、住宅管理係、水道総務係、水道施設係、水道係、下水道係
文教対策部 （管理課長）	文教対策班 （生涯学習課長） （指導室長） （霧多布高校事務長）	教育委員会総務係、学校教育係、社会教育係、スポーツ係、霧多布高校管理係
防災ステーション （水産課長）	水門班 （企画財政課長）	漁政係、水産振興係、港湾係別に定める職員

3 本部の業務分担

本部の各部（班）の業務分担は、次のとおりとする。

【各部各班共通事項】

班 名	所 掌 事 項
各 部 各 班 共 通	(1) 所管(浜中町事務分掌条例（平成25年条例第9号）及び浜中町事務分掌規則（平成25年規則第7号）等に基づくもの)に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関する事。 (2) 所管に属する被害状況調査、被害状況報告、災害応急対策及び災害復旧に関する事。 (3) 災害時における所管事項の執行記録に関する事。

【総務対策部】（防災対策室長）

班 名	所 掌 事 項
総 務 班 (総 務 課 長)	(1) 災害対策の総括に関する事。 (2) 本部の設置運営及び廃止に関する事。 (3) 防災会議に関する事。 (4) 防災会議その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 (5) 災害救助法の適用手続に関する事。 (6) 住民避難指示等発令の伝達に関する事。 (7) 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等収集及び伝達に関する事。 (8) 災害情報の収集及び伝達に関する事。 (9) 災害時の非常通信計画の作成と実施に関する事。 (10) 庁内の非常配備体制に関する事。 (11) 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関する事。 (12) 災害日誌及び記録に関する事。 (13) 各地域（自治会、町内会等・自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 (14) 自衛隊派遣要請の要求に関する事。 (15) 職員の非常招集及び非常配備体制に関する事。 (16) 職員等の食料・寝具・災害出動用被覆の調達及び配布に関する事。 (17) 職員の被害状況調査に関する事。 (18) 災害時の防犯に関する事。 (19) 災害時における交通情報の収集及び広報伝達に関する事並びに交通安全に関する事。 (20) 各部（班）との連絡調整に関する事。 (21) 災害現地等との連絡、伝令、通信等に関する事。 (22) 災害時の車の借り上げ及び町有車両運行管理に関する事。 (23) 災害時の輸送計画及び車両運行実施に関する事。 (24) 災害時応急対策及び復旧の資機材、人員、食料等輸送に関する事。 (25) 被災地域の視察及び見舞いに関する事。 (26) 防災行政無線の運用に関する事。 (27) 災害復旧と総合計画の調整に関する事。 (28) 災害予算及び決算等経理に関する事。 (29) 災害応急対策及び復旧対策に要する資金計画に関する事。 (30) 災害統計に関する事。

<p>総務班 つづき</p>	<p>(31) 中央関係機関に関する要望書及び資料調整に関すること。 (32) 自治会・町内会等住民組織に関すること。 (33) 災害対策の要望、陳情に関すること。 (34) 災害情報の発表、広報等に関すること。 (35) 報道機関との連絡、調整に関すること。 (36) 被害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関すること。 (37) 被災地の巡回公聴活動に関すること。 (38) 災害現地、避難所等との連絡、伝令、通信等に関すること。 (39) 被災町民の相談に関すること。 (40) 救護施設の設置計画及び実施に関すること。 (41) 災害に伴う地方債に関すること。 (42) 地域住民組織（町内会、自治会等）の協力要請及び総合調整に関すること。 (43) 行方不明者の捜索に係る連絡調整等に関すること。 (44) 遺体の収容、火葬等に係る連絡調整等に関すること。 (45) 被災地の塵芥、し尿、汚物、死亡獣畜の処理及び環境衛生保持等に係る連絡調整に関すること。 (46) 災害時の公害発生予防及び応急対策等に係る連絡調整に関すること。 (47) 一般的被害（人的被害・住宅被害・非住家被害）の調査に係る連絡調整に関すること。 (48) 被災者名簿の作成に関すること。 (49) 被災者の町税減免措置及び町税計画の見直しに係る連絡調整に関すること。 (50) 放浪犬の処理等に係る連絡調整に関すること。 (51) その他、他の部（班）に属さないこと。</p>
<p>記録班 （広報係長）</p>	<p>(1) 被災状況、災害応急対策状況、災害復旧状況の記録（主に写真撮影）に関すること。</p>

【避難対策部】（住民環境課長）

班名	所掌事項
<p>避難支援班 （健康福祉課長）</p>	<p>(1) 避難行動要支援者（一人暮らし高齢者、心身障がい者、妊婦等）の避難支援に関すること。 (2) 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関すること。 (3) 義援金品の受付、配布に関すること。 (4) 救援物資に関する調達、給与に関すること。 (5) 保育所児童の避難誘導及び災害時の保育所の管理運営に関すること。 (6) 老人、保健、児童福祉施設の被害調査、応急対策、復旧対策に関すること。 (7) 被災町民の相談に関すること。 (8) 災害時応援のボランティア、団体等の受入、活動等の連絡調整に関すること。 (9) 日本赤十字社救護機関との連絡調整に関すること。 (10) 保健所及び医療機関との連絡調整に関すること。 (11) 災害時の医療及び助産に係る連絡調整に関すること。 (12) 災害時の防疫及び被災地の環境衛生保持に関すること。 (13) 所管医療施設の被災状況調査及び応急対策等に関すること。 (14) 被災者の健康管理指導に関すること。</p>

避難所対策班 (保険課長) (商工観光課長) (農林課長) (農業委員会事務局長)	(1) 避難所の開設計画及び実施に関する事 (2) 避難所における避難住民等の受入準備、解錠に関する事 (3) 避難所の暖房、飲料水、毛布等の準備及び配布に関する事 (4) 避難所における負傷者、心身障がい者、高齢者等の介護等に関する事 (5) 避難所における避難者等に対する炊き出し及び食料品、飲料水等の給与に関する事
避難状況確認班 (議会事務局長) (出納室長)	(1) 避難所の避難者数の確認に関する事 (2) 避難所等における食料、水、毛布、その他必要な物資等の数量把握のための基礎情報の収集に関する事 (3) 災害情報等の収集及び提供に関する事 (4) 安否確認に関する事
避難路誘導班 (税務課長)	(1) 湯沸坂等の避難経路における誘導、指示に関する事
給食班 (保育所長) (給食センター所長)	(1) 被災者等への給食(炊出し)及び食料品、飲料水等の給与に関する事 (2) 非常備蓄食料等の配布等に関する事

【医療対策部】 (浜中診療所事務長)

班名	所掌事項
医療対策班 (浜中診療所総務係長)	(1) 災害時における医療及び助産に関する事 (2) 医療及び助産に必要な医療品、衛生資材の確保に関する事 (3) 救急医療班の編成及び巡回診療に関する事 (4) 救急医療救護所の開設、運営に関する事 (5) 医療対策本部の設置に係る医療部隊の編成及び運営に関する事 (6) 医療施設の警防及び被害調査、応急対策、復旧対策に関する事 (7) 医療部隊の出動、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関する事 (8) その他医療活動の実施に伴う事務に関する事

【災害応急対策部】 (建設課長)

班名	所掌事項
災害応急対策班 (上下水道課長)	(1) 道路、橋梁、河川、上水道、下水道、その他土木関係施設の保全、被害調査、応急対策、復旧対策に関する事 (2) 交通不能箇所の調査及び障害物の除去等通行路線の確保に関する事 (3) 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関する事 (4) 災害時における土木建設用機械等の確保及び運用に関する事 (5) 災害応急資材(土木作業用)の確保、輸送及び配分に関する事 (6) 除雪に関する事 (7) 水防技術の普及、指導に関する事 (8) 建築物の被害調査及び復旧対策に関する事 (9) 被災予想地域における建築制限に関する事 (10) 災害時の建築用資材の需給計画に関する事 (11) 被災住宅復興資金に関する事 (12) 応急仮設住宅の設置に関する事 (13) 避難収容施設及び住宅の応急修理に関する事 (14) 被災地の住宅建築指導に関する事

【文教対策部】（管理課長）

班 名	所 掌 事 項
文 教 対 策 班 (生涯学習課長) (指導室長) (霧多布高校事務長)	(1) 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。 (2) 教育施設、社会教育施設の被害調査、応急対策、復旧対策に関すること。 (3) 災害時の応急教育に関すること。 (4) 災害時における社会教育施設入場者への避難誘導及び災害情報等の周知に関すること。 (5) 被災児童・生徒に対する学用品、教科用図書等の給与に関すること。 (6) 被災学校の医療、防疫、給食対策等に関すること。 (7) 災害時の学校経営指導に関すること。 (8) 災害時における学校教育施設の避難所等解放に関すること。 (9) 文化財等の被害調査、保護及び応急対策に関すること。 (10) 災害復旧活動等に協力する、文化・スポーツ・ボランティア団体等の連絡調整に関すること。

【防災ステーション】（水産課長）

班 名	所 掌 事 項
水 門 班 (企画財政課長)	(1) 津波防災ステーション及び水門、陸閘、樋管の緊急閉鎖に関すること。 (2) 津波防災ステーション及び水門、陸閘、樋管の作動確認、点検整備に関すること。

※他部班への応援に関することについて

災害発生時には、初動体制の構築及び職員の参集状況により、避難対策や災害時要支援者対策に関する業務、また、救助などの各業務については、当該班のみで対応することは困難であることが想定される。そのため、本部長より指示のあった部（班）は、他の部（班）の応援等の業務に就く。

4 標識

- (1) 本部を設置したときは、本部所在施設入口に標示板（資料22）を掲げる。
- (2) 本部長・副本部長及びその他本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（資料23）を帯用する。
- (3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識（資料24）をつける。

- 資料編 [各種資料]
- 資料22 災害対策本部掲示板
 資料23 腕章
 資料24 標識

5 本部の運営

本部の運営は、浜中町災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）の定めるところによる。

(1) 本部会議構成員

町長	保険課長	水産課長	高校事務長
副町長	健康福祉課長	農林課長	議会事務局長
教育長	保育所長	浜中診療所事務長	農業委員会事務局長
総務課長	防災対策室長	出納室長	給食センター所長
企画財政課長	商工観光課長	管理課長	
税務課長	建設課長	指導室長	
住民環境課長	上下水道課長	生涯学習課長	

(2) 本部会議概況

役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策の基本方針を決定 ・ 災害応急対策を実施するための施策の決定 ・ 各部班の連絡・調整
時 期	・ 本部長（町長）等が認めた場合
構 成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部会議構成員（本部長、副本部長、各課長職等） ・ 本部長が参加を認めた職員 ・ 必要に応じ各防災機関職員
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策（応急）の決定 ・ 応援の要請 ・ その他

6 現地災害対策本部・現地災害対策合同本部

(1) 設置

ア 本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、発生した災害が大規模で、被災現地において防災関係機関と連携して災害応急対策をするため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策合同本部を設置する。

ウ 現地災害対策本部又は現地災害対策合同本部（以下「現地災害対策本部等」という。）は、被災現地に近い防災拠点又は公共施設に設置する。

(2) 組織等

ア 現地災害対策本部等は、本部長が指名する職員又は本部長からの派遣要請により防災関係機関から派遣された職員をもって組織する。

イ 現地災害対策本部等の長は、本部長が指名する職員をもってあてる。

ウ 現地災害対策本部等は、被災現地において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

(3) 通知

本部長は、現地災害対策本部等を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、又は各関係機関に通知する。

(4) 廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地災害対策本部等を廃止する。

7 災害復旧対策室等の設置

災害等発生状況を総合的に判断し、災害に対する迅速・的確な応急対策を実施するため、災害対策が長期的に及ぶ可能性がある場合、特に住民のライフライン確保や災害対応のための相談窓口としての必要があると認めるときは、災害復旧対策室等を設置することができるものとする。

8 民間団体との協力

町は、災害時、本節第5「住民組織等への協力要請」に基づき、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

第4 警戒・非常配備体制

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の招集（登庁）による非常配備体制をとるものとする。

ただし、本部が設置されない場合にあっても、その都度、状況に応じ非常配備に関する基準に準じて必要な体制を整えるものとする。

1 警戒・非常配備体制

気象情報等連絡体制（災害情報連絡室）	
配備基準 （時期）	(1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）が本町を含む地域に発表されたとき。 (2) 本町を含む地域に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 (3) 本町を含む地域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する注意報（風雪・強風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷・融雪）が本町を含む地域に発表され、数時間後に警報に変わるおそれがあるとき。 (5) 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。 (6) その他、町長(本部長)が必要と認めたとき。
配備内容 （任務）	(1) 釧路気象台その他関係機関と連絡をとり、気象・地象等に関する情報の収集、伝達、連絡のため、防災対策室長、防災担当係等の少数の人数をもってあたる。 (2) 状況により速やかに関係課長等、町民、関係機関等へ周知、連絡することができ、次の第1非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。 (3) 釧路・根室管内で震度4の地震が発生したとき、防災行政無線自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されないとき、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。）
参集体制	(1) 防災対策室長、防災係長、防災係及び必要に応じ、総務対策部総務班及び災害応急対策部の内から1～2名 (2) 緊急時に速やかに関係機関、住民、関係者等への連絡がとれる体制

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第1 非常配備体制（災害警戒本部）	
配備基準 （時期）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が、本町を含む地域に発表され、被害は局地的で比較的軽微と見込まれるが、災害の発生が予想され、又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 風雪、強風、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪、雷、濃霧、なだれ、噴火、地震動等の状況により、被害は軽微と見込まれるが、公共機関・施設及び町内の状況を把握する必要があると認められる程度の災害の発生が予想され、警戒が必要になったとき。 (3) 局地的に比較的軽微な災害の発生が予想され、又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 (4) 本町地域で震度4の地震が発生したとき。 (5) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。 (6) 気象庁及び太平洋津波警報センター（PTWC）から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで20cmから1mと予想されたとき。 (7) その他、町長（本部長）が必要と認めたとき
配備内容 （任務）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警戒本部を設置し、災害情報の収集、伝達、連絡のため、総務対策部、災害応急対策部の少数の人員をもってあたる。 (2) 本町地域で震度4の地震が発生又は津波注意報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。） (3) 津波注意報が発表されたときは、速やかに本町沿岸地区に対して津波注意報が発表されていることを周知するとともに、水門、陸閘を閉鎖できる準備を整える。（状況に応じ、本部長（町長）の指示に基づき速やかに水門、陸閘を閉鎖できる体制をとる。） (4) 状況により速やかに関係課長等、関係機関等へ周知、連絡することができ、次の第2 非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。
参集体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、防災係、総務対策部総務班及び災害応急対策部の内から2～3名 (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたときは、(1)の要員及び避難対策部、防災ステーション (3) その他状況に応じ、町長（本部長）が当該非常配備を命じた者

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 非常配備体制（災害対策本部）	
配備基準 （時期）	(1) 局地的な災害の発生が予想され、又は災害が発生したとき。 (2) 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。 (3) 本町地域で地震（震度5弱、5強）が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。 (5) 気象庁及び太平洋津波警報センター（PTWC）から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで1 mから2 m程度と予想されたとき。 (6) その他状況に応じ、町長（本部長）が当該非常配備を命じたとき
配備内容 （任務）	(1) 災害対策本部を設置し、関係各部の所要人員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 (2) 津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民等に対し防災行政無線により避難指示を発令したことを周知するとともに、水門、陸閘及び樋管を閉鎖する。 (3) 地震（震度5弱、5強）、津波警報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。）
参集体制	(1) 町長、副町長、防災対策室、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、防災係、総務対策部、災害応急対策部、その他関係各部の所要人員 (2) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表された場合は、全職員 ただし、北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難指示が発令された場合、海岸地区住民等への避難指示発令の周知及び避難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班による水門閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（津波到達予想情報等）に応じ参集する。（津波到達予想までに時間的余裕がないなど、危険と判断した場合は自主的に安全な場所に避難し、避難先の施設等で避難者の受入等の支援に当たるものとする。） (3) その他状況に応じ、町長（本部長）が当該非常配備を命じた者

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第3 非常配備体制（災害対策本部）	
配備基準 （時期）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域にわたる災害の発生が予想され、又は被害が甚大であると予想される場合において、町長（本部長）が当該非常配備を命じたとき。 (2) 重大な災害が発生したとき。 (3) 本町地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。
配備内容 （任務）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部を設置し、職員全員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 (2) 大津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民等に対し防災行政無線により避難指示を発令したことを周知するとともに、水門、陸閘及び樋管を閉鎖する。 (3) 地震（震度6弱以上）、大津波警報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災係が手動により放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署により手動放送する。）
参集体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全職員 ただし、北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難指示が発令された場合、海岸地区住民等への避難指示発令の周知及び避難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班による水門等閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（大津波到達予想情報等）に応じ参集し、（大津波到達予想まで時間的に余裕がないなど、危険と判断した場合は、自主的に安全な場所に避難し、参集経路の安全等を確認してから参集する。）各部指定の所掌により活動するものとする。

（備考）

災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 職員の自主参集基準

- (1) 釧路根室管内で震度4以上の地震が発生したとき。
 防災対策室長、防災係長、防災係
 [その他職員は、自宅待機等で連絡がとれる体制]
- (2) 本町地域で地震が発生したとき。
 ア 震度4
 副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、上下水道課長、防災係長、防災係
 [その他職員は、自宅待機等で連絡が取れる体制]
 イ 震度5弱・5強
 町長、副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、上下水道課長、防災係長、
 防災係、総務対策部、災害応急対策部
 [その他職員は、自宅待機等で連絡が取れる体制]
 ウ 震度6弱以上
 全職員
- (3) 北海道太平洋沿岸東部に津波情報が発表されたとき。
 ア 津波注意報
 副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、上下水道課長、水産課長、防災係長、
 防災係、総務対策部、避難対策部、防災ステーション
 [その他の職員は、自宅待機若しくは連絡が取れる体制により、高台等へ自主避難]
 イ 津波警報（大津波・津波）
 全職員
 [ただし、北海道太平洋沿岸東部に津波警報・大津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難指示が発令された場合、海岸地区住民等への避難指示発令の周知及び避難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班による水門等閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（大津波到達予想情報等）に応じ参集し、（大津波到達予想まで時間的に余裕がないなど、危険と判断した場合は、自主的に安全な場所に避難し、参集経路の安全等を確認してから参集する。）各部指定の所掌により活動するものとする。]

（備考）

自主参集とは、日曜、休日、祝日、年末年始、夜間等の勤務時間以外の災害発生時等において、通信の途絶等が想定されることから、本部長（町長）、課長等からの非常招集等の通知が無くとも、テレビ、ラジオ、その他の方法により地震、津波注意報、津波警報を覚知した場合は、自主的に所定の配備につくものとする。

なお、その場合の参集場所は、特に指示がない場合は各所属先とする。

また、災害の規模、特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合、特に津波警報、大津波警報が発表された場合は、まず自分及び同居家族の身の安全を確保したうえで、可能な限り自主参集し、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

3 警戒・非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

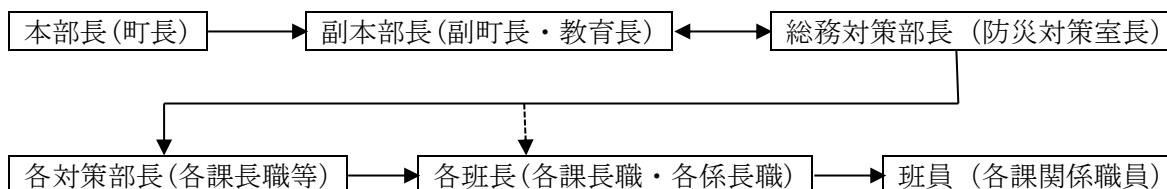
- ア 防災対策室長（総務対策部長）は、町長（本部長）の非常配備決定に基づき、各課長等（本部員）に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知する。
- イ 各課長等（各対策部長等）は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。
- ウ 配備要員（職員）は、各課長等（各対策部長等）よりイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。
- エ 各課長等（各対策部長等）は、あらかじめ部（班）内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに従って行う。

(2) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、町長（本部長）の指示により、防災対策室長（総務対策部長）は、各課長（各対策部長等）に通知する。
- (イ) 各課長（各対策部長等）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

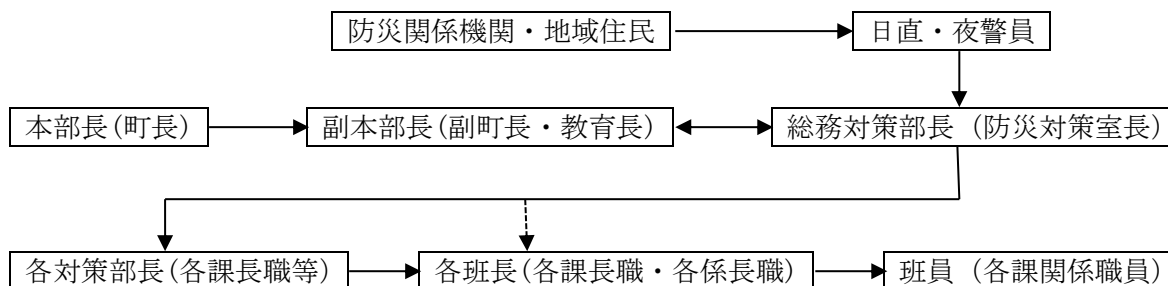
●図表 伝達系統(勤務時間内)



イ 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 宿日直者及び夜警員は、次の情報を受けた場合は直ちに、防災対策室長（総務対策部長）へ連絡する。
 - a 気象警報等が釧路総合振興局及びN T T 東日本仙台センタ、N T T 西日本福岡センタから通報されたとき。
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
 - c 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。
- (イ) 防災対策室長（総務対策部長）は、必要に応じて、各課長（各対策部長等）に通知する。
- (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずる。
- (エ) 伝達は電話等により行う。

● 図表伝達系統（勤務時間外）



ウ 職員の緊急参集

(ア) 町長（本部長）は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。

(イ) 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属長と連絡の上、又は自らの判断により自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

a 本部が設置された場合は、電話、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）ホームページ、テレビ・ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。

b 震度5弱又は5強の地震が発生し、若しくは津波注意報が発表されたときは、該当する職員は自主的に参集する。

震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは津波警報又は大津波警報が発表されたときは、全職員が動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、参集する。なお、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、あらかじめ防災拠点として指定されている場所に参集する。

c 通信の途絶により連絡がとれない場合、自らの判断により参集する。

(ウ) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動する。

a 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

b 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水、食料等の必要な用具を携行する。

c 参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。病院や社会福祉施設、道路、橋りょう等の施設の被害状況は、災害情報報告（別記第1号様式）により、本部に詳しく報告する。

d 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、釧路東部消防組合浜中消防署又は厚岸警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協

力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ 参集状況の把握

各課長（各対策部長）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録する。

- (ア) 職員参集状況報告書（別記第2号様式）
- (イ) 職員等安否確認調査票（別記第3号様式）

- 資料編 [条例・規則等]
- 資料3 浜中町防災行政用無線局管理運用規程
 - 資料4 浜中町防災行政用無線局運用細則
 - 資料5 浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則
 - 資料6 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則
 - 資料7 北海道浜中町津波防災ステーション管理細則
- [各種様式]
- 別記第1号様式 災害情報報告
 - 別記第2号様式 職員参集状況報告書
 - 別記第3号様式 職員等安否確認調査票

(3) 本部長（町長）の職務代理

本部の設置はじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故等あるときは、次のとおり職務を代理するものとする。

●職務代理順位

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
副町長	教育長	防災対策室長	総務課長	以降の順位は、昭和59年規則第6号「浜中町長の職務を代理する吏員の順序を定める規則」の順位に準じる。

(4) 非常配備体制下の活動

第1～3非常配備体制下における活動の要点は、次のとおりとする。

ア 第1非常配備体制下の活動

- (ア) 総務対策部長は、本部長の職員非常配備指令を受け、各課長等へ通知するものとする。
- (イ) 総務対策部長は、釧路地方气象台、その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達、その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係部長、班長等へ連絡する。
- (ウ) 関係各部長、班長は情報、又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに

に随時職員に適切な指示を行うものとする。

- (エ) 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

(ア) 本部長は、本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部会議及び班長会議を開催する。

(イ) 各対策部長は、情報の収集伝達を強化する。

(ウ) 総務対策部長は関係部長、班長及び防災会議構成機関、その関係機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(エ) 各部長、班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備し、協力体制を強化すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、各班長は、その活動状況を本部長に報告するものとする。

エ 勤務時間外、休日等における連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が重要であることから、本部は、勤務時間外、休日等においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した、主な自主参集基準を定める。

(5) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置くものとする。

本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員の内から指名する者をもってあてる。

本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項をそれぞれ所属する対策部に伝達するものとする。

第5 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、本部長は、災害の状況により必要と認めた場合、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊出し及び被災者の対応に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長（本部長）が協力を求める事項

2 協力要請先

協力を要請する主な住民組織、女性団体、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求める。

3 自主防災組織への協力要請

- (1) 自主防災組織の育成については、第4章第6節「自主防災組織の育成等に関する計画」による。
- (2) 自主防災組織が組織された場合にあつては、町長は、自主防災組織に協力を要請する。

○資料編 [各種資料] 資料17 防災関係機関等の連絡先

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

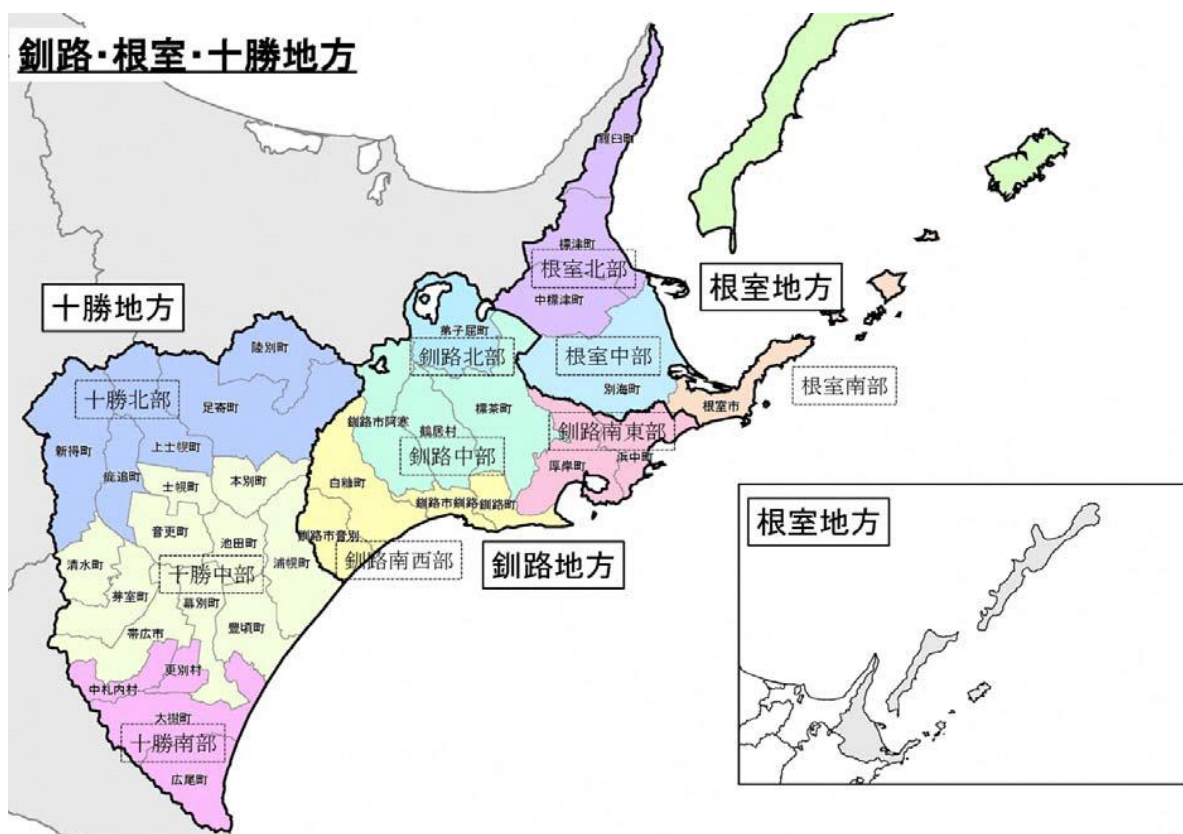
第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

町が該当する予報区（※1）を担当する官署は、釧路地方気象台となる。予報区及び注意報・警報・特別に用いる細区分域名は、次のとおりである。

●予報区（図）



区 分	概 要
府県予報区名（担当気象官署）	釧路・根室・十勝地方（釧路地方気象台）
区 域	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内
一次細分区域名（※2）	釧路地方
町等をまとめた地域（※3）	釧路南東部（厚岸町・浜中町）

- ※1 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。
 - ※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。
 - ※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとを発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や道の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域
- 注) 特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、北海道周辺海域は札幌管区気象台が担当する。

●海上予報区（図）



地方海上予報海域名	細分海域
北海道南方及び東方海上※1	釧路沖

※1 尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。そのうち、本町は釧路沖に該当する。

2 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報等を発表する担当区域を異にしており、その業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報等は釧路地方気象台、地方海上予報や警報は札幌管区気象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報及び気象情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 早期天候情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05, 11, 17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05, 11, 17時) 毎日3回(05, 11, 17時) 毎日2回(11, 17時) 随時
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海水情報	毎日2回(07, 19時) 随時
釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県海水情報	随時

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、消防法(昭和23年法律第186号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報(土砂災害・浸水害)が発表されている。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報を含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注

	意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

ウ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

エ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず実施されるものではない)	水位情報がある場合 (下段：重要河川の状況の危険度分布) ^{※1}	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5相当	市町村は、警戒レベル相当情報(他、暴風や日没の時間帯の堤防や構造物の施設に関する情報)なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する			氾濫発生情報 (危険度分布：黒) (発生している可能性)	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (発生)		大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布：黒 (発生)	高潮(警戒)情報 ^{※3}
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(有様立寄りの実地確認正負の避難勧告の多くは、シグナルで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫) (発生危険な状況に達)	危険度分布：紫 (発生)	内水氾濫危険情報(大雨特別警報に代わる情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (発生)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※5}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※6}	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤) (避難判断の必要に達)	洪水警報 危険度分布：赤 (発生)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (発生)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄) (発生危険な状況)	危険度分布：黄 (発生)		危険度分布：黄 (発生)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段赤字：危険性が高まるが、特定の条件とは次第に発表される情報(市町村に対し関係機関からフィードバック提供される情報)
下段赤字：頻り、期間上での発表を示すなどの状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

(3) 気象警報発表基準(令和5年6月8日現在)

大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	1 0
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	1 2 1
洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=5.9、琵琶瀬川流域=11.7
		複合基準	ノコベリベツ川流域=(5, 5.8)
		指定河川洪水予報による基準	—
暴風	平均風速	陸上	20 m/s
		海上	25 m/s
暴風雪	平均風速	陸上	18 m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	25 m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ40cm
波浪	有義波高		6.0 m
高潮	潮位		1.1 m

- ※大雨警報については、表面雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害・土砂災害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ※表面雨量指数：地面の被覆状況や地質、地形勾配など、その土地がもつ雨水の溜まりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
- ※流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域毎に算出する。
- ※洪水の欄中、「〇〇川流域=20」は、「〇〇川流域の流域雨量指数20以上」を意味する。
- ※地震・津波については地震・津波対策編に示す。

(4) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	8 0 mm
------------	--------	--------

(5) 気象注意発表基準(令和5年6月8日現在)

大雨	雨量基準	6	
	土壌雨量指数基準	7 3	
洪水	流域雨量指数基準	姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=4.7、琵琶瀬川流域=9.3	
	複合基準	ノコベリベツ川流域= (5, 4.7)	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	12 m/s
		海上	15 m/s
風雪	平均風速	陸上	10 m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	15 m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	3.0 m	
高潮	潮位	0.9 m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	200 m	
乾燥	最小湿度30% 実行湿度60%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	4～10月：（最高気温）平年より8℃以上低い日が2日以上継続 11～3月：（最低気温）平年より7℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下		
着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

※表面雨量指数：地面の被覆状況や地質、地形勾配など、その土地がもつ雨水の溜まりやすさの特徴を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
 ※土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には町等の域内における基準値の最低値を示している。
 ※複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。
 ※地震・津波については地震・津波対策編に示す。

(6) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

気象警報等は、次により、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報又は伝達する。

ア 気象警報等は、勤務時間中は防災対策室が、勤務時間外は宿日直及び夜間警備員等が受理する。

イ 勤務時間外に宿日直及び夜間警備員が気象警報等を受けたときは、直ちに防災対策室長に連絡するとともに、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第4号様式）に記載する。
 [連絡する気象警報…大雨（浸水害・土砂災害）、暴風、暴風雪、各特別警報]

ウ 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直業務終了後、防災対策室長に提出する。

エ 防災対策室長は、気象警報等を受け、対応が必要と判断した場合には、速やかに関係課長等に連絡するとともに、必要に応じて町長及び副町長に報告する。

○資料編 [各種様式] 別記第4号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

(7) 伝達系統

気象警報等は、右図に示す伝達系統により、電話、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて通報又は伝達する。

なお、特別警報の内容については、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、道に対しては町への通知を、町に対しては住民等への周知の措置をそれぞれ義務付けられている。

そのため、町、道、その他防災関係機関の所有する通信網及び報道機関の放送網を活用し、住民へ確実に伝達する体制とする。

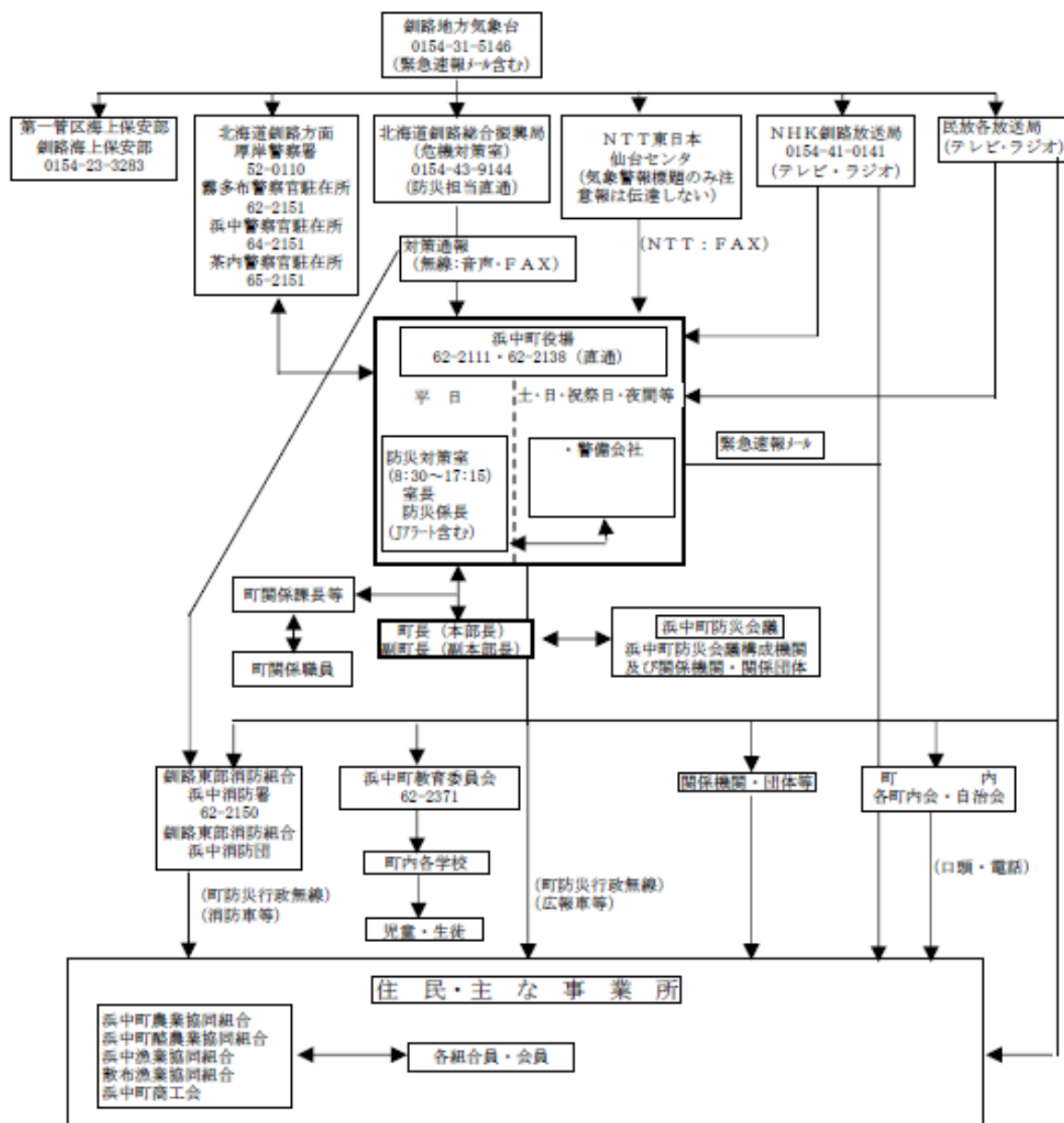
2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>お雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて通常10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて通常10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難

<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
-------------------	---

●注意報及び警報（特別警報を含む）等の伝達系統図



※「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」を配信

3 海上警報

(1) 種類

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによっ

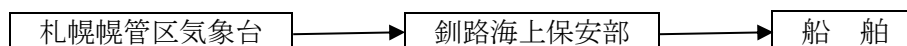
て、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7(28~33kt)の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程約500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8(34~40kt)及び9(41~47kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上(48kt~)の場合(台風により風力階級12(64kt~)の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風海上台風警報力階級12(64kt~)の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
		海上警報解除	

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(2) 伝達

伝達系統は下図のとおりである。



4 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、下表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

5 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、

対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけられる情報で、町長が避難勧告等の発令の判断をする参考とする。

釧路建設管理部と釧路地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な療育は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)
危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

参考) 土砂災害警戒判定メッシュ情報 (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

6 火災に関するもの

(1) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、釧路地方気象台から釧路総合振興局長に通報されるものである。

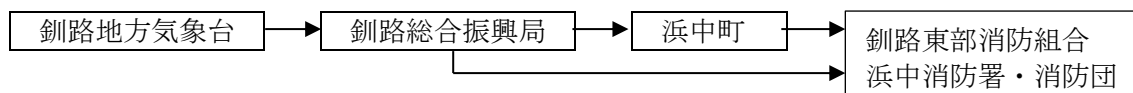
通報された釧路総合振興局長は、町長に通報する。

ア 通報基準

気象台等が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表をもって、火災気象通報とする。

イ 伝達系統

伝達系統は下図のとおりである。



(2) 林野火災気象情報

林野火災気象情報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第8節「林野火災対策計画」により実施する。

7 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路地方など）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝・釧路・根室地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解

説する場合等に発表する。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
浸水キキクル（危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
洪水キキクル（危険度分布）	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を公表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

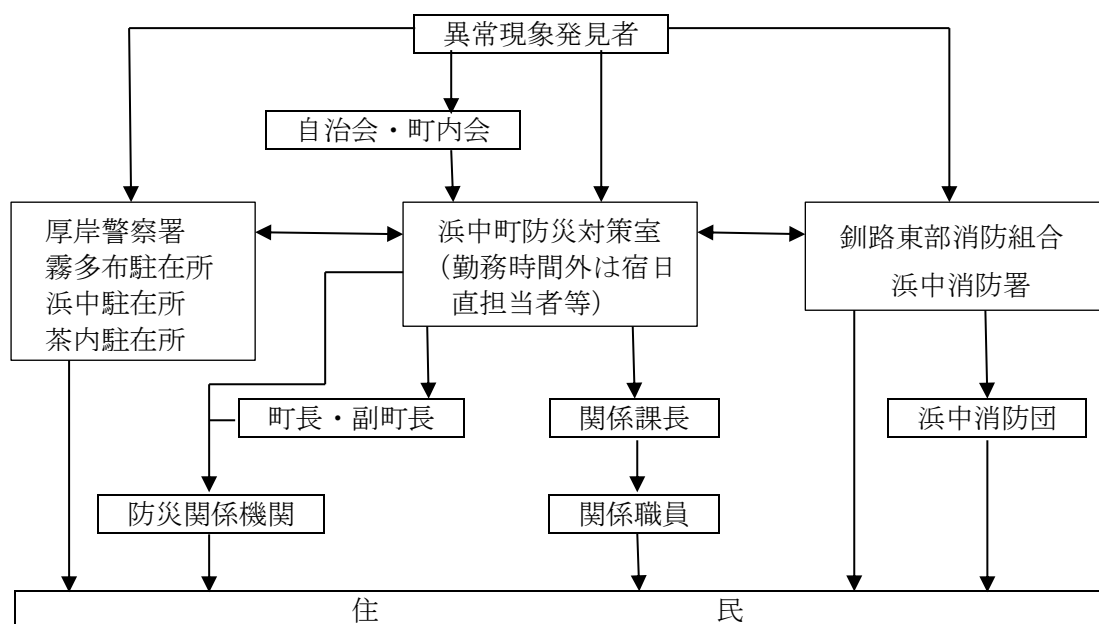
※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。通報は、災害情報連絡系統図により速やかに町、厚岸警察署、釧路海上保安部及び釧路東部消防組合浜中消防署等に行う。

●災害情報連絡系統図



2 警察官等の町への通報（基本法第54条第3項）

発見者から通報を受けた警察官及び海上保安官は、その内容を確認し、直ちに町長に通報するものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知（基本法第54条第4項）

(1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。

あて先官署名	電話番号
釧路地方気象台	(0154) 31-5110 (観測予報)
釧路市幸町10丁目3	31-5146 (防災)

(2) 防災関係機関への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図による。

4 通報の取扱い

- (1) 勤務時間外の通報は、浜中消防署、宿日直者等が受理し、防災対策室長に報告する。
- (2) 防災対策室は、発見者又は浜中消防署からの通報を受けたときは、町長に報告するとともに事務処理にあたる。

5 災害情報等の収集及び報告

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡する。
- (2) 災害が発生した場合は、災害情報報告取扱要領（資料14）に基づき、その状況を釧路総合振興局長に報告する。

○資料編 [条例・規則等] 資料14 災害情報報告取扱要領

[各種様式] 別記第1号様式 災害情報報告

別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）

第4 気象官署の組織等

町を担当する官署は釧路地方気象台となる。町内にある地域気象観測所は、下表のとおりである。

●観測所

観測所名	緯度	経度	標高	観測要素
榊町	43度7.2分	145度6.6分	2m	気温・降水量・風向風速・日照時間
茶内原野	43度10.4分	145度58.0分	70m	降水量

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「ECO-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、関係機関は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、町は、災害が発生するおそれがある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに町、道及び防災関係機関は、災害区域における災害予防策を講じる。

第1節 災害危険区域等

第1 災害危険区域等

町内において災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に掲載する資料28から32のとおりである。

区 分		該当箇所数	備考
土砂災害警戒区域	地すべり	1	資料30
	急傾斜地の崩壊	35	資料30

	土石流	18	資料30
山地災害危険地区	山腹崩壊	36	資料31
	崩壊土石流出	11	資料31
津波浸水想定区域図			資料32

※ 土砂災害警戒区域は、令和2年1月28日付け北海道告示第60号、第61号及び令和3年6月4日付け北海道告示412号、第413号の指定箇所を掲載

※ 山地災害危険地区は、北海道が調査を実施し公表している箇所を掲載

※ 津波浸水予測図は、令和3年平成24年7月19日に北海道が公表した「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」を掲載

第2 危険物貯蔵所等

町内における危険物貯蔵所等の所在は、資料33のとおりである。

区 分	該当箇所数	備考
危険物貯蔵所等所在区域	36	資料33

- 資料編 [各種資料]
- 資料28 高波・高潮・津波等危険区域
 - 資料29 市街地における低地帯の浸水予想区域
 - 資料30 土砂災害警戒区域
 - 資料31 山地災害危険地区
 - 資料32 津波浸水想定区域図
 - 資料33 危険物貯蔵所等所在区域

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者（町）

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- 3 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- 4 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取

組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加促進
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物等の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア（家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置

(1) 被災農作物等に対する応急措置

(2) その他

7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画に定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、道、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努める。さらに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施に努める。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 町防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、町及び町防災会議が主唱し、防災会議構成機関及び各関係機関と連携の上、実施する。

1 総合防災訓練

避難訓練、災害救助、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道、防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の訓練の実施に努める。

第5 民間団体等との連携

町、道、防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア、要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練の実施に努める。

第6 自主防災組織等が行う訓練への支援

町は、地域における防災関係機関や防災リーダー等と連携しながら、自主防災組織等が行う訓練への支援を行う。

第7 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- 2 道は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、町が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の調達体制の整備に努める。
- 3 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町及び関係機関は、自主防災組織や自治会等と連携して、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

第3 災害時等における生活必需物資の調達に関する協定

平常時の物資備蓄にかかる空間的及び金銭的コストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時における生活必需物資の調達に関する協定の締結を進めていく。

第4 備蓄倉庫等の整備

町は防災資機材倉庫等（資料34）の整備に努める。

○資料編 [各種資料] 資料34 防災資機材倉庫等

第5節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援し、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援(受援)体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 釧路東部消防組合浜中消防署

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

3 防災関係機関等

あらかじめ、町、道、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、浜中社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 5 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、この計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（浜中町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、この計画に明記する、若しくは相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

第1 自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

○資料編 [各種資料] 資料35 自主防災組織一覧

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。

カ 指定避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設・運営方法等を習得する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避等避難（以下、「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は、「北海道地域防災マスター」等の地域の防災活動におけるリーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図るとともに人材の養成に努める。

(4) 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構え等を身につけた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われる。

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために、指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
また、必要に応じて避難所の解放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 2 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと地域住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から地域住民等への周知徹底に努める。
- 3 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 4 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒の保護者への引渡しに関するルール等を定めた学校防災マニュアルの作成を促す。
- 5 町は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。
- 6 避難行動要支援者等の避難誘導は、本章第8節「避難行動要支援者等対策計画」を準用する。

第2 指定緊急避難場所及び津波一時避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。
また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際

には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

- 2 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 3 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 4 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに告示しなければならない。
- 5 津波一時避難場所は、津波警報又は大津波警報が発令された時、津波浸水区域外まで避難できない人が一時的に避難する場所として指定する。

- 資料編 [各種資料]
- 資料36 避難階段、避難経路
 - 資料37 指定避難所
 - 資料38 指定緊急避難場所及び津波一時避難場所
 - 資料39 広域避難場所
 - 資料41 待避所

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めてい

ること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 福祉施設や指定一般避難所の一部スペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする、者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアが必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - (3) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、通信設備等の整備を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力の確保に努める。
 - (4) 町は、指定管理施設が指定避難所になっている場合は、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに告示する。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、地域住民等の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険

が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布及びインターネットによる周知等、その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の促進に努めるものとする。

3 避難計画の策定等

町、学校等教育施設及び社会福祉施設並びに医療機関は、迅速かつ円滑な避難行動を実施するため、避難計画の策定に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を策定する。

また、河川氾濫、内水氾濫、土砂災害、津波等災害は地域によって異なり、またそれらに対する避難の方法も地域によって異なることを踏まえ、災害毎の避難計画の策定に努める。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 避難場所・避難所の管理に関する事項

(ア) 避難場所の秩序保持

(イ) 避難住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知

- (イ) 緊急速報メールによる周知
- (ロ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (エ) 避難誘導者による現地広報
- (オ) 自主防災組織及び住民組織を通じた広報
- ク 要配慮者に対する必要な支援
- (2) 防災上重要な施設の管理者等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

- ア 避難場所
- イ 避難経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- キ 学校等教育施設

多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮し実態に即した適切な避難計画若しくは学校防災マニュアルの作成に努める。

- ク 社会福祉施設

施設利用者の活動能力を十分に配慮した避難計画の策定に努める。

- ケ 医療機関

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する安全な避難場所についての周知方法を定める等、適切な避難計画の策定に努める。

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 良好な避難生活環境の確保等

1 施設の整備

避難場所として指定されている施設について、施設のバリアフリー化の整備に努める。

2 避難場所における備蓄等

食料や飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に必要不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちに提供できるよう、備蓄の推進を図るとともに、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄について検討する。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所や避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7 避難所等運営マニュアルの作成

避難所の運営が円滑に行えるよう、あらかじめ避難所等運営マニュアルを作成し、避難所等の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にし、町職員以外の者でも、避難所等を運営できるように分かり易いマニュアルの整備を図る。

○資料編 [各種資料] 資料40 応急救護所として指定する施設一覧

第8節 避難行動要支援者等対策計画

災害時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりとする。

第1 安全対策

町民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速にかつ正確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するため適切な行動をとらなければならない。

しかし、乳幼児や高齢者、障がい者、妊産婦、在住外国人等（以下「要配慮者」という。）は、自力で十分な判断、行動がとれないことから、町は、迅速かつ的確に避難できるよう浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱によりプライバシーに十分配慮し、生活状況、居住状況の実態把握に努める。

また、大規模災害時には、通信途絶、交通遮断等が予想されることから、要配慮者の保護と安全について、関係機関、地域住民及びボランティア団体等の協力援助体制の充実に努める。

○資料編 [条例・規則等] 資料12 浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、基本法第49条の10の規定に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱により作成したものを避難行動要支援者名簿として位置付ける。

1 避難支援等関係者となる者

災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる避難支援等関係者は次に掲げる者とする。ただし、名簿情報を提供することについて同意を得られていない場合は、この限りではない。

- (1) 消防機関
- (2) 警察機関
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 町内会・自治会

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱において登録対象者とされている次に掲げる者とする。

- (1) 要介護3以上の者
- (2) 身体障害者手帳2級以上を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者

(5) その他支援を必要としている者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部局で把握している要介護者等の情報を集約するよう努める。

また、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、適切な管理に努めるものとする。

4 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、住民の転入・転出や介護認定等の事務を通じて定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、名簿情報の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 名簿情報には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (3) 施錠可能な場所に名簿を保管するよう指導すること。
- (4) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (5) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (6) 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (7) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

第3 避難のための情報伝達

町長は、要配慮者が円滑かつ安全に避難するため、早めに高齢者等避難などを発令する。また、次に掲げる次項のいずれかを組合せた方法により、確実に伝達できるようにする。

- (1) 防災行政無線による伝達（Jアラートシステムによる自動放送を含む）
- (2) 広報車による伝達
- (3) ラジオ、テレビ等による伝達
- (4) 電話による伝達
- (5) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会・自治会、ボランティア、隣人等の協力を得て行う伝達
- (6) 町職員、消防職員、消防団員が直接出向いて伝達
- (7) 緊急速報メール（エリアメール）による伝達
- (8) 町ホームページ等インターネットを利用した伝達

第4 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難は、町福祉担当職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会・自治会、隣人、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

なお、自力歩行等が困難な場合は、車両等を利用して行うものとする。

また、町職員だけでは時間的、人力的に間に合わない場合があるため、要配慮者の意向、家族、親族や町内会・自治会、関係機関の役割分担等、避難行動要支援者ごとに避難支援計画が必要となる。

避難場所、避難所においても、町職員、町内会・自治会、ボランティア、福祉関係機関等が連携を図り、特に、高齢者、障がい者等の健康状態に留意し、プライバシーの確保、休息場所の確保、水、食糧、衛生用品等供給に配慮する。

2 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、まず自分の身の安全を確保し、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

第5 社会福祉施設の防災対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町、消防機関、自治会・町内会、近隣社会福祉施設、ボランティア組織と入所者の実態等に応じた連携、協力が得られるような体制に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、近隣の社会福祉施設との連携、協力体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、消防法に規定された防災訓練及び施設の職員や入所者が災害時にお

いても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者などが入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第6 災害時の援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 避難行動要支援者の発見

町は、災害が発生するおそれがある場合及び災害発生後、避難行動要支援者名簿を活用し、直ちに居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

2 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。

3 応急仮設住宅への優先的入居

町は、災害発生後に必要に応じて設置する、応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

4 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断した場合、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

5 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

6 乳幼児対策

防災訓練や、防災講座、防災パンフレット等により、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

また、家庭や保育施設における避難態勢を迅速にするため、地域の防災訓練を通じて、町内会・自治会、事業所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

保育所の施設については、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具や窓ガラス及び備品等に対する安全対策に努める。

7 高齢者、障がい者等対策

高齢者や障がい者及びその介護者に対して、災害時に適切な行動がとれるように、避難訓練、啓発パンフレット配布、講演会開催等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

また、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保をするため、家具の転倒防止器具等の取り付けの奨励、家屋の耐震化奨励、住宅用防災警報機設置等の安全対策に努めるとともに、避難にあたっての町職員、社会福祉

協議会、ボランティア、自治会・町内会、消防団、近隣住民等による避難誘導、避難支援体制の確立を図る。

8 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる、町内に居住する外国人を要配慮者として位置づけ、災害時に、迅速、かつ、的確な行動がとれるように、様々な機会を捉え、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練、避難訓練への参加や防災教育の指導等を行う。

- (1) 多言語によるパンフレット、広報誌等の配布
- (2) 指定緊急避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 町防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ町防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、町防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

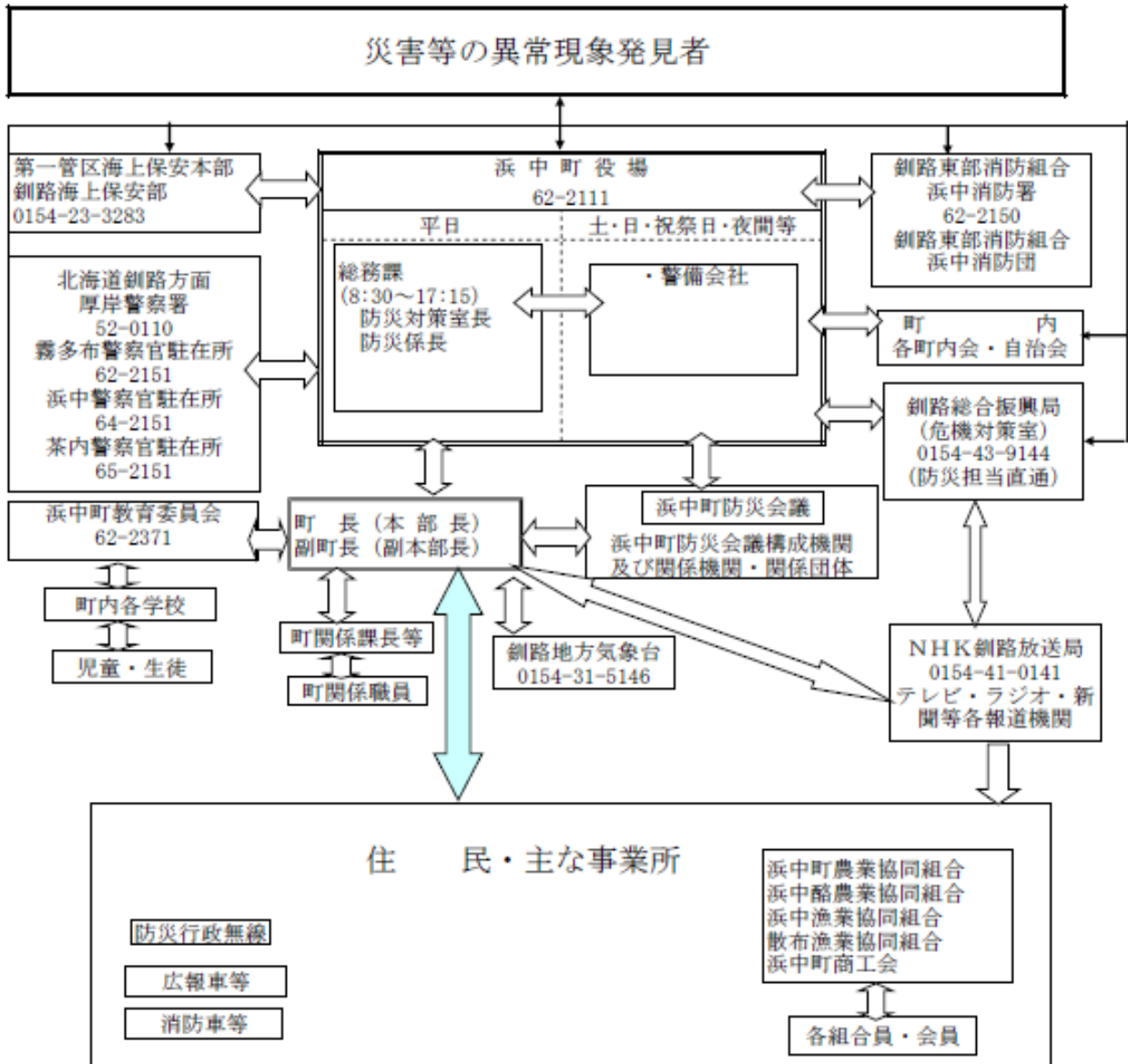
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行う等して、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際には、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
 なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

●無線通信施設

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	通信の相手先等
北海道防災行政無線	北海道	浜中町役場(防災対策室)	北海道・道内市町村他関係機関との相互通話及びFAX送受信
浜中町防災行政無線	浜中町	浜中町役場(防災対策室)	固定同報系無線町内屋外拡声子局49箇所及び個別受信機(全世帯及び事業所)への音声、チャイム、サイレンによる一斉通報
浜中町行政無線	浜中町	浜中町役場(防災対策室)	移動系無線基地局(浜中町役場)と移動局(携帯型、車載型)無線機との相互通信
浜中消防署行政無線	釧路東部消防組合 浜中消防署	釧路東部消防組合浜中消防署	消防業務用無線
警察行政無線	釧路方面厚岸警察署	釧路方面厚岸警察署	警察業務用無線

●災害情報等連絡系統図



第10節 建築物等災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の不燃化対策を講ずる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第11節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画整備方針

釧路東部消防組合浜中消防署は、消防の任務を遂行するため、町防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2 消防計画の作成

釧路東部消防組合浜中消防署は、1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成する。

3 消防の対応力の強化

釧路東部消防組合浜中消防署は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、消防署の対応力強化に努める。

第2 消防力の整備

釧路東部消防組合浜中消防署は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設及び人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効使用できるよう維持管理の適正を図る。

○資料編 [各種資料] 資料40 消防力の現況

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

釧路東部消防組合浜中消防署及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

- (1) 釧路東部消防組合浜中消防署は消防職員に対し、知識、技術及び体力の向上を図るため釧路東部消防組合消防計画の消防職員教育訓練実施計画に基づき教育訓練を実施する。
- (2) 釧路東部消防組合浜中消防団は消防団員に対し、知識、技術及び体力の向上を図るため釧路東部消防組合消防計画の消防団員教育訓練実施計画に基づき教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

釧路東部消防組合浜中消防署は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

第12節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。水防活動実施に当たっては、町、道及び釧路東部消防組合、浜中消防団等、防災関係機関の円滑な連携のもと機関相互の円滑な連携のもとに実施する。

第1 水防区域

町内河川のうち、市街地における低地帯の浸水予想区域は、資料29のとおりである。

○資料編 [各種資料] 資料29 市街地における低地帯の浸水予想区域

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第15節「融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

2 予防対策

(1) 特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 洪水浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について定める。

ア 当該浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

(3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達を定める。

(4) 町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(5) 町は、民間事業所や住民組織等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参加により、水防体制の一層の充実を図る。

3 ゲリラ豪雨、集中豪雨等への対応

ゲリラ豪雨については、現状では予測が難しく、基準となる降雨強度等の定義は確立されていないため、暫定的に各雨量観測所雨量情報を活用し、記録的豪雨に関する警報発令、又は1時間の雨量60mm程度以上が10分間以上継続した場合（10分間で10mm程度以上）には、緊急事態として、要配慮者対策に向けた体制の構築、町域の浸水危険箇所の通行止め等の処置をとる。

なお、前線の低気圧等による大雨又は局地的な豪雨（集中豪雨等）については、発生時の雨水流出抑制対策として、あらかじめ次のような対応を図る。

(1) 集中豪雨等に対して、治水対策による整備のみでは、効果的な浸水抑制が見込めない場合も考えられるため、多様な主体と連携し、効率的に浸水被害の最小化を図る。

第3 国の水防活動（特定緊急水防活動）

国土交通大臣は、洪水、高潮等により著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- (1) 当該災害の発生に伴い侵入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第4 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下本節において「法」という。）第32条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

法に定める関係機関及び地域住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりである。

(1) 町長（水防管理者）の責務

町長（水防管理者）は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

2 水防組織

第3章第1節「組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により、水防に関する事務を処理する。

3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、第3章第1節「組織計画」の定めに基づき、所轄する。

4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路地方気象台等と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

(1) 雨量観測

- ア 浜中町榊町【釧路地方気象台所管観測所】
- イ 浜中町茶内原野（茶内原野西13線）【釧路地方気象台所管観測所】
- ウ 浜中町茶内市街（ノコベリベツ川監視カメラ等）【浜中町所管】

(2) 潮位観測

釧路開発建設部（根室港湾事務所）が霧多布港内に設置している潮位観測器のデータを基に行う。

(3) 水位観測

- ア 浜中町茶内市街（ノコベリベツ川監視カメラ目視観測）【浜中町所管】
- イ 浜中町琵琶瀬（琵琶瀬川水門潮位、内水位監視）【水産庁所管、浜中町管理】
- ウ 浜中町新川（新川水門潮位、内水位監視）【国土交通省水管理・国土保全局所管、浜中町管理】

5 水防区域を防御するための地域分担

水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防長又は消防署長及び消防団長が、必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

分担区域	河川名	消防機関・消防団
霧多布 区域	新川	浜中消防署及び浜中消防団（第1分団）
浜 中 区 域	姉別川	浜中消防署及び浜中消防団（第2分団）
茶 内 区 域	ノコベリベツ川	浜中消防署及び浜中消防団（第3分団）
散 布 区 域	火散布川・藻散布川	浜中消防署及び浜中消防団（第4分団）
琵琶瀬 区域	琵琶瀬川	浜中消防署及び浜中消防団（第5分団）
姉 別 区 域	姉別川・別当賀川	浜中消防署及び浜中消防団（第6分団）
奔幌戸 区域	仙鳳趾川・幌戸川・奔幌戸川	浜中消防署及び浜中消防団（第7分団）

6 河川、堤防の巡視等

(1) 浜中消防署及び浜中消防団各分団（以下本節において「各分団」という。）は、洪水予報の通知を受けたときは随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を消防長に報告し、消防長は町長に報告する。

なお、水位が警戒水位に達したときは、北海道水防信号規則、第1信号により地域住民に周知する。

(2) 各分団は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちに、第2信号を打鐘し団員を招集し水防作業に当たらせ、そ

の旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。

(3) 各分団は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。

(4) 各分団は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を団長に報告し、団長は町長に報告する。

(5) 樋門施設の管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分に発揮できるように努める。

ア 施設管理者は、気象警戒等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行う。

イ 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作について支障のないようにする。

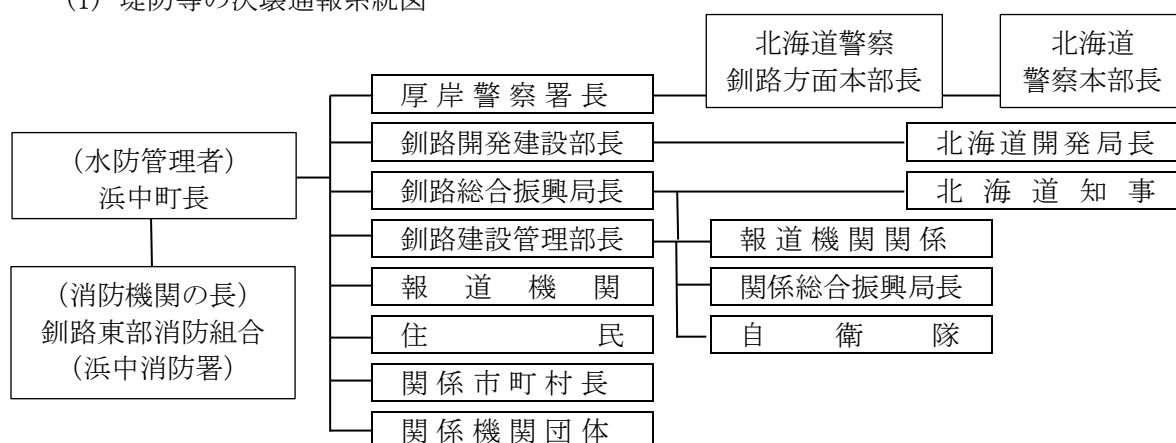
ウ 操作要領には、次のことを定める。

- (ア) 目的
- (イ) 点検整備要領
- (ウ) 操作員氏名
- (エ) 操作の時期及び通報
- (オ) 操作に関する記録及び報告
- (カ) その他

7 決壊・越水通報

堤防等が決壊した場合、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、ただちに次の系統図により通報する。

(1) 堤防等の決壊通報系統図



注) 消防機関の長は、町長（水防管理者）が所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ通報を行う。

(2) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び消防団、

水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める。

8 避難及び立退き

避難及び立退きは、堤防等が決壊した場合、又は破堤の恐れがあるときは、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

9 洪水警報情報の伝達

警戒情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次による。

方法 区分	警鐘信号	サイレン	摘要
第1信号	●休止 ●休止 ●休止	●-休止-●-休止-●-休止 5秒-15秒-5秒-15秒-5秒-15秒	氾濫注意水位に達したことを知らせる信号。
第2信号	●-●-● ●-●-● ●-●-●	●-休止-●-休止-●-休止 5秒-6秒-5秒-6秒-5秒-6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせる信号。
第3信号	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	●-休止-●-休止-●-休止 10秒-5秒-10秒-5秒-10秒-5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせる信号。
第4信号	乱打	●-休止-●-休止 1分-5秒-1分-5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

(備考) (1) 信号は、適宜の時間継続すること。

(備考) (2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

(備考) (3) 危険が去ったときは口頭、電話、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車により周知すること。

10 主要資機材の備蓄

町の防災資機材は、資料34のとおりである。

なお、町は水防協力団体と連携して、計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

○資料編 [各種資料] 資料34 防災資機材倉庫等

11 非常監視及び警戒

水防管理者（町長）は、町内の水防区域内を巡視、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、速やかに当該河川管理者に連絡する。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況

- (5) 取・排水門の両そで又は底部より漏水と扉の閉まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常

12 非常配備体制

(1) 水防管理者（町長）は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。

- ア 水防管理者（町長）が水防活動を必要と判断したとき
- イ 知事から指示があったとき

(2) 非常配備の体制は、第3章第1節「組織計画」による。

水防管理者（町長）が、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときはただちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

13 警戒区域の設定

(1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。

この場合、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

(2) (1)に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者からの要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

14 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。

その工法はおおむね次のとおりである。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基枠等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

15 事業所との連携

町は、町内の建設業者等への水防協力団体としてあらかじめ協力を要請する等、事業所との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

16 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

なお、茶内市街ノコベリベツ川の水害対策については、「浜中町ノコベリベツ川水害対策連絡会議」を設置して連携を図る。

17 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、住民に周知する。

18 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに釧路総合振興局長に報告する。

ア 消防機関を出動させるとき

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき

ウ その他の報告が必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第5号様式）を翌月5日までに、釧路総合振興局長に2部提出する。

○資料編 [各種様式] 別記第5号様式 水防活動実績報告書

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 学校、保育所及び医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施するほか、災害時における農業協同組合との連携を図る。

第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

1 竜巻からの身の守り方

- (1) 屋内にいる場合
 - ア 窓を開けない。
 - イ 窓から離れる。
 - ウ カーテンを引く。
 - エ 雨戸・シャッターを閉める。
 - オ 地下室や建物の最下階に移動する。
 - カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
 - キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
 - ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- (2) 屋外にいる場合
 - ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
 - イ 橋や陸橋の下に行かない。
 - ウ 近くの頑丈な建物に避難する。

- エ 頑丈な建物がない場合には、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
- オ 飛来物に注意する。

第3 分野別対応策の検討

1 農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物等に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- (1) 風速50m/s異常に耐える耐候性ハウスの設置
- (2) 風害等を受けやすい地域におけるの打ちよの災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- (3) 農作物等に対する被害への対応の検討

第14節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道雪害対策実施要綱（以下本節において「道要綱」という。）に準じ、防災関係機関との相互連携のもとに実施する。

○資料編 [条例・規則等] 資料15 北海道雪害対策実施要綱

第1 実施責任者

- 1 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、北海道開発局釧路開発建設部が行う。
- 2 道道で北海道所管にかかわる道路は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
- 3 町道については、町が行う。
- 4 交通規制
 - (1) 厚岸警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行禁止、制限及び駐車禁止等の交通規制を行う等の措置を講ずる。
 - (2) 道路管理者は、雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行う等所要の対策を講ずる。

第2 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、道要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に配慮する。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定する。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等交通の妨げにならないよう排雪する。
- 2 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

第4 警戒体制

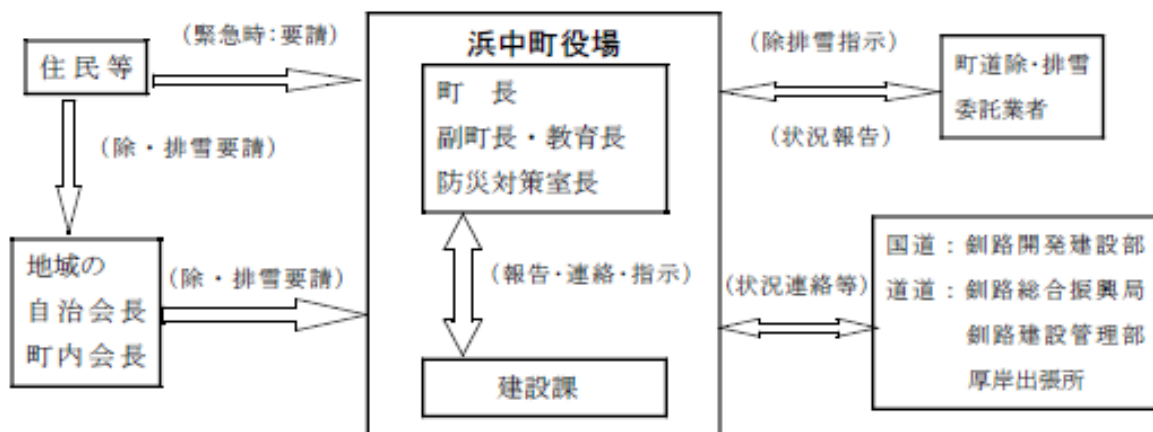
関係機関は、気象官署の発表する予報・警報等及び情報を勘案し、必要と認める場合はそれぞれの定める警戒体制に入る。

- 1 町長は、本部設置基準により、次の状況を勘案し、必要と認めたときは、本部を設置する。
 - (1) 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - (2) 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から特に緊急、応急措置を要するとき。
- 2 町長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めたときは、職員をもって事態に対処する。
- 3 町長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容する。

第5 避難救出措置

雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は、関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

●雪害時の連絡体制



第15節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害は（以下本節において「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道融雪災害対策実施要綱（以下本節において「道要綱」という。）に準じ、防災関係機関の相互の連携のもとに、本章第11節「水害予防計画第3水防計画」に定めるもののほか、次のとおりである。

○資料編 [条例・規則等] 資料16 北海道融雪害対策実施要綱

第1 気象情報の把握

融雪期においては、釧路地方気象台等の情報により地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

第2 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、道要綱に準じ、所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動態勢並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第3 水防区域内の警戒

水防区域内及びなだれ、地すべり等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

- 1 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、地域住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。

- 2 町は、厚岸警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。
- 3 町は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。
- 4 町は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施する。
- 5 道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

第4 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行うとともに関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打ち合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

第16節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

1 町

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町同系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 地域住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、町防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

2 漁港・港湾管理者

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進するものとする。

- 資料編 [各種資料]
- 資料28 高波・高潮・津波等危険区域
 - 資料29 市街地における低地帯の浸水予測区域

第17節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 現況

1 土砂災害警戒区域

【R4.1.1】

区分	該当箇所数
地すべり	1箇所
急傾斜地の崩壊	35箇所
土石流	18箇所
計	54箇所

2 山地災害危険地区

【R4.1.1】

区分	該当箇所数
山腹崩壊	36箇所
崩壊土石流出	11箇所
計	47箇所

○資料編 [各種資料] 資料30 土砂災害警戒区域

資料31 山地災害危険地区

第2 予防対策

1 土砂災害危険箇所の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、地域住民及び関係機関に周知徹底を図る。

2 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害危険箇所の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。

(1) 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害危険箇所の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。

(2) 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 避難場所の開設準備 (4) 避難指示の発令判断
土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合	(1) 自主避難の広報 (2) 避難指示の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備

3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった場合に、町長が防災活動や地域住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや地域住民の自主避難の判断等の参考となるよう、釧路総合振興局釧路建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、釧路総合振興局釧路建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

イ 解除基準

降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想さ

れる場合

(3) 情報の収集及び伝達体制

土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に準ずる。

4 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、地域住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

なお、避難指示発令基準については、第5章第4節第4「避難指示等の発令基準」に準ずる。

5 避難指示等の発令対象地域

土砂災害警戒区域となる。区域は資料30のとおりである。

6 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営に関しては、第5章第5節第9「避難場所等の開設」及び第5章第5節第11「避難所等の運営管理等」に準ずる。

7 防災意識の向上

土砂災害危険箇所や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法等を記載したハザードマップを作成し、地域住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。

8 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、がけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり土砂災害防止の予防対策を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

地域住民に対し、崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、定期的に点検を行う。

危険区域の地域住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や地域住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）等の周知・啓発を図る。

(2) 山地災害防止対策

町が行う災害予防対策は次のとおりとする。

ア 山地防災ヘルパーの活用

町は、山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するため、道が認定する山地防災ヘルパーによる地域に密着した山地災害等の情報をもとに、緑地等の保全に努める。

イ 山地災害の把握と二次災害防止措置

山地防災ヘルパーの活動は、山地災害の原因となる異常兆候を把握し、山地の災害や治山施設の被災状況及び二次災害の防止のための監視を行っていることから、町は、こ

これらの山地防災ヘルパーの活用や道との連携により、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適切な指導を行う。

ウ 山地災害危険地区の周知

町は、地域住民に対し、山地災害危険地区の周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努める。

(3) 土石流予防計画

地域住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、定期的に点検を行う。

危険区域の地域住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や地域住民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は防災関係機関と相互に連携し、実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱（以下本節において「道要綱」という。）に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

○資料編 [条例・規則等] 資料15 北海道雪害対策実施要綱

第3 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町は、道及び国等道路管理者と連携して除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1 除雪体制の強化

- (1) 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (2) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

2 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- (1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- (2) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

3 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所等の確保

町は、積雪期における指定避難所等の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（スコップ、防寒具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第19節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

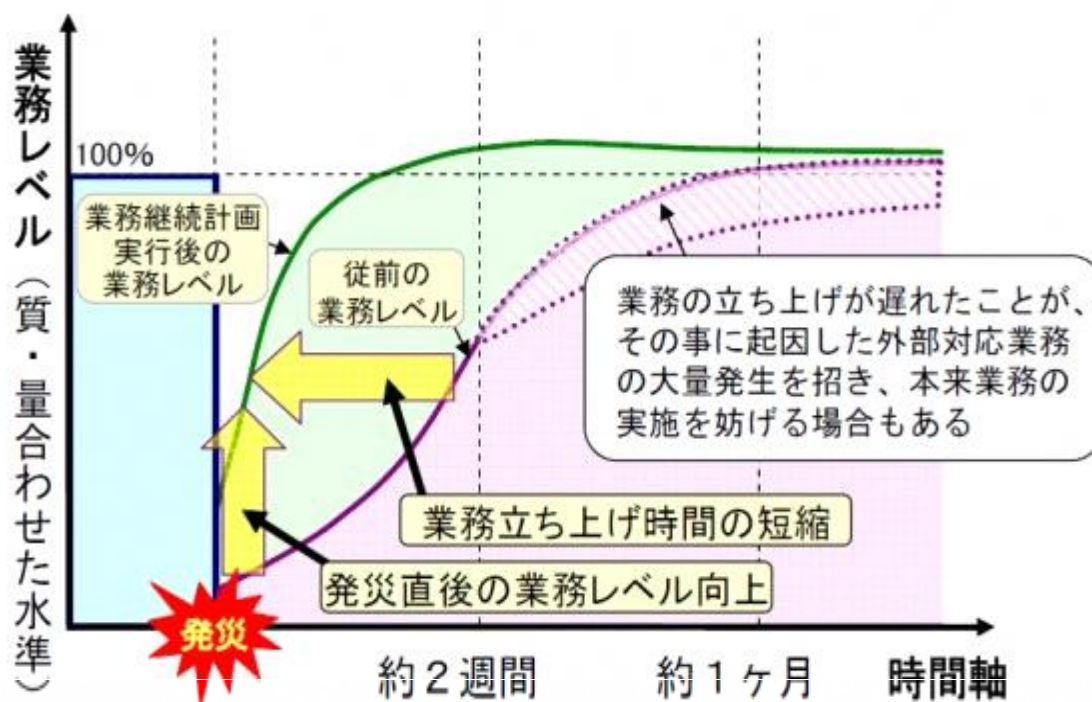
第20節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に町、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

●業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定にあたっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、役場庁舎が使用できなくなった場合の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に災害対策の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第21節 防災拠点機能の整備に関する計画

町は、災害時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備については、本計画の定めるところによる。

第1 町における防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難地又は防災活動の拠点となる場所を確保することは重要なことである。本町の場合、地理的に霧多布半島地区と対岸地域が道道霧多布岬線（霧多布大橋）で結ばれており、災害（地震・津波）により当該施設が陥没などで通行に支障が出た場合、避難行動はもとより、救出活動や復旧活動などの応急対策活動にも影響を及ぼすことが考えられる。

1 役場新庁舎

防災対策本部の設置場所とし、災害の応急活動の指揮・指令等災害時の中枢機能を果たすための資機材を整備する。

また、指定避難所として必要な資機材や備蓄飲食料等を整備する。

2 茶内支所

役場庁舎との往来が不通となる場合など、必要に応じて現地対策本部を設置する。現地対策本部施設として各種情報の収集、処理、伝達、災害応急活動の機能を果たすための設備や資機材等を整備する。

3 浜中支所

役場庁舎との往来が不通となる場合など、必要に応じて現地対策本部を設置する。現地対策本部施設として各種情報の収集、処理、伝達、災害応急活動の機能を果たすための設備や資機材等を整備する。

4 防災広場

災害時に消防隊や消防団の活動拠点となる敷地、消防車両などの駐車やヘリコプターの離発着場所を整備する。

また、消防の臨時通信を行う活動救援室や災害復旧資材庫となる防災倉庫を整備する。

5 その他の公共施設

町は、公共施設を災害別の指定避難所や指定緊急避難場所に定めた場合は、必要な設備の整備に努める。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定める。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有する。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害時は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を釧路総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告については、地図等、場所の特定ができる資料を添付するよう努める。

(2) 町長は、気象等警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

(3) 自治会長等は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 本部設置

ア 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、関係する防災

関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により釧路総合振興局を通じて道（危機対策課）へ通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時ただちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況を道（釧路総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（釧路総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道知事（釧路総合振興局長経由）に報告する。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

○資料編 [条例・規則等] 資料14 災害情報等報告取扱要領

[各種様式] 別記第1号様式 災害情報報告

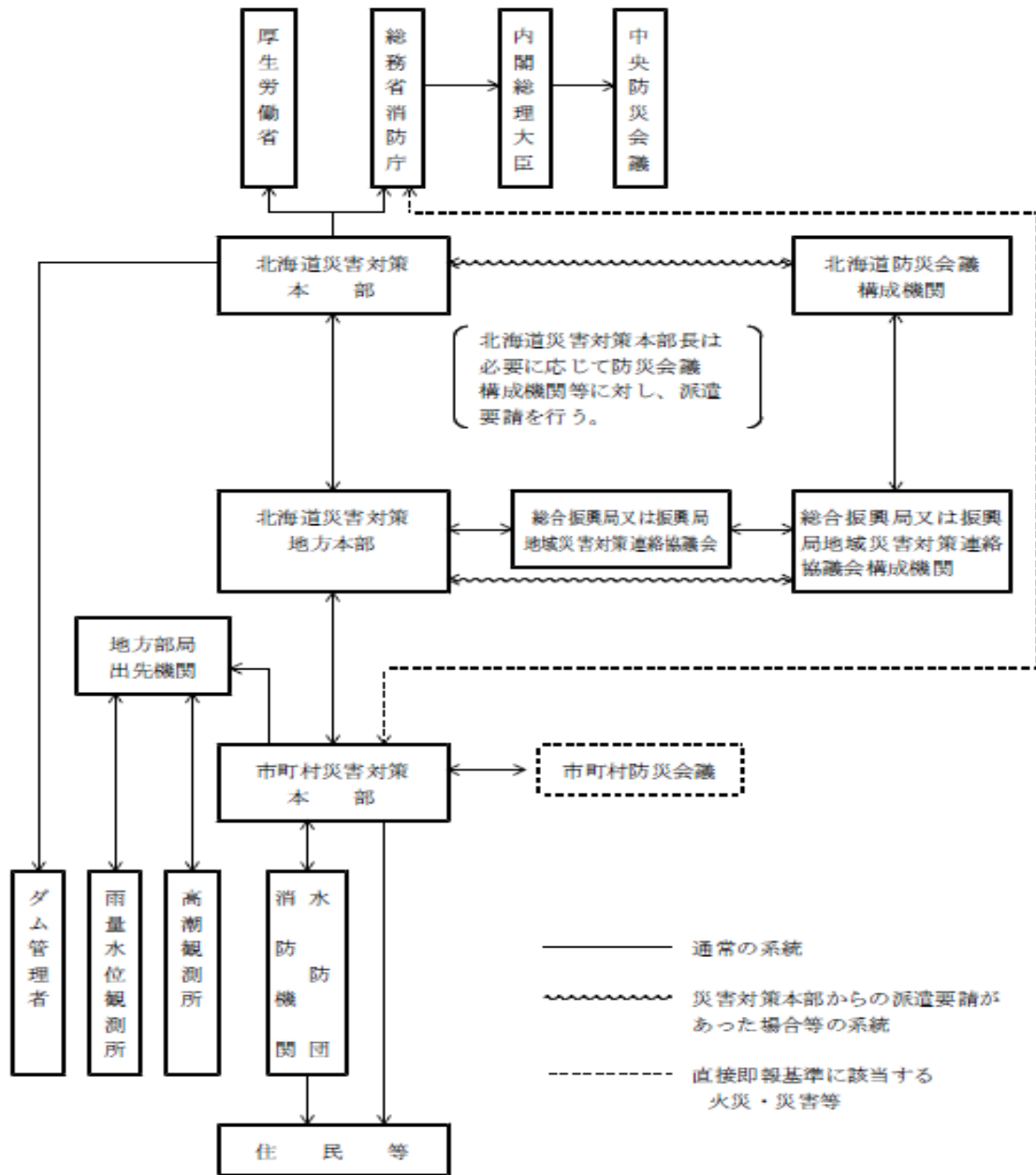
別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）

●消防庁への直接即報基準

区 分		直 接 即 報 基 準
火災等即報	交通機関の火災	○ 航空機、船舶、列車、自動車の火災で次に掲げるもの ア 航空機火災 イ タンカー火災 ウ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの エ トンネル内車両火災 オ 列車火災
	危険物等に係る事故	○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの、負傷者が5名以上発生したもの イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物が流出し、防徐・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	ア 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの イ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ウ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの エ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
		消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急・救助事故即報	○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃即報	○ 国民保護法第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○ 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接的又は間接的に生じる火との死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害	
災害即報	○ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） ○ 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの	

※備考 国民保護法とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第12号）をいう。

4 災害情報等連絡系統図



5 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関係技術の導入に努める。

第2節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意しなければならない。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報である。

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報である。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通機関（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(アの8項に掲げるものを除く) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある事を知った者とアの機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際して災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体相互間

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 町の通信施設

- ア 北海道総合行政情報ネットワーク
- イ 町同報系防災行政無線
- ウ 町移動系行政無線
- エ 衛星通信
- (2) 陸上自衛隊の通信施設
北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。
- (3) 警察電話による通信
厚岸警察署の専用電話又は無線電話を利用して通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。
- (4) 鉄道電話による通信
鉄道所属の電話により最寄りの駅（JR厚岸駅）、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。
- (5) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
上記の(1)から(4)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。
- (6) 消防無線による通信
釧路東部消防組合浜中消防署、浜中消防団の消防無線を活用して、現場出場隊、広域応援隊、緊急消防援助隊と通信する。

4 通信途絶時等における措置

- (1) 北海道総合通信局の対応
北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局
 - イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等で迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
- (2) 防災関係機関の対応
防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。
 - ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間

- イ 移動電源車の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (オ) 借受期間
 - (カ) 引渡場所
 - ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 希望エリア
 - (ウ) 使用目的
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
 - エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) (ア)に係る申請内容
- (3) 連絡先
総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。

第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の方法による。

- 1 総務対策部総務班及び記録班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 報道機関その他関係機関の取材による資料の収集
- 3 その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする地域住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を提供するよう努める。

第3 住民等に対する広報

1 町の広報

町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難所等、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 広報活動

町は、報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）への情報提供をはじめ、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報誌、町ホームページやSNS等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

なお、広報活動の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

また、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者への協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。前記に加え、

災害現場における住民懇談会等によって、地域住民や被災者の意見、要望、相談を広聴し、災害対策に反映させる。

3 広報事項

広報事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報及び関係機関、住民に対する注意事項
- (2) 災害応急、恒久対策とその状況
- (3) 災害復旧対策とその状況
- (4) 災害地を中心とした交通に関する状況
- (5) その他必要な事項

第4 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して主に次の事項を発表する。

また、災害時には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し、協力する。

- 1 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 2 災害発生場所又は被害激甚地域
- 3 被害状況
- 4 町における応急対策の状況
- 5 地域住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- 6 本部の設置又は廃止
- 7 救助法適用の有無

第5 被災者相談所の開設

町長は必要と認めたときは、被災者のための相談所を開設し、り災者の相談に応ずる。

第6 安否状況の提供の方法

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせた上で行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等、一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、道、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第7 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において地域住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発令時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難を発令する必要がある。

1 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体かを災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立ち退きの指示

イ 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

エ 大津波警報（特別警報）等津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台等の安全な場所へ避難させる等の措置

(2) 町長は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに釧路総合振興局長を通じて道知事に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を釧路総合振興局長に速やかに報告するとともに、厚岸警察署長にその旨を通知する。

3 道知事又はその命を受けた職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

(1) 道知事(釧路総合振興局長)又は道知事の命を受けた職員は、洪水、津波、高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、道知事(釧路総合振興局長)は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2) 道知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、本章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

(1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

5 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいなくときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道(釧路総合振興局)、厚岸警察署、釧路海上保安部及び自衛隊は、法律又は町防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 協力、援助

町長は、防災関係機関に、避難者の誘導や事後の警備措置等避難の措置について協力を求める。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、釧路東部消防組合浜中消防署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文内容を工夫することや、その対象者を明確にして、町同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等をはじめ、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に伝達し、迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者(災害時要援護者)の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 指示の事項

- (1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、避難に際し支障のないようにする。

(食料・水・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末(消火、ガスの元栓の閉め等)を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 雨具・防寒用具を携行する。

2 伝達方法

(1) 町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）による伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）により伝達する。ただし、防災行政無線は、様々な条件によって聞こえにくい場合があるため、電話、広報車等による伝達等で補完する。

(2) 広報車による伝達

釧路東部消防組合浜中消防署、厚岸警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

(3) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し避難指示を発令した旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(4) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(6) 地域への伝達依頼

自治会及び住民組織等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7) 避難信号による伝達（※水防計画に定める第4信号による。）

区分	方法	サイレン	摘要
第4信号		●－休止－●－休止 1分－5秒－1分－5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

(8) 伝達手段の多重化・多様化

緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック等のSNSの活用を推進し、伝達手段の多重化・多様化に努める。

第4 避難指示等の発令基準

1 避難指示等発令の定義

区分	発令の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難する ・高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。 ・「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、自主的に避難するタイミングである。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は危険な場所から全員避難する。 ・「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、居住者等に対し「立退き避難」から「緊急安全確保」を中心とした避難行動を即した場合に発令	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。 ・具体的な避難行動は「緊急安全確保」である。

2 避難指示等を判断する情報

避難指示等を判断するに当たっては、気象・地象情報及び巡視活動並びに異常現象の通報等を勘案し、総合的に判断する。

3 避難指示等判断基準及び対象地域

(1) 水害（河川の氾濫）

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<p>【日中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。 ・消防署や消防団等から避難の必要性に関する通報があったとき。 ・巡視活動から、浸水害の切迫性があると判断したとき。 <p>【夜間・早朝】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定されるとき。 ・台風等が夜間から明け方に接近、又は、通過し、多量の降雨が予想されるとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。

区分	発令基準	対象地域
避難指示	<p>【日中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（浸水害）が発表され、近隣で浸水が拡大し床下浸水のおそれがあるとき。 消防署や消防団等から避難の必要性に関する通報があったとき。 浸水の発生に関する情報が住民等から通報されたとき。 巡視活動から、浸水害の切迫性があると判断したとき。 <p>【夜間・早朝】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される時。 	巡視活動や浸水の発生に関する情報を踏まえて適宜状況を勘案し、対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 巡視活動から水位が十分に下がっていることが確認でき、さらに、上流域での降雨がほとんど無い場合を基本とする。 	

(2) 水害（内水氾濫）

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 巡視活動や地域住民からの通報から、床上浸水や道路冠水等の被害の切迫性があり、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性があるとして判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 巡視活動や地域住民からの通報から、床上浸水や道路冠水が発生し、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性があるとして判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 巡視活動から水位が十分に下がっていることが確認でき、さらに、町において、今後、降雨がほとんど無い場合を基本とする。 	

(3) 土砂災害

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 巡視活動から、土砂災害の切迫性があると判断したとき。 	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙）
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 	メッシュ情報土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	<ul style="list-style-type: none"> 巡視活動から土砂災害の切迫性があると判断したとき。 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場所を含む。）

区分	発令基準	対象地域
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は、降雨が終わった後であっても災害が発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、巡視活動や情報収集を行うなど、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う必要がある。 	

(4) 地震

区分	発令基準	対象地域
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき。 地震により家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難なとき。 余震による被害拡大のおそれがあるとき。 	適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の被災状況を踏まえ、総合的に判断を行う。 	

(5) 津波

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報等が予想され、避難の準備又は事前避難を要すると判断したとき。 	津波により浸水が想定される区域
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報が発表されたとき。 	津波により浸水が想定される区域
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報及び津波警報が解除された段階を基本とする。ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。 	

(6) 暴風

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 暴風警報が発表されている状況であり、台風や温帯低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風による被害が予想されるとき。 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 暴風特別警報が発表されたとき。（暴風により避難が困難となる前に発令する。） 台風の接近や上陸の24時間程度前から暴風特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の暴風特別警報や暴風警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。 	

(7) 暴風雪

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 暴風雪警報が発表されている状況であり、急速に発達した低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風雪による被害が予想されるとき。 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 暴風雪特別警報が発表されたとき。 (暴風雪により避難が困難となる前に発令する。) 低気圧の接近、又は上陸の24時間程度前から暴風雪特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の暴風雪特別警報や暴風雪警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。 	

(8) 大雪

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雪警報が発表されている状況であり、発達した低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風雪による被害が予想されるとき。 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 大雪特別警報が発表されたとき。(大雪により避難が困難となる前に発令する。) 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域の大雪特別警報や大雪警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。 	

(9) 高潮

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<p>高潮注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警報に切替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪の影響により被害が想定されるとき。 台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている。又は台風が町に接近することが見込まれるとき。 巡視活動から、高潮による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。

区分	発令基準	対象地域
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき。 ・台風や同程度の温帯低気圧が接近、24時間程度前から特別警報の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。 ・巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の高潮特別警報や高潮警報が解除された段階を基本とするが、浸水被害が発生した場合には、住宅地等での浸水が解消したかを確認するとともに、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。 	

(10) 波浪

区分	発令基準	対象地域
高齢者等避難	<p>波浪注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報に切替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪等の影響により被害が想定されるとき。 ・台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている。又は台風が町に接近することが見込まれるとき。 ・巡視活動から、高潮による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・波浪警報又は波浪特別警報が発表されたとき。 ・台風や同程度の温帯低気圧が接近、24時間程度前から特別警報の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。 ・巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。 	巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の波浪特別警報や波浪警報が解除された段階を基本とするが、浸水被害が発生した場合には、住宅地等での浸水が解消したかを確認するとともに、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。 	

●警戒レベル

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官等が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

(1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町は車両等によって移送する。

なお、車両等による集団輸送が必要な場合は、本章第14節「輸送計画」に準じる。

(2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道（釧路総合振興局）に対し、応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者

等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難行動要支援者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所等への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難する道路及び避難場所等の安全確保

地域住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難する道路や避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の生活環境の整備

町は、速やかな避難所等の供与及び避難所等における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所等に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所等に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 避難所等の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて避難所等を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

- 1 町は、災害の現象に応じ、洪水、土砂災害、地震による二次災害の危険性を十分配慮し、必要に応じ、避難所等を開設する。
 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。
 また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。
- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、待避所やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、多様な避難所等の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人に家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 4 町は、避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。
- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所等が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所等の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6 町、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

- 資料編 [各種資料]
- 資料36 避難階段、避難経路
 - 資料37 指定避難所
 - 資料38 指定緊急避難場所
 - 資料39 広域避難場所
 - 資料41 待避所

第10 避難の準備、携帯品の制限等

避難の準備、携帯品の制限等については、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。
- (2) 会社、工場等にあつては浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬

品、電気、ガス等の保安措置を行うこと。

(3) 避難者の携行品は、避難に際し支障のないようにする。

(4) 服装は身軽にし、防寒具又は雨具を携行すること。

第11 避難所等の運営管理等

1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全等に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

10 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促すものとする。

特に、要配慮者に対しては、予め「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

11 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

13 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- 14 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 15 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第12 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（1）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 道、町、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供で

きるよう努めるものとする。

第13 避難所の開設状況の記録

町は、避難所における受入状況及び本章第18節「衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

- (1) 避難者世帯名簿（別記第8号様式）
- (2) 避難所受入台帳（別記第9号様式）
- (3) 避難所設置及び受入状況（別記第10号様式）
- (4) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

○資料編〔各種様式〕	別記第8号様式	避難所世帯名簿
資料編〔様式〕	別記第9号様式	避難所受入台帳
資料編〔様式〕	別記第10号様式	避難所設置及び受入状況
資料編〔様式〕	別記第11号様式	救助種目別物資受払簿

第14 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞足を協議する場合、町長は、あらかじめ道知事（釧路総合振興局経由）へ報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに道知事へ報告する。

- (3) 町長又は道知事より、道内広域一時滞足の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに協議元町長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

なお、協議先町長は必要に応じて、道知事に助言を求める。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を告示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、道知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞足の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を告示するとともに、道知事に報告する。

- (6) 町長は、協議元町長より道内広域一時滞足の必要がなくなるとの旨の通知を受けたときは、

速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

- (7) 道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道知事に対し、他の都府県知事に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 町長は、道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を告示し、避難所等の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を道知事に報告し、及び告示するとともに避難場所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町等が実施する応急措置は、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（基本法第62条）
- 2 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第17条及び第21条）
- 3 消防長、消防署長等（消防法第23条の2、第28条、第29条）
- 4 警察官又は海上保安官（基本法第63条第2項）
- 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- 6 道知事（基本法第70条）
- 7 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 8 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害時は、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道、他の市町村及び関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害時において、地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第23条の2・第28条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団、水防団長又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

第4 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本章第35節「災害救助法の適用と実施」の定めによる。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求は、この計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 要請手続等

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第13号様式）をもって要請権者（道知事（釧路総合振興局長）、海上保安庁長官、第一管区海上保安本部長等）に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。

要請先：釧路地域総合振興局地域創生部地域政策課

・電話：0154-43-9144

・FAX：0154-42-2116

・総合防災行政ネットワーク電話：6710-2191

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、(1)の手続を行なうものとする。

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)	連隊第3科	釧路郡釧路町 字別保112	0154-40-2011 内線(235)(当直302)	北海道	釧路総合振興局

○資料編 [各種様式] 別記第13号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

第2 災害派遣部隊の受入れ体制

1 受入れ準備の確立

道知事（釧路総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

(2) 連絡職員の指名

町長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

(2) 道知事（釧路総合振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を道知事（釧路総合振興局長）に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

(3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供する。

第3 経費負担等

1 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

(1) 資材費及び機器借上料

(2) 電話料及びその施設費

(3) 電気料

(4) 水道料

(5) くみ取料

2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、

これを利用することができる。

第4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第5 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。道知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条）

の3第3項)

第7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書(別記第14号様式)をもって道知事(釧路総合振興局長)に撤収要請を依頼する。

ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

○資料編 [各種様式] 別記第14号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節「避難対策計画」第13による。

第1 道、市町村間の応援・受援活動

1 道からの職員の派遣

道知事は、災害の状況に応じて、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うため、職員を派遣することができる。

2 応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

3 基本法による応援

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、道知事（釧路総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

第2 釧路東部消防組合浜中消防署

1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 実施責任者

ヘリコプター等の出動要請は、町長が行う。

第3 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第4 町の対応等

1 緊急運航の要請

町長は、災害時、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道知事に対し要請する。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第15号様式）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材品目及び数量
- (7) その他必要な事項

○資料編 [各種様式] 別記第15号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL : 011-782-3233 ・FAX : 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 : 6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第16号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

○資料編 [各種様式] 別記第16号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、道知事に対して救急患者の緊急搬送のために、消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、釧路総合振興局及び釧路東部消防組合浜中消防署にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第17号様式）を提出する。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

○資料編 [各種様式] 別記第17号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

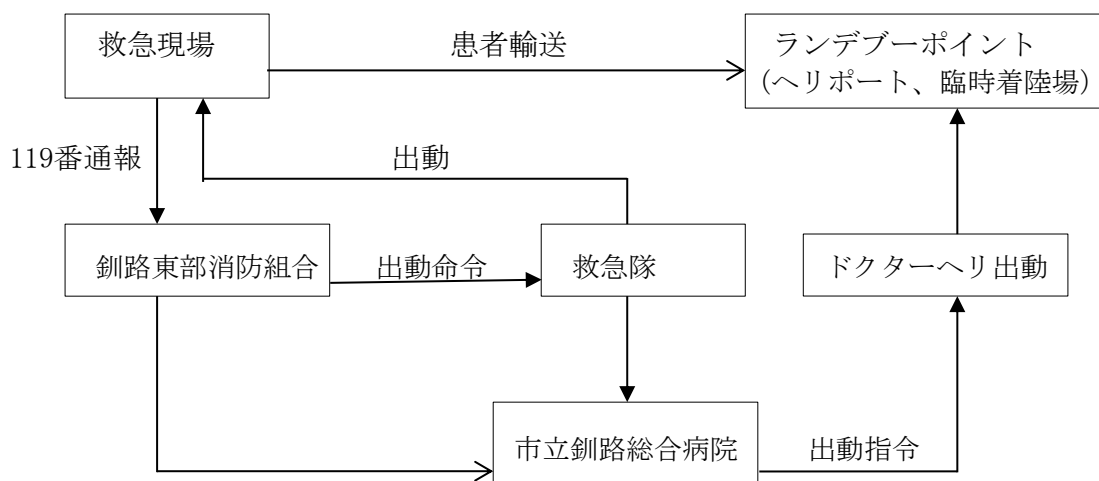
第5 ドクターヘリの要請

1 要請基準

119番通報を受報した釧路東部消防組合浜中消防署又は現場に出動した救急隊が救急現場において、北海道が公表している「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に記載されている以下の基準例を参考に、医師による早期治療を要する症例と判断した場合にドクターヘリの要請を行う。

基 準 例
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車からの放出、同乗者の死亡、自動車の横転等の自動車事故 ・溺水、生き埋め ・3階以上の高さからの転落、山間部での滑落 ・航空機墜落事故 ・重症が疑われる中毒事件 ・頭部、頸部、躯幹、又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ほか

2 要請方法（ドクターヘリ運用の流れ）



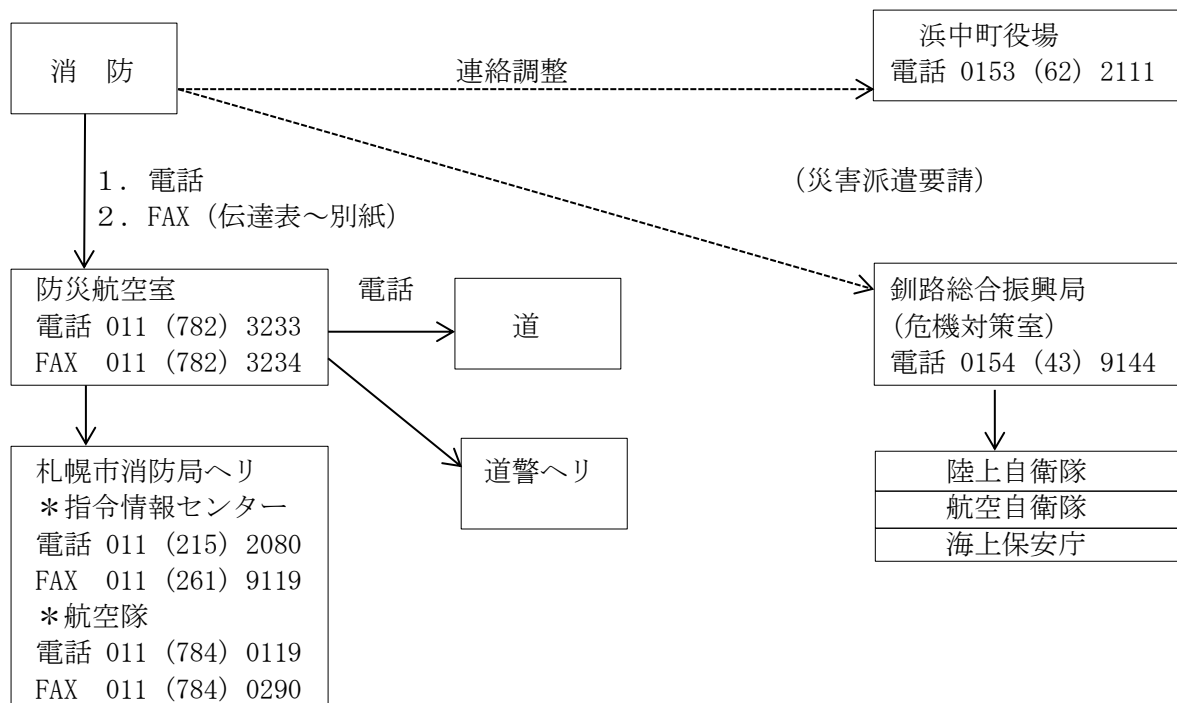
第6 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、資料43のとおりである

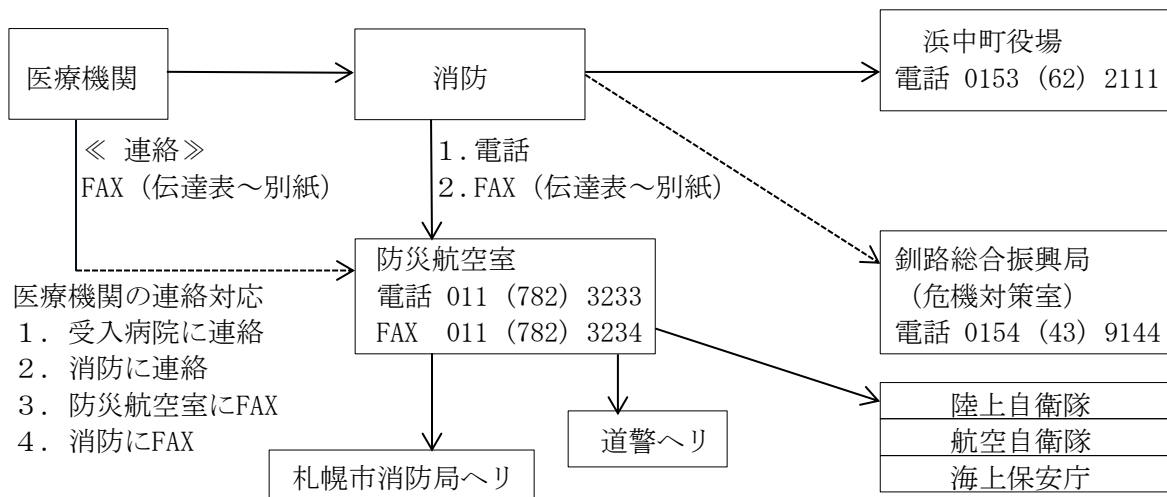
○資料編 [各種資料] 資料43 ヘリコプター離着陸可能地

●消防防災ヘリコプターの運航系統

○消防関係業務



○救急患者の搬送



第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

町長(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に受け入れる。

また、町は救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1) 救助種目別物資受払簿(別記第11号様式)

(2) 被災者救出状況記録簿(別記第18号様式)

○資料編 [各種様式] 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿
 別記第18号様式 被災者救出状況記録簿

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、道知事の委任により町長が実施するほか、道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2 医療救護活動の実施

1 活動実施機関

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら医療班を編成し、医療救護に当たる。また、災害の状況に応じて釧路市医師会等の関係機関に協力を要請する。
ただし、救助法が適用された場合は、道知事が実施し、町はこれに協力する。
- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 医療救護の対象の把握

- (1) 対象者
医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。
- (2) 対象者の把握
町は、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、直ちに医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずる。

3 救護所の設置

- (1) 設置基準
町は、以下の基準を目安として救護所の設置を決定する。
 - ア 町内の医療施設の診療能力を超える程の多数の負傷者が発生したとき。
 - イ 町内の医療施設が被災し、十分な診療機能が発揮できないと判断したとき。
 - ウ 災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき。
- (2) 設置場所
町は、災害の状況等を勘案するとともに、以下の点に留意して設置場所を決定する。
 - ア 負傷者が多数見込まれる地域に設置する。
 - イ 負傷者が集まりやすい場所に設置する。
 - ウ ライフラインの確保が容易な場所に設置する。
 - エ 応急処理が実施できる広さが確保できる場所に設置する。

第3 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として釧路東部消防組合浜中消防署が実施する。

ただし、釧路東部消防組合浜中消防署の救急車両が確保できないときは、町、道等が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。ドクターヘリの要請については、本章第8節第5「ドクターヘリの要請」を準用する。

第4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第5 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法（昭和23年法律第205号）の規定の適用除外措置があることに留意する。

第6 町内医療機関の現状

町内の医療機関の現状は次のとおりである。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
町立浜中診療所	霧多布東4条1丁目40番地	62-2233	内科
町立浜中歯科診療所	霧多布東2条1丁目101番地	62-2854	歯科
町立茶内歯科診療所	茶内緑100番地	65-2166	歯科

第7 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 救護班活動状況（別記第19号様式）
- (2) 医療実施状況（別記第20号様式）
- (3) 助産台帳（別記第21号様式）
- (4) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

○資料編 [各種資料] 資料40 応急救護所として指定する施設一覧

[各種様式] 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿

別記第19号様式 救護班活動状況

別記第20号様式 医療実施状況

別記第21号様式 助産台帳

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。
- (2) 釧路総合振興局保健環境部保健行政室（以下この節において「釧路保健所」という。）長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

第3 感染症の予防

1 指示及び命令

町長は、感染症予防上必要であると認める場合及び道知事（釧路保健所長）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第1項）
- (3) 生活の用に供される水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難所においては、道が編成する検病調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して道知事（釧路保健所長）の指示を受け、予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、道知事（釧路保健所

長)の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成30年12月27日付け健感発1227第1号の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第1項の規定に基づく道知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、道知事(釧路保健所長)が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

町は、道知事(釧路保健所長)や指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

釧路保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服

等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 防疫資機材の調達

災害時において、町が所有する防疫資機材に不足が生じた場合は、道知事（釧路保健所長）又は近隣市町村等から借用する。

第7 家畜防疫

被災地の家畜防疫は道知事（釧路家畜保健衛生所長）が行うものとする。道知事（釧路家畜保健衛生所長）は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う厚岸警察署及び釧路海上保安部が実施する警戒、警備についてはこの計画の定めるところによる。

第1 応急対策の実施

1 厚岸警察署

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、地域住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

2 釧路海上保安部

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第2 事前措置に関する事項

1 町長が行う警察官等の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請した場合は、厚岸警察署長を経て釧路方面本部長、又は釧路海上保安部長に対して行う。

2 町長の要求により行う事前措置

厚岸警察署長又は釧路海上保安部長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合、当該措置の事後処理は町長が行う。

第3 災害時における災害情報の収集

- 1 厚岸警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報の収集に努める。
- 2 厚岸警察署長は、災害発生後直ちに、情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被災程度、被災者の状況、火災の発生状況、避難経路等、被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び関係機関へ通報する。

- 3 厚岸警察署長は、災害情報の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

第4 避難に関する事項

- 1 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずる。
- 2 警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により、避難のための立ち退きの警告、又は指示を行う場合は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難先を示す。ただし、災害の種別、規模、耐用、現場の状況等により適宜の措置を講ずる。

この場合において、警察官が町長に対して通知したときは、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

1 町及び釧路東部消防組合浜中消防署

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

(2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第4項）

2 北海道公安委員会(厚岸警察署)

(1) 災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 警察官は、(2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第2項）

3 第一管区海上保安本部（釧路海上保安部）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

4 北海道開発局（釧路開発建設部釧路道路事務所及び根室道路事務所）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全及び交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとする。また、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

5 道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないうちに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（厚岸警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（厚岸警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（厚岸警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（釧路海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 5 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（厚岸警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 道知事(釧路総合振興局長)又は北海道公安委員会（厚岸警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道(釧路総合振興局)又は厚岸警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 発災前確認手続の普及等

町は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（厚岸警察署）は、業務の性質上、地域住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（厚岸警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、厚岸警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

- イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- ウ 他の都道府県公安委員会又は他の都府県知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両
- エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受けかつ当該目的のため使用中の車両
 - (ア) 道路維持作業用自動車
 - (イ) 通学通園バス
 - (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - (エ) 電報の配達のため使用する車両
 - (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
 - (カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両
 - (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会（厚岸警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

- (1) 対象地域
 - 道内全域
- (2) 対象道路
 - 既設道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第2次輸送確保道路（町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第3次緊急輸送道路を指定している。

本町においては、次のとおり輸送確保路線として指定している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

- ・国道44号線

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

- ・道道123号（別海厚岸線 厚岸～榊町）
- ・道道142号（根室浜中釧路線）
- ・道道1039号（霧多布岬線）
- ・町道霧多布中央通
- ・霧多布港中央地区臨港道路

3 町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、厚岸警察署と連携のもと、本章第26節「障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去及び霧多布港を核とした海路機能の確保を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。さらには、北海道横断自動車道根室線（釧路～根室間）の整備について、関係機関との調整を図るものとする。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

町長は、災害応急対策に万全を期すための災害輸送を行う。（基本法第50条）

また、町長が必要と認める場合は、道知事（釧路総合振興局長）へ輸送の措置に関する応援を要請する。

第2 輸送の方法

1 道路輸送

災害時輸送は、一時的には町有車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町有車両では不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。

2 海上輸送

漁業協同組合等の協力及び漁船の借上げをするほか、災害の規模に応じ、第一管区海上保安本部、自衛隊等の協力を得て輸送を行う。

なお、災害時の緊急物資、避難者の海上輸送を迅速に行う拠点として、霧多布港とともに、散布漁港も有効活用する。

3 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合、又は救急患者及び山間へき地等で緊急輸送の必要がある場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請計画及び派遣活動計画」及び第8節「ヘリコプター等活用計画」により、航空機等を利用した輸送を要請する。

(1) 物資投下可能地点及びヘリコプター発着場所

避難場所として指定する学校等のグラウンドとするが、災害の被害状況等を勘案し、適宜判断する。なお、ヘリコプターが発着可能な場所は、資料43のとおりとする。

(2) 空中輸送要請先

空中輸送要請先は次のとおりとする。

機関名	住所	電話
釧路総合振興局	釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9144
厚岸警察署	厚岸町真栄1丁目7番地	0153-52-0110
釧路海上保安部	釧路市南浜町5番9号	0154-23-3283
陸上自衛隊（釧路駐屯地）	釧路町別保112釧路駐屯地	0154-40-2011

4 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力輸送を行う。

第3 輸送の範囲

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による輸送の範囲は次のとおりである。

- 1 被災者の避難のための輸送
- 2 医療のための輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第4 輸送状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 輸送記録簿（別記第22号様式）
- (2) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

第5 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

- 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送
国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、国の機関が負担する。
- 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送
輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した町長が支払う。
なお、運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

●町有車両の現況

種 類 等	台数
普通乗用車等	39台
小型貨物自動車（トラック等）	13台
バス（スクールバス含む）	3台
計	55台

令和5年1月30日現在

- 資料編 [各種資料] 資料43 ヘリコプター離着可能地
 [各種様式] 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿
 別記第22号様式 輸送記録簿

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。
なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任に基づいて実施する。
主要食料の確保は、避難対策部避難所対策班が当たる。

第2 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について釧路総合振興局長を通じて道知事に要請する。町において調達が困難かつ緊急を要する場合、町長は、直接近隣市町村に協力を要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長に直接又は総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、次のとおりに行う。

- 1 配給は、原則として避難所において行う。
- 2 在宅避難者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- 3 被災者に対する配給は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第4 炊き出し計画

1 実施責任者

炊き出しを実施する場合、給食班は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、浜中町赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設その他給食施設を有する事業所等を利用して行う。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情的に即すると認められたときは、当該事業者を利用する。

また、必要がある場合は、釧路総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 炊き出しの対象者

救助法適用時における炊き出しの対象者は、以下のとおりである。

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

4 炊き出しの給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 炊き出し給与状況（別記第24号様式）
- (2) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

第5 食料輸送計画

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第14節「輸送計画」及び第33節「労務供給計画」により措置するものとする。

第6 食料の備蓄

町は、避難生活の初動期に対応できる一定の食料を備蓄する。食料の備蓄については、第4章第4節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところによる。

●備蓄目標数

備蓄の目安	食料（アルファ米）	沿岸地区人口の 80%、3食、3日分
	〃（パン類）	沿岸地区人口の 30%、3食、3日分
	〃（菓子類）	沿岸地区人口の 50%、3食、3日分
	〃（スープ類）	沿岸地区人口の 100%、3食、3日分
	飲料水	沿岸地区人口の 100%、1人3ℓ、3日分

- 資料編 [各種資料] 資料25 主要食料等取扱者
 [各種様式] 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿
 別記第24号様式 炊き出し給与状況

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

町長は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（推奨1週間）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるとともに、地域住民への供給に万全を期すため、給水袋を確保する。なお、保有している給水資機材は、資料34のとおりである。ただし、水道施設の損壊状況によっては消防タンク車は、消防用水確保のため給水用務には当たらないものとする。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、地域住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

なお、消防タンク車の使用については、水道施設の損壊状況によっては、消防用水確保のため給水用務には当たらないものとする。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、

その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、日本水道協会北海道地方支部の「災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村及び道への飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められたときは、要求をまたないで町に対する応急給水について必要な措置を構ずる。

3 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第23号様式）
- (2) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

第4 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

第5 地域住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に地域住民に周知する。

○資料編〔各種資料〕	資料33 防災資機材倉庫等
〔各種様式〕	別記第11号様式 救助種目別物資受払簿
	別記第23号様式 飲料水の供給簿

第17節 農林水産業応急計画

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、営農林水産体制の早期再開に関する計画は、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、風水害等による農林水産被害の発生及び拡大を防止するため、必要に応じ、浜中町農業協同組合、浜中酪農業協同組合、釧路東部森林組合、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合等関係機関と連携し、被害状況の把握その他応急対策に努める。

第2 農林水産業施設等の応急対策

1 農地及び農業用施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害等の災害が発生した場合には、農業協同組合及び農地・農業用施設の管理者と連携し、農地・農業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 関係機関等への連絡

町は、農地・農業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 応急対策

ア 農産物及び農業用施設

町は、道及び農業協同組合と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

町は、道及び農業協同組合と連携し、次の応急対策を講じる。

(ア) 死亡獣畜の処理

(イ) 家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止措置

(ウ) 家畜用医薬品、家畜飼料等の円滑な供給

2 林地及び林業用施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害や山地災害等の災害が発生した場合には、森林組合及び林地・林業用施設の管理者と連携し、林地・林業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 関係機関等への連絡

町は、林地・林業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 応急対策

ア 町は、林地・林業施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、森林組合に対して応急措置の指導を行う。

イ 町及び森林組合は、林地・林業施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- (ア) 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- (イ) 苗木、立木等の病虫害発生予防措置及び薬剤の供給
- (ウ) 応急対策用資器材の供給
- (エ) 林産物の生産段階に対応した指導

3 水産物及び水産施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害、津波災害等の災害が発生した場合には、漁業協同組合及び水産物・水産施設の管理者と連携し、水産物・水産施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 関係機関等への連絡

町は、水産物・水産施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 応急対策

- ア 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
- イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
- ウ 水産物の受け入れ先の確保及び移送についての必要な措置
- エ 応急対策用水産資材の供給
- オ 養殖水産物移送についての必要な措置
- カ 水産物の廃棄処分

第3 家畜伝染性疾病予防体制

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、関係機関等と連携して次の予防対策を実施する。

1 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、町が実施する。

2 応急対策の実施

- (1) 家畜所有者等から通報を受けた場合における被害状況の把握、道への通報
- (2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- (3) その他必要な指示の実施

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分する等の配慮を行う。

1 供給対象者

給与又は貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、避難行動要支援者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身廻品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク等）

3 物資の調達

町は、避難所（在宅避難者を含む）ごとの必要な品目及び数量を把握し、備蓄物資や災害時の物資提供に係わる協定を締結している事業者等によって調達できる物資を考慮した上で、不足する物資について道知事へ応援を要請する。

4 物資供給体制の確保

町は、物資拠点施設を開設し、効率的かつ迅速に配布するための体制を確保する。また、必要に応じ、民間事業者やボランティア等と連携する。

5 物資の集積

町は、調達物資について、食料及び飲料水、衣服等の生活用品等を品目別に仕分けを行うとともに、個人からの救援物資について内容を確認する。さらに、避難場所ごとの必要な物資を把握し、迅速に配送できるように適切な集積管理を行う。

6 物資の配送

町は、物資拠点施設において集積された調達物資を、避難場所に配送する。また、配送に際して、必要な人員及び車両等を確保する。

7 物資の供給

物資の供給に際して、避難場所ごとに被災者に供給するものとし、自治会等の住民組織の協力を求め、救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）により、迅速かつ的確に実施する。

8 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第25号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第26号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第27号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第28号様式）
- (5) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

第3 生活必需物資の確保

- 1 町は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあつせんを求める。
- 2 町は、住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努める。

第4 費用の限度及び期間

費用の限度及び期間は、救助法の基準による。

○資料編 [各種様式]	別記第11号様式	救助種目別物資受払簿
	別記第25号様式	世帯構成員別被害状況
	別記第26号様式	物資購入（配分）計画表
	別記第27号様式	物資の給与状況
	別記第28号様式	物資給与及び受領簿

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（L P ガスを含む。）の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類の確保に努める。

第2 石油類燃料の確保

災害時における石油類燃料（L P ガスを含む。）の確保については、町が締結している協定に基づいて行う。

なお、地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第20節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 町の措置

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

1 要員

町は、災害発生等において、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社から自衛隊の派遣の依頼があった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認めるときに、道知事（釧路総合振興局長）を通じて要請する。

2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

3 広報活動

町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び町のホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第2 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の措置

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、基本法に基づいて作成した「防災業務計画」等に基づき、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

第21節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 非常災害の事前対策

- 1 町は、台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連絡をとる。
- 2 町は、災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間毎に関係機関と施設状況の確認しておく。

第2 災害発生時の対策

町は、災害発生時において、北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している「災害等の発生時における浜中町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」のほか、厚岸警察署、釧路東部消防組合浜中消防署との連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第3 町の措置

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対し、必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

第2節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町及び水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を行う。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 波浪
- (4) 津波
- (5) 山崩れ
- (6) 地すべり
- (7) 土石流
- (8) がけ崩れ
- (9) 落雷

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
- (7) 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (9) ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- (10) ダム貯水池の流木等の堆積
- (11) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- (12) 岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
- (13) 航路・泊地の埋没

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における町の土木施設の応急復旧等は、町長が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は地域住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び町防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶ等）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、地域住民の安全確保に努める。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

判定ステッカー区分票

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

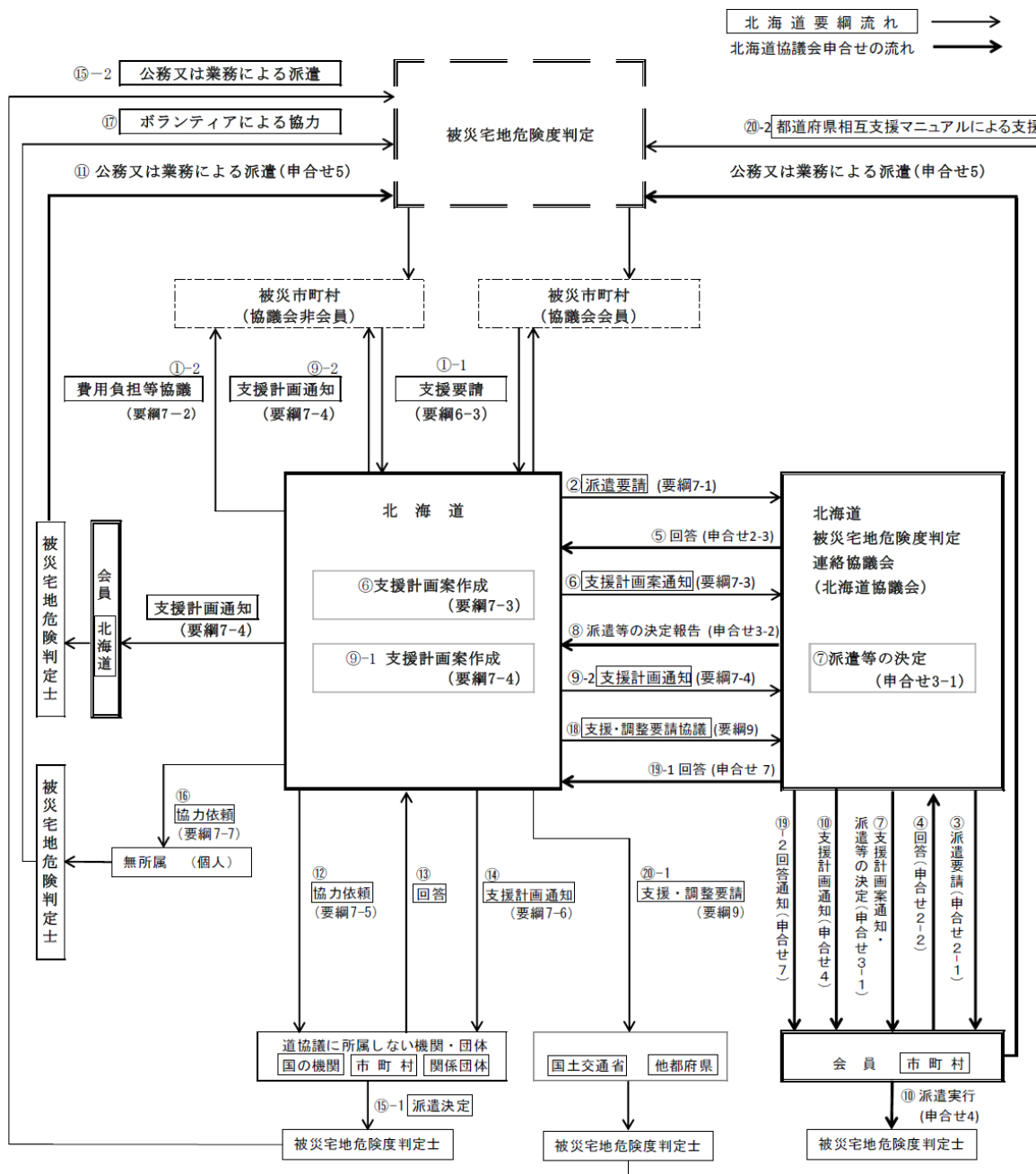
第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 町及び道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行うように努める。

●被災宅地危険度判定実施の流れ図

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第25節 住宅対策計画

災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難場所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に道知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 町営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、道知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数(借上げを含む。)

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、浜中町の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施す

る。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事又は借上げに係る契約の締結を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備する。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

- (イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその町内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、道知事が道において整備する必要を認めたときは、道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第3 資材等のあっせん、調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第29号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第30号様式）

○資料編 [各種様式] 別記第 29 号様式 応急仮設住宅台帳
 別記第 30 号様式 住宅応急修理記録簿

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとする。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の基準

災害時における障害物の除去の基準は、次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために、速やかにその障害物の除去する必要がある場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊、建設業者等の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。（基本法第64条）

- 2 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を告示する。(基本法施行令第26条)
- 3 北海道財務局釧路財務事務所、町及び道は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第31号様式）によりその状況を記録しておく。

○資料編 [各種様式] 別記第31号様式 障害物除去の状況

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等について定めた学校防災マニュアルの策定に努める。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が道知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理を行い施設の確保に努める。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

6 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、町教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる

ものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

第3 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第32号様式）により、その状況を記録しておく。

第4 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（平成17年条例第45号）による文化財の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

○資料編 [各種様式] 別記第32号様式 学用品の給与状況

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町、厚岸警察署及び釧路海上保安部が実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索の実施

町長が、釧路東部消防組合浜中消防署、厚岸警察署及び釧路海上保安部に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

2 変死体の届出

変死体については、直ちに厚岸警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。

3 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存(町)

ウ 検案

エ 死体見分(警察官、海上保安官)

(3) 処理の方法

ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

(4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。

(3) 火葬施設

施設名	所在地	処理能力	電話番号
浜中町斎場	浜中町茶内東5線40番地	1回2体	64-2660

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が

政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 他市町村から漂着した遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、漂流元の市町村長に連絡の上引き渡す。
ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。
- (2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

8 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 行方不明者の捜索
 - ア 遺体の捜索状況記録簿（別記第33号様式）
 - イ 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）
- (2) 遺体処理台帳（別記第34号様式）
- (3) 埋葬台帳（別記第35号様式）

○資料編 [各種様式]	別記第 11 号様式	救助種目別物資受払簿
	別記第 33 号様式	遺体の捜索状況記録簿
	別記第 34 号様式	遺体処理台帳
	別記第 35 号様式	埋葬台帳

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- 2 町は、災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
- 3 町は、次の点について飼い主への啓発を行う。
 - (1) 動物用の避難用品（ケージ、キャリーバック等）や備蓄品の確保
 - (2) 動物のしつけと健康管理
 - (3) 災害時の心構え

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。

第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害時の家畜飼料の確保等、家畜飼料に関わる応急対策は、町長が実施する。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、農業協同組合等と緊密な連携をとって応急確保に努め、これにより更に不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって釧路総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請する。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む。)

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法(預託、附添等)
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努める。

第31節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等(以下本節において「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

- 1 町長は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町が実施する。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) ごみ処理

ア 収集

- (ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施する。
- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、地域住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

処理処分は災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、地域住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
- (イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同トイレ

災害の状況によりトイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同トイレを設置する。

共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、釧路総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、釧路保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前2号において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第3 2節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、この計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町は、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネーター

第4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、浜中町社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時には、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、浜中町社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進める。また、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

町は災害時において応急対策の必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 供給方法

- 1 町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、自治会及び被災地区以外の住民を得るものとし、特に必要と認める場合は、釧路公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- 2 前項により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項

第2 作業の種類

- 1 被災者の避難
- 2 医療、助産の移送
- 3 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- 4 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- 5 救援物資の支給
- 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理
- 7 土木作業、清掃作業
- 8 その他

第3 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第4 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第32号様式）によりその状況を記録しておく。

○資料編 [各種様式] 別記第32号様式 賃金作業員雇用台帳

第34節 職員派遣計画

町長は、災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用がある。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助は、道知事（釧路総合振興局長）が行う。

ただし、町長は道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の住家滅失世帯数	
[浜中町] 5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
摘 用	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

第3 救助法の適用手続

1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を釧路総合振興局長に報告しなければならない。

(1) 災害発生の日時及び場所

- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

2 災害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに釧路総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工、建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (但し、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については全ての災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

2 救助に必要とする措置

道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

○資料編 [各種様式] 別記第12号様式 公用令書等 (別表 第1号様式～第6号様式)

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、浜中町地域防災計画の別冊である「地震・津波防災計画編」による。

第7章 事故災害対策計画

近年、わが国では、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画（海難対策計画）

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下、この章において同じ)、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努める。
- (2) 北海道運輸局釧路運輸支局、釧路海上保安部、釧路総合振興局、厚岸警察署、町、釧路東部消防組合浜中消防署
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

- オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する釧路海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。
 - (ア) 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
 - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 釧路海上保安部及び北海道運輸局釧路運輸支局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行う。
 - (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
 - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
 - (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

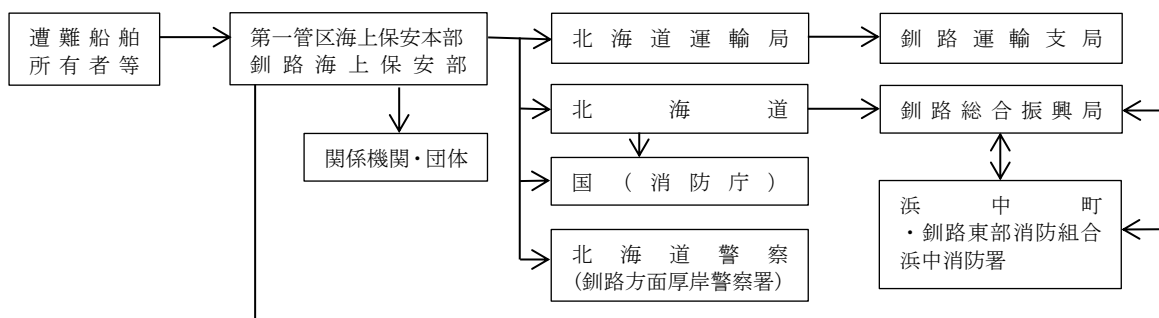
第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 広域海難発生時の広報

第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、釧路海上保安部、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路総合振興局、厚岸警察署、町、釧路東部消防組合浜中消防署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 被災者等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

(ア) 海難の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力の上、漁業協同組合、浜中救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用するほか次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 町(基本法第62条、水難救護法(明治32年法律第95号)第1条)

(ア) 遭難船舶を認知した町は、釧路海上保安部及び厚岸警察署に連絡するとともに、町防災計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

イ 釧路海上保安部(海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第5条)

(ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。

(イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。

(ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

(エ) 警察庁及び北海道警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

ウ 厚岸警察署(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たる。また、町が行う救助救出活動や物件の調達・輸送等に協力すること。

オ 日本水難救済会北海道支部浜中救難所

救難対策の実施のため町からの出動要請に応え、救助救出活動を行う。また、自ら海難を認知した場合は関係機関に連絡するとともに、直ちに救助救出活動を行う。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、釧路海上保安部と釧路東部消防組合が締結した船舶消火に関する「船舶火災の消火に関する業務協定」に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について町及び各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

11 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」並びに第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

第2節 海上災害対策計画（流出油等対策計画）

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画に定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 関係行政機関の共通実施事項（釧路海上保安部、北海道開発局、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路総合振興局、厚岸警察署、町、釧路東部消防組合浜中消防署）

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 各行政機関の個別の実施事項

- (1) 町、釧路東部消防組合浜中消防署、道
 - ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(2) 釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部

港湾施設の直轄工事の施工に関しては、防災について充分配慮する。また、漁港施設の計画並びに施工に関しても防災について充分配慮する。

(3) 釧路海上保安部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

(ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)

(イ) 港湾状況

(ウ) 防災施設、資機材等の種類、分布の状況等救助に必要な資機材能力の基礎調査(曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業)

イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成強化

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発する。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)、船員法(昭和22年法律第100号)等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法(昭和23年法律第174号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)等に関する法令の遵守

(4) 釧路総合振興局

ア 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 町等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について充分配慮するよう指導する。

ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

(1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

(2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材

の整備推進に努める。

- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

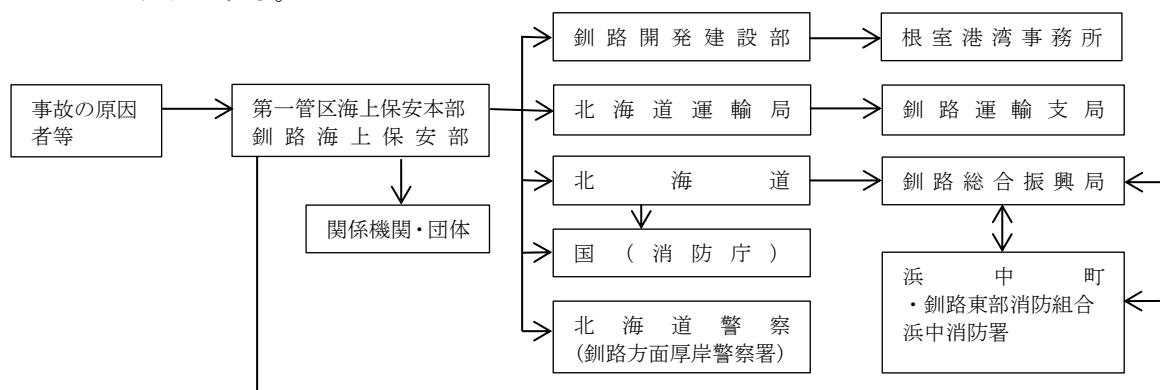
第3 災害応急対策

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路海上保安部、釧路総合振興局、厚岸警察署、町、釧路東部消防組合浜中消防署

(2) 実施事項

ア 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し

(エ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりとする。

(1) 事故の原因者等

速やかに釧路海上保安部に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 釧路海上保安部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 釧路海上保安部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずるこ

とを要請することができる。

(3) 釧路開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずる。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(4) 町、釧路東部消防組合浜中消防署、道

ア 道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供する。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ち関係機関と協力の上、必要な応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努める。

(5) 厚岸警察署

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 釧路海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要な応じて釧路東部消防組合浜中消防署に協力を要請する。

(2) 町、釧路東部消防組合浜中消防署

火災状況等の情報収集に努め、釧路海上保安部の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

9 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」並びに第5章第7節「広域応援・受援

計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び浜中水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、第5章第32節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

12 災害に対処する体制

港湾、漁港等における災害に対する体制は、次のとおりとする。

- (1) 臨港地区等において大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、町防災会議が中心となり災害対策を推進するものとする。

この場合、災害に関係ある機関（民間企業も含む。）の代表者をもって組織する連絡機関を設けて防災に対する連絡調整を行うものとする。

- (2) 臨港地区等における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、昭和59年7月31日釧路海上保安部長と釧路東部消防組合消防長との間に締結された船舶消火に関する業務協定により対処するものとする。

13 整備計画等

- (1) 港湾等整備計画

大規模な災害時において、地上輸送が困難な場合を想定して物資等の海上輸送を円滑に行うために、応急活動等の防災拠点として港湾等整備をするものとする。

- (2) 資機材の整備

港湾等における防災対策を円滑に推進するため、関係機関は消防艇、化学消火剤、オイルフェンスの資機材を整備するよう努めなければならない。

第4 災害復旧

流出油等により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第3節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下本節において「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画に定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

- ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。
- イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

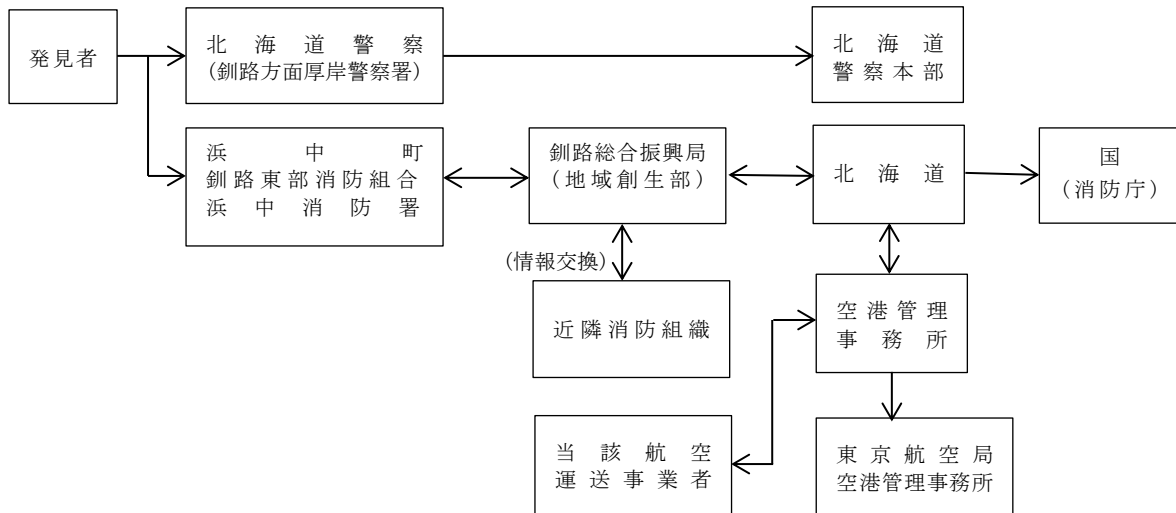
1 情報通信

航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

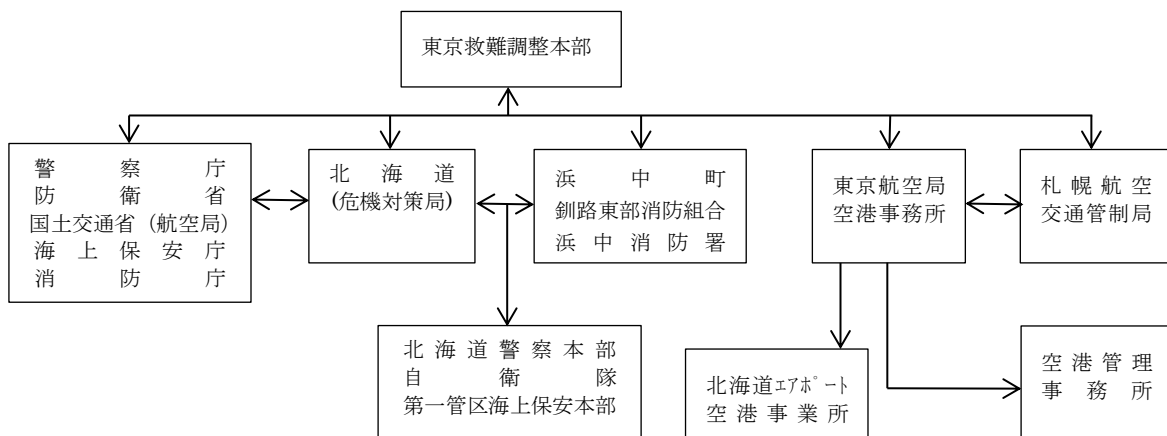
(1) 情報通信連絡系統

航空災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、釧路海上保安部、釧路総合振興局、厚岸警察署、町、釧路東部消防組合浜中消防署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 被災者等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプター等多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

町域の航空災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

7 消防活動

釧路東部消防組合浜中消防署は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

9 交通規制

厚岸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第5章第31節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、航空災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」並びに第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第4節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下本節において「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施要項

(1) 北海道運輸局釧路運輸支局

- ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ウ 踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともに広報活動に努める。

(2) 鉄軌道事業者

- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ウ 自然災害等から鉄道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

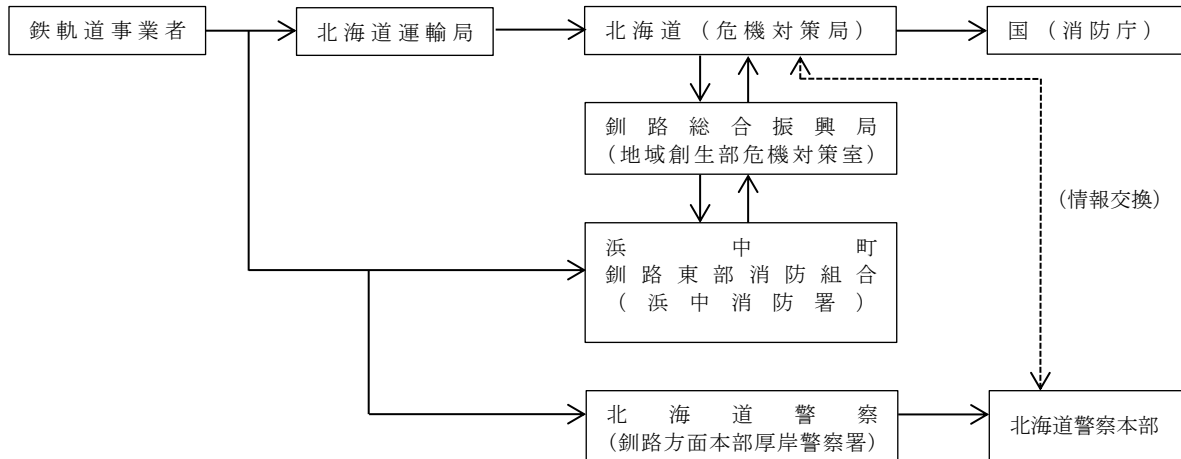
第3 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、釧路総合振興局、厚岸警察署、町、釧路東部消防組合浜中消防署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、鉄道災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施する。

この場合において、鉄軌道事業者は、町及び関係機関による迅速かつ的確な救助救出活動が行われるよう協力する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する釧路東部消防組合浜中消防署に可能な限り協力するよう努める。

(2) 釧路東部消防組合浜中消防署

釧路東部消防組合浜中消防署は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

8 交通規制

厚岸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第6節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、鉄道災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」や第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第5節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 厚岸警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

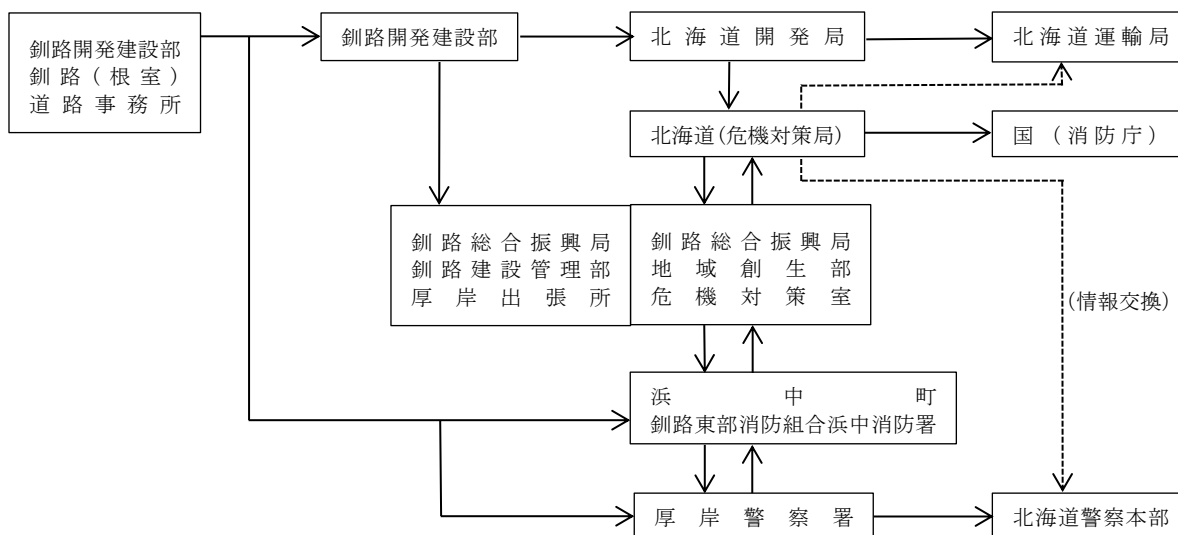
1 情報通信

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

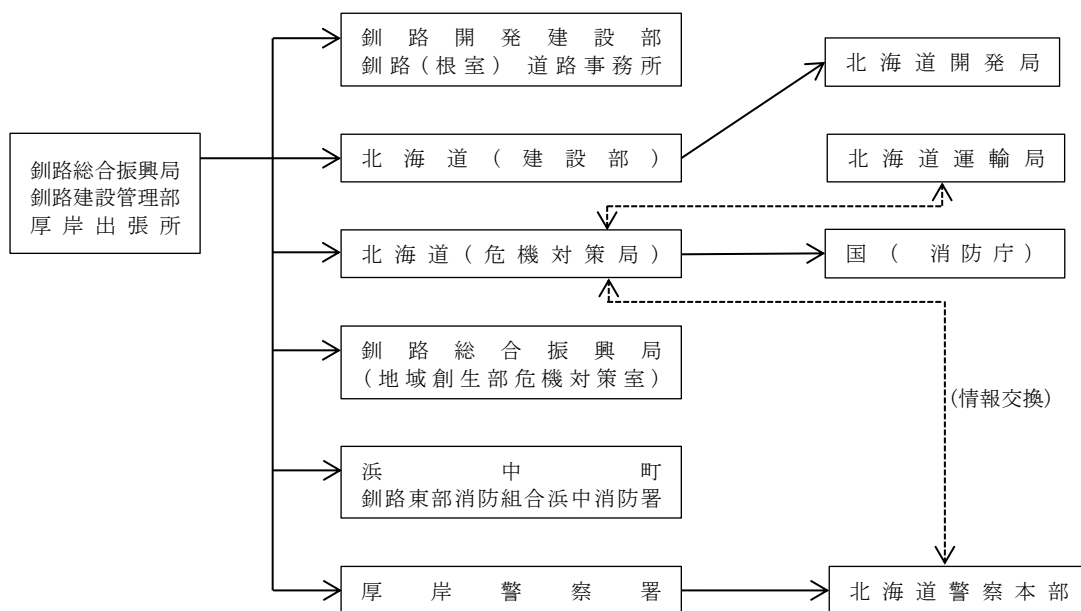
(1) 情報連絡系統

道路災害時の連絡系統は、次のとおり実施する。

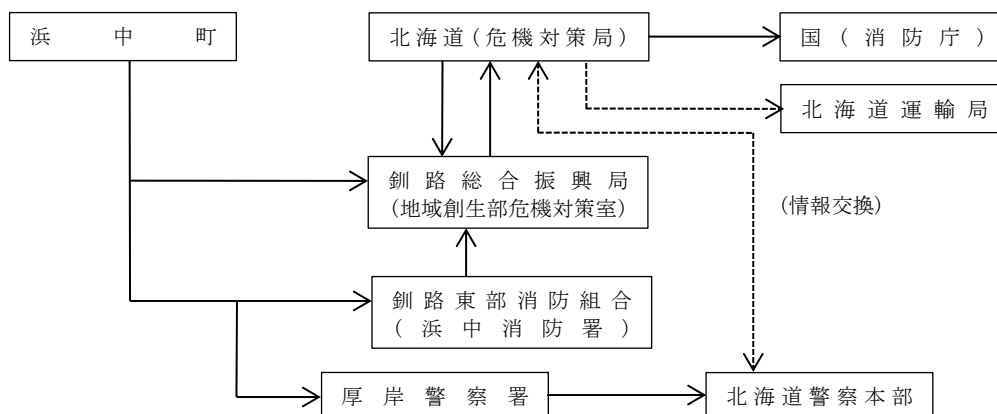
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ち災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、釧路総合振興局、厚岸警察署、町、釧路東部消防組合浜中消防署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、釧路東部消防組合浜中消防署による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 釧路東部消防組合浜中消防署

釧路東部消防組合浜中消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 厚岸警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第5節「危険物等災害対策計画」を準用して速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、道路災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」並びに第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第6節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、本章第1節「海上災害対策計画(海難対策計画)」及び第2節「海上災害対策計画(流出油等対策計画)」を準用する。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの。

《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)等によりそれぞれ規定されているもの。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下本節において「事業者」という。)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大

が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、釧路東部消防組合 浜中消防署、厚岸警察署へ通報する。

(2) 釧路東部消防組合浜中消防署、道

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 厚岸警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告する。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 厚岸警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握す

るとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(3) 釧路東部消防組合浜中消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消火設備等の維持管理、危険物保安監督者等による保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 厚岸警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があ

ったときは、速やかに道知事に通報する。

(5) 釧路東部消防組合浜中消防署

火災予防上、警防活動上の観点から事業所の実態を把握し、災害発生時の活動体制の確立を図る。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を釧路総合振興局環境保健部保健行政室、厚岸警察署又は釧路東部消防組合浜中消防署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(2) 道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 厚岸警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(4) 釧路東部消防組合浜中消防署

火災予防上、警防活動上の観点から事業所の実態を把握し、災害発生時の活動体制の確立を図る。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、ただちに文部科学大臣、釧路東部消防組合浜中消防署等関係機関へ通報する。

(2) 厚岸警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等に

ついて、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

(3) 釧路東部消防組合浜中消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

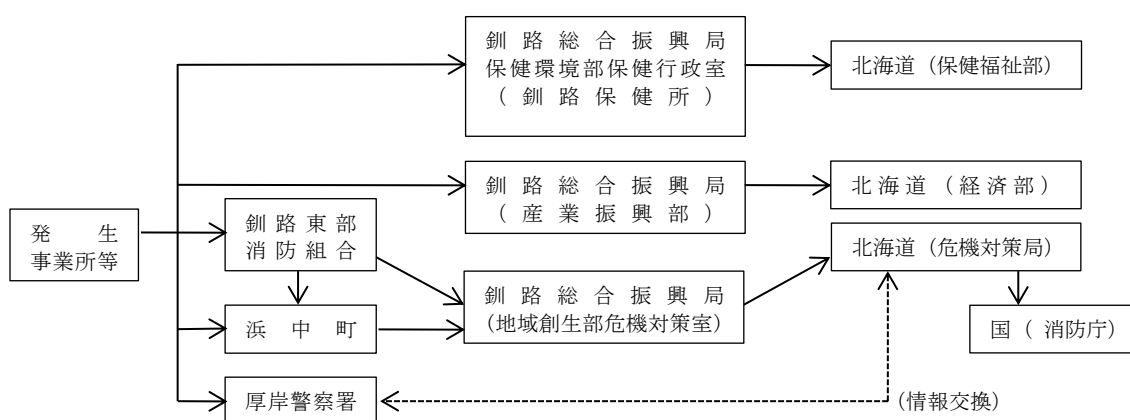
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
 - (イ) 被災者の安否情報
 - (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
 - (エ) 医療機関等の情報
 - (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
 - (カ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

釧路東部消防組合浜中消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。

(2) 釧路東部消防組合浜中消防署

事業者との緊密な連携を図り、泡消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

9 交通規制

厚岸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、危険物等災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」並びに第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

第7節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防用設備等の設置、維持について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職員及び消防団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高

めることとする。

9 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

総合振興局	警 報 発 令 条 件
釧 路	実効湿度68%以下にして、最小湿度42%以下となり、最大風速10m/s以上のとき

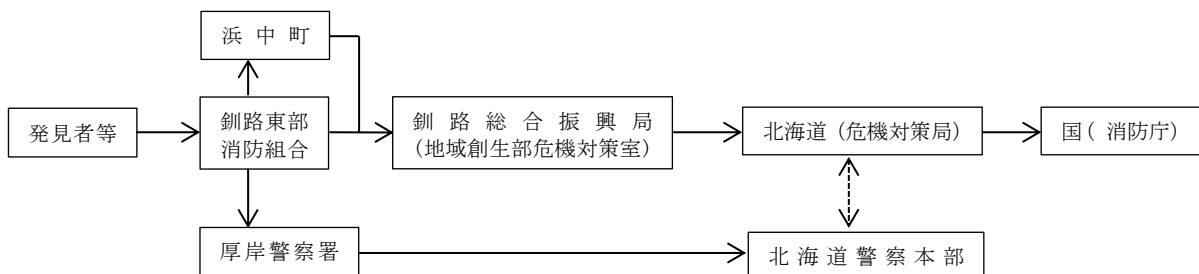
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車等の利用により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

釧路東部消防組合浜中消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

8 交通規制

厚岸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

9 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

10 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、大規模な火事災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」並びに第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第8節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び道、国、関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町、道（釧路総合振興局森林室）、北海道森林管理局

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2) 地区協議会

道の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 町の協議会

町内の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された町林野火

災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

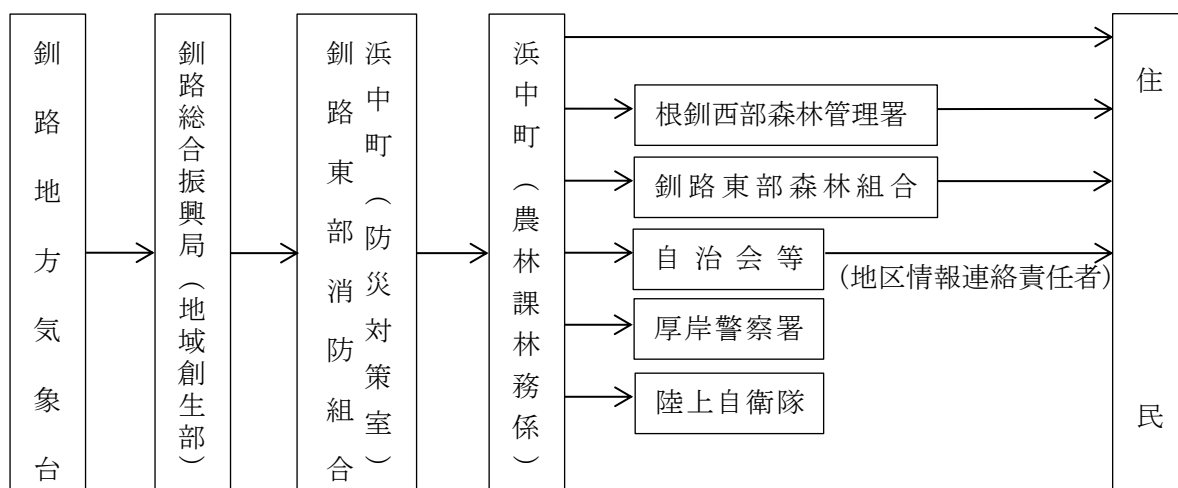
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行う。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



ア 町

町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、釧路東部消防組合浜中消防署、根釧森林管理署、釧路総合振興局へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めたときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づき火災警報を発令することとする。

イ 道

釧路総合振興局は、通報内容及びとるべき予防対策等を町へ通報する。

ウ 協力関係機関

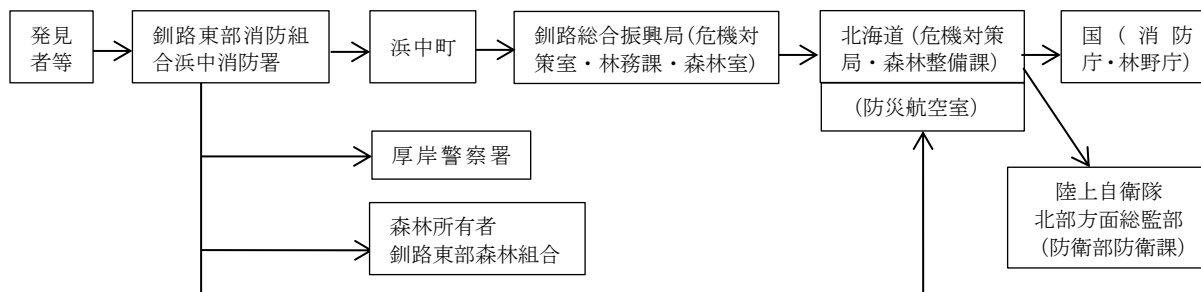
通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図る。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び釧路総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

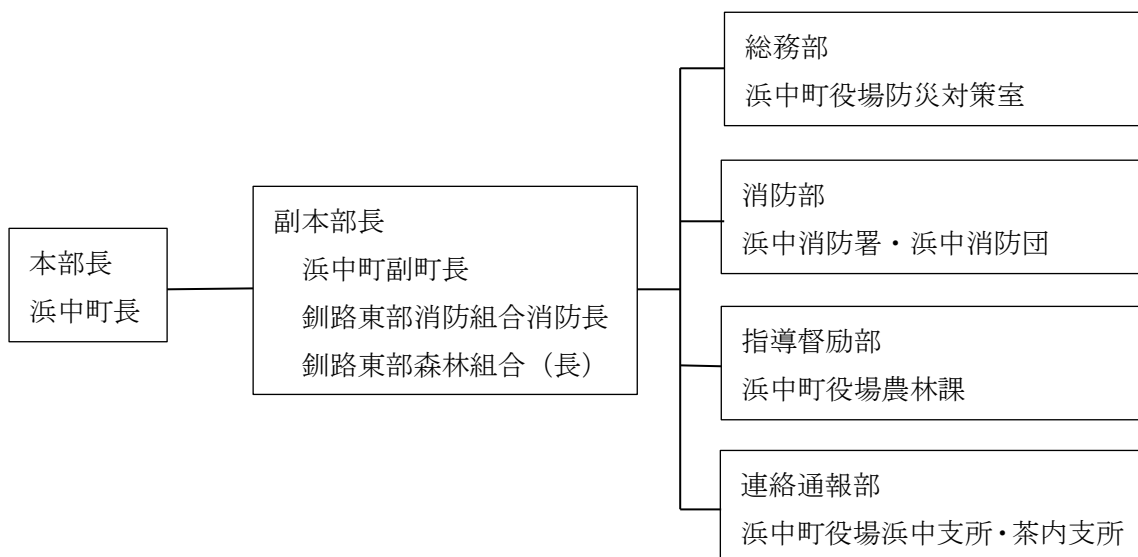
(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 浜中町林野火災消防対策本部の設置

町長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、浜中町林野火災消防対策本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

● 浜中町林野火災消防対策本部



4 消防活動

釧路東部消防組合浜中消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

厚岸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

なお、空中からの消火を行う場合は、釧路総合振興局に林野火災空中消火用資機材貸出申請を行う。

8 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、広範囲にわたる林野の焼失等の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」並びに第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

(1) 治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第9節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両者一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 町

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行

うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

(6) 防災上重要な施設

医療機関等その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

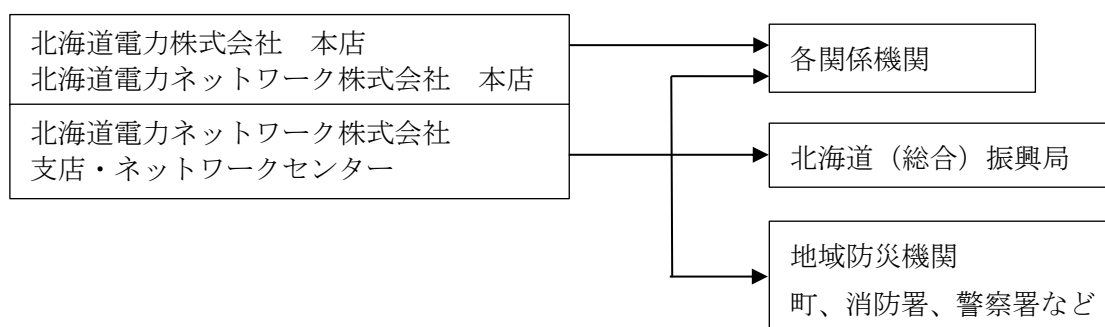
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両者一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

釧路東部消防組合浜中消防署の大規模停電災害時における消防活動を、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによる

ほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、道や町等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

水道管理者は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合の自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

13 広域応援

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに処理を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画の作成に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画する。

第1 実施責任

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備

- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町内に災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時に情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 釧路東部消防組合浜中消防署

町長は、災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法（昭和23年法律第186号）による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。

3 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査、災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれた場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援

措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ り災証明書の交付の状況
- サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ 提供先に台帳情報を提供には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号
- セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- ア 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主

たる事務所の所在地)

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害貸付）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

○資料編 [条例・規則等]

資料8 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

資料9 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

資料10 浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱

資料11 浜中町災害見舞金等支給規則

第3節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分についての計画は、次のとおりである。

第1 義援金の受付（配分）

日赤北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分する。

避難対策部避難支援班は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

第2 町の災害義援金品の受付・配分

1 義援金品の受付

本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、浜中町災害義援金配分委員会（以下、本節において「配分委員会」という。）を設置し、庶務は、避難対策部避難支援班が行う。

3 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

浜中町地域防災計画

地震・津波防災計画編

令和6年3月

浜中町防災会議

目 次

地震・津波防災計画編

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の基本方針	2
第5節 浜中町の概況	11
第6節 浜中町及びその周辺における地震・津波の発生状況	12
第7節 浜中町における地震・津波の想定	15
第2章 災害予防計画	21
第1節 町民の心構え	21
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	25
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	29
第4節 防災訓練計画	30
第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画	30
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	31
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	31
第8節 避難体制整備計画	31
第9節 避難行動要支援者等対策計画	31
第10節 津波災害予防計画	32
第11節 火災予防計画	36
第12節 危険物等災害予防計画	37
第13節 建築物等災害予防計画	37
第14節 土砂災害の予防計画	38
第15節 液状化災害予防計画	39
第16節 積雪・寒冷対策計画	40
第17節 複合災害に関する計画	40
第18節 業務継続計画の策定	40
第19節 防災拠点機能の整備に関する計画	40
第3章 災害応急対策計画	41
第1節 応急活動体制	41
第2節 地震・津波情報の伝達計画	41
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	51

第4節	災害広報・情報提供計画	56
第5節	避難対策計画	56
第6節	救助救出計画	56
第7節	地震火災等対策計画	56
第8節	津波災害応急対策計画	58
第9節	災害警備計画	59
第10節	交通応急対策計画	59
第11節	輸送計画	59
第12節	ヘリコプター等活用計画	59
第13節	食料供給計画	60
第14節	給水計画	60
第15節	衣料・生活必需物資供給計画	60
第16節	石油類燃料供給計画	60
第17節	生活関連施設対策計画	60
第18節	医療救護計画	60
第19節	防疫計画	61
第20節	廃棄物等処理計画	61
第21節	家庭動物等対策計画	61
第22節	文教対策計画	61
第23節	住宅対策計画	61
第24節	被災建築物安全対策計画	62
第25節	被災宅地安全対策計画	63
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	63
第27節	障害物除去計画	63
第28節	広域応援・受援計画	64
第29節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	64
第30節	防災ボランティアとの連携計画	64
第31節	災害救助法の適用と実施	64
第4章	災害復旧・被災者援護計画	65
第1節	災害復旧計画	65
第2節	被災者援護計画	65
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	67
第1節	総則	67
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	68
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	70

第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	72
第5節	地震防災上緊急に整備をすべき施設等に関する事項	82
第6節	防災訓練に関する事項	84
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	85
第8節	地域防災力の向上に関する事項	87
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	89
第10節	重点的な取り組み	91
第11節	地震・津波防災推進のための事業・事務	95

地震・津波防災計画編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、浜中町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「浜中町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、浜中町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「浜中町地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道災害対策基本条例（平成21年北海道条例第23号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主体のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災

意識の向上を図らなければならない。

- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任者

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、浜中町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、浜中町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、浜中町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、浜中町及びその他防災関係機関の防災活

動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

また、防災関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

1 浜中町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜 中 町	(1) 自主防災組織の育成及び町民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 地震・津波発生に対応する施設、設備の整備に関すること。 (6) 地震・津波災害応急食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 (7) 地震・津波災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) 避難指示等に関すること。 (10) 地震・津波発生時の被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (11) 地震・津波発生時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12) 地震・津波発生時の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 (13) 地震・津波発生時の交通及び輸送の確保に関すること。 (14) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (15) 要配慮者の把握及び擁護に関すること。 (16) 防災ボランティアの受入れに関すること。
浜中町教育委員会	(1) 地震・津波発生時における児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 地震・津波発生時の文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
町立浜中診療所 町立浜中歯科診療所 町立茶内歯科診療所	(1) 地震・津波発生時における緊急医療に関すること。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 (3) 地震・津波発生時における医療防疫対策に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路東部消防組合 (浜中消防署) (浜中消防団)	(1) 地震・津波発生時における人命救助、財産保護、消防及び水防業務に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 地震・津波発生時の避難誘導及び人命救助に関すること。

	(4) 災害時における傷病者の搬送に関すること。
--	--------------------------

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局 釧路財務事務所	(1) 公共土木施設、農業水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険金の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における町への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局 釧路労働基準監督署 釧路公共職業安定所	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所 釧路地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町長の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (4) 被災中小企業の振興に関すること。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関すること。
北海道開発局 釧路開発建設部 (釧路道路事務所) (根室道路事務所) (根室港湾事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次被害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 一般国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (10) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

3 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。 (4) 鉄道及び自動車輸送事業の安全確保を図ること。
東京航空局 釧路空港事務所	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 (3) 航空災害時において自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整を行うこと。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 (3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。
釧路地方气象台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等釧路地方气象台の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 地震・津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
釧路海上保安部 第一管区海上保安本部 釧路航空基地	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救難物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における町等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路総合振興局	(1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報に関すること。 (4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (5) 防災に関する食料の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。 (6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (7) 避難指示等に関すること。 (8) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (10) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。 (11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。 (13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (14) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道釧路方面本部 厚岸警察署 (霧多布駐在所) (茶内駐在所) (浜中駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

7 北海道教育委員会

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道教育委員会 釧路教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。 (3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 北海道支社 (霧多布郵便局) (茶内郵便局) (浜中郵便局) (姉別郵便局) (琵琶瀬郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 釧路営業支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社釧路支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行釧路支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社 釧路支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
民間放送事業者	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 釧路市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 釧路薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

9 指定地方公共機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人 北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
一般社団法人 北海道バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道トラック協会 釧路地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会 釧路支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道看護協会 釧路支部	(1) 災害時における看護業務の支援に関すること。
一般社団法人 北海道LPガス協会 釧路支部	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。
一般社団法人 北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務に関すること。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 釧路地区事務所	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 浜中町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。 (3) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 (4) 生活福祉資金の貸付に関すること。
浜中町赤十字奉仕団	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。
浜中漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
散布漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中酪農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
釧路東部森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜中町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
北海道ひがし農業共済組合 釧路東部事業センター (浜中家畜診療所) (姉別家畜診療所)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における飼養動物の応急対応に関すること。
日本水難救済会 浜中救難所	(1) 海難救助及び漁港等の防災対策を行うこと。
浜中町建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動を行うこと。
霧多布温泉「ゆう ゆプロジェクト」	(1) 町が行う応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における避難所の運営に関すること。
一般社団法人北海道 総合在宅ケア事業団 (厚岸地域浜中訪問 介護ステーション)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における医療・福祉関係機関の連絡調整並びに応急医療・応急介護に関すること。

○資料編 [各種資料] 資料17 防災関係機関等の連絡先

第3 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、

ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房、給湯用燃料の確保

- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努める。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備

- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、本町における地域社会の防災体制の充実を図る。

4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかける。

第5節 浜中町の概況

本節については、本編第2章「浜中町の概況」を準用する。

第6節 浜中町及びその周辺における地震・津波の発生状況

第1 浜中町の地震と津波

本町で記録が残っている被害地震津波は、昭和20年以降には、昭和27年(1952年)3月の十勝沖地震、昭和35年(1960年)5月のチリ地震津波、昭和48年(1973年)6月の根室半島沖地震、平成5年(1993年)1月の釧路沖地震、平成6年(1994年)10月の北海道東方沖地震、平成15年(2003年)9月の十勝沖地震、平成16年(2004年)11月の釧路沖地震、同年12月の根室半島南東沖地震、平成23年(2011年)3月の東北地方太平洋沖地震、平成25年(2013年)2月十勝地方南部地震と被害を及ぼした地震(津波)が発生している。

なお、過去に発生した各地域の主な被害地震は関係資料のとおり。

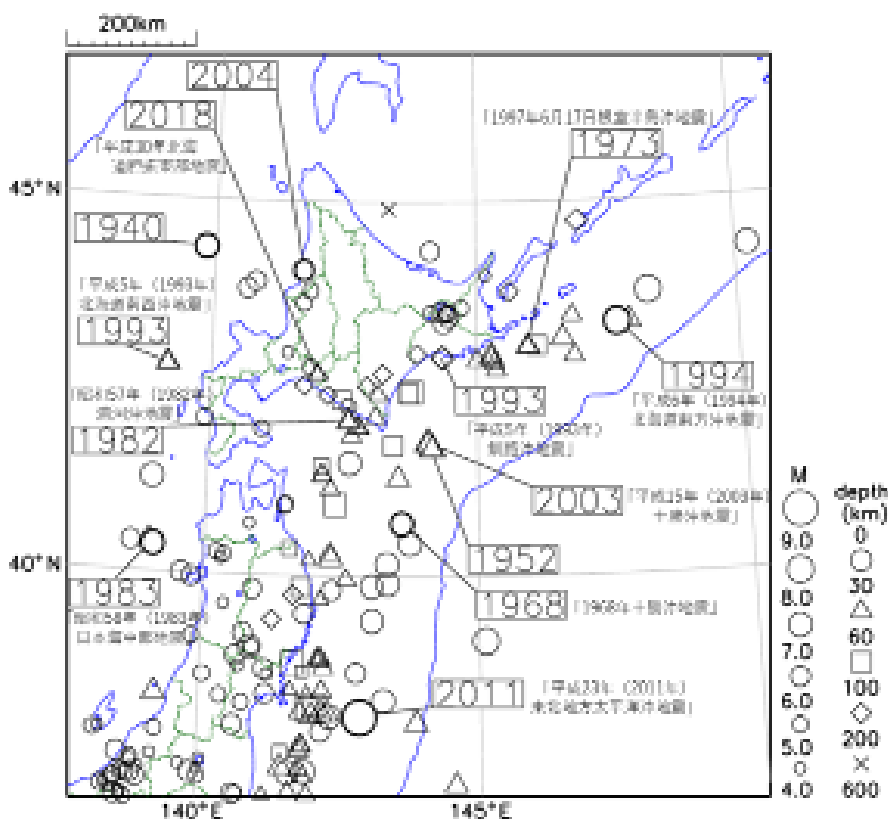
- 資料編 [各種資料] 資料20 過去の地震・津波の記録
 資料44 気象庁震度階級関連解説表

第2 被害地震の震央分布

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、次図のとおりである。

なお、このほかに、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

●北海道に被害をもたらした地震の震央分布図



- (5) 震源は、気象庁の震源カタログが整備されている1923年8月1日以降とした。また、被害は理科年表及び総務省消防庁による。（資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編））
 (6) 吹き出しは被害をもたらした主な地震を示す。気象庁が命名した地震はその名称を記載した。

第3 既往地震における道東総合振興局・地域の最大震度

北海道に被害をもたらした地震のうち、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局地域で震度5弱以上を観測され、又は推定された市町村とその震度は、次表のとおりである。

浜中町における昭和20年以降の地震による最大震度は、1993年（平成5年）1月15日の釧路沖地震による震度6（気象庁震度観測点：釧路市）、1994年（平成6年）10月4日の北海道東方沖地震による震度6（気象庁震度観測点：釧路市）及び、2003年（平成15年）十勝沖地震による震度6弱（平成8年10月1日から震度階級が変更）が最大である。

なお、浜中町における地震観測は、平成8年3月から防災科学技術研究所の強震観測施設、平成24年10月から気象庁地震計が観測を開始している。

●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の最大震度

総合振興局・振興局名	最大震度[地点：地震名又は震央名（発生年）]
十 勝	6弱 豊頃町、鹿追町、幕別町、忠類村：十勝沖（2003） 5 帯広市、本別町、広尾町：十勝地方南部（1970） 5 帯広市、広尾町：釧路沖（1993） 5 足寄町、広尾町：北海道東方沖（1994） 5強 足寄町、帯広市、本別町、更別村、広尾町：十勝沖（2003） 5強 浦幌町：十勝地方南部（2013） 5強 上士幌町、音更町、清水町、芽室町、忠類村：十勝沖（2003） 5弱 帯広市、音更町、清水町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、新得町、大樹町：十勝地方中部（2013）
釧 路	6 釧路市、厚岸町：北海道東方沖（1994） 6弱 釧路町、厚岸町：十勝沖（2003） 5強 弟子屈町、釧路町：釧路沖（2004） 5弱 弟子屈町、釧路町、厚岸町、標茶町、白糠町：十勝地方南部（2013）
根 室	6 （別海町）：国後島付近（1907） 5 根室市：根室半島南東沖（1973） 5 根室市、中標津町、羅臼町：北海道東方沖（1994） 5強 別海町：十勝沖（2003）、釧路沖（2004） 5強 根室市：十勝地方南部（2013）

（注）震度は、気象庁発表の観測値による、括弧付地点は聞き取り調査による。
 市町村ごとに、最大震度を記録した直近の地震を掲載。

第4 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高

北海道における十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の沿岸市町村における最大波高は次表のとおりである。

道内のこれまでの遡上高の最大は、平成5年(1993年)の北海道南西沖地震による奥尻町の30.6mである。

浜中町においては、昭和35年(1960年)のチリ地震による津波高4.3mがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸(十勝～根室)において約500年間隔で発生する巨大地震(以下「500年間隔地震」という。)が明らかにされた。

500年間隔地震は、津波の最大波高が10m～15m、海岸から2km～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。

直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去6500年間に10数回の発生が確認されている。

浜中町の予想津波高は、7.5mから高いところで10.7mと予想され、海岸部の居住地域のほぼ全域が浸水域と予想されている。

平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により、揺れは震度3で被害はなかったが、大津波警報が発表(北海道太平洋沿岸東部地域では初めて「大津波警報」が発表された。)され、昭和35年(1960年)のチリ地震津波以降最大規模の大津波が20波以上(気象庁発表津波高:霧多布港最大2.6m)押し寄せ、港湾、漁港関連施設、協同利用施設、養殖施設、漁船、漁具、水産加工場他甚大な被害を受けた。住宅地については、改修工事中の防潮堤の一部分からの越波による床上浸水が1棟あったが、他に被害はなかった。

●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の沿岸市町村における最大波高(単位m)

	1952年 十勝沖 M8.2	1960年 チリ地震 M9.5	1968年 十勝沖 M7.9	1973年 根室半島沖 M7.4	1994年 北海道東方 沖 M8.2	2003年 十勝沖 M8.0	2011年 東 北地方太平 洋沖 M9.0
十勝	大樹町 3.3	豊頃町 4.4	大樹町 2.7	—	広尾町 1.6	広尾町 4.1	豊頃町 4.3
釧路	釧路町 6.5	浜中町 4.3	浜中町 2.0	浜中町 4.5	浜中町 1.1	厚岸町 4.4	釧路市 2.8
根室	根室市 3.1	根室市 3.3	—	根室市 6.0	根室市 1.7	根室市 1.4	根室市 3.2

(注1) 最大波高は、現地調査による浸水高で、1m以上に限る。

(注2) 東北地方太平洋沖地震の数値は、今後変更される場合がある。

第7節 浜中町における地震・津波の想定

第1 基本的な考え方

北海道で想定される地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けて考えられている。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の地震や「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

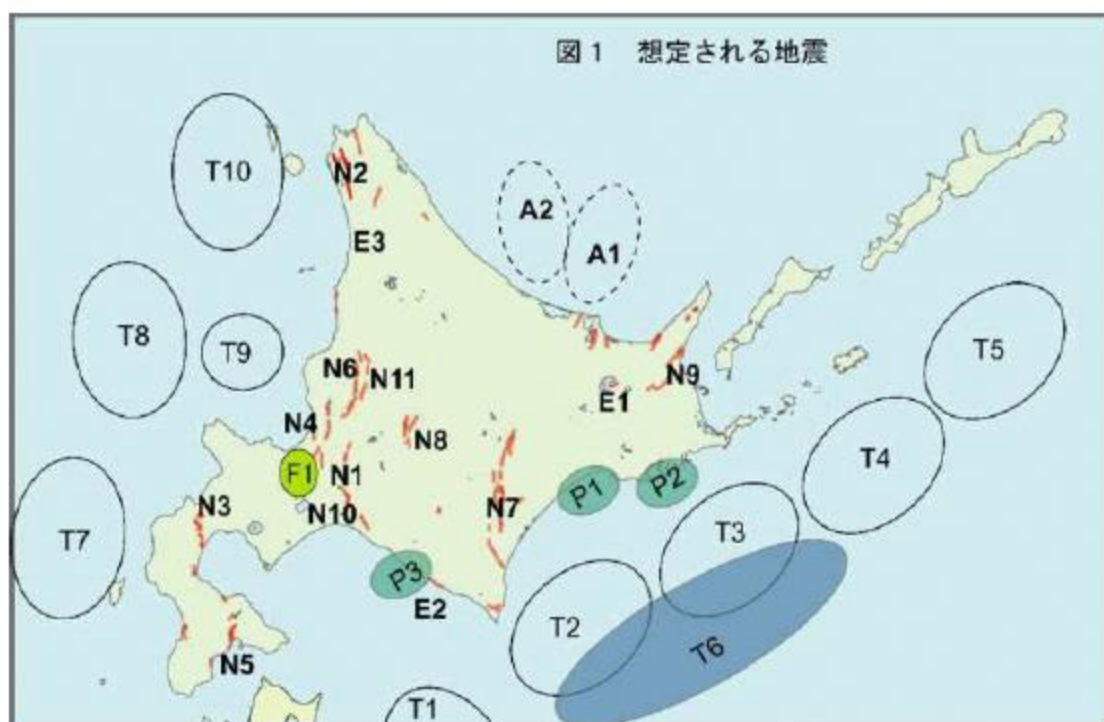
内陸型地震としては、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道の想定地震は図1及び表1となり、概要は次のとおりである。

今後、地震動による被害については詳細な想定を行う。

● 図1 想定地震の震央位置



●表1 想定地震の種類

地震	断層モデル	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(km)	
海溝型地震						
(千島海溝/日本海溝)						
T 1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	—
T 2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	—
T 3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	8.0	—
T 4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	8.0	—
T 5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.3	—
T 6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
(日本海東縁部)						
T 7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
T 8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
T 9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
T 10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	8.0	—
(プレート内)						
P 1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
P 2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P 3	日高中部	—	1993年型	推定	7.2	—
内陸型地震						
(活断層帯)						
N 1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N 2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N 3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N 4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N 5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N 6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N 7	十勝平野	地震本部		既知		
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N 8	富良野	地震本部		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N 9	標津	地震本部		既知	7.7	56
N 10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N 11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F 1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
(既往の内陸地震)						
E 1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—
E 2	浦河周辺	—	1982年	推定	7.1	—
E 3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—
(オホーツク海)						
A 1	網走沖(北見大和堆)	—	未知	推定	7.8	60
A 2	紋別沖(紋別沖構造線)	—	未知	推定	7.9	70

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)及び択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震から巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。

なお、千島海溝におけるM(マグニチュード：以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は、72.2年とされている。

ア 三陸沖北部 (T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9(1968年十勝沖地震)、1994年M7.6(三陸はるか沖地震)が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

イ 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は、M8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は、9%程度とされている。

ウ 根室沖 (T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は、釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域では、M7から8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年根室沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「2003年十勝沖地震」では、釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は、80%程度とされている。

エ 色丹島沖 (T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

オ 択捉島沖 (T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

(2) 500年間隔地震 (T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年

間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島沖から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。

(3) プレート内のやや深い地震（P 1、P 2）

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100キロメートルほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、釧路沖（P 1）、厚岸直下（P 2）を想定する。

2 内陸型地震

(1) 活断層帯（N1～N11）

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、表1『N 1～11』の11の活断層帯である。M 7以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。

そのうち本町に大きな影響を及ぼすであろう断層帯は十勝平野断層帯（N 7）と標津断層帯（N 9）の2つである。

ア 十勝平野断層帯（N 7）

十勝平野断層帯は、主に足寄西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M 8程度の地震が想定されている。光地園断層は、西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

イ 標津断層帯（N 9）

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

(2) 既往の内陸地震（E 1）

弟子屈地域（E 1）

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも1938年M6.0、1959年M6.2、1959年M6.1及び1967年M6.5の地震があり、被害を出している。

3 その他

上記のほか、青森県三陸沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生率等の長期評価については、資料編の主要な活断層及び海溝型地震の長期評価による。

○資料編 [各種資料] 資料45 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

第2 浜中町における想定地震津波

1 基本的な考え方

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道東に影響の大きい津波を対象として詳細な津波浸水予測及び被害想定が行われている。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的見地にに基づいた、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行う。

2 北海道太平洋沿岸の地震

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

この新たな津波浸水想定の中町の津波浸水予測は資料編に示すとおりである

(1) 2012年（平成24年）の津波浸水予測

北海道は、2012年（平成24年）6月28日、東日本大震災の教訓を踏まえ、太平洋沿岸の津波浸水予測図を改定した。

その中で、浜中町はこれまでの「500年間隔地震津波」の想定（火散布での遡上高10.7m）を大きく上回る津波高（琵琶瀬34.6m、渡散布30.6m、藻散布27.2m等）が公表された。

町内ほとんどの沿岸最大水位が約15mを越えることとされており（榊町14.8m～琵琶瀬34.6m）、更に7月27日に津波遡上高を追加公表し、浜中町では最大43.8m（琵琶瀬）まで津波が遡上すると想定している。

これは、1993年（平成5年）7月12日発生の北海道南西沖地震津波の遡上高30.6m（奥尻島）、2011年（平成23年）3月11日発生の東日本大震災での最高遡上高40.5m（宮城県宮古市）を上回る予想となっている。

被害予想については、公表されていないが、「東日本大震災」の教訓である命を守るため、一刻も早い住民避難に結びつく、ソフト対策、ハード対策を推進する。

また、この想定津波を引き起こす地震の大きさは、東日本大震災の地震の大きさ（マグニチュード9.0）を上回る、マグニチュード9.1が想定されているが、その被害想定についても現在北海道で検討中である。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、沿岸最大水位、最大遡上高は表6のとおりである。

●表1 北海道が公表した「新たな津波浸水予測（平成24年6月28日公表）」

地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	沿岸最大水位(m)	最大遡上高(m)	地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	沿岸最大水位(m)	最大遡上高(m)
藻散布	4	24	27.2	32.0	榊町	9	26	14.8	19.9
火散布	4	23	27.0	29.9	幌戸	7	27	16.6	19.8

渡散布	4	23	30.6	32.2	奔幌戸	7	27	15.4	19.5
琵琶瀬	4	21	34.6	43.8	仙鳳趾	5	27	27.2	34.6
琵琶瀬湾	6	21	10.0	33.4	恵茶人	5	28	26.3	37.7
霧多布	10	24	15.8	13.9					

(2) 千島海溝沿いの巨大地震モデル

内閣府は、2020年（令和2年）4月21日、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」について最大クラスの津波断層モデル、震度分布、津波高、浸水域の推計結果を公表した。

その内容は、最大クラスの津波を引き起こす震源断層モデルは、千島海溝（十勝・根室沖）モデルでマグニチュード9.3、震度分布は北海道太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定され、浜中町、厚岸町で震度7となっている。

津波高は、根室市からえりも町付近にかけて10～20mを超える津波高となっており、浜中町では、最大沿岸津波高22.1m（恵茶人）となっている。

このモデルを基に北海道は、2021年（令和3年）7月19日、「太平洋沿岸の津波浸水想定を公表、10月15日には津波浸水想定区域を「津波災害警戒区域」に指定された。

なお、本町における津波の最大津波高などは表7のとおりである。

●表2 北海道が公表した太平洋沿岸の津波浸水想定（令和3年7月19日公表）

地名	最大津波高 (m)	影響開始時間(分)	第1波到達(分)	最大波到達(分)	地名	最大津波高 (m)	影響開始時間(分)	第1波到達(分)	最大波到達(分)
恵茶人	15.8	9	32	32	霧多布西	9.3	8	34	34
奔幌戸	13.1	14	35	35	琵琶瀬	6.7	10	30	30
榊町	12.2	14	35	35	渡散布	16.0	6	27	27
霧多布港	8.8	11	36	36	藻散布	15.8	3	27	27
湯沸	13.7	8	29	29					

(3) 千島海溝沿いの巨大地震の被害想定

北海道は、2022年（令和4年）7月28日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際の被害想定を高揚した。

浜中町では、建物被害（全壊棟）は最大4,000棟、人的被害は、冬の深夜で早期避難者比率が低い場合は約2,700人、冬の夕方は約2,600人、夏の昼間は約2,200人と想定している。

また早期避難者比率が高い場合でも、冬の深夜で約2,300人、冬の夕方は約2,100人、夏の昼間は約1,500人と想定し避難対象人口の半数以上が死亡するとの想定となっている。

なお、本町における津波被害想定は資料46のとおりである。

○資料編 [各種資料] 資料32 津波浸水想定区域図

資料46 千島海溝沿いの巨大地震の被害想定

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び事業者（以下「町民等」という。）は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1節 町民の心構え

北海道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料を確保する。
- (7) 町の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。

- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、すばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) 危険物車両等の運行は自粛する。

第3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第4 屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 車停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第6 津波に対する心得

1 住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、磯釣りは危険なので行わない。

- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所、若しくは津波一時避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所、若しくは津波一時避難場所に避難する。

- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町は、国及び道と連携し、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等の耐震化工事や移設建設、建替え等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導に務める。
- 6 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等、総合的な地震安全対策を推進する。
- 7 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

○資料編 [各種資料] 資料47 地震防災上重要施設一覧

第3 主要交通の強化

町は、防災関係機関等と連携し、主要な道路、港湾、鉄道等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

また、道が指定した北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路の管理者は、道路の整備及び管理の徹底に努めるとともに、町は、国道、道道が地震及び津波による災害等により通行不能となり、緊急物資等の輸送や災害復旧に多大な支障が生じることが想定されることから、次の主要な交道路の整備について関係機関との調整を図る。

1 北海道横断自動車道根室線（釧路～根室間）

第4 通信機能の強化

町は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努める等して、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町は、防災関係機関並びにライフライン事業者と連携し、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町は、防災関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるグラウンド・公園等の整備に努める。

第7 液状化対策

町及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町は、防災関係機関と連携し、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道防災計画及び町防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動用道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
 - (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
 - (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - (9) 地域防災拠点施設
 - (10) 防災行政無線施設、設備
 - (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
 - (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
 - (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
 - (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、必要に応じ、津波浸水想定を見直すものとする。
- 3 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所等及び避難路・避難階段等の整備等、避難関連

施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

4 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町は、防災関係機関と連携して、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、地域住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

1 町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 町は、防災関係機関と連携し、住民に対して次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難経路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- イ インターネット、SNSの活用
- ウ 新聞、広報誌等の活用
- エ 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- オ 広報車両の利用
- カ テキスト、マニュアル、パンフレットの配布

3 町は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、

緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、各種団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、本編第4章第3節「防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や備蓄拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

実施に当たっては、本編第4章第4節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

実施に当たっては、本編第4章第5節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震・津波による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護等速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災等の緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の推進に努める。

実施に当たっては、本編第4章第6節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から地域住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所の確保及び整備等に関する計画は、第4章第7節「避難体制整備計画」を準用する。

- 資料編 [各種資料]
- 資料36 避難階段・避難経路
 - 資料37 指定避難場所
 - 資料38 指定緊急避難場所
 - 資料41 待避所

第9節 避難行動要支援者等対策計画

地震・津波災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本編第4章第8節「避難行動要支援者等対策計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸として、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防衛」の発想により、国、道、町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、国及び道と連携し、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所や町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1) 海岸保全対策

町は、国及び道と連携し、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

(2) 漁港整備事業

漁港管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。また、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(3) 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

ア 国土交通省所管海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS波浪計等

イ 文部科学省所管（独立行政法人防災科学技術研究所）【観測データ提供先（予定）：気象庁】日本海溝海底地震津波観測網（ケーブル一体型観測網／地震計、水圧計）

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 町は、道が整備する防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

イ 町は、国及び道等と連携して沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

町は、地域住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機等の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者等）の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町は、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 津波避難訓練等

町は、地域住民に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

(1) 地域住民に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのはなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - (ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
 - 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - (イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
 - 荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

○資料編 [各種資料] 資料32 津波浸水予測図

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、本編第4章第11節「消防計画」及び本編第7章第7節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 宿泊施設、集合住宅、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

釧路東部消防組合浜中消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防

団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

釧路東部消防組合浜中消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、本編第7章第6節「危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおりである。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため、本編第4章第10節「建築物等災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 市街地における建築物不燃化の促進

建築物が密集する市街地区は火災の危険度が高いことから、町は、地域内の防火構造・準防火構造による建築のさらなる指導徹底を図る。

2 木造建築物の防火対策の促進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、パンフレットやインターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、建築物の所有者に対して指導、助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進するものとする。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

6 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第2 かけ地に近接する建築物の防災対策

町は、かけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第14節 土砂災害の予防計画

地震動に起因する地滑り、かけ崩れ等による災害の予防については、本編第4章第17節「土砂災害の予防計画」を準用する。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。平成7年(1995年)兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

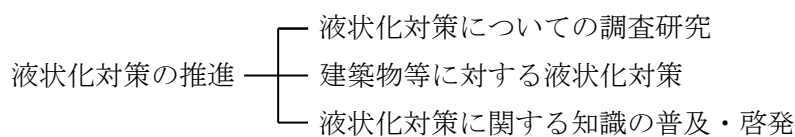
北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町から浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の人工地盤に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

- 1 町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



- 2 液状化対策の調査・研究

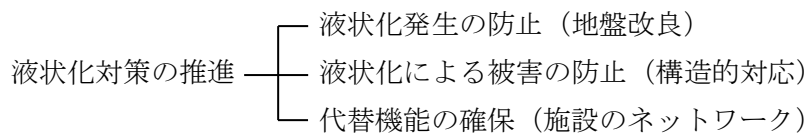
町は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

- 3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震・津波災害が発生した場合、他の季節に発生する地震・津波災害に比べ、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、防災関係機関と連携して積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

実施に当たっては、本編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとし、この計画の実施に当たっては、本編第4章第19節「複合災害に関する計画」を準用する。

第18節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に当たっては、本編第4章第20節「業務継続計画の策定」を準用する。

第19節 防災拠点機能の整備に関する計画

町は、地震・津波災害発生時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備を行っている。この計画の実施に当たっては、本編第4章第21節「防災拠点機能の整備に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

町は、道及び防災関係機関との連携の下、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、本節を基本として災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は、道及び防災関係機関と相互に連携し、本部等を速やかに設置する等、応急活動体制を確立する。

第1 町の災害対策組織

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第3 民間団体との協力

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合にまたは長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（Jアラート）により、地方公共団体等に伝達される。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

●津波警報等の発表基準と内容

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

●津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて表現)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて表現)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

●地震情報の内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 それに加えて、震度3以上を観測した市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4弱以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 *国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表* 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 *国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地震毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

●地震活動に関する解説資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
----------	------	-----

地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

●津波情報の内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、第2の2の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波観測に関する情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

①沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

②最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

●沿岸で観測された津波の最大波の發表内容

津波警報等の發表状況	観測された津波の高さ	發表内容
大津波警報を發表中	1 mを超える	数値で發表
	1 m以下	「観測中」と發表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で發表
	0.2m未満	「観測中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で發表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の發表内容について

- ①沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに發表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で發表する。
- ②最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しない。大津波警報又は津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は發表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

●沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の發表内容

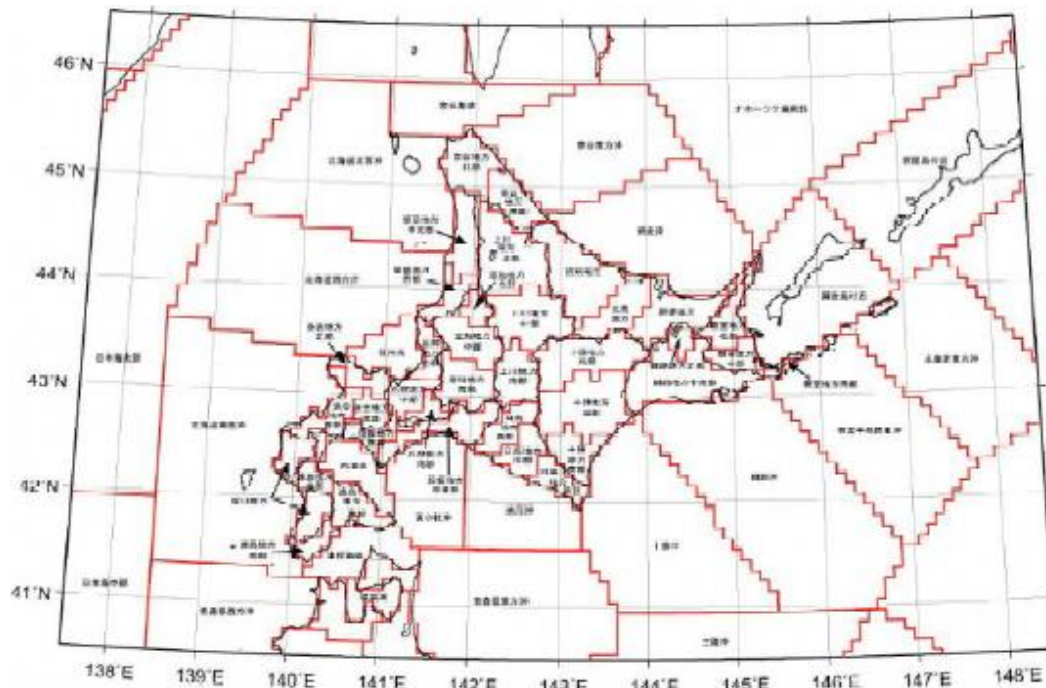
津波警報等の發表状況	沿岸で推定される津波の高さ	發表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で發表
	3 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で發表
	1 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で發表

第3 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



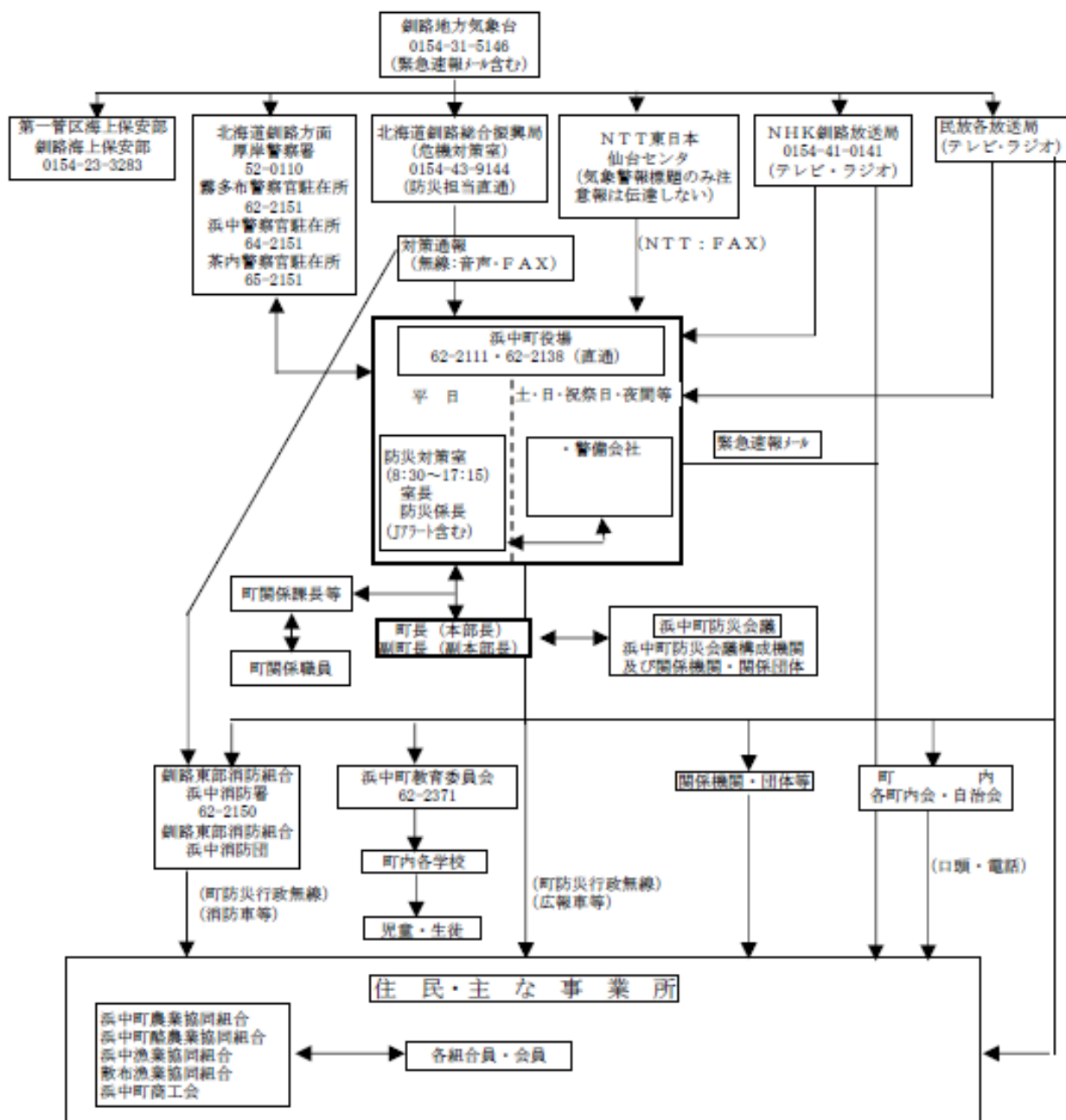
3 津波予報区

浜中町沿岸は、北海道太平洋沿岸東部



第4 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



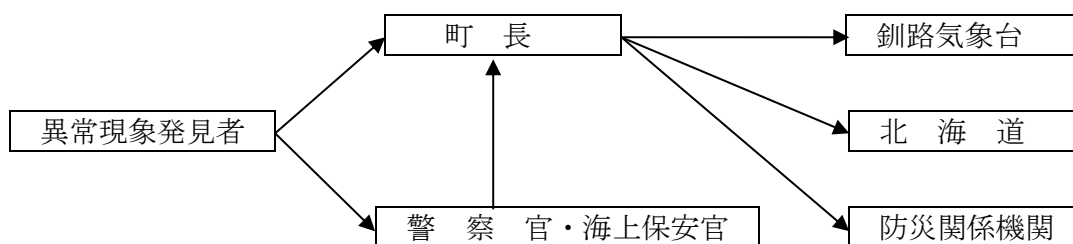
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び釧路地方気象台等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項
- (2) 水象に関する事項

2 通報系統図



- 資料編 [各種資料]
- 資料26 一般向け緊急地震速報の利用の心得
 - 資料27 予報、警報並びに情報と管理票
 - 資料44 気象庁震度階級関連解説表

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び前節「地震・津波情報の伝達計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（Jアラート）などで受信した緊急地震速報を町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努める。
- 2 町は、道及び防災関係機関と連携し、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- 3 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報や被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

- 5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

- 6 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 本部の設置

- (1) 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、釧路総合振興局及び防災関係機関へ通報する。
- (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連携を図るため、必要に応じ当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により釧路総合振興局に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置したときは直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3 町の報告

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- 2 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 衛星通信による通報

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合は、資料14に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を道知事（釧路総合振興局長経由）に報告する。

なお、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

●火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【北海道・釧路総合振興局（通常時の報告先）】

報告先		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部危機対策室
N T T回線	日中	011-204-5900 011-231-4314 (F A X)	0154-43-9144 0154-42-2116 (F A X)
	夜間	011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (F A X)	
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	日中	6-6-210-22-587	6-6-710-2191 6-6-710-2192 6-6-710-2193
	夜間	6-6-210-22-586	

【消防庁（通常時の報告先）】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	ファクシミリ	03-5353-7537	03-5253-7553

消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49102
	ファクシミリ	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102
	ファクシミリ	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
N T T回線	電話	03-5253-7510	
	ファクシミリ	03-5253-7553	
消防防災無線	電話	7-90-49175	
	ファクシミリ	7-90-49136	
地域衛星通信ネットワーク	電話	7-048-500-90-49175	
	ファクシミリ	7-048-500-90-49036	

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で町が軽微であっても釧路総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- (6) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに状況を把握し、災害情報報告（別記第1号様式）により逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については、除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに災害状況報告（別記第7号様式）により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。なお、報告内容に変化が生じたときは、その都度報告し、報告の時期等に指示があった場合は、その指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了し、被害状況が確定した後、20日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。

(3) その他の報告

被害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち、最終報告は、文書をもって被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。

(3) 消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接速報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料48のとおりである。

5 災害情報等連絡責任者

災害情報等連絡責任者は防災対策室長、その代理者には、防災対策室防災係長をあてるものとする。

○資料編 [各種資料]	資料14 災害情報等報告取扱要領
	資料48 被害状況判定基準
	別記第1号様式 災害情報報告
	別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）
	別記第7号様式 災害情報速報

第4節 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、本編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、本編第4章第11節「消防計画」及び本編第7章第7節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 消防活動体制の整備

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になる等、消防能力が低下すること等から、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住人、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

地域住民に対しては、平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後には、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の地域住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

町及び防災関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

1 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 厚岸警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに厚岸警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 釧路海上保安部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 町

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。

2 道

町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合、道知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、指示の対象地域、判断時期等について助言するもの

とする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

3 厚岸警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに厚岸警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 釧路海上保安部

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第3 災害情報の収集

道、厚岸警察署及び釧路海上保安部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第9節 災害警備計画

地震・津波災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う厚岸警察署及び釧路海上保安部が実施する警戒、警備についての計画は、本編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、本編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、本編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時におけるヘリコプター等の活用については、本編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、本編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

地震・津波発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、本編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、本編第5章第18節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時の石油類燃料の供給については、本編第5章第19節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、電気、ガス施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第20節「電力施設災害応急計画」、本編第5章第21節「ガス施設災害応急計画」、本編第5章第22節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第18節 医療救護計画

地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

地震・津波災害時における被災地の防疫に関する計画は、本編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物等処理計画

地震・津波災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、本編第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本編第5章第29節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

地震・津波による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、本編第5章第27節「文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、本編第5章第25節「住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急危険度判定の実施

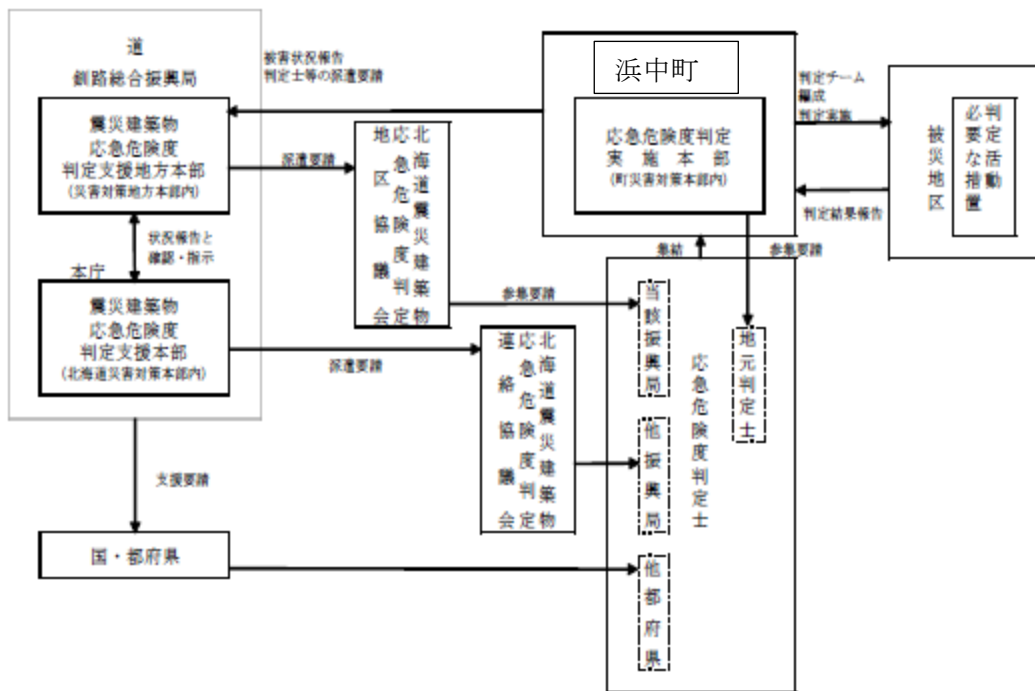
町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町は、道と連携し、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定の活動体制は次のとおりとする。

●活動体制



2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

地震・津波災害により、被災した宅地の安全対策については、本編第5章第24節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、本編第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

地震・津波災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合の計画は、本編第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

地震・津波等による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要求は、本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 防災ボランティアとの連携計画

地震・津波災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本編第5章第32節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本編第5章第35節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画については、本編第8章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

被災者援護計画については、本編第8章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

第1 融資・貸付け等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は、道及び防災関係機関と協力し、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助する。町は、関係機関と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保する。町は、協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

町と道は、緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道と町は、緊密な連絡の下に、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

イ 町、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努める。

第2 災害義援金の募集及び配分

本項については、本編第8章第3節「災害義援金募集(配分)計画」を準用する。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

（令和4年10月3日・内閣府告示第99号）

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次の表のとおりである。

（令和4年10月3日・内閣府告示第100号）

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糖町、別海町、標津町、羅臼町

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第6節「防災関係機関等の処理す

べき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込みプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの地震断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

東日本大震災を踏まえ、道はこれまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな津波予測を行った。

さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（R4）等における被害の特性は、次のとおりである。

1 津波による被害

(1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約42,000棟、日本海溝モデルでは約130,000棟となる。

(2) 人的被害は、冬の夕方まで早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）が死者数が最大となり、千島海溝モデルで約106,000人、日本海溝モデルで約149,000人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人々が浸水区域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用

することで死者数は、千島海溝モデルでは54.7%減の48,000人、日本海溝モデルでは72.5%減の41,000人と推計される。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早期避難意識が低い場合の死者数は約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定（R3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約3,100棟となる。

4 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の備蓄調達

- (1) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主要な品目別に確認するものとする。
- (2) 道は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。
- (3) このほか、物資調達については、第2章第5節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、第3章第13節「食料供給計画」、同第14節「給水計画」及び同第15節「衣料・生活必需物資供給計画」に準じる。

2 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
- (3) 道は、町における必要な物資等の確保状況を把握し、町から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため道が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

3 人員の配備

道（釧路総合振興局）は、管内の市町村における人員配置状況を把握し、必要に応じて、管内の市町村への人員派遣等、広域的な措置を取るものとする。

4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 広域応援

- (1) 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対応を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防応援協定」に基づき、北海道や他の市町村及び他の消防機関に応援を要請するものとする。
- (2) 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い

応援を要請するものとする。

2 自衛隊の災害派遣

- (1) 町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、知事（釧路総合振興局長）へ自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。

3 広域応援対策

上記のほか、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請等については、第3章第28節「広域応援・受援計画」及び同第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。
また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。
- 3 町及び道等は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 4 このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第10節「津波災害予防計画」に定めるところとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震・津波情報の伝達計画」に準じるほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。
また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び道による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- 3 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- 4 町、釧路海上保安部及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の

深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

- 5 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。
- 6 町及び道は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

第3 地域住民等の避難行動等

1 避難対象地区の指定

(1) 地震発生時において、津波による避難の指示の対象となる地区は、次のとおりである。

なお、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

●津波による避難指示対象地区

地区名	世帯数	人口		
		総数	男	女
霧多布	403	788	388	400
湯沸	41	101	54	47
新川	134	253	120	133
暮帰別	219	428	210	218
仲の浜	47	111	57	54
琵琶瀬	127	288	140	148
散布	207	549	280	269
榊町	64	159	85	74
奔幌戸	37	79	38	41
貫人	41	98	49	49
計	1,321	2,854	1,421	1,433

(令和5年12月31日現在：住民基本台帳)

(2) 町は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域を調査し、津波浸水予測図等について、道から支援を受け、町の避難対象地区の指定をはじめ、避難対策を行い、住民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

2 避難の確保

(1) 避難計画の作成

町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画地震・津波防災計画編等（全体計画・地域計画）の策

定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難の指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

(2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(3) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難のための指示

ア 町長

(ア) 町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常気象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波襲来が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高い建物に緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

(ロ) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含

む。)、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(Jアラート)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にいなくときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(6) 避難の指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記(5)により、適切に避難の指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

イ 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(7) 避難場所の指定

ア 町は、耐震性に配慮し、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるように努めるものとする。

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するよう努めるものとする。

(8) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自治会組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運

営に協力する。

3 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 避難場所への受入れ
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 知事に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、あらかじめ自治会組織等の単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自治会組織等が指定する者が担当するものとし、町は、自治会組織等を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 海溝型地震が発生した場合、町は、(1)に掲げる者を受入れする施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

5 避難誘導等

(1) 地域の自治会組織等及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(2) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

(4) 町は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 意識の普及啓発等

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、第2章第8節「避難体制整備計画」、同第9節「避難行動要支援者等対策計画」、同第10節「津波災害予防計画」、同第16節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第5節「避難対策計画」、同第8節「津波災害応急対策計画」、同9節「災害警備計画」に定めるところとする。

第4 消防機関等の活動

1 町の措置

町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自治会組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 道の措置

道は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 海溝型地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 海溝型地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、道が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握等

3 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等

に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

- (2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う火災等の二次被害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

指定地方公共機関であるガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要などに関する広報等の措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社N T T ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。

- (4) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

- (5) 指定公共機関日本放送協会札幌放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

- (6) 指定地方公共機関北海道放送株式会社、同札幌テレビ放送株式会社、同北海道テレビ株式会社、同北海道文化放送株式会社、同株式会社テレビ北海道、同株式会社エフエム北海道、同株式会社エフエムノースウェーブが行う措置は、別に定めるところによる。

6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章

第17節「生活関連施設対策計画」に定めるところとする。

第6 交通対策

1 道路

- (1) 北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- (2) 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

2 海上

- (1) 釧路海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避等を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

3 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

4 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第3章第8節「津波災害応急対策計画」、同第9節「災害警備計画」及び同第10節「交通応急計画」に定めるところとする。

第7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

イ 入場者等の退避のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

ア 診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校等にあつては、次の措置

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な安全に関する措置

(イ) 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を講ずるとともに、町が行う必要な資機材の搬入配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第8 迅速な救助

- 1 町は、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。
- 2 町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備をすべき施設等に関する事項

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 町及び道は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

(15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

(16) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

(1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

(2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表し、耐震性がない場合は、浜中町公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、施設の耐震性の向上を努めるものとする。

(3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策の確保に積極的に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能整備に努める。

(4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、速やかな完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 ライフライン施設等の耐震化

(1) 町、道及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(2) 町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 長周期地震動への対応等

(1) 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

(2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第13節「建築物等災害予防計画」に定めるところとする。

第6節 防災訓練に関する事項

第1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、道、防災関係機関と連携して津波警報等伝達訓練など、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
 - (4) 水門等の閉鎖操作訓練
- 5 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 6 町は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 7 町における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 8 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 9 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。

また、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。このほか、防災訓練の実施については、第2章第4節「防災訓練計画」に定めるところとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、道、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 職員等に対する教育

- 1 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 町は、道と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等が行う防災訓練等に関し、必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報の入手方法
 - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬期における避難の際の非常持出品
- 3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

町及び北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「町民の心構え」及び同第3節「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に定めるところとする。

第8節 地域防災力の向上に関する事項

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、町民自ら可能な防災対策を実践することに加え、町民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 町民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第2章第1節「町民の心構え」に定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- 4 このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところとする。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を

図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町は地域住民に対して注意を促すものとする。

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、町に伝達するほか、次の事項にも配慮する。）

ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

2 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節第1「応急活動体制」に準ずる。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第10節 重点的な取り組み

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策を進めるにあたっては、発生直後に犠牲者を出さないという基本理念のもと、身を守る対策を最優先とし、その後の応急期、特に命にかかわる72時間までの対策について、重点的な取り組みを進めるものとする。

また、公助としての取り組みを進めるとともに、地区別の津波避難計画及び避難行動要支援者個別計画などによる自助・共助の取り組みの支援を強化する。

さらに、防災教育や防災訓練を徹底することにより防災意識の高い子どもを育て、震災に強い人として地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守る防災リーダーとなるための長期的視点に立った取り組みを進めるものとする。

第1 地震から身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進める。

1 建物の倒壊から身を守る対策

- (1) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- (2) 公共施設の耐震化について計画的に進める。
- (3) 民間建築物の耐震化の促進を図る。

2 家具等の転倒から身を守る対策

- (1) 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進める。
- (2) 公共施設等の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

3 地震発生時の行動を身に着ける対策

- (1) 身を守る行動（シェイクアウト）の普及啓発に努める。
- (2) 家庭での防災用品や非常食の備えを推進する。
- (3) 火災の発生を未然に防ぐ知識の普及広報を実施する。

第2 津波から避難する対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生直後は沿岸部に大津波が襲来するため、避難するための自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進する。また、「防ぐ」ためのハード事業によりこれを補強、支援する。

津波避難対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区などの地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要があるため、町や地域ごとの津波避難計画を作成し、町民と行政が協力して地域を挙げての津波避難対策を推進する。

1 津波の特性、危険性を知る対策

- (1) 津波高の想定による浸水状況などの予測の充実を図り、津波の危険性について普及啓発を図る。
- (2) 地域での学習会や研修会を支援する。
- (3) 過去の津波災害を教訓として海拔表示や注意喚起を促す看板の設置など、津波の危険性

を明らかにする各種の表示を推進する。

- (4) 町民や行政などが津波の特性と危険性について情報を共有化する対策を推進する。

2 津波の発生を知る対策

- (1) 津波発生を迅速に伝達するための情報手段の要である Jアラートや行政無線を適切に管理し計画的な更新を図る。
- (2) 漁港や港湾の施設利用者や昆布操業時の漁業者に津波発生と避難を伝える情報伝達手段の整備を図る。
- (3) 観光客や外国人など土地に不案内な方々への情報伝達手段を検討する。

3 津波から迅速に避難する対策

- (1) 津波からの避難方法は、確実に高台に避難できる場合は原則徒歩とするが、避難行動要支援者の避難や避難困難地域からの避難については、自動車等での避難を検討する。この場合に自動車避難のリスクを十分に認識した「自動車を使う場合の避難ルール」を策定して町民全体で共有を図る。
- (2) 指定緊急避難場所は最大クラスの津波でも浸水しない場所として整備し、指定緊急避難場所への避難路及び避難道路の整備を促進する。
- (3) 周囲に高台が無い地域では、津波避難タワーや津波救命艇の整備を推進する。また、あらゆる避難方法に関する情報を排除せず、自動車での避難が困難な場合などは可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。
- (4) 避難方法、避難経路、避難場所などを示す津波ハザードマップの整備を行い、町民に対し周知を図る。
- (5) 避難路及び避難道路を確保するため、道路や橋梁の安全性とともに積雪、寒冷地対策を実施する。
- (6) 夜間の停電等も想定し、自立性の高いライト等を活用した避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進する。
- (7) 津波浸水域にある学校施設及び保育施設について、当面は現在地に残し、津波浸水区域外への移転については、今後時間をかけて検討する。そのために、現在地における計画的な避難訓練を徹底するとともに防災教育の徹底を図る。
- (8) 要配慮者及び支援者が安全に避難できる体制を整備する。
- (9) 観光客や外国人などが安全に避難できるよう体制を検討する。
- (10) 学校や自治会組織など地域ぐるみの避難訓練や、夜間や冬期など様々な条件による避難訓練を推進する。
- (11) 町民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

4 避難の安全性を高める対策

- (1) 津波被害を軽減する海岸防潮堤は、発生頻度が高い一定程度の津波（L1）に対応するための、かさ上げ工事の整備を促進する。
- (2) 海岸や漁港、港湾の管理者等は次の事項について別に定めるものとする。

- ア 防潮堤、水門、陸閘等の点検方針及び計画
 - イ 津波防災ステーションの点検方針及び計画
 - ウ 津波により孤立する恐れがある地域のヘリコプター緊急離発着場、港湾・漁港等の整備方針及び計画
 - エ 防災行政無線等の整備の方針及び計画
- (3) 水道事業管理者は、水道施設等の耐震化、老朽化対策を進めるとともに、防災機能の強化のため応急給水、応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備を図る。また下水道についても災害時にも安定的に機能する必要があることから計画的な耐震化、老朽化対策を進める。
- (4) 電気事業管理者は、電気が津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難のためには重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。また、火災等の二次被害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。
- (5) ガス、灯油等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓や給油栓の閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- (6) 被災前後における迅速な通報と強い情報伝達システムの充実を図る。
- (7) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信の確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (8) 防災施設の改修、整備を計画的に進める。
- (9) 津波避難計画の点検及び避難路、避難場所等の安全点検を計画的に進める。

第3 応急対策活動体制等の整備

町及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

また、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制整備等、医療救護体制の整備を進める。

緊急輸送道路及び海上輸送機能、空輸輸送機能を確保する対策を進める。

第4 避難所等の整備

指定避難所の暖房設備や電源確保など必要な物資や資機材の備蓄等を進める。

また、避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図るとともに、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進める。

第5 総合防災拠点等の整備

町及び防災関係機関の災害対応の拠点となる施設等の整備を進める。特に大津波災害の場合は、霧多布地区が孤立する恐れがあることから、内陸方面にも防災拠点等の整備を進める。

第6 学校・地域での防災教育

町は、児童生徒に対し、学校教育課程において、防災対策上必要な防災教育を推進し、災害に対する正確な知識を学び、自らの命は自分で守るという意識づくりをすることで、災害に強い人づくりを目指すものとする。

特に、津波に対しては、一人ひとりが一生懸命逃げる防災教育・啓発及び訓練を徹底して行うことにより防災意識の高い子どもたちが、地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守る防災リーダーとなるための取り組みを進める。

第7 自主防災組織の組織化と機能強化

自主防災組織の機能を有する自治会・町内会組織を単位とした地区防災計画の策定を推進する。この場合、津波浸水区域を対象とした避難対策について個別の避難計画について検討する。

また、自主防災組織の組織化を奨励し、地域における防災機能の強化を図るものとする。

第8 町民への防災教育・学習

町は、防災関係機関等と協力して、地域の実情に応じた地域単位、職場単位の防災教育を推進する。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備える町民の自助を支援するための、町民自身による地震防災対策を推進する。

第9 防災エキスパートの養成

町は、防災関係機関等と協力して、地域における防災活動の担い手となる防災士や北海道防災マスターなどの防災エキスパートの育成を推進する。

また、全職員に対し、地震・津波が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、基礎知識の学習や、図上訓練などの手法を取り入れた実践的な防災教育を推進する。

第10 防災の視点に立った公共施設等の整備

第6章第4節「地震・津波防災推進のための事業・事務」に基づき、各種の施設等の整備を進める。また、防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

第11 災害応急対策

町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生直後における初動応急対策として「浜中町災害対策本部行動マニュアル」等を作成し、全職員が共通認識の下で災害対応が行えるよう取り組みを進める。

第11節 地震・津波防災推進のための事業・事務

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等から町民の生命、身体並びに財産を保護するため、地震津波防災推進のための事業・事務については、計画的に整備を図るものとする。

第1 基本方針及び取り組みの施策

基本方針	取り組みの施策
1 円滑な避難の確保	① 指定緊急避難場所、指定避難所の整備 ② 避難空間（津波避難タワー、救命艇等）、避難路の整備 ③ 避難所の環境改善、備蓄品の確保 ④ 避難誘導サインの充実 ⑤ 情報伝達手段の整備 ⑥ 津波ハザードマップの作製 ⑦ 津波避難計画の策定 ⑧ 避難行動要支援者対策の強化
2 地震・津波からの防護	① 海岸保全施設の整備 ② 港湾・漁港施設の整備 ③ インフラ、公共施設の耐震化の促進 ④ 水門等の自動化機能の強化
3 地震・津波に備える	① 防災資機材の整備、備蓄対策 ② 防災訓練の徹底 ③ 防災教育の充実、防災知識の普及・啓発 ④ 総合防災拠点施設の整備 ⑤ 孤立地域対策 ⑥ 災害時における応急救護設備
4 津波に強いまちづくり	① 緊急輸送道路等の整備 ② 住宅耐震化等の促進 ③ 自主防災組織の促進及び地区防災計画の策定 ④ 重要な公共施設等の再配置
5 津波から復旧・復興する	① 事業継続計画（BCP）策定促進 ② 広域支援体制の整備 ③ 災害廃棄物対策 ④ 生活再建支援対策 ⑤ 事前復興準備

第2 事業・事務（津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項）

第11節第1の「基本方針及び取り組みの施策」について、町が実施する事業・事務については次のとおりとし、計画的に整備を図るものとする。

津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間
丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和6年度
琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和7年度
新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和8年度
仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度
暮帰別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度

浜中町地域防災計画

資料編

令和6年3月

浜中町防災会議

目 次

資料編

【条例・規則等】

資料1	浜中町防災会議条例	1
資料2	浜中町災害対策本部条例	3
資料3	浜中町防災行政用無線局管理運用規程	4
資料4	浜中町防災行政用無線局運用細則	13
資料5	浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則	17
資料6	北海道浜中町津波防災ステーション管理規則	22
資料7	北海道浜中町津波防災ステーション管理細則	25
資料8	浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例	31
資料9	浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	35
資料10	浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱	56
資料11	浜中町災害見舞金等支給規則	57
資料12	浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱	60
資料13	災害危険区域内の建築制限条例	65
資料14	災害情報等報告取扱要領	66
資料15	北海道雪害対策実施要綱	68
資料16	北海道融雪災害対策実施要綱	74

【各種資料】

資料17	防災関係機関等連絡先	78
資料18	気象観測データ	86
資料19	過去の火災及び風水害等の記録	91
資料20	過去の地震・津波の記録	97
資料21	浜中町防災会議組織	100
資料22	災害対策本部掲示板	101
資料23	腕章	102
資料24	標識	103
資料25	主要食料等取扱者	104
資料26	一般向け緊急地震速報の利用の心得	105
資料27	予報、警報並びに情報等受理票	107
資料28	高波・高潮・津波等危険区域	108
資料29	市街地における低地帯の浸水予想区域	110
資料30	土砂災害警戒区域	111
資料31	山地災害危険地区	113

資料32	津波浸水予測図	115
資料33	危険物貯蔵所等所在区域	119
資料34	防災資機材倉庫等	122
資料35	自主防災組織一覧	123
資料36	避難階段、避難経路	124
資料37	指定避難所	125
資料38	指定緊急避難場所	126
資料39	広域避難場所	128
資料40	応急救護所として指定する施設一覧	129
資料41	待避所	130
資料42	消防力の現状	131
資料43	ヘリコプター離着陸可能地	133
資料44	気象庁震度階級関連説明表	134
資料45	主要な活断層及び海溝型地震の長期評価	138
資料46	道東における想定地震津波	141
資料47	地震防災上重要施設一覧	142
資料48	被害状況判定基準	143
資料49	災害協定一覧	146

【各種様式】

別記第1号様式	災害情報報告	148
別記第2号様式	職員参集状況報告書	149
別記第3号様式	職員等安否確認調査票	150
別記第4号様式	気象通報受理簿（兼送信票）	151
別記第5号様式	水防活動実施報告書	152
別記第6号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）	153
別記第7号様式	災害情報速報	155
別記第8号様式	避難者世帯名簿	156
別記第9号様式	避難所受入台帳	157
別記第10号様式	避難所設置及び受入状況	157
別記第11号様式	救助種目別物資受払簿	158
別記第12号様式	公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）	159
別記第13号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	162
別記第14号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	163
別記第15号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	164
別記第16号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	165
別記第17号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	166

別記第18号様式	被災者救出状況記録簿	167
別記第19号様式	救護班活動状況	168
別記第20号様式	医療実施状況	169
別記第21号様式	助産台帳	170
別記第22号様式	輸送記録簿	171
別記第23号様式	飲料水の供給簿	172
別記第24号様式	炊き出し給与状況	173
別記第25号様式	世帯構成員別被害状況	174
別記第26号様式	物資購入（配分）計画表	174
別記第27号様式	物資の給与状況	175
別記第28号様式	物資給与及び受領簿	176
別記第29号様式	応急仮設住宅台帳	177
別記第30号様式	住宅応急修理記録簿	178
別記第31号様式	障害物除去の状況	179
別記第32号様式	学用品の給与状況	180
別記第33号様式	遺体の捜索状況記録簿	181
別記第34号様式	遺体処理台帳	182
別記第35号様式	埋葬台帳	183
別記第36号様式	賃金作業員雇用台帳	184

資料1 浜中町防災会議条例

昭和37年12月23日

条例第18号

改正 昭和52年9月29日条例第24号

平成元年12月21日条例第23号

平成12年2月28日条例第2号

平成14年3月19日条例第10号

平成24年12月12日条例第27号

令和5年3月17日条例第14号

浜中町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、浜中町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浜中町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて浜中町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 浜中町教育委員会教育長
 - (7) 釧路東部消防組合の消防団及び職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

- 6 委員の定数は、22人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関等の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月29日条例第24号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日条例第10号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日条例第14号)

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

資料2 浜中町災害対策本部条例

昭和37年12月23日

条例第19号

改正 平成24年12月12日条例第28号

浜中町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、浜中町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 浜中町防災行政用無線局管理運用規程

平成7年3月28日

規程第1号

改正 平成9年6月30日規程第12号

平成27年12月30日訓令第27号

令和3年12月30日訓令第43号

浜中町防災行政用無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務等に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、浜中町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正かつ効率的な運用を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 屋外子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線設備の操作を行う者で、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(設置場所)

第3条 無線局の設置場所は、次のとおりとする。

浜中町湯沸445番地 浜中町役場庁舎内

(無線局の総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(無線局の管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災対策室長の職にあるものをあてる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局の管理、運用の業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成)

第7条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年5月1日現在における無線従事者名簿（別表1）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに、必要に応じ、無線業務日誌に記載を行う。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備え付け書類の管理）

第10条 管理責任者は、電波法令等関係法令に基づく、業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線局業務日誌を記入した場合は、管理責任者の査閲を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選解任届けの写しを整理保管しておくものとする。

（提出書類）

第11条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく北海道総合通信局長に届け出をするものとする。

（無線局の運用）

第12条 無線局の運用方法は、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検をおこなう。

(1) 週点検

(2) 四半期点検

(3) 年点検（年1回以上） 専門業者に委託

2 前項の点検の結果は、点検記録簿（別表2～別表6）に記録しておく。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 週点検 通信取扱責任者

(2) 四半期点検 管理責任者

(3) 年点検 総括管理者

4 予備装置及び予備電源は、年4回以上使用し、機能を確保しておく。

5 点検の結果異常を発見した時は、直ちに責任者報告し、措置をするとともに保守契約をしている業者等に連絡し、障害の除去に努める。

（通信訓練）

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、次

による定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法令、運用方法及び無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

(通信系統)

第16条 通信系統は、別図のとおりとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日規程第12号）

この規程は、平成9年6月30日から施行する。

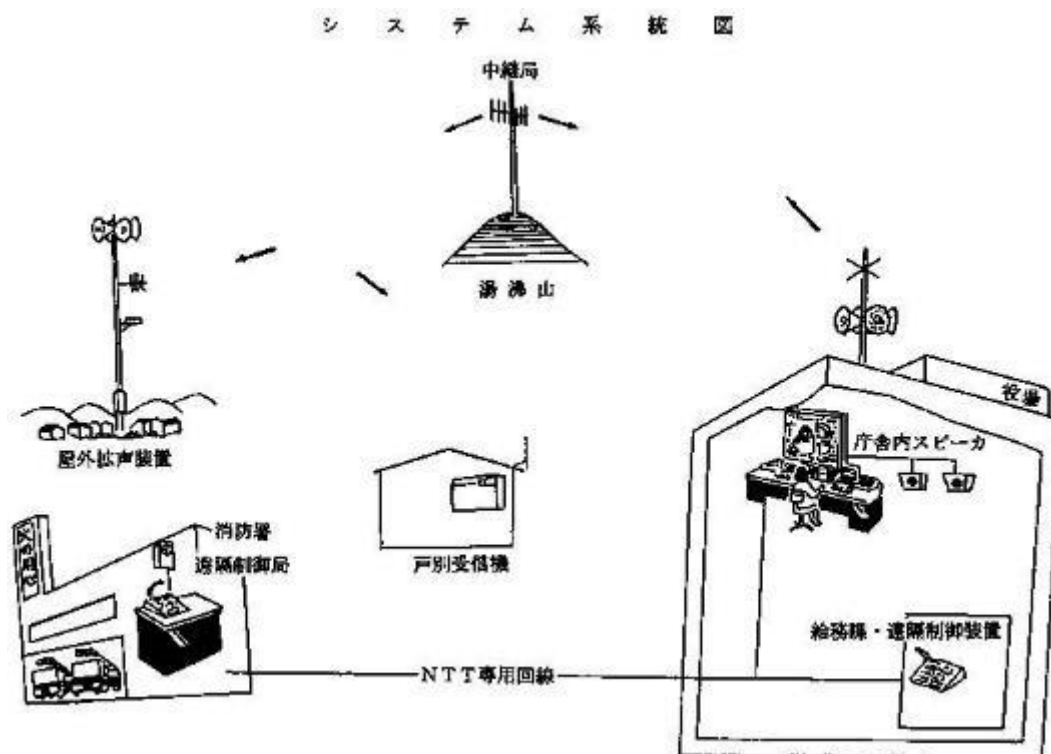
附 則（平成27年12月30日訓令第27号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和2年12月30日訓令第43号）

この訓令は、令和3年1月6日から施行する。

別図



別表1

局名(呼出名称)

無線従事者名簿

年 月 日現在

所	属	氏	名	免許証の番号	選任年月日	備	考

別表2

無線局週点検記録簿
(同報親局)

局名 (呼出名称)	点検者氏名		通信取扱責任者
			印
点検年月日	年 月 日	天 候	
設備の区分	点 検 項 目		点 検 結 果
無線設備	電源電圧 V	電源電流 A	
	電源ランプ	点灯 消灯	
	無線機器動作状態		
	AC電源断の場合の予備電源の動作		
操作卓	選択呼出し(緊急一括、一括、群別、個別)の動作		
	送信ボタンを押した場合の送出状態		
	電波発射終了後の空線状態		
	チャイム、マイクロホン、テープ(レコード)等の入力レベルの調整		
	音声レベル、信号レベルのVUメータによる監視		
	AC電源断の場合の蓄電池による機器の動作		
附属装置	機能動作		
備考			

別表3

無線局週点検記録簿
(基地局・移動局)

局名 (呼出名称)			点検者氏名	通信取扱責任者印
点検年月日	年	月	日	天候
設備の区分	点検項目			
予備電源装置	電池電圧の確認及び電源切換試験			
遠隔制御装置	動作試験	送受信切換え		
		選択動作		
		音量調整		
		スケルチ調整		
備考	均等補充充電の実施状況			

別表4

無線局四半期点検記録簿
(遠隔制御装置・屋外子局)

遠隔制御装置設置場所		屋外子局番号				管理責任者
		No. ~ No.				Ⓜ
点検年月日	年 月 日	天 候		点検者氏名		
設備の区分	点 検 項 目				点 検 結 果	
予備電源装置	電池電圧の確認 V					
	電源切換試験					
非常灯	室 室 室 室					
空中線系						
屋外子局設備	総合動作試験	子局No.	結 果	子局No.	結 果	
遠隔制御装置	総合動作試験	良		否		
備 考	均等補充充電の実施状況					

別表5

無線局四半期点検記録簿

(設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日

測定者氏名

測定器名		総括責任者	
		⑩	
		管理責任者	
		⑩	
局名(呼出名称)			
現用・予備の別			
点検項目		点検結果	
製造番号			
電波の型式及び周波数(MHz)			
空中線電力(W)			
測定値	周波数偏差(±Hz)		
	電源電圧(V)		
	空中線電力(W)		
	スプリアス($2n, 3n \frac{n}{2}, \frac{n-1}{n+1}$)		
	S/N(中継系を含む。)		
T V I ・ F M I			
動作試験	予備装置		
	予備電源		
総合テスト			
備考	均等補充充電の実施		

別表6

無線局年点検記録簿
(業務関係)

点検年月日	年 月 日	局 名 (呼出名称)	
点検者氏名		責任者印	
呼 出 名 称			
点 検 項 目		点 検 結 果	
通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無			
選任している無線従事者数の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
無線従事者選(解)任届の提出の有無			
免許状の備付けの有無及び掲示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
備			
考			

資料4 浜中町防災行政用無線局運用細則

平成7年4月1日

実施

改正 平成9年2月4日

平成19年3月30日訓令第14号

平成20年3月25日訓令第18号

平成27年12月30日訓令第28号

浜中町防災行政用無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、浜中町防災行政用無線局管理運用規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、防災行政用無線局（固定系）の運用を円滑に行うため、必要事項を定める事を目的とする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、高潮、津波等の予・警報の伝達等防災行政に関する事。
- (2) 地方自治法第2条第3項に定める事項

(通信時間)

第4条 通信時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平常通信は、定時及び臨時とし、通信時間は別に定める。
- (2) 緊急通信は、地震、台風、高潮、津波等その他緊急事態が発生したとき又は、予測される時に行うものとする。

(通信の依頼)

第5条 通信の依頼をする場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについては、防災行政無線通信依頼書（第1号様式）により通信を希望する日の3日前までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により依頼することができる。
- (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。否決したときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第7条 通信取扱責任者は、通信をおこなった時は、無線業務日誌に必要事項を記載するものとする。

(通信の方法)

第8条 通信の方法は、次による。

- (1) 一斉呼出 固定系子局全部に一斉呼出しのものをいう。
- (2) 地区呼出 グループ毎の地区別に呼出しのものをいう。
- (3) 個別呼出 2以上の個別局に対する呼出しのものを言う。

(例)

平常時「こちらは、防災浜中（1～2回）…通信内容…

…以上で終わります。こちらは防災浜中（1回）

災害時「こちらは、防災浜中（1～2回）…通信内容…

…以上で終わります。こちらは防災浜中（1回）

附 則

この細則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成9年2月4日）

この細則は、平成9年2月4日から実施する。

附 則（平成19年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日訓令第18号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日訓令第28号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

第1号様式

浜中町防災行政無線通信依頼書

依頼年月日				運用担当		課長	係長	係	
決裁年月日				課決裁					
依頼課決裁	町長	副町長	課長	係長	係	合議			
依頼課・係名			課 係						
依頼課長命			㊟						
放送範囲	・海岸地区一帯 ・霧多布地区 ・新川、暮帰別、仲の浜 ・琵琶瀬地区 ・散布地区 ・榺町地区 ・奔幌戸地区 ・貰人、恵茶人地区 ・その他（ ）								
通信希望月日						通信月日			

注意事項	1 通信を希望する日の3日前までに管理責任者に原稿を提出して下さい。	処理事項	通信番号	
	2 依頼者は、この依頼書の太枠内の必要事項のみ記入して下さい。		収録原稿作成	確認 ㊟
	3 この依頼書は、各課で作成し決裁後総務課長まで提出して下さい。		通信収録済	確認 ㊟

浜中町防災行政無線通信（放送）文

表 題	
-----	--

通 信 （ 放 送 ） 依 頼 原 稿

《例》平常時「こちら防災浜中 1～2回・・・通信内容・・・以上で終わります。こちら防災浜中 1回」
 災害時「こちら防災浜中 1～2回・・・災害に関する通信内容・・・以上で 終
 わります。こちら防災浜中 1回」

資料5 浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則

平成16年6月30日

規則第27号

改正 平成19年3月30日規則第13号

平成20年3月25日規則第30号

平成27年12月30日規則第27号

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則

(目的)

第1条 この規則は、浜中町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸付及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 迅速かつ的確な情報伝達を図るため戸別受信機を次の場所に戸別受信機を設置するものとする。

- (1) 住民基本台帳に登録されている世帯主（同居している世帯主は除く）が利用する住宅
- (2) 商店、事業所など居住地から離れ防災上町長が特に必要と認めた施設、建物
- (3) 公共施設
- (4) その他、町長が特に必要と認めた施設、建物

(貸付)

第3条 町長は、戸別受信機の設置を希望する町内に住所を有する世帯主に対し、戸別受信機1台を無償で貸付することができる。

- 2 戸別受信機の貸付を希望するものは浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書(別記様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(使用者の責務)

第4条 設置を受けた戸別受信機は最大の注意をもって使用するとともに、破損した場合には、使用者の責任において修復するものとする。ただし、使用者の責めに帰しがたないと認めるときは浜中町が負担する。

- 2 使用者は、設置を受けた戸別受信機が故障等で使用に耐えなくなったときは直ちに町長に報告するものとする。
- 3 戸別受信機の使用によって生じる電気使用料及び乾電池等の消耗品は使用者の負担とする。

(世帯の異動等の届出)

第5条 戸別受信機の貸付を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、世帯の異動等に関する届出書(別記様式第2号)を町長に提出し、その戸別受信機の管理(返還)等について指示を受けるものとする。

- (1) 町外へ転出するとき
- (2) 町内で転居するとき
- (3) 世帯を合併・分離するとき

- (4) 世帯主を変更したとき
- (5) 戸別受信機を使用しなくなったとき
- (6) その他戸別受信機の設置場所を変更するとき
(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理をもって使用すること。
- (2) 機器の異常を発見した時は、直ちに町長に届出ること。
- (3) 目的以外に使用しないこと。
- (4) 無断で他の者に譲渡若しくは転貸しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第30号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別記様式第1号

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書

平成 年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者 氏 名 ④
個人番号

浜中町防災行政無線戸別受信機の貸付を申請します。

戸別受信機 台

決定欄

町長	副町長	課長	係長	係	合 議

年 月 日
防災対策室防災係

上記貸付を 決定 する。

浜中町防災行政無線戸別受信機取付確認及び借受書

年 月 日

本日、浜中町防災行政無線戸別受信機の取付を確認し、借受をいたします。

戸別受信機	台	受信機 製造番号	
アンテナ	台	<input type="checkbox"/> ダイポール	<input type="checkbox"/> 八木型

住 所 浜中町

氏 名 ㊞

電話番号

別記様式第2号

世帯の異動等に関する届出書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則第5条に基づき世帯の異動等下記のとおり届け出ます。

記

受信機製造番号

異 動 の 種 類	変 更 前	変 更 後
1 転出		
2 町内転居		
3 世帯合併		
4 世帯分離		
5 世帯主変更		
6 その他		
()		

資料6 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則

平成11年4月1日

規則第14号

改正 平成25年12月27日規則第23号

平成28年12月15日規則第48号

北海道浜中町津波防災ステーション管理規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警戒態勢等（第3条—第5条）

第3章 施設の操作等（第6条—第11条）

第4章 雑則（第12条—第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び北海道と海岸保全施設に関する事務の事務委託に関する規約（昭和50年北海道告示第990号）に基づき、「北海道浜中町津波防災ステーション全体整備計画」により浜中町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定め、もって津波、高潮等による災害の発生を防止することを目的とする。

（町長の責務）

第2条 前条の目的を達するため、町長は、担当職員を指導監督し、この規則に定める必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、あらかじめ、町長が不在の場合の職務を代行する者を別に定めるものとする。

第2章 警戒態勢等

（警戒態勢の発令）

第3条 当該地域が、次の各号に該当するとき町長は、直ちに警戒態勢を発令するものとする。

(1) 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの警報を発表したとき。

(2) 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの注意報を発表したときで、町長が必要と認めるとき。

(3) 気象庁が、地震発生の発表をしたときで、町長が必要と認めるとき。

(4) 前各号のほか、町長が必要と認めるとき。

（警戒態勢における措置）

第4条 町長は、警戒態勢時における、施設の操作に備えて、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

（警戒態勢の解除）

第5条 町長は、第3条各号に掲げる事態が解消したときは、安全を確認のうえ警戒態勢を解除するものとする。

第3章 施設の操作等

(施設の操作)

第6条 町長は、警戒態勢時にあつては、次に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

- (1) 操作を遠隔操作で行う場合は、施設を監視機器により監視しながら行うものとし、操作が安全かつ確実に行われていることを確認する。
- (2) 操作を手動で行う場合は、施設ごとに定められた操作説明書に基づき操作するものとする。

2 施設の操作は、原則2人以上の組で行うものとする。

3 施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に海岸管理者に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りでない。

4 施設ごとの操作基準は、別表のとおりとする。

(操作に従事する者の安全の確保)

第7条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた操作説明書により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、操作を完了又は中断し、安全な場所に退避するものとする。

(施設の操作の訓練)

第8条 施設の操作の実地における訓練を毎年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加しなければならない。

(操作の特例)

第9条 町長は、事故その他の緊急事態でやむを得ない事情があるときは、第6条の規定に関わらず、施設を操作することができる。

(通報及び警告等)

第10条 町長は、施設の操作の実施について、すみやかに関係機関に通報等をするものとする。

2 町長は、施設の操作により、付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を警告するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 町長は、施設の操作を行ったときは、必要な事項を記録し、保存するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第12条 町長は、施設を良好に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検及び整備を毎月一回以上行うものとする。

2 町長は、前項の点検及び整備のため必要と認める場合は、第6条の規定に関わらず施設を操作することができる。

(気象及び水象の観測)

第13条 町長は、日常の気象及び水象について、定期観測を行うものとする。

(細則)

第14条 この規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日規則第48号)

この規則は、平成29年1月6日から施行する

別表 (第6条関係)

施設名	所在地	操作基準
霧多布港陸こう ① 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	当該区域に係る気象庁の発表内容による操作区分 1 気象庁が、津波警報を発表したときは、操作を開始し、閉鎖する。 2 気象庁が、地震発生を発表をしたときで、津波の来襲等のおそれがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 3 気象庁が、高潮警報、津波又は高潮注意報を発表し、必要と認めたときは、操作を開始し、閉鎖する。 4 気象庁が、上記警報、注意報を発表しない場合でも、津波の来襲等のおそれがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 5 警戒態勢を解除し、安全を確認したときは、操作を開始し、開放する。 6 水門閉鎖に伴い、河川内水位の上昇が生じ、氾濫のおそれがあると判断したときは、津波等の影響による浸入水が生じないことを確認の上、水門の開度を内水位と一致する高さまで、開くことができるものとし、内水位の観測を継続するものとする。
霧多布港陸こう ② 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ③ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ④ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ⑤ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
琵琶瀬川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町琵琶瀬	
奔幌戸川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町奔幌戸	
羨古丹川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町羨古丹	
新川水門 〔所管 国土交通省水管理・ 国土保全局管理者 北海道〕	浜中町新川	

資料7 北海道浜中町津波防災ステーション管理細則

平成11年4月1日

北海道浜中町津波防災ステーション管理細則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 態勢時管理（第8条—第14条）
- 第3章 平常時管理（第15条—第32条）
- 第4章 突発事態の措置（第33条）
- 第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、この細則を定める。

2 「北海道浜中町津波防災ステーション全体整備計画」により浜中町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の警戒態勢時（以下「態勢時」という。）及び平常管理は、別に定めるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

（町長不在時の代行者）

第2条 規則及びこの細則に関する事項について、町長が不在のときの代行者は、浜中町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるところによるものとする。

（担当区域）

第3条 町長は、必要に応じ、浜中町海岸を区域に区分するものとし、区域ごとに別表1の水門班を定めるものとする。

2 水門班は、態勢時及び平常時の施設の点検整備及び開閉操作に関する業務に従事するものとする。

（担当区域の管理態勢）

第4条 町長は、担当職員（以下「職員」という。）の中から、防災ステーション部長（以下「部長」という。）、水門班長（以下「班長」という。）及び前条に定める区域ごとに水門班主任（以下「主任」という。）を定めるものとする。

2 部長は、町長の指示のもと、施設の管理業務全般を指揮する。

3 班長は、部長を補佐し、主任を指導する。

4 主任は、職員を指導し、施設の管理業務にあたる。

（職員の心得）

第5条 職員は、各自の職務につき、責任を重んじ、施設の操作及び維持に万全を期さなければならない。

2 職員は、担当区域内の施設の操作について熟知するとともに、他の区域の施設の操作についても習熟しなければならない。

- 3 職員は、施設の操作に必要となる機械及び電気設備の取扱いにあたっては、周到な注意を払って各部の点検整備を行分ければならない。また、不良個所がある場合は、修理又は取替え等を行い、機能の保持に努めなければならない。
- 4 職員は、気象及び水象に常に留意しなければならない。
- 5 職員は、態勢時管理に万全を期すため、規則及びこの細則並びに地域防災計画の熟知に努めなければならない。

(局舎内の掲示等)

第6条 町長は、施設の操作を行う局舎内には、職員の見易い場所に次の各号に掲げる図表を掲示等の方法により、備えなければならない。

- (1) 津波・高潮非常配備態勢組織図
- (2) 津波・高潮非常配備態勢発令表
- (3) 津波・高潮非常配備態勢動員職員召集系統図
- (4) 海岸保全施設操作に伴う連絡先一覧表
- (5) 海岸保全施設操作表
- (6) 津波・高潮非常配備態勢無線連絡系統図
- (7) 施設の操作基準表
- (8) 施設の操作手順表

(災害対策訓練)

第7条 災害対策を円滑に実施するため、町長が定めるところにより、職員の召集、施設の操作及び通信連絡等の習熟を内容とする災害対策訓練を実施するものとする。

第2章 態勢時管理

(施設の操作に備えての措置)

第8条 町長は、態勢時には、施設の操作に備えて、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設を適切に操作することができる要員を配置すること。
- (2) 施設の操作に備え、施設及び施設を操作するために必要な附属施設の点検及び整備を行うこと。
- (3) 施設の操作に支障が生じないように障害物の有無を確認すること。
- (4) その他施設の操作上必要な措置を講じること。

(施設操作時の通報)

第9条 町長は、態勢時における施設操作の実施について、すみやかに別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者等にその旨を通報し、必要な事項を確認するものとする。ただし、緊急に施設操作を要するときは、この限りではない。

(施設操作の注意事項)

第10条 職員は、施設の操作にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 施設の操作により付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その旨を回転灯、拡声器及び標識等で警告し、必要に応じて行う施設周辺の巡回により、安全を確認すること。

(2) 施設の操作手順表を確認すること。

(気象等の観測等)

第11条 職員は、態勢時において、必要な気象及び水象を観測し、地震等必要となる情報の収集を行うものとする。

2 部長は、態勢時において、気象、水象及び地象の変化が見られる場合は、状況に応じて、観測結果を町長に報告するものとする。

(通信連絡)

第12条 態勢時の通信連絡は、浜中町行政無線を使用して行うものとする。なお、その他の通信手段は、補助的に使用する。

(施設の操作報告)

第13条 部長は、態勢時における各種業務を行ったときは、業務記録表に必要な事項を記録し、保存するとともに、業務報告書により町長に報告するものとする。

(態勢時の施設管理)

第14条 態勢時における施設の管理は、本章で定めるほか、地域防災計画の定めるところによるものとする。

第3章 平常時管理

第1節 通則

(海岸施設管理作業予定表の作成)

第15条 施設の点検整備及び巡回並びに平常時の管理は、海岸保全施設管理作業予定表に基づき、計画的に実施するものとする。

2 部長は、前項の海岸保全管理予定表を各区域ごとに作成するものとする。

(点検整備)

第16条 機械及び電気設備の点検整備は、施設（機械及び電気設備）の点検基準に基づき、行うものとする。

2 部長は、前項の点検整備の状況を機械及び電気設備の点検整備記録表に記録し、保存するものとする。

3 第1項の点検基準は、町長が別に定めるものとする。

(異常を発見したときの措置)

第17条 職員は、施設の点検整備及び巡回中、施設に異常のあることを発見したときは、直ちに応急措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、部長は、すみやかに施設異常発見報告書により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

第18条 職員は、施設の点検及び巡回並びにその他の平常時の管理の内容を記録し、保全するものとする。

(施設の操作報告)

第19条 部長は、施設の操作を行ったときは、施設の操作報告書に必要な事項を記入し、保存するとともに、町長に報告するものとする。

(施設の履歴簿)

第20条 部長は、施設ごとに履歴簿を作成し、施設の改造及び修繕が行われたときは、その内容を記入するものとする。

(施設の管理状況報告)

第21条 部長は、必要に応じ施設の管理状況を町長に報告するものとする。

第2節 水門

(障害物の除去)

第22条 職員は、水門の操作に支障が生じないように門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、障害物がある場合は、除去するものとする。

(開閉操作)

第23条 職員は、水門を毎月1回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

- (1) 操作電源に商用電源及び自家発電電源がある場合は、両電源を相互に使用すること。
- (2) 開閉装置に遠隔操作装置及び機側操作装置がある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源及び自家発電電源の交互使用について十分配慮すること。
- (3) 開閉装置に非常閉鎖装置を備えている場合は、毎年2回、この装置を使用して閉鎖操作を行うこと。

(開閉操作時の注意事項)

第24条 水門の開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 回転灯、拡声器及び標識等により付近を航行する船舶に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。
- (2) 閉鎖時の門扉の止水状態を確認すること。
- (3) 施設の操作手順表を確認すること。

(開閉操作予定表の周知)

第25条 町長は、水門の開閉操作を行うときは、あらかじめ施設の開閉操作予定表(以下「予定表」という。)により、別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者に周知するものとする。

(自家発電設備の整備運転)

第26条 水門の自家発電設備は、毎月1回以上、整備運転を行うものとする。

(照明の点灯)

第27条 航行船舶の衝突防止等を図るため、夜間は、水門の照明を点灯するものとする。

第3節 陸こう

(障害物の除去)

第28条 職員は、陸こうの操作に支障が生じないように門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、レール及び戸あたり上に塵芥等がある場合は、除去するものとする。

(開閉操作)

第29条 職員は、陸こうを毎月1回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

(1) 操作電源に商用電源及び自家発電源がある場合は、両電源を相互に使用すること。

(2) 開閉装置に遠隔操作装置及び機側操作装置がある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源及び自家発電電源の交互使用について十分配慮すること。

(開閉操作時の注意事項)

第30条 陸こう開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 回転灯、拡声器及び標識等により付近を通行する車両等に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。

(2) 施設の操作手順表を確認すること。

(開閉操作予定表の周知)

第31条 町長は、陸こうの開閉操作を行うときは、あらかじめ予定表により、別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある港湾利用者等に周知するものとする。

(自家発電設備の整備運転)

第32条 陸こうの自家発電設備は、毎月1回以上、整備運転を行うものとする。

第4章 突発事態の措置

(突発事態の措置)

第33条 突発事態が発生した場合には、職員は、直ちに事態の概要を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の突発事態が切迫した状況にあり、町長の指示を受けるいとまがないときは、職員の判断により応急措置を講じるものとする。また、この場合には、すみやかに町長に報告し、以後の指示を受けなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第34条 この細則に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は、町長が、別に定める。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

水	門	班
担 当 区 域	所 在 地	備 考
霧多布港陸こう ① [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ② [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ③ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ④ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ⑤ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
琵琶瀬川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町琵琶瀬	
奔幌戸川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町奔幌戸	
羨古丹川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町羨古丹	
新川水門 [所管：国土交通省水管理・国土保全局 管理者：浜中町]	浜中町新川	

別表2（第9条関係）

関 係 機 関 一 覧

釧路総合振興局産業振興部水産課
 釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課
 厚岸警察署霧多布警察官駐在所
 厚岸警察署浜中警察官駐在所
 釧路東部消防組合浜中消防署
 浜中漁業協同組合

資料 8 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和59年6月25日

条例第6号

改正 平成3年12月18日条例第29号

平成23年12月9日条例第14号

平成31年3月14日条例第3号

令和元年9月13日条例第13号

浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和52年条例第14号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号、以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号、以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難たいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - ロ 住居が半壊した場合 170万円
 - ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円
 - ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で町長が別に定める率とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年の災害から適用する。

附 則 (平成3年12月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年12月9日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (平成31年3月14日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月13日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

資料9 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和59年6月30日

規則第5号

改正 平成9年7月10日規則第35号

平成31年3月27日規則第3号

令和元年9月17日規則第9号

浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則(昭和52年規則第2号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和59年条例第6号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、町の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた町民に対し、

負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障がい者に対し法別表に規定する障がい有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（保証人及び利率）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 条例第14条に規定する町長が別に定める率は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、年1パーセントとする。

- 3 保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金の支給に関する法律施行令第9条の違約金を包含するものとする。

（借入れの申込み）

第6条の2 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害の受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときはすみやかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について、調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して資金の貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者はすみやかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別記様式第5号）に資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別記様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書（別記様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人（保証人を立てる場合は、借受人又は、保証人）について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別記様式第16号）を提出しなければならない。ただし借受人が死亡したときは、同居の親族（保証人を立てる場合は、親族又は保証人）が代つてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月10日規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成10年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成31年3月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月17日規則第9号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障がいの部位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存障がい	治 癒 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障がいの状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				
関節運動範囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 局番 _____ 病院又は所在地 _____ 診療所の名 称 _____ _____ 年 月 日 _____ 診療担当者 氏 名 _____ ㊞					

別記様式第2号（第6条の2関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	年 月 日 時			災害名			
被害の種類	1世帯主の負傷 2住居の全壊 3住居の半壊 4家財の損害			被害場所			
返す方法	1年賦 2半年賦 3月賦			いつまでに返せますか	年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ	-----			男 ・ 女	年 月 日生 (歳)	
	氏名						
	フリガナ	-----				郵便番号	電話番号
	現住所	(方)			〒	局 番	
本籍				勤務先の名称と所在地			
職業							
世帯主の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
資産の状況	収入合計	円			支出合計	円	
	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況		(1)自家(2)借家(3)借間(4)同居		
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護		年 月 日より受給(生任教医)		
負債	(内容)			(金額) 円			
連帯保証人(小さい)が書いて	氏名				男・女	年 月 日生 (歳)	
	現住所				本籍地		
	職業	月収	円		申込者との係	家族数	人
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先	名称		
産	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	所在地	電話 局 番			
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無)(状況)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障がい者となった事実の有無						(有・無)	
資金の使途	資金の使い方 総額			資金の内訳 合計			
	円			円			
	に			災害援護資金で			
	に			手持資金で			
に			その他()で				
に			円				
に			円				
に			円				

被災時の具体的状況				負傷	全治	カ月		
被害状況	住居の被害		(1)全壊				(2)半壊	
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
	和だんす			婦人用腕時計				
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)				
	洋服だんす			障子				
	鏡台			ふすま				
	腰掛机							
	本箱、本だな							
	食器戸だな			小計				
	食卓、茶ぶ台			その他被害のあつた家財				
	げた箱			品名	現在購入に要する費用	被害額		
	照明器具							
	じゆうたん							
	扇風機							
	石油ストーブ							
	電気やぐらこたつ							
	電気冷蔵庫							
	電気・ガス炊飯器							
	電気洗たく機							
	電気掃じ機							
	ミシン							
	電気アイロン							
	自転車							
	テレビ							
	ラジオ							
	柱時計							
	目覚し時計				小計			
	紳士用腕時計				合計			
<p>上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 ㊦</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊦</p> <p>浜中町長 様</p>								

別記様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 団

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第 号
貸付金額	円
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦
利 子	年 パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

別記様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

別記様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号 号
災 害 援 護 資 金 借 用 書
借用金額 円
利 子 年 パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところ
に誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借受人氏名 ⑩
住 所
保証人氏名 ⑩

別記様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所
氏名

㊦

浜中町長 様

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

別記様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

浜中町長 様

記

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	月 ただし 年月日 第 回償還以降
	償還方法	1年賦 2半年賦 3月賦		
	償還期間	年月日から 年月日まで	変更後の 償還期間	年月日から 年月日まで
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

別記様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長

印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予については、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

別記様式第10号（第14条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名 ㊦

連帯保証人 住所
氏名 ㊦

浜中町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

別記様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

別記様式第12号（第14条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日、償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

別記様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦 ・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円（償還未済額の全部 一部で）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ氏名	フリガナ	男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人相又は続は人	フリガナ氏名	フリガナ	男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ氏名	フリガナ	男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
浜中町長 様				免除申請者	印

別記様式第14号（第15条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 閣

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の償還未済額

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

別記様式第15号（第15条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

別記様式第16号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。				
年 月 日				
借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 ㊦				
連帯保証人 住 所 氏 名 ㊦				
浜中町長 様				

資料10 浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱

令和元年9月30日
訓令第22号

浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和59年条例第6号)第17条第1項及び同条第3項の規定に基づき、支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支給審査委員会の名称は、浜中町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)とし、委員5人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもつて充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要がある認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

附 則

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

資料11 浜中町災害見舞金等支給規則

昭和52年4月1日

規則第1号

改正 昭和63年11月1日規則第12号

平成2年5月1日規則第6号

平成5年2月4日規則第1号

平成6年11月2日規則第19号

平成10年3月23日規則第8号

平成15年10月8日規則第20号

平成23年3月30日規則第2号

平成24年7月9日規則第14号

浜中町災害見舞金等支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜中町内において災害を受けた者に対し、応急援護として災害見舞金等（以下「見舞金等」という。）を支給し、町民の福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災又は暴風、豪雪、洪水、地震、高潮、津波、海難その他自然災害で、町長が認めたものをいう。
- (2) 建物 住宅及び牛馬等家畜の飼育に供している施設（以下「畜舎等」という。）若しくは海産物等の収納している施設（以下「漁舎等」という。）をいう。
- (3) 被害者 災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

第3条 見舞金等は、次に掲げる被害者（第1号の場合は、その世帯主）又はその遺族若しくはその保護者に支給する。ただし、死亡した場合は弔慰金として支給する。

- (1) 災害により建物が焼失、損壊、流失、浸水等の被害を受けた世帯
- (2) 災害により死亡した者
- (3) 災害による負傷のため10日以上入院治療をした者

(支給の認定)

第4条 町長は、被害の状況等を調査し、見舞金等の支給の可否を認定する。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第6条 見舞金等は、被害者が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときはこれを支給しない。

2 死亡に係る見舞金等は、浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年浜中町条例第6号）による災害弔慰金の支給をうけたときはこれを支給しない。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

附 則（平成2年5月1日規則第6号）

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成5年2月4日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年11月2日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月23日規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月8日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第2号）

この規則は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第14号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1

被害の区分		支給区分	金額	
			単身の世帯	2人以上の世帯
住宅被害	全焼、全壊、流失、埋没	1世帯につき	円 50,000	円 100,000
	半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水	1世帯につき	円 20,000	円 50,000
死亡		1人につき	円 100,000	
負傷 (10日以上入院治療)		1人につき	円 20,000	
船舶 漁舎等（倉 庫、乾燥機小 屋）被害蓄舎 等（牛舎、草 舎、農機具 庫）	全焼、全壊、流失、埋没	1棟（1隻）に つき	円 50,000	
	半焼、半壊、半流失、半埋没	1棟（1隻）に つき	円 20,000	

別表第2

平成5年1月15日発生の釧路沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上の通院		50,000円
	1週間以上の通院		20,000円
	1週間未満の通院		10,000円

別表第3

平成6年10月4日発生の北海道東方沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上の通院		50,000円
	1週間以上の通院		20,000円
	1週間未満の通院		10,000円

別表第4

平成15年9月26日発生の平成15年十勝沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (一人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上の通院		50,000円
	1週間以上の通院		20,000円
	1週間未満の通院		10,000円

別表第5

平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に係る見舞金

支給区分	金額
被害額100万円以上	50,000円
被害額10万円以上100万円未満	20,000円

資料12 浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

平成24年4月1日

訓令第6号

浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時要援護者のうち災害時に支援が必要とされる者を対象として、本人の申し込みにより浜中町（以下「本町」という。）が作成した災害時要援護者名簿（以下「名簿」という。）をあらかじめ地域の協力機関に提供し、登録した災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時要援護者支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、本町が保有する個人情報の目的外利用及び協力機関への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 要介護3以上の者
- (2) 身体障害者手帳2級以上を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者
- (5) その他支援を必要としている者

(協力機関)

第3条 この要綱において、協力機関とは、次のとおりとする。

- (1) 町内会・自治会
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) その他災害時要援護者の支援又は地域福祉に関わる活動を行っている団体

2 協力機関は、災害時に、名簿に登録された要援護者（以下「登録者」という。）に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。

3 協力機関は、平素から要援護者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

(登録の手続き等)

第4条 名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者支援調査票兼申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により町長に申請するものとする。

2 登録希望者が障がい等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申請することができるものとする。

3 登録希望者は、次条で定める登録情報の協力機関への提供について同意するものとする。

4 町長は、第1項の規定に基づく登録申請が行われた場合、申請内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿に登載される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 氏名カナ
- (3) 氏名漢字
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 住所
- (7) 連絡先
- (8) 世帯状況
- (9) 身体状況
- (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (12) 知的障害（障害程度）
- (13) 精神障害（障害等級）

（登録内容の変更）

第6条 登録者は、登録申請時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、申請書により、速やかに町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 町長は、名簿の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

（名簿の提供）

第7条 町長は、第4条の規定に基づき新規に名簿を作成したとき及び前条の規定により名簿登録情報の変更を行ったときは、速やかに名簿を協力機関に提供するものとする。

（受領書の提出）

第8条 協力機関は、前条の規定により名簿を受領したときは、速やかに災害時要援護者の名簿受領書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

（名簿情報の保護）

第9条 協力機関は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 町内会・自治会、その他の団体においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- (4) 名簿は原則として複写しないこと。
- (5) 協力機関において、組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要援護者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

2 協力機関は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、協力機関に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時要援護者支援制度登録内容変更・抹消届出書を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。

3 町長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が町外に転出したとき。

(3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなると認められるとき。

(町の責務)

第11条 町は、この要綱に基づき実施される災害時要援護者支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

(1) 真に支援が必要な要援護者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。

(2) 地域の協力機関の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

災害時要援護者支援調査票兼申請書

(新規・変更・廃止)

調査年月日	平成 年 月 日
調査員	

調査対象者			
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 歳
氏名		性別	男・女 血液型
住所	〒 - 浜中町	電話番号	- -
		携帯番号	- -

緊急時連絡先			
一人目	氏名	電話番号	- - 携帯番号 - -
	住所		関係
二人目	氏名	電話番号	- - 携帯番号 - -
	住所		関係

避難の情報	
歩行状況	① 自立 ② 杖歩行 ③ 一部介助が必要 ④ 這って移動 ⑤ 歩けない
行動範囲	① 単独外出 ② 家の周り ③ 家内のみ ④ 床の上
避難支援状況	① 災害時に自分で避難できる。 } 避難先 ② 家族等の手助けがあれば避難できる。 } () ③ 全面的な支援がなければ避難できない。

浜中町長様

私は、浜中町災害時要援護者支援制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た上記等の個人情報を、災害時の避難支援等のために、町の関係部署や協力機関に提供されることに同意します。

申請者署名

申請者署名ができない方は

代理者署名

代理者住所

申請者との関係



- -

第2号様式

災害時要援護者名簿受領書

平成 年 月 日

浜 中 町 長 様

機 関 名

住 所

氏 名

㊞

浜中町から当該地域の災害時要援護者名簿（以下、「名簿」という。）を受領しました。

なお、名簿に記載された情報については、個人情報保護の観点を十分尊重し、名簿情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理すること、及び災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないことを遵守します。

資料 1 3 災害危険区域内の建築制限条例

昭和35年 9 月28日

条例第20号

災害危険区域内の建築制限条例

(趣旨)

第 1 条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第 2 条 建築基準法第39条第 1 項の規定による災害危険区域として次の区域を指定する。

霧多布、新川、暮帰別及び榊町の区域のうち、国又は、地方公共団体の築造する防潮堤及び防潮堤築造予定線からそれぞれ海面までの地域

(建築物の建築の制限)

第 3 条 災害危険区域内においては住居の用に供す建築物は建築してはならない。但し、次の各号に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) 季節的な仮設のもの
- (2) 主要構造部（屋根及び階段を除く）を鉄筋コンクリート造又は、これに準ずる構造とするもの
- (3) 基礎コンクリートとし、その高さを防潮堤の高さと同等以上とするもの
- (4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上とした地盤に建築するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 4 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を釧路総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても釧路総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報報告（別記第1号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第6号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び(2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料48のとおりとする。

4 災害情報等連絡責任者

情報等連絡責任者は防災対策室、その代理者には、防災係長をあてるものとする。

資料 15 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時13時17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間11月～12月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間12月～3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、「積雪速報」を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想される時は、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想される時は、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料 15 北海道融雪災害対策実施要綱

第 1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第 2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社 N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第 3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官

署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

- (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あら

ゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助

体制を確立すること。

- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料 17 防災関係機関等連絡先

1 浜中町

名称	所在地	電話番号
浜中町役場	厚岸郡浜中町湯沸445番地	0153-62-2111 (代表) 0153-62-2138 (防災係ダイヤルイン) 0153-62-2229 (FAX)
浜中支所	厚岸郡浜中町浜中桜東36番地	0153-64-2111 0153-64-2002 (FAX)
茶内支所	厚岸郡浜中町茶内栄81番地	0153-65-2111 0153-65-2432 (FAX)
浜中町教育委員会	厚岸郡浜中町湯沸445番地	0153-62-2111 (代表) 0153-62-2115 (FAX)
総合文化センター	厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47番地	0153-62-3131 0153-62-2841 (FAX)
老人福祉センター	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目12番地1	0153-62-3331 0153-62-3049 (FAX)
霧多布温泉ゆうゆ	厚岸郡浜中町湯沸432番地	0153-62-3726 0153-62-5526 (FAX)
農業者トレーニングセンター	厚岸郡浜中町茶内橋北東33番地	0153-65-2266
茶内コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町茶内若葉1丁目10番地	0153-65-2079
MO-TTOかぜて	厚岸郡浜中町浜中東6線66番地	0153-64-3000
浜中農村環境改善センター	厚岸郡浜中町浜中桜東36番地	0153-64-2046
姉別農村環境改善センター	厚岸郡浜中町姉別3丁目41番地	0153-68-6050
町立浜中診療所	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目40番地	0153-62-2233
町立浜中歯科診療所	厚岸郡浜中町霧多布東2条1丁目102番地	0153-62-2854
町立茶内歯科診療所	厚岸郡浜中町茶内緑100番地	0153-65-2166
総合体育館	厚岸郡浜中町暮婦別西1丁目151番地	0153-62-3144 0153-62-3145 (FAX)
学校給食センター	厚岸郡浜中町桜東32番地	0153-64-2917 0153-64-3200 (FAX)
スクラム21	厚岸郡浜中町桜東38番地	0153-64-2350
湿原センター	厚岸郡浜中町四番沢103番地19	0153-65-2779 0153-65-2774 (FAX)
西円浄水場	厚岸郡浜中町西円朱別西17線398番地	0153-65-2052
霧多布クリーンセンター	厚岸郡浜中町暮婦別東3丁目19番地	0153-62-4111
衛生センター	厚岸郡浜中町茶内東5線36番地	0153-64-2725 0153-64-2333 (FAX)
廃棄物最終処分場	厚岸郡浜中町茶内東5線46番地	0153-64-2460 0153-64-2460 (FAX)
リサイクルセンター	厚岸郡浜中町茶内東5線48番地	0153-64-2075

2 消防機関

名称	所在地	電話番号
釧路東部消防組合本部	厚岸郡厚岸町宮園2丁目414番地2	0153-52-5111 0153-52-4332 (FAX)
浜中消防署	厚岸郡浜中町霧多布西1条1丁目23番地	0153-62-2150 0153-62-3587 (FAX)
茶内分遣所	厚岸郡浜中町茶内栄79番地	0153-65-2310
浜中消防団本部 ・第1分団	厚岸郡浜中町霧多布西1条1丁目23番地	0153-62-2150
第1分団榊町	厚岸郡浜中町榊町305番地	0153-64-2307
第2分団	厚岸郡浜中町浜中桜東33番地	0153-64-2735
第3分団	厚岸郡浜中町茶内栄79番地	0153-65-2310
第4分団	厚岸郡浜中町火散布153番地	0153-67-2011
第5分団	厚岸郡浜中町琵琶瀬171番地	0153-62-3515
第6分団	厚岸郡浜中町姉別2丁目47番地	0153-68-6144
第7分団	厚岸郡浜中町奔幌戸410番地	0153-64-2729
貰人詰所	厚岸郡浜中町貰人191番地	0153-68-6244

3 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
北海道総合通信局	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
北海道財務局 釧路財務事務所	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-32-0701
北海道厚生局	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	総務課 011-709-2311 (内線3911)
北海道労働局 釧路労働基準監督署	釧路市柏木町2-12	0154-42-9712
北海道労働局 釧路公共職業安定所	釧路市富士見3-2-3	0154-41-1204
北海道農政事務所 釧路地域拠点	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-23-4401
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	釧路市千歳町6-11	0154-41-7126
北海道経済産業局	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011709-1773
北海道産業保安監督部 釧路産業保安監督署	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	0154-23-3210
北海道開発局 釧路開発建設部	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	防災対策官 0154-24-7364 0154-25-9022 (FAX)
(釧路道路事務所)	釧路市貝塚3丁目3-15	0154-41-8101
(根室道路事務所)	根室市敷島町1丁目5番地	0153-24-4188

3 指定地方行政機関（つづき）

名 称	所 在 地	電話番号
(根室港湾事務所)	根室市琴平町1丁目38番地	0153-24-4355
北海道運輸局 釧路運輸支局	釧路市鳥取大通6丁目2番13号	0154-51-2522
東京航空局 釧路空港事務所	釧路市鶴丘2-260	0153-23-4101
北海道地方測量部	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
釧路地方気象台	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	防災管理官 0154-31-5146
釧路海上保安部	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	警備救難課 0154-23-3283
釧路海上保安部 釧路航空基地	釧路市鶴丘2	0154-57-4118
北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	0154-32-7500
北海道防衛局	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	地方調整課 011-272-7571 (内線2443)

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	釧路郡釧路町別保112 釧路駐屯地	第2中隊第3科 0154-40-2011 0154-40-2011 (FAX)

5 北海道

名 称	所 在 地	電話番号
釧路総合振興局	釧路市浦見2丁目2-54	地域政策課 0154-43-9144 0154-42-2116 (FAX)
釧路総合振興局 釧路建設管理部	釧路市双葉町6-10	0154-23-6111
(厚岸出張所)	厚岸郡厚岸町宮園3丁目140番地	0153-52-3615 0153-52-2009 (FAX)
釧路総合振興局 保健環境部 保健行政室 (釧路保健所)	釧路市城山2丁目4-22	0154-65-5811 0154-65-5352 (FAX)
釧路総合振興局 釧路家畜保健衛生所	釧路市大楽毛127-1	0154-57-8775
釧路総合振興局 森 林 室	厚岸郡厚岸町梅香1丁目8番地	0153-52-2165 0153-52-4481 (FAX)
釧路総合振興局 釧路農業改良 普及センター 釧路東部支所	厚岸郡浜中町茶内橋北東31番地	0153-65-2021 0153-65-2037

6 北海道警察

名称	所在地	電話番号
北海道釧路方面本部 厚岸警察署	厚岸郡厚岸町真栄1丁目7番地	0153-52-0110 0153-52-7180 (FAX)
(霧多布駐在所)	厚岸郡浜中町霧多布西2条1丁目62番地	0153-62-2151
(茶内駐在所)	厚岸郡浜中町茶内橋北東41番地	0153-65-2151
(浜中駐在所)	厚岸郡浜中町浜中桜北122番地	0153-64-2151

7 北海道教育委員会

名称	所在地	電話番号
北海道教育委員会 釧路教育局	釧路市浦見2丁目1-1	0154-43-9271

8 指定公共機関

名称	所在地	電話番号
日本郵便株式会社 北海道支社 (霧多布郵便局)	厚岸郡浜中町霧多布西2条1丁目46番地	0153-62-2160 0153-62-2178 (FAX)
(茶内郵便局)	厚岸郡浜中町茶内本町41番地	0153-65-2050 0153-65-2577 (FAX)
(浜中郵便局)	厚岸郡浜中町浜中桜西55番地	0153-64-2260 0153-64-2559 (FAX)
(姉別郵便局)	厚岸郡浜中町姉別1丁目44番地	0153-68-6350 0153-68-6322 (FAX)
(琵琶瀬郵便局)	厚岸郡浜中町琵琶瀬224番地	0153-62-3202 0153-62-3094 (FAX)
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	厚岸郡厚岸町宮園1丁目6番地	0153-52-2035 0153-52-3668 (FAX)
東日本電信電話株式会社 釧路営業支店	釧路市黒金町9丁目2	0154-21-3203
株式会社NTTドコモ 北海道支社釧路支店	釧路市北大通10丁目1-1	0154-22-8870
KDDI株式会社 北海道総支社	札幌市中央区北3条西4丁目1-1 日本生命札幌ビル	011-223-2826
ソフトバンク株式会社	札幌市中央区大通西4丁目6-1 札幌大通西4ビル	011-272-2388
日本銀行釧路支店	釧路市幸町9丁目2	0154-24-8100
日本放送協会 釧路放送局	釧路市幣舞町3-8	0154-41-9191 0154-42-3719 (FAX)
日本通運株式会社 釧路支店	釧路市西港2-101-13	0154-51-4141
北海道電力ネットワーク㈱ 根室ネットワークセンター	根室市大正町1丁目7番地	0153-24-3181 0153-24-0548 (FAX)

9 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
北海道放送(株) 釧路放送局	釧路市城山2丁目4-34	0154-41-5657
札幌テレビ放送(株) 釧路放送局	釧路市緑ヶ岡1丁目10-24	0154-41-9121
北海道テレビ放送(株) 釧路支社	釧路市錦町5丁目3	0154-22-3993
北海道文化放送(株) 釧路支社	釧路市黒金町11丁目5-1	0154-22-3420
(株)テレビ北海道	札幌市中央区大通東6丁目	011-232-7160
(株)エフエム北海道	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル	011-241-0844
(株)エフエム・ ノースウェーブ	札幌市北区北7条西4丁目 新北海道ビル	011-707-8311
(株)S T Vラジオ	札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8392
(一社) 釧路市医師会	釧路市住吉2丁目12番37号0	0154-41-3626
(一社) 釧路歯科医師会	釧路市城山2丁目2番15号	0154-42-8336
(一社) 釧路薬剤師会	釧路市錦町4丁目7番地	0154-32-4343
(公社) 北海道獣医師会 釧路支部	釧路市新橋大通1丁目2-20 釧路農協ビル	0154-32-7660
(一社) 北海道バス協会 根釧支部	釧路市文苑2丁目1-1	0154-36-8181
(公社) 北海道トラック協会 釧路地区トラック協会	釧路市鳥取大通6丁目1-4	0154-51-3108
(一社) 北海道警備業協会 釧路支部	釧路市新富士町6丁目2-15	011-242-8800
(公社) 北海道看護協会 釧路支部	釧路市愛国191番212 釧路孝仁会記念病院	0154-39-1222
(一社) 北海道LPGガス協会 釧路支部	釧路市堀川町7-55	0154-23-2655
(一社) 釧路建設業協会	釧路市富士見1丁目3番2号	0154-41-7447
(福) 北海道社会福祉協議会 釧路地区事務所	釧路市浦見2丁目2-54	0154-44-5887

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目12番地1	0153-62-5016 0153-62-3049 (FAX)
日本赤十字北海道支部 釧路地区浜中町分区	厚岸郡浜中町湯沸445番	0153-62-2305 0153-62-3049 (FAX)
浜中町赤十字奉仕団	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目12番地1	0153-62-5016 0153-62-3049 (FAX)
浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町霧多布東1条1丁目21番地	0153-62-2121 0153-62-2622 (FAX)

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者（つづき）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
散布漁業協同組合	厚岸郡浜中町火散布188番地	0153-67-2111 0153-67-2116 (F A X)
浜中町農業協同組合	厚岸郡浜中町茶内栄61番地	0153-65-2121 0153-65-2128 (F A X)
浜中酪農業協同組合	厚岸郡浜中町茶内栄90番地	0153-65-2950 0153-65-2950 (F A X)
釧路東部森林組合 浜 中 支 所	厚岸郡浜中町茶内栄81番地	0153-65-2034
浜 中 町 商 工 会	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目13番地	0153-62-2144 0153-62-2494 (F A X)
北海道ひがし農業共済組合 釧路東部事業センター (浜中家畜診療所)	厚岸郡浜中町茶内緑85番地	0153-65-2331 0153-65-2827 (F A X)
(姉別家畜診療所)	厚岸郡浜中町姉別南1線172番地	0153-68-6344 0153-68-6413 (F A X)
日本水難救済会 浜 中 救 難 所	厚岸郡浜中町霧多布東1条1丁目21番地 浜中漁業協同組合内	0153-62-2121
浜中町建設業協会	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目13番地 浜中町商工会内	0153-62-2144
霧多布温泉「ゆう ゆプロジェクト」	厚岸郡浜中町湯沸432番地	0153-62-3726 0153-62-5526 (F A X)
一般社団法人北海道 総合在宅ケア事業団 (厚岸地域浜中訪問 介護ステーション)	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目12番地1	0153-62-5362 0153-62-5362

11 学校・保育所等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
霧多布小学校	厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目13番地	0153-62-2812
散布小中学校	厚岸郡浜中町火散布133番地	0153-67-2324
浜 中 小 学 校	厚岸郡浜中町浜中桜西76番地	0153-64-2023
茶 内 小 学 校	厚岸郡浜中町茶内橋北西39番地	0153-65-2252
霧多布中学校	厚岸郡浜中町暮帰別西1丁目160番地	0153-62-3241
浜 中 中 学 校	厚岸郡浜中町浜中桜西50番地	0153-64-2120
茶 内 中 学 校	厚岸郡浜中町茶内橋北西39番地	0153-65-2251
霧多布高等学校	厚岸郡浜中町新川東2丁目41番地	0153-62-3224
霧多布保育所	厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目4番地	0153-62-2606
茶 内 保 育 所	厚岸郡浜中町茶内橋北東40番地	0153-65-2156
散 布 保 育 所	厚岸郡浜中町藻散布71番地	0153-67-2307
浜 中 保 育 所	厚岸郡浜中町浜中桜東8番地	0153-64-2140
姉 別 保 育 所	厚岸郡浜中町姉別3丁目29番地	0153-68-6071

12 集会所施設等

名称	所在地	電話番号
一新会館	厚岸郡浜中町霧多布東1条2丁目42番地	
霧多布中央地区 コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目12番地1	
共和会館	厚岸郡浜中町霧多布西2条2丁目1番地	
水取場地区会館	厚岸郡浜中町霧多布西4条1丁目11番地	
湯沸母と子の家	厚岸郡浜中町湯沸225番地	0153-62-2105
榊町会館	厚岸郡浜中町榊町339	
新川会館	厚岸郡浜中町新川東1丁目228番地	
仲の浜福祉館	厚岸郡浜中町仲の浜44番地	
琵琶瀬住民センター	厚岸郡浜中町琵琶瀬168番地	
暮帰別福祉館	厚岸郡浜中町暮帰別西1丁目26番地	
丸山散布地区 コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町丸山散布1丁目124番地	
渡散布住民センター	厚岸郡浜中町渡散布226番地	
藻散布会館	厚岸郡浜中町藻散布36番地	
茶内コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町茶内若葉1丁目10番地	0153-65-2079
茶内第一住民センター	厚岸郡浜中町茶内西7線364番地	0153-65-2532
茶内第三母と子の家	厚岸郡浜中町茶内西13線85番地	
円朱別会館	厚岸郡浜中町円朱別西7線108番地	
西円朱別農研修センター	厚岸郡浜中町西円朱別西18線183番地	0153-65-2758
熊牛東南集会所	厚岸郡浜中町浜中基線69番地	
熊牛地区 コミュニティーセンター	厚岸郡浜中町熊牛基線76番地	
奔幌戸ふれあい館	厚岸郡浜中町奔幌戸687番地	0153-64-2051
貴人会館	厚岸郡浜中町貴人155番地	0153-68-6424
厚陽地区会館	厚岸郡浜中町厚陽92番地	0153-68-6075
浜中農村環境改善センター	厚岸郡浜中町浜中桜東36番地	0153-64-2046
姉別農村環境改善センター	厚岸郡浜中町姉別3丁目41番地	0153-68-6050
漁村センター	厚岸郡浜中町火散布155番地	0153-67-2208

13 近隣市町村

名称	所在地	電話番号
釧路市役所	釧路市黒金町7-5	0154-23-5151
釧路町役場	釧路郡釧路町別保1-1	0154-62-2111
厚岸町役場	厚岸郡厚岸町真栄3-1	0153-52-3131

13 近隣市町村（つづき）

名 称	所 在 地	電話番号
標 茶 町 役 場	川上郡標茶町川上4-2	015-485-2111
弟 子 屈 町 役 場	川上郡弟子屈町中央2-3-1	015-482-2191
鶴 居 村 役 場	阿寒郡鶴居村鶴居西1-1	0154-64-2111
白 糠 町 役 場	白糠郡白糠町西1条南1-1-1	01547-2-2171
根 室 市 役 所	根室市常盤町2-27	0153-23-6111
別 海 町 役 場	野付郡別海町別海常盤町280	0153-75-2111
中 標 津 町 役 場	標津郡中標津町丸山2-22	0153-73-3111
標 津 町 役 場	標津郡標津町北2条西1-1-3	0153-82-2131
羅 臼 町 役 場	目梨郡羅臼町栄町100-83	0153-87-2111

資料18 気象観測データ

榊町 年ごとの値（降水量、気温）

年	降水量(mm)				気温(℃)				
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低		
1977	158]	27]	17]	///	1.1]	5.9]	-4.5]	19.6]	-15.0]
1978	946	60	14	///	4.9	9.5	-0.1	30	-26
1979	960	131	19	///	5.5	9.9	0.7	28.7]	-19.2
1980	667	43	12	///	4.8	9	0.1	27.7	-22.0]
1981	1211	95	25	///	4.3	8.4	-0.5	26.2	-21.4
1982	729	55	18	///	5.6	9.9	0.9	26.7]	-22.1
1983	929	37	15	///	4.3	8.5	-0.2	31.1	-19.8
1984	685	101	19	///	4.4	8.6	-0.1	30.6	-19
1985	825	68	20	///	4.7	9	0	30.3	-23.4
1986	1023	183	34	///	4.1	8.3	-0.5	26.5	-22.3
1987	928	88	17	///	4.7	8.8	0.1	27.2]	-23
1988	919	50	27	///	4.4	8.5	0	24.4	-19.6
1989	1287	161	33	///	6.3	10.2	1.9	28.6]	-18.2
1990	1283	90	14	///	6.6	10.9	2.2	27.5	-20.9
1991	811	73	21	///	6	10	1.7	28.6	-16.6
1992	1090]	166]	27]	///	4.1]	8.1]	-0.3]	27.4]	-18.2
1993	1093	55	17	///	5.2	9.1	1	25.3	-15.5
1994	951	86	31	///	6	10	1.5	33.4	-20.7
1995	999	38	17]	///	5.8	9.7	1.8	27.4	-18.4
1996	917	97	19	///	4.8	8.7	0.5	27.2	-22.9
1997	1063	87	17	///	5.4	9.5	1	28.4	-17
1998	1330	117	19	///	5.3	9.3	0.9	29.4	-21.2
1999	1003	104	22	///	6	10.3	1.4	29.8	-19.9
2000	1128	69	18	///	5.4	9.3	1.1	29.2	-21.8
2001	739	90	13	///	4.3	8.5	-0.1	24.8	-21.2
2002	818	49	16	///	5.2	9.3	0.8	28.1	-17.8
2003	1134	173	37	///	4.7	9.1	-0.2	27.9	-21.3
2004	751	41	11	///	6.2	10.8	1.3	31.3	-18
2005	924	83	38	///	5.6	10	0.9	30.7	-20.8
2006	1151	80	20	///	5.7	9.7	1.3	31.9	-21.4
2007	1071	97	35	///	5.9	10.3	1.3	28.6	-16.9
2008	727	134	40.5	2.5]	5.9	10	1.4	30.2	-20.5
2009	1685	110.5	25	8.5	6	10.3	1.4	27	-19.3
2010	1197.5	62.5	19.5	7	6.7	10.9	2	35.5	-23.8
2011	884.5	71	19.5	5	6.2	10.6	1.6	33.4	-18
2012	1120.5	102.5	26	6.5	5.8	9.8	1.6	30.6	-20.3
2013	1199.5	124.5	29.5	12.5	6.2	10.4	1.8	26.8	-18.6
2014	1097	83.5	30	8	6	10.6	1.2	29.6	-16.7
2015	1137	118	25	12	6.9	11.3	2.2	33.5	-16.3
2016	1246.5	69.5	40	9	6	10.6	1.1	30.1	-21.2
2017	949	64	17	6.5	5.8	10.4	0.8	31	-23.1
2018	1114.5	72.5	18	8	6.4	10.9	1.4	30.9	-21.4

2019	937.5	80	17.5	7.5	6.3	11.1	1.1	35.2	-25.5
2020	788.5	64	34.5	10	6.7	11.2	2.1	32.7	-18.4
2021	1176.5	97	15	4.5	6.4]	11.0]	1.7]	29	-20.9
2022	1041.5	68	17	9.5	7.1	11.5	2.3	33.2	-17.1
2023	746	55	16	5	7.8	12.5	3.2	34.1	-20.4

榑町 年ごとの値（風向・風速、日照時間）

年	風向・風速(m/s)					日照 時間 (h)
	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速		
		風速	風向	風速	風速	
1977	3.2]	14]	南西	///	///	511.5]
1978	3.3]	17]	北西	///	///	2450.3
1979	3	16]	東南東	///	///	2302.4
1980	3.2	15	南東	///	///	2206.1
1981	3.6	18	南	///	///	2158.5
1982	3.5	16	南南西	///	///	2188.4
1983	3.4	17	北北東	///	///	2171.5
1984	3.4	14	東南東	///	///	2232.1
1985	3.4	15]	北西	///	///	2202.8
1986	3.5	13	北北西	///	///	2247.4
1987	3.3	16	南西	///	///	2203.3
1988	3.3	19	東南東	///	///	844.7]
1989	3.6	15	東北東	///	///	1562
1990	3.4]	18]	東南東	///	///	1692.9
1991	3.5	16	東	///	///	1584.1]
1992	3.4]	17]	東北東	///	///	1638.9]
1993	3.6	15	南東	///	///	1639.9
1994	3.6	16	東	///	///	1868.6
1995	3.5	18	南西	///	///	1597
1996	3.4	16	東北東	///	///	1762.4
1997	3.5	15	南南東	///	///	1700.8
1998	3.5	16	東南東	///	///	1748.2
1999	3.3	16	東南東	///	///	1871.3
2000	3.2	15	東	///	///	1702.7
2001	3.1	17	東南東	///	///	1798.5
2002	3.3	18	南東	///	///	1723.9
2003	3	19	南東	///	///	1658.9
2004	3.3	16	東南東	///	///	1791.5
2005	3.3	21]	南東	///	///	1732.1
2006	3.6	16	北北東	///	///	1747.7
2007	3.4	19	東北東	///	///	2009.6
2008	3.2	20	南東	20.7]	南南東	1747.2
2009	3.5	17	南南東	26	北北東	1790.6
2010	3.3	18.6	東南東	27	南東	1774.6
2011	3.2	17.1	東南東	25.3	北北東	1903.7
2012	3.3	18.7	東	26.2	南東	1592.6
2013	3.4	16.6	南東	25.8	南	1694.9

2014	3.3	17.6	北東	25.5	北東	2026
2015	3.4	18.2	南東	26.6	南西	1846.2
2016	3.4	17	南南東	26	南南東	1853.2
2017	3.2	23.1	南東	31.5	南東	1977.2
2018	3.2	15.2	南東	25.4	東北東	1821.2
2019	3.1	13.5	南東	22.1	北	2024
2020	3.1	14.3]	南東	22.9	北	1815.4
2021	3.3	18.7	南南東	26.9	南南東	1666.3]
2022	3.3	21.8]	東	29.6]	東	1986.9
2023	3.1	14.8	南東	25.6	東南東	2063.9

茶内原野 年ごとの値（降水量）

年	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1時間	10分間
1984	173]	47]	13]	///
1985	1033	73]	12	///
1986	1214	159	25	///
1987	986	86	15	///
1988	1018	58	12	///
1989	1503	158	32	///
1990	1540	100	15	///
1991	1042	70	22	///
1992	1241	162	31	///
1993	1277	127	17	///
1994	1218	103	35	///
1995	1222]	52]	18]	///
1996	1151	106	21	///
1997	1340	119	21	///
1998	1392	139	21	///
1999	1251	111	20	///
2000	1343	70	20	///
2001	1029	104	15	///
2002	1194	73	32	///
2003	1281	135	25	///
2004	988	85	16	///
2005	1123	91	18	///
2006	1627	138	58	///
2007	1238	116	27	///
2008	885	128.5	41	1.5]
2009	1891.5	77.5	22	7.5
2010	1476.5	92	47	16.5
2011	981	75.5	23.5	11.5
2012	1312.5	88	19.5	8
2013	1411	190.5	53	19
2014	1339	89	21.5	8
2015	1412.5	184.5	34.5	19

2016	1683	141.5	29.5	14
2017	1047.5	59.5	13	5
2018	1266	81.5	16.5	6
2019	1099.5	77	15.5	5
2020	945.5	72.5	22	7
2021	1469.5	102	18	8
2022	1298	80	24	9.5
2023	906	54	17.5	7.5

値欄の記号の説明

[統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています。(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

/// 欠測または観測を行っていない場合、欠測または観測を行っていないために合計値や平均値等が求められない場合に表示します。

神町 観測史上1～10位の値[HI1]

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
日降水量 (mm)	183 (1986/9/4)	173 (2003/6/2)	166 (1992/9/1)	161 (1989/8/1)	134.0 (2008/9/1)	131 (1979/10/19)	124.5 (2013/9/1)	118.0 (2015/10/8)	117 (1998/9/1)	112.5 (2015/9/1)
日最大10分間 降水量 (mm)	12.5 (2013/8/2)	12.0 (2015/9/2)	10.5 (2013/10/2)	10.0 (2020/6/3)	9.5 (2022/7/4)	9.0 (2022/7/1)	9.0 (2016/8/1)	8.5 (2009/7/2)	8.0 (2018/9/5)	8.0 (2018/6/2)
日最大1時間 降水量 (mm)	40.5 (2008/9/1)	40.0 (2016/8/1)	38 (2005/8/1)	37 (2003/6/2)	35 (2007/9/8)	34.5 (2020/6/3)	34 (1986/9/4)	33 (1989/8/1)	32 (2003/8/9)	31 (1994/9/3)
月降水量の多い方から (mm)	413.5 (2016/8)	361.0 (2009/7)	342 (1992/9)	317 (1998/8)	302.5 (2013/10)	291 (1989/8)	290 (2003/6)	283 (1986/9)	263.0 (2019/8)	261 (1988/8)
月降水量の少ない方から (mm)	0 (1984/11)	0 (1980/11)	1.5 (2020/12)	2.5 (2023/1)	3 (1989/2)	3 (1982/2)	4 (1996/2)	5.0 (2011/1)	5 (2008/1)	5 (1980/2)
年降水量の多い方から (mm)	1685.0 (2009)	1330 (1998)	1287 (1989)	1283 (1990)	1246.5 (2016)	1211 (1981)	1199.5 (2013)	1197.5 (2010)	1176.5 (2021)	1151 (2006)
年降水量の少ない方から (mm)	667 (1980)	685 (1984)	727.0 (2008)	729 (1982)	739 (2001)	746 (2023)	751 (2004)	788.5 (2020)	811 (1991)	818 (2002)
日最高気温の高い方から (°C)	35.5 (2010/8/7)	35.2 (2019/5/2)	34.1 (2023/7/2)	33.5 (2015/8/5)	33.4 (2023/7/3)	33.4 (2011/8/1)	33.4 (1994/8/8)	33.2 (2022/7/3)	32.7 (2020/8/1)	32.7 (2019/7/2)
日最高気温の低い方から (°C)	-12.6 (1978/2/1)	-11.4 (1982/2/5)	-11.4 (1978/2/1)	-10.9 (2000/1/2)	-10.9 (1998/2/2)	-10.9 (1985/1/2)	-10.7 (1985/1/3)	-10.7 (1982/2/2)	-10.5 (1978/2/2)	-10.3 (1998/1/8)
日最低気温の高い方から (°C)	23.2 (2023/9/1)	22.7 (2023/8/2)	22.6 (2023/8/2)	22.3 (2023/8/2)	22.1 (2023/8/1)	21.9 (2023/8/2)	21.9 (2012/9/1)	21.7 (2023/8/2)	21.7 (2023/8/2)	21.7 (2023/8/1)
日最低気温の低い方から (°C)	-26.0 (1978/2/2)	-25.5 (2019/2/9)	-25.3 (1978/1/3)	-24.3 (1978/2/2)	-23.8 (2010/2/4)	-23.4 (1985/1/2)	-23.2 (1978/2/1)	-23.1 (2017/1/2)	-23.0 (1987/2/2)	-23.0 (1978/2/1)
月平均気温の高い方から (°C)	25.0 (2023/8)	23.7 (2023/7)	23.4 (2023/9)	19.9 (2016/8)	19.7 (2010/8)	19.6 (1999/8)	19.6 (1994/8)	18.9 (2006/8)	18.9 (1978/8)	18.7 (2020/8)
月平均気温の低い方から (°C)	-13.1 (2023/2)	-12.5 (2023/1)	-11.0 (1978/2)	-9.3 (1985/1)	-8.9 (1980/2)	-8.6 (2001/2)	-8.5 (1986/2)	-8.4 (1982/2)	-8.2 (2023/12)	-8.2 (1988/2)

【各種資料】

年平均気温の 高い方から (°C)	7.8 (2023)	7.1 (2022)	6.9 (2015)	6.7 (2020)	6.7 (2010)	6.6 (1990)	6.4 (2018)	6.3 (2019)	6.3 (1989)	6.2 (2013)
年平均気温の 低い方から (°C)	4.1 (1986)	4.3 (2001)	4.3 (1983)	4.3 (1981)	4.4 (1988)	4.4 (1984)	4.7 (2003)	4.7 (1987)	4.7 (1985)	4.8 (1996)
日最小相対湿 度 (%)	15 (2023/12/ 10)	15 (2022/4/2 8)	17 (2022/4/3 0)	18 (2022/4/2 7)	19 (2023/4/2 7)	19 (2022/4/2 9)	19 (2021/3/1 6)	20 (2023/4/2 1)	21 (2022/12/ 15)	21 (2022/5/1)
日最大風速・風 向 (m/s)	23.1 南東 (2017/9/1 8)	21.8 東 (2022/1/1 2)	21] 南東 (2005/11/ 29)	20 南東 (2008/5/2 0)	19 東北東 (2007/1/7)	19 南東 (2003/1/4)	19 東南東 (1988/11/ 24)	18.7 南南 東 (2021/12/ 1)	18.7 東 (2012/12/ 8)	18.6 東南 東 (2010/12/ 3)
日最大瞬間風 速・風向 (m/s)	31.5 南東 (2017/9/1 8)	29.6 東 (2022/1/1 2)	27.4 南西 (2017/12/ 26)	27.0 南東 (2010/12/ 3)	26.9 南南 東 (2021/12/ 1)	26.6 南西 (2015/3/1 0)	26.2 南 (2017/11/ 18)	26.2 南東 (2012/4/4)	26.0 南南 東 (2016/8/1 7)	26.0 北北 東 (2009/10/ 9)
月間日照時間 の多い方から (h)	243.3 (2022/4)	223.3 (2023/3)	212.3 (2023/1)	212.0 (2023/5)	201.3 (2022/3)	200.2 (2022/1)	198.9 (2021/4)	191.0 (2022/2)	190.9 (2022/12)	188.4 (2021/6)
月間日照時間 の少ない方から	87.0 (2023/8)	92.6 (2022/8)	101.7 (2022/7)	123.7 (2022/6)	125.8 (2021/7)	131.4 (2023/9)	132.7 (2021/8)	143.4 (2022/9)	148.4 (2022/9)	150.7 (2021/10)
年間日照時間 の多い方から (h)	2063.9 (2023)	1986.9 (2022)	1666.3] (2021)	///	///	///	///	///	///	///
年間日照時間 の少ない方から	1986.9 (2022)	2063.9 (2023)	///	///	///	///	///	///	///	///

茶内原野 観測史上1～10位の値

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
日降水量 (mm)	190.5 (2013/ 9/16)	184.5 (2015/ 9/19)	162 (1992/ 9/11)	159 (1986/ 9/4)	158 (1989/ 8/16)	141.5 (2016/ 9/9)	139 (1998/9 /16)	138 (2006/ 6/18)	135 (2003/ 6/21)	128.5 (2008/ 9/12)
日最大10分間 降水量 (mm)	19.0 (2015/ 9/15)	19.0 (2013/ 9/16)	16.5 (2010/ 8/12)	14.0 (2016/ 8/16)	11.5 (2011/ 6/22)	10.0 (2015/ 8/10)	9.5 (2022/1 0/29)	9.0 (2022/ 6/20)	8.0 (2022/ 8/27)	8.0 (2022/ 8/12)
日最大1時間降 水量 (mm)	58 (2006/ 6/18)	53.0 (2013/ 9/16)	47.0 (2010/ 8/12)	41.0 (2008/ 9/12)	35 (1994/ 9/9)	34.5 (2015/ 8/10)	32 (2002/8 /6)	32 (1989/ 7/10)	31 (1992/ 9/11)	29.5 (2016/ 9/9)
月降水量の多 い方から (mm)	497.5 (2016/ 8)	388 (1992/ 9)	326.0 (2009/ 7)	321 (1998/ 8)	320.5 (2015/ 9)	308 (1989/ 8)	303 (1994/9)	299 (1997/ 9)	296.0 (2013/ 10)	296 (1993/ 6)
月降水量の少 ない方から (mm)	1.5 (2020/ 12)	4 (1984/ 11)	6 (1995/ 2)	6 (1993/ 3)	8 (2000/ 2)	9 (2001/ 2)	9 (1996/2)	10.0 (2010/ 2)	10 (2003/ 2)	11 (2008/ 2)
年降水量の多 い方から (mm)	1891.5 (2009)	1683.0 (2016)	1627 (2006)	1540 (1990)	1503 (1989)	1476.5 (2010)	1469.5 (2021)	1412.5 (2015)	1411.0 (2013)	1392 (1998)
年降水量の少 ない方から (mm)	885.0 (2008)	945.5 (2020)	981.0 (2011)	986 (1987)	988 (2004)	1018 (1988)	1029 (2001)	1033 (1985)	1042 (1991)	1047.5 (2017)

資料 19 過去の火災及び風水害等の記録

1 火災（損害額2,000千円以上の火災）

年月日	出火場所	出火原因	被害状況
昭 49. 5. 25	霧多布市街	ストーブ	倉庫（半焼） 90 m ²
昭 49. 7. 17	新川	薬品の自然発火	作業所（半焼） 160 m ²
昭 49. 11. 28	茶内原野	不明	住宅（全焼） 165 m ²
昭 50. 11. 27	茶内原野	不明	住宅（全焼） 115 m ²
昭 51. 3. 29	霧多布市街	ガスコンロ	店舗（全焼） 446 m ²
昭 51. 7. 4	茶内原野	湯沸器	養畜舎（全焼） 118 m ²
昭 51. 12. 12	霧多布市街	放火	学校（部分焼） 90 m ²
昭 52. 3. 26	渡散布	ストーブ	住宅（全焼） 100 m ²
昭 52. 9. 27	琵琶瀬	ローソク	住宅（全焼） 90 m ²
昭 53. 11. 13	湯沸	不明	住宅兼倉庫（全焼） 81 m ²
昭 53. 12. 29	茶内市街	子供の火遊び	倉庫（全焼） 119 m ²
昭 54. 2. 26	姉別原野	不明	住宅（全焼） 144 m ²
昭 55. 3. 19	茶内原野	不明	住宅（全焼） 121 m ²
昭 55. 5. 30	霧多布市街	不明	住宅（全焼） 56 m ²
昭 55. 11. 7	茶内原野	ストーブ	飯場（全焼） 198 m ²
昭 56. 2. 21	姉別市街	天ぶら鍋	店舗兼住宅（全焼） 199 m ²
昭 56. 7. 3	火散布	たばこ	住宅兼作業所（半焼） 167 m ²
昭 56. 11. 24	霧多布市街	取り灰	住宅（部分焼） 66 m ²
昭 57. 1. 7	霧多布市街	不明	住宅兼店舗（半焼） 119 m ²
昭 57. 3. 14	茶内市街	放火	住宅（全焼） 97 m ²
昭 57. 6. 16	茶内市街	煙突	店舗（半焼） 58 m ²
昭 58. 10. 15	姉別原野	自然発火	納屋（全焼） 198 m ²
昭 59. 4. 2	茶内原野	たばこ	住宅（半焼） 30 m ²
昭 60. 2. 5	円朱別原野	ストーブ	住宅（全焼） 122 m ²
昭 60. 3. 20	姉別原野	たばこ	住宅（全焼） 64 m ²
昭 60. 5. 2	太平洋上	機関の故障	漁船（全1隻）
昭 60. 5. 24	姉別原野	放火	住宅（全焼） 129 m ²
昭 60. 12. 14	茶内原野	ガスコンロ	住宅（半焼） 38 m ²
昭 61. 5. 5	円朱別原野	不明	養畜舎（全焼） 683 m ²
昭 62. 3. 8	火散布	たばこ	住宅（部分焼） 20 m ²
昭 62. 3. 29	姉別原野	不明	養畜舎（全焼） 429 m ²
昭 63. 6. 6	熊牛原野	不明	住宅（半焼） 73 m ²
昭 63. 7. 29	霧多布市街	子供の火遊び	住宅（部分焼） 20 m ²

年月日	出火場所	出火原因	被害状況
平元. 1. 24	茶内原野	風呂の空焚き	共同住宅（部分焼） 46 m ²
平元. 4. 11	霧多布市街	薪ストーブ（火種がこぼれる）	住宅兼倉庫（全焼） 78 m ²
平元. 5. 9	熊牛原野	ゴミ焼き（飛び火）	養畜舎（全焼） 600 m ²
平 2. 7. 19	茶内原野	石油ストーブ（灯油もれ）	住宅（全焼） 139 m ²
平 3. 11. 30	熊牛原野	石油ストーブ（燃料入れ違い）	住宅兼事務所（半焼） 12 m ²
平 4. 2. 5	琵琶瀬	不明	昆布倉庫（全焼1. 部分焼1） 116 m ²
平 4. 4. 7	琵琶瀬	ゴミ焼き（飛び火）	倉庫（全焼） 100 m ²
平 4. 4. 12	茶内原野	ゴミ焼き（飛び火）	納屋（全焼） 416 m ²
平 4. 11. 21	茶内原野	配電盤開閉器の加熱	養畜舎（全焼） 396 m ²
平 5. 4. 29	後静村	ゴミ焼き	住宅・納屋（全焼2）（死者1） 633 m ²
平 5. 12. 8	茶内原野	ゴミ焼き	納屋（全焼） ロール(30) 158 m ²
平 6. 5. 25	茶内原野	たき火	納屋（全焼） 198 m ²
平 6. 11. 22	仙鳳趾	不明	住宅（全焼） 58 m ²
平 8. 6. 24	茶内原野	不明	養畜舎（全焼2） 1, 144 m ²
平 8. 12. 1	茶内原野	不明	納屋（D型ハウス） 317 m ²
平 8. 12. 13	後静村字姉別	たばこ	住宅（全焼） 122 m ²
平 9. 1. 22	姉別原野	解氷機の過多熱	養畜舎（全焼） 675 m ²
平 9. 4. 11	霧多布市街	線香が絨毯へ	住宅（半焼） 50 m ²
平 9. 12. 20	熊牛原野	不明	住宅（半焼） 39 m ²
平 11. 1. 5	霧多布	不明	飲食店舗（全焼） 320 m ²
平 11. 3. 1	厚床原野	不明	納屋（部分焼） 92 m ²
平 11. 9. 15	姉別原野	おが屑自然発火	倉庫（全焼） 356 m ²
平 11. 12. 16	太平洋上	不明	漁船 1 隻
平 12. 4. 28	霧多布市街	たばこ	倉庫兼漁舎（半焼） 63 m ²
平 12. 12. 14	熊牛原野	不明	住宅（全焼） 145 m ²
平 13. 3. 13	琵琶瀬	たばこ	倉庫（全焼1・部分焼1） 50 m ²
平 14. 1. 27	熊牛原野	煙突の輻射熱	住宅（全焼） 143 m ²
平 14. 5. 12	火散布	不明	漁網
平 14. 12. 27	火散布	煙突の輻射熱	住宅（全焼） 120 m ²
平 15. 9. 29	茶内市街	たばこ	住宅（半焼） 50 m ²
平 15. 10. 16	仲の浜	たばこ	住宅（全焼） 96 m ²
平 15. 12. 11	西円朱別	不明	蓄養舎（全焼） 631 m ²
平 17. 6. 21	姉別市街	不明	畜養舎（全焼） 511 m ²
平 17. 8. 21	琵琶瀬	不明	漁船（1 隻）（半焼）

年月日	出火場所	出火原因	被害状況
平 19. 1. 16	浜中市街	溶接機のコード	整備工場(全焼及び部分焼) 172 m ²
平 19. 8. 12	姉別市街	不明	畜養舎(全焼) 1,048 m ²
平 19. 12. 12	琵琶瀬	不明	倉庫(全焼2、半焼1、部分焼2) 82 m ²
平 20. 2. 11	琵琶瀬	溶接機用発電機	船舶(全焼) 1隻
平 20. 4. 23	円朱別原野	枯れ草焼き	倉庫全焼1棟 194 m ²
平 20. 10. 15	姉別市街	自然発火	敷料庫部分焼1棟 6 m ²
平 22. 7. 9	湯沸岬沖	不明	漁船(全損) 1隻
平 23. 4. 5	熊牛原野	不明	倉庫(全焼) 42.6 m ²
平 23. 5. 10	茶内原野	不明	住宅外(全焼2) 174 m ²
平 24. 9. 27	姉別市街	不明	牛舎(全焼)(負傷者1) 1,032 m ²
平 25. 3. 4	姉別市街	不明	馬畜舎・倉庫(全焼) 389 m ²
平 28. 5. 14	茶内原野	ゴミ焼き	D型納屋(全焼) 194 m ²
平 28. 11. 12	茶内原野	不明	養畜舎(部分2) 379 m ²
平 28. 11. 28	榑町	不明	住宅(全焼)(死者1) 110 m ²
平 30. 6. 28	茶内市街	不明	大型トラクター1台
平 30. 10. 22	円朱別原野	ロールベアラー	ロールベアラー1台
平 31. 2. 6	茶内原野	投光器の熱	牛舎(全焼) 701.46 m ²
令 3. 4. 9	琵琶瀬	不明	宿舎(全焼) 173 m ²
令 3. 6. 29	姉別市街	ドライブシャフト	車両 1 m ²
令 4. 2. 27	姉別市街	不明	牛舎 141 m ²
令 4. 5. 27	茶内原野	不明	牛舎(全焼) 963 m ²
令 5. 2. 10	姉別市街	不明	牛舎(半焼1、部分焼1) 463 m ²
令 5. 5. 2	恵茶人	草刈機の燃料	林野 250,100 m ²

2 水害・風害

年月日	被害場所	被害状況	損害額(千円)
昭37. 1. 2	全 域	暴風雪による高潮・波浪による被害	12, 883
昭38. 8. 15	全 域	大雨による住宅・農業・水産への被害	9, 449
昭39. 9. 2	全 域	台風14号による住宅・農業への被害	3, 984
昭41. 6. 29	全 域	台風4号による大雨により住宅・漁業への被害	2, 760
昭44. 10. 2	全 域	低気圧通過による被害	7, 297
昭45. 1. 31	全 域	低気圧通過による住宅・漁業への被害	55, 749
昭46. 9. 13	全 域	台風26号により漁業への被害大	211, 243
昭46. 2. 27	全 域	低気圧による漁業への被害	10, 109
昭47. 1. 14	全 域	低気圧による漁業への被害	38, 500
昭51. 4. 7	全 域	暴風雪による漁業への被害	95, 000
昭54. 10. 19	全 域	台風20号による大雨により農作物・水産物に被害大	539, 636
昭57. 11. 19	全 域	暴風雨・波浪による被害大	126, 616
昭58. 3. 17	全 域	低気圧による漁業への被害	5, 190
昭59. 7. 19	全 域	集中豪雨により床下浸水・土砂崩れによる被害	19, 100
昭61. 9. 1	全 域	台風12号により林産物に被害	1, 100
昭63. 11. 24 ～25	全 域	暴風雨により住宅・農業・林業・道路・漁業に被害大	106, 883
平元. 8. 16 ～17	全 域	台風16号による暴風・大雨により農業施設・水産施設等に被害大	36, 711
平 2. 11. 5 ～ 6	全 域	低気圧による漁業・農業等への被害	633, 510
平 2. 11. 10	全 域	低気圧による漁業被害	5, 270
平 3. 2. 17	全 域	低気圧による住宅被害	900
平 3. 9. 28	全 域	台風19号による農業施設への被害	19, 767
平 4. 9. 11	全 域	台風17号による床下浸水11棟23世帯、水産被害等	4, 012
平 6. 9. 19	全 域	台風24号による漁船損傷被害	1, 090
平10. 9. 16 ～17	全 域	台風5号による道路被害	8, 000
平11. 9. 25	全 域	台風18号による農業・漁業・一般住宅への被害	3, 100
平13. 9. 11 ～12	全 域	台風15号による道路等の道路被害 一般住宅(床上浸水1棟、床下浸水1棟)	300
平14. 10. 1 ～ 2	全 域	台風21号による人身事故(重傷1名)住宅床下浸水(1棟)、住宅、倉庫他	3, 560
平15. 6. 21	全 域	低気圧による大雨等被害(住宅床上浸水2棟、床下浸水19棟、道路路面浸食(34路線、51箇所)	1, 666
平16. 2. 23	全 域	暴風雪被害(牛舎全壊1棟、乳牛1頭死亡、10頭けが)	不明
平16. 8. 31	全 域	台風16号による暴風、波浪被害(牛舎等9件、さけ定置網1件、林業被害(9, 126本)	水産被害 34, 608

年月日	被害場所	被害状況	損害額(千円)
平16. 9. 7 ～9	全 域	台風18号による暴風、波浪被害(住宅屋根、塀、車庫、牛舎等、倉庫屋根等一部破損、さげ定置網1件)	水産被害 12,000
平17. 11. 29 ～30	全 域	低気圧による暴風被害(住宅、牛舎一部破損)	1,951
平18. 10. 7 ～ 8	全 域	低気圧による農業・林業・水産業・商業・一般住宅・道路・公共施設他被害大(床下浸水3棟、住宅半壊1、住宅一部破損36棟他)	1,139,790
平19. 1. 6 ～ 8	全 域	低気圧による農業・商業・車庫等被害	600
平19. 9. 6	全 域	台風9号による、海岸通路、町道等被害(維持補修、重機対応)	維持補修対応 損害額未計上
平 19. 11. 20	全 域	暴風等による住宅・倉庫他被害	損害額未計上
平 20. 4. 1	全 域	暴風雪による住家・農業・水産被害	11,608
平 20. 9. 12	全 域	大雨による町道・住家浸水等(床上1棟, 床下1棟)被害	損害額未計上
平 22. 12. 22	全 域	低気圧(大雨)による町道冠水	損害額未計上
平23. 9. 22	全 域	台風15号による暴風被害、人的被害(飛んできたトタンで口元を切る)、住宅(屋根トタン)、商店・事業所(ガラス・看板)、総合体育館(アルミ外壁破損)係留中の漁船沈没	4,000
平24. 4. 3	全 域	低気圧による昆布干場へ土砂流入、荷捌き所屋根一部破損、住宅屋根一部トタン剥がれ、姉別住宅床上浸水	1,400
平24. 10. 4	全 域	台風17号による人的被害(男性1名) 暴風警報発令中に倉庫屋根トタン補修中に鉄材が落下し、頭部打撲及び大腿部骨折	
平25. 4. 7 ～ 8	全 域	低気圧による暴風被害(住家、牛舎等)	8,537
平25. 8. 24	全 域	落雷による畜産被害(乳牛)	1,066
平25. 9. 16 ～17	全 域	台風18号による大雨、暴風被害(住家、牛舎等、町道流失等、漁船沈没、漁港施設、倉庫、水産製品、林道、水道施設)	186,077
平25. 10. 16	全 域	台風26号による暴風被害(住家、牛舎等、公共施設)	11,631
平25. 11. 10	全 域	低気圧による暴風被害(住家、牛舎等、倉庫)	11,670
平26. 2. 16	全 域	低気圧による暴風被害(牛舎)	1,500
平27. 3. 2	全 域	低気圧による暴風被害(牛舎等)	2,000
平27. 3. 10	全 域	低気圧による暴風被害(住家、牛舎等)	5,810
平27. 9. 19	全 域	低気圧による大雨被害(住家、町道、水産製品、林道)	168,383
平27. 10. 1 ～ 2	全 域	低気圧による暴風被害(住家、公共施設、牛舎、町道、倉庫等)	19,503
平27. 10. 8	全 域	台風23号による暴風被害(住家等、牛舎等、町道、漁港施設等、漁具、水産製品、事業所等)	277,303
平28. 1. 19	全 域	低気圧による波浪被害(漁港施設)	10,000
平28. 8. 16 ～17	全 域	台風7号による大雨、暴風被害(その他施設、牛舎等、町道、漁港施設、倉庫等、水産製品)	20,966

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	損害額 (千円)
平28. 8. 8 ～ 9	全 域	台風5号による大雨被害 (町道)	3,649
平28. 8. 20 ～23	全 域	台風11号及び台風9号による大雨、暴風被害 (町道、漁港用地、林道、公共施設)	27,058
平28. 8. 26 ～27	全 域	低気圧による大雨被害 (町道等、海岸線通路)	11,664
平28. 8. 29 ～30	全 域	台風10号による大雨、暴風被害 (漁港施設、昆布乾燥機)	300
平28. 9. 8 ～ 9	全 域	台風13号から変わった低気圧による暴風被害 (漁港施設)	400
平 29. 9. 18	全 域	台風 1 8号による暴風被害 (住家、倉庫等)	147,171
平 29. 10. 23	全 域	台風 2 1号による暴風被害 (町道)	114
平 29. 11. 18	全 域	低気圧による暴風被害 (町道、水産施設)	2,349
平 30. 3. 1	全 域	低気圧による暴風雪被害 (公共施設)	20
平 30. 3. 9	全 域	低気圧による暴風被害 (町道)	2,427
平 30. 9. 4	全 域	台風 2 1号による暴風被害 (町道)	1,512
平 30. 10. 1	全 域	台風 2 4号による大雨被害 (町道)	214
令 3. 2. 15 ～16	全 域	低気圧による暴風被害 (港湾、公共施設)	3,118
令 3. 12. 1	全 域	低気圧による暴風被害 (公共施設)	2,200
令 4. 1. 11 ～12	全 域	低気圧による暴風雪被害 (水産施設)	3,190

3 波浪・高潮・洪水

年 月 日	被害場所	被 害 状 況	損害額 (千円)
昭 36. 10. 29	海岸沿い	台風 26号による高潮・高波のため生じた被害	1,590
昭 40. 1. 9	海岸沿い	低気圧、暴風雪による高波	95,211
昭 40. 1. 20	海岸沿い	低気圧、暴風雪による高波	153,614
昭 59. 4. 18	海岸沿い	流氷による漁業への被害	16,017
昭 59. 5. 14	海岸沿い	流氷による漁業への被害	871,220
平 10. 8. 30	賞 人	高波による人的被害 (2名死亡)	
令 4. 3. 15	海岸沿い	流氷による漁業への被害	調査中

資料 20 過去の地震・津波の記録

発震年月日	時分(頃)	震央地名	マグニチュード	震度	津波等被害状況
昭和27年 (1952年) 3月4日	10:23	十勝沖	8.1	5	死者3人、重軽傷10人、被災戸数306戸、被災人員1,856人 住宅被害流失44戸、全壊18戸、中破95戸、小破145戸、非住家被害139戸、水産関係その他被害総額 263,949千円
昭和35年 (1960年) 5月24日	4:31	チリ南部	8.5	0	死者11人、被災戸数534戸、流失151戸、全壊56戸、半壊109戸、浸水218戸、非住家被害266戸、水産関係その他被害総額 2,111,923千円
昭和48年 (1973年) 6月17日	12:55	根室半島沖	7.4	5	地震による防潮堤物揚場被害267㎡、道路被害60㎡、被害総額 27,737千円 (津波霧多布最高90cm)
平成5年 (1993年) 1月15日	20:06	釧路沖	7.8	6	重傷2人、軽傷9人、一般住宅破損124戸、港湾被害等その他被害総額 2,224,329千円 (地震による被害)
平成6年 (1994年) 10月4日	22:23	北海道東方沖	8.1	6	重傷1人、軽傷36人、一般住宅大破1戸、一部破損230戸、港湾被害等その他被害総額 8,511,785千円
平成15年 (2003年) 9月26日	04:50	十勝沖	8.0	6弱	軽傷3人、一般住宅半壊1戸、一部破損112戸、港湾被害等その他被害総額 657,061千円
平成16年 (2004年) 11月29日	03:32	釧路沖	4.8	5弱	港湾被害等その他被害総額 9,800千円 (地震による被害)
平成16年 (2004年) 12月6日	23:15	根室半島南東沖	7.0	5弱	学校等その他公共施設被害総額 1,589千円 (地震による被害)
平成17年 (2005年) 1月18日	23:09	釧路沖	6.3	4	被害等特になし
平成17年 (2005年) 5月19日	01:33	釧路沖	5.1	4	被害等特になし
平成18年 (2006年) 11月15日	20:15	千島列島沖	8.1	2	20:29 津波警報発表・災害対策本部設置、20:33 避難勧告発令 ((対象: 海岸地区1,424世帯、4,272人)、被害等特になし (避難者数: 1,537人))
平成19年 (2007年) 1月13日	13:24	千島列島沖	8.2	2	13:36 津波警報発表 13:45 災害対策本部設置・避難勧告発令 (対象: 海岸地区1,424世帯、4,272人)被害等特になし (避難者数: 479人)
平成19年 (2007年) 8月16～17日	08:41	南米西部ペルー沿岸地震	7.9	無し	16日 08:41ペルー沿岸地震発生 (M7.9) 21:00災害対策本部設置 17日 01:04津波注意報発表 (太平洋沿岸全域) 01:06防災行政無線自動放送 01:30水門閉鎖完了、被害等特になし (自主避難者3人)
平成20年 (2008年) 9月11日	09:20	十勝沖地震	7.1	2	09:21 津波注意報発表 (防災行政無線自動放送) 09:25 災害対策本部設置 09:39 水門閉鎖完了 09:43陸開閉鎖完了 被害等特になし。
平成21年 (2009年) 9月30日	02:48	南太平洋サモア沖	8.3	無し	09:00 太平洋沿岸に津波注意報発表、(防災行政無線自動放送)、09:00 災害対策本部設置、11:40 水門・陸開閉鎖完了 被害等特になし

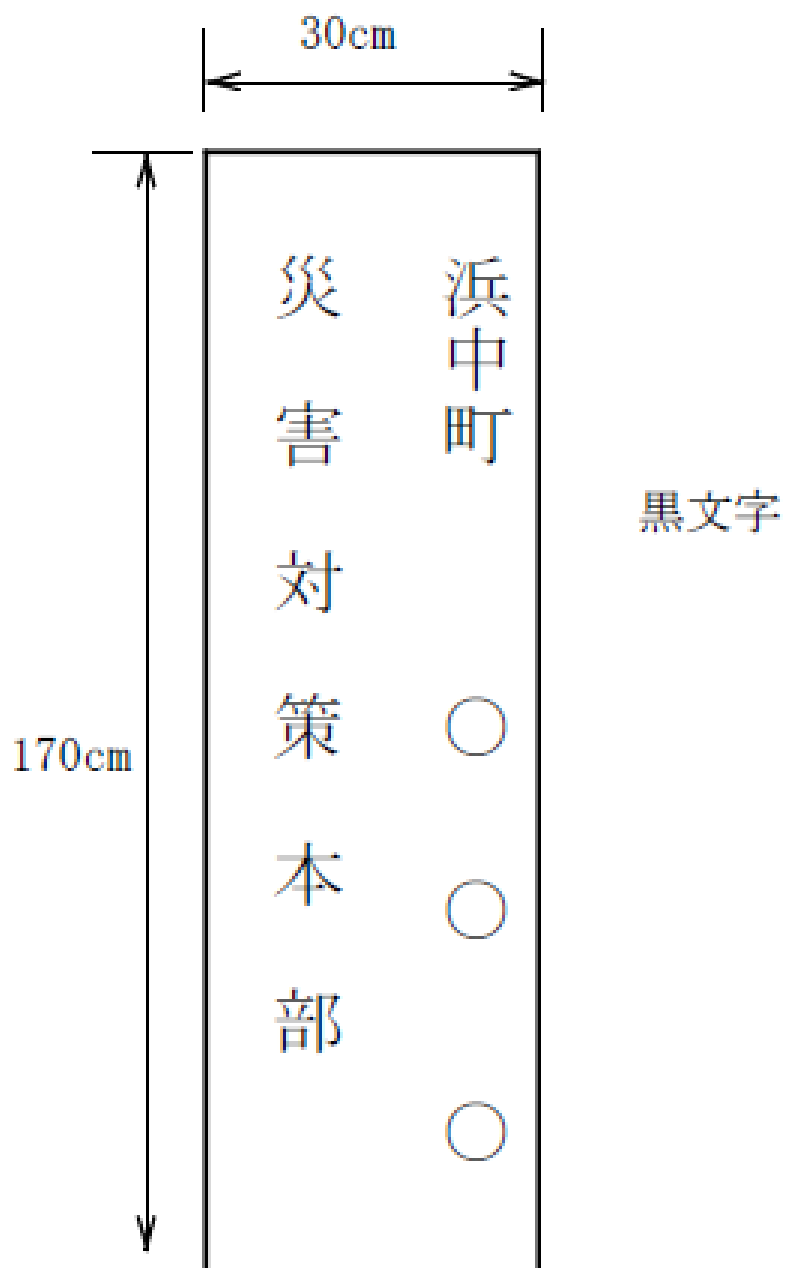
発震年月日	時分(頃)	震央地名	マグニチュード	震度	津波等被害状況
平成22年 (2010年) 2月27日	15:27	南米チリ中部 沿岸	8.5	無し	06:00 チリ地震津波対策本部設置、09:33 太平洋沿岸に津波警報(東北地方に大津波警報)発表、沿岸地区住民に避難勧告発表(対象:17地区、1,421世帯、3,971人)、09:55 水門・陸閘閉鎖完了 ※避難者数13:30現在881人※最大避難者数1,041人、(各施設等の最大避難者数の合計)、※非常食配布数:2,093食(昼・夕)、2月28日19:52 80cm津波観測(最大)、3月1日01:07 津波警報から注意報へ切り替え、08:40 津波注意報解除、害対策本部解散、被害等特になし
平成23年 (2011年) 3月11日	14:46	東北地方太平洋沖	9.0	3	○地震名称:東北地方太平洋沖地震(マグニチュード9.0) ○震災名:東日本大震災 ○最大震度:宮城県北部震度7 ○浜中町:震度3 3月11日(金) 14:46 東北地方太平洋沖地震発生 14:50 津波注意報発表 14:58 対策本部設置 15:14 津波警報発表(避難勧告発令) 避難対象区域:海岸17地区1,428世帯3,898人 15:31 大津波警報発表(避難指示発令) 津波到達予想時刻:15:50頃 ○避難状況:ピーク時16:30 1,740人(44.64%) ○最大避難者数:1,825人(46.81%) 3月12日(土) 13:50 大津波警報から津波警報に切り替え(避難指示から避難勧告へ変更) 20:20 津波警報から津波注意報に切り替え(避難勧告から津波注意へ変更) 3月13日(日) 17:58 津波注意報解除(町対策本部解散) ○最大津波高(気象庁発表):11日 22:19 2.6m ※新川水門潮位計(非公式):17:26 3.5m ○被害総額:1,851,794千円 ・住宅被害床上浸水1棟 ・土木被害79箇所1,010,922千円(港湾・漁港) ・水産被害495件653,042千円(漁船・共同利用施設・その他施設・漁具) ・商業被害5件182,130千円(商業・工業) ・公立文教施設被害1箇所4,200千円 ・その他3件1,500千円

発震年月日	時分(頃)	震央地名	マグニチュード	震度	津波等被害状況
平成25年 (2013年) 2月2日	23:17	十勝地方南部	6.5	4	23:17 十勝地方南部を震源とする地震発生 23:17 緊急地震速報発表 ○茶内中学校が17室破損 ○茶内中学校天井の一部落下及び区体ゆがみ 被害総額11,520千円
平成25年 (2013年) 2月6日	10:12	南太平洋ソロモン諸島沖	8.0	無し	14:41 津波注意報発表(防災行政無線自動放送) 16:23 水門・陸閘閉鎖完了 被害等特になし
平成25年 (2013年) 7月16日	23:09	根室半島南東沖	5.1	4	被害等特になし
平成26年 (2014年) 4月2日	08:46	チリ北部沿岸	8.1	無し	4月2日(水) 16:00 災害対策本部設置 4月3日(木) 03:00 津波注意報発表 03:20 防災行政無線により周知(自動起動装置の不具合のため手動放送) 03:52 水門・陸閘閉鎖完了 12:00 20cm津波観測(最大) 18:00 津波注意報解除(災害対策本部解散) 被害特になし(自主避難者2名)
平成27年 (2015年) 9月17日	07:54	チリ北部沿岸	8.3	無し	9月18日(金) 03:00 津波注意報発表(防災行政無線自動放送) 03:10 災害警戒本部設置 04:04 水門・陸閘閉鎖完了 16:40 津波注意報解除(災害警戒本部解散) 被害特になし(自主避難者最大6名)
平成30年 (2018年) 4月14日	04:00	根室半島南東沖	5.4	4	被害等特になし
平成30年 (2018年) 4月24日	17:53	根室半島南東沖	5.4	4	被害等特になし
平成30年 (2018年) 9月6日	03:07	胆振東部地震	6.7	2	発生直後から全町全戸停電(2,466戸) 最長7日21:05 停電復旧 被害額:147,016千円 ・農業被害1,015件108,400千円 ・漁業被害1件156千円 ・商工被害66件38,460千円
令和4年 (2022年) 1月16日	15日 13:10	トンガ沖海底火山噴火	-	無し	00:15 津波注意報発表、災害警戒本部設置 01:05 90cm津波観測(最大) 02:01 水門、樋管閉鎖完了 14:00 津波注意報解除(災害警戒本部解散) 被害特になし(自主避難者17名)
令和5年 (2023年) 2月25日	22:27	釧路沖	6.0	4	被害等特になし

資料 2 1 浜中町防災会議組織



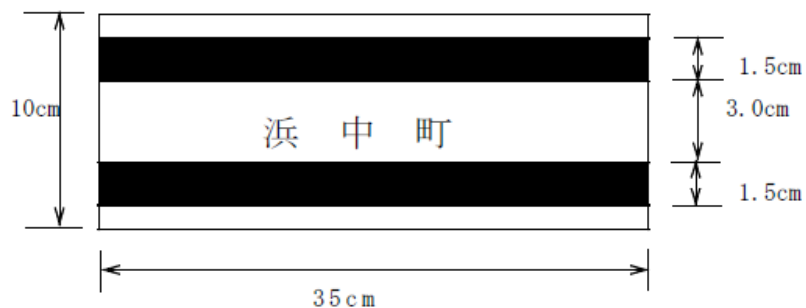
資料 2 2 災害対策本部提示版



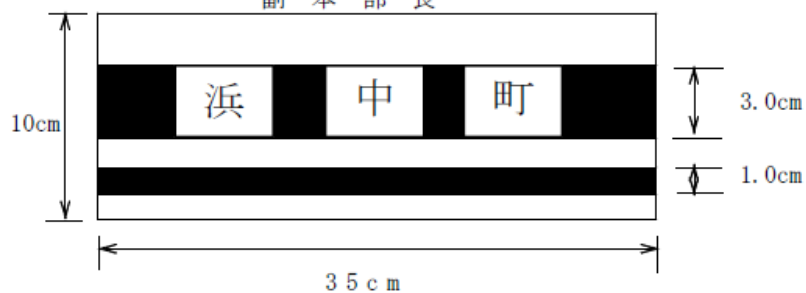
資料23 腕章

白色地に線、文字ともに黒色

本部長



副本部長



本部員、班長

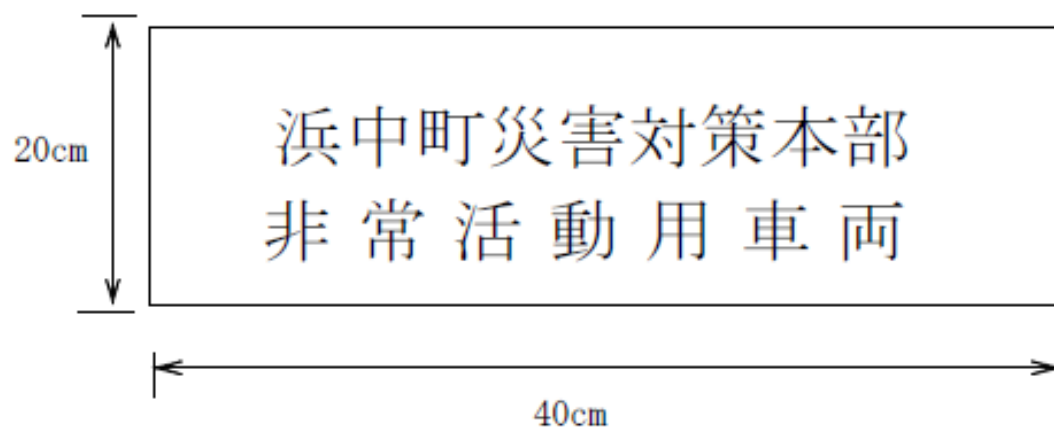


班員



資料 2 4 標識

白色地に文字黒色



資料 25 主要食料等取扱者

●主要食料等取扱者

番号	店舗名	所在地	電話
1	丸吉大野商店	霧多布東 1-1-51	62-2517
2	丸ヨ松村商店	霧多布東 1-2-44	62-2440
3	セイコーマート霧多布店	霧多布東 1-1-51	62-2698
4	セイコーマートいしばし店	新川西 1-144	62-4555
5	鈴木商店	火散布 126	67-2538
6	倉田商店	藻散布 62	67-2168
7	小西商店	姉別 1-32	68-6365
8	丸ワ綿貫商店	茶内緑 54	65-2339
9	浜中町農業協同組合	茶内栄 61	65-2121
	コープはまなか店	茶内栄 65	65-4700
	西円業務取次所	西円朱別西 17線 186	65-2801
	姉別事業所	姉別	68-6163
	コープはまなか桜店	浜中桜北 125	
セイコーマート浜中店	茶内橋北西 8	65-3011	

資料 2 6 一般向け緊急地震速報の利用の心得

●一般向け緊急地震速報の利用の心得

緊急地震速報を利用した適切な避難行動を図るための、緊急地震速報の利用にあたっての「心得」は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことに尽きる。

緊急地震速報は、地震が発生してから強い揺れが襲来するまでのごく短い時間を活用して、地震による被害を軽減しようとする情報である。そのため、建物の中から屋外へ避難するようなことは極めて困難である。すなわち、緊急地震速報受信時の行動は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことが基本となる。

なお、地震被害の軽減を図るためには、緊急地震速報の利用とともに、事前に、建物に耐震補強をしておくことや家具が倒れない措置をしておくことなどが必要である。

以下に、この「心得」を踏まえた、さまざまな場面における情報受信時の具体的な対応行動の指針を示す。なお、この対応行動の指針は、あくまで一つの例であり、この指針を参考にして、緊急地震速報受信時に、どのように行動すれば良いかを、自らが考えていただくことが重要である。

【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

1 家庭

家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。

- ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・あわてて外へ飛び出さない。
- ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- ・扉を開けて避難路を確保する。

2 不特定多数の者が出入りする施設

施設の従業員等の指示に従うことを基本とする。なお、施設従業員等から明確な指示がない場合は、以下の対応行動の例を基本とする。

- ・その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。
- ・あわてて出口・階段などに殺到しない。
- ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

3 屋外

【街にいるとき】

- ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

【山やがけ付近にいるとき】

- ・落石やがけ崩れに注意する。

4 乗り物で移動中

【自動車運転中】

- ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

【鉄道・バスに乗車中】

- ・つり革、手すりなどにしっかりつかまる。

【エレベーター利用中】

- ・最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる。

(参考)

大地震の時の心得

1. テーブルや机の下に身をかくしあわてて外に飛び出すな
2. 大地震1分過ぎたらまず安心
3. テレビやラジオをつけて地震の情報を
4. 海岸でグラツときたら高台へ
5. 近づく自動販売機やビルのそば
6. 気をつけよ山崩れと崖崩れ
7. 避難は徒歩で荷物は最小限に
8. 余震が起きてもあわてずに正しい情報に従って行動を
9. 不意の地震に、日頃の用意

「緊急地震速報」を活かすために

「緊急地震速報」が運用されても、地震への備えができていなければ身の安全を守ることができない「緊急地震速報」を活かすためには、以下のような点を、あらためて徹底することが不可欠である。

1. 住宅・建造物の耐震化
2. 家具・什器などの転倒・移動防止
3. 備品の落下防止
4. ガラスなどの飛散防止
5. 地震時に身を守るための行動や方法
6. 安全な場所の確認
7. 防災訓練の実施

緊急地震速報の限界について

(時間)

- ・緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は長い場合でも十数秒から数十秒
- ・震源に近いところでは、速報の発表が強い揺れの到達に間に合わない場合があります。

資料 27 予報、警報並びに情報等受理票

様式 1

予報（注意報を含む）、警報並びに情報等 受 理 票

年 月 日 午前・午後 時 分頃受理しました。 連絡〔電話・ファクシミリ・その他（ ）〕					
発信者					印
予報（注 意報を含 む）、警 報並びに 情報等の 種 類	<input type="checkbox"/> 気象警報 〔暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨 洪水・大雪〕		発表時刻他	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
	<input type="checkbox"/> 津波〔大津波警報・津波警報 津波注意報〕			総務課長等 への報告時 間等	
<input type="checkbox"/> 気象注意報 〔風雪・強風・波浪・高潮・大雨 洪水・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜 なだれ・低温・着氷・融雪〕		年 月 日 午前・午後 時 分頃			
<input type="checkbox"/> 記録的短時間大雨情報 〔細路地方： mmの大雨〕		<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報 〔 地区〕		<input type="checkbox"/> 報告先 〔防災対策室長・防災係長・ 総務係長・副町長・町長〕	
<input type="checkbox"/> その他特別な事項				<input type="checkbox"/> 連絡方法 〔電話・その他（ ）〕	
※上記の予報等へ丸印 ※上記の予報等の内、数時間後 に警報に変わるおそれのある もの以外は防災対策室長への 報告は必要としない。 ※ファクシミリ等があれば添付する。		※防災対策室長に連絡がつかない場 合は順次、次の者（1人）へ連絡 する。			
処 理 て ん ま つ	町 長	副町長	防災対策室長	防災係長	
解除日時 年 月 日 時 分					

資料 28 高波・高潮・津波等危険区域

番号	危険区域の現況					予想される被害			法令等における指定状況					整備計画	
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関	概要
1	霧多布(水取場地区含む)	11,454	3,794 780	2,370 780	高波 高潮 津波	483	役場他 11施設	道道霧 多布岬 線	道	海岸 法	S36.5.30 変更S54	1228 3450	○	道(建設部) 国交省(旧:運輸省)	防潮堤S35~36 745m S37 1,280m S41 1,497m 水取場 380m 離岸堤S56 897m
2	湯沸	6,445	2,307	緩 1,049 消 82 離 1,030 突 83	高波 高潮 津波	47	湯沸母 と子の 家		道	海岸 法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	緩傾斜堤 569m(被 覆護岸) 離岸堤 400m H11 完成 消波堤 82m H9 完 成
3	新川	712	712	緩 535	高波 高潮 津波	191	総合体 育館 温 水プー ル 霧多 布中 学 校 霧多 布高 等 学 校 新 川 会 館	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸 法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤 1,500m S 39 完成 離岸堤 936m H6 完成
4	琵琶瀬 (仲の 浜)	4,012	2,039	2,039	高波 高潮 津波		仲の浜 福 祉 館 総 合 体 育 館 温 水 プ ー ル 霧 多 布 高 等 学 校 霧 多 布 中 学 校 新 川 会 館	191	道	海岸 法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤S35~36 1,280m完 S39~40 430m完 S38~41 1,997m完 離岸堤 800m
5	琵琶瀬	2,490	2,490	2,460	高波 高潮 津波	120	琵琶瀬 住民セ ンター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸 法	S39	570	○	道 (水産 林務 部)	防潮堤
6	渡散布	2,105	1,126	堤 243 消 300 突 20 離 179	高波 高潮 津波	13		主要道 道別海 厚岸線	道	海岸 法	S36 H12.4.21	708 758	○	道(建設部)	ブロック護岸 408m 突堤 35m S59 完 離岸堤 85m
7	渡散布	360	360	300(漁 港施設 との 計)	高波 高潮 津波	32	渡散布 住民セ ンター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸 法	S33	656	○	道 (水産 林務 部)	ブロック護岸
8	養老散 布	842	344	185	高波 高潮 津波	3		主要道 道別海 厚岸線	道	海岸 法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤S36~42 382 m完 ブロック消波堤 140 m 被覆護岸 37m 離岸堤 108m H10 完
9	火散布	650	650	400	高波 高潮 津波	150	丸山散 布地区 コミュ ニティ センター 漁村セ ンター	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸 法	S33	656	○	道 (水産 林務 部)	防潮堤
10	藻散布	7,508	691	320	高波 高潮 津波	30	散布保 育所	主要道 道別海 厚岸線	道	海岸 法	S36.5.30	1228	○	道(建設部)	防潮堤 396m S36~42 完

【各種資料】

番号	危険区域の現況					予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部 一部		実施機関	概要
11	藻散布	180	180	80	高波高潮津波	14	藻散布会館	主要道道別海厚岸線	道	海岸法	S33	656	○		道(水産林務部)	防潮堤
12	暮掃別及び榑町	3,050	3,050	3,050	高波高潮津波	208	暮掃別福祉館クリーンセンター	主要道道別海厚岸線	道	海岸法	S36	708	○		国交省(旧:建設省)	防潮堤 5,480m S36~38 完
13	榑町	540	540	540	高波高潮津波	76	榑町会館クリーンセンター	主要道道別海厚岸線	道	海岸法	S36	708	○		道(水産林務部)	防潮堤
14	後静	5,558	4,086	3,623	高波高潮津波	7		主要道道根室浜中釧路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設部)	ブロック消波堤 326m S59 完 突堤 50m S59 完
15	幌戸及びアザラップ	1,253	1,253	702	高波高潮津波	7		主要道道根室浜中釧路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設部)	ブロック護岸 756m S51~52 完
16	奔幌戸	2,190	2,190 382	1,146 (漁港用保全施設との計)	高波高潮津波	50	奔幌戸ふれあい館	主要道道根室浜中釧路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設部・水産林務部)	防潮堤 683m S39 完 ムギカラシナイ突堤 50m S47 完 ブロック護岸 500m
17	羨古丹	168		168	高波高潮津波	6		主要道道根室浜中釧路線							農水省	防潮堤 168m S52 完
18	仙鳳趾	5,006	763	177	高波高潮津波	6		主要道道根室浜中釧路線	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設部)	防潮堤 207m完
19	貫人	489	489	270(漁港用保全施設との計)	高波高潮津波	15	貫人会館	主要道道根室浜中釧路線	道	海岸法	S36	1228	○		道(水産林務部)	防潮堤 122m
20	恵茶人	7,874	3,761	消波工消波工 440	高波高潮津波	6	恵茶人集会所	主要道道根室浜中釧路線	道	海岸法	S58.5.23	1019	○		道(農政部)	護岸 1基 H16~18

資料 29 市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	危険区域の現況				予想される被害		整備計画	
	地区名	場所	危険区域 面積(Ha)	災害の要 因	住家		実施 期間	概 要
					戸数(戸)	人口		
1	霧多布	霧多布市 街東4区 地区	0.3	浸水	40	100	町	H7完成 ホックスカルハート L=356m 樋門1
2	茶内	ノコベリ ベツ川周 辺	0.7	浸水	40	100	町	国営総合農地開 発事業、H3完成 ブロック付設替等 L=12,563m

資料30 土砂災害警戒区域

●地すべり

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
1	後静	後静	9-19-431	R3.6.4	

●急傾斜地の崩壊

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
1	浜中散布村火散布 9	丸山散布、丸山散布 1 丁目	I-9-129-2850	R2.1.28	○
2	浜中散布村火散布 11	火散布	I-9-130-2851	R2.1.28	○
3	浜中散布村火散布 12	火散布	I-9-131-2852	R2.1.28	○
4	浜中霧多布東 4 条 1 丁目 1	霧多布東 3 条 2 丁目、霧多布東 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-132-2853	R2.1.28	○
5	浜中霧多布東 4 条 1 丁目 2	霧多布東 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-133-2854	R2.1.28	○
6	浜中霧多布西 4 条 1 丁目 1	霧多布西 4 条 1 丁目、霧多布東 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-134-2855	R2.1.28	○
7	浜中霧多布西 4 条 1 丁目 2	霧多布西 4 条 1 丁目、湯沸	I-9-135-2856	R2.1.28	○
8	浜中散布村火散布 1	藻散布	II-9-129-2223	R2.1.28	○
9	浜中散布村火散布 2	藻散布、火散布	II-9-130-2224	R2.1.28	○
10	浜中散布村火散布 3	火散布	II-9-131-2225	R2.1.28	○
11	浜中散布村火散布 4	火散布	II-9-132-2226	R2.1.28	○
12	浜中散布村火散布 5	火散布	II-9-133-2227	R2.1.28	○
13	浜中散布村火散布 6	火散布	II-9-134-2228	R2.1.28	○
14	浜中散布村火散布 7	火散布、丸山散布 1 丁目	II-9-135-2229	R2.1.28	○
15	浜中散布村火散布 8	丸山散布 1 丁目	II-9-136-2230	R2.1.28	○
16	浜中散布村火散布 10	火散布	II-9-137-2231	R2.1.28	○
17	浜中散布村養老散布 1	養老散布	II-9-138-2232	R2.1.28	○
18	浜中散布村養老散布 2	養老散布	II-9-139-2233	R2.1.28	○
19	浜中散布村養老散布 3	養老散布	II-9-140-2234	R2.1.28	○
20	浜中散布村渡散布 1	渡散布	II-9-141-2235	R2.1.28	○
21	浜中散布村渡散布 2	渡散布	II-9-142-2236	R2.1.28	○
22	浜中散布村渡散布 3	渡散布	II-9-143-2237	R2.1.28	○
23	浜中散布村渡散布 4	渡散布	II-9-144-2238	R2.1.28	○
24	浜中散布村渡散布 5	渡散布	II-9-145-2239	R2.1.28	○
25	浜中散布村渡散布 6	渡散布	II-9-146-2240	R2.1.28	○
26	浜中霧多布東 3 条 2 丁目	霧多布東 2 条 2 丁目、霧多布東 3 条 2 丁目、湯沸	II-9-147-2241	R2.1.28	○

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
27	浜中霧多布西4条1丁目3	霧多布西4条1丁目、湯沸	Ⅱ-9-148-2242	R2.1.28	○
28	浜中霧多布西4条1丁目4	霧多布西4条1丁目、湯沸	Ⅱ-9-149-2243	R2.1.28	○
29	浜中湯沸1	湯沸	Ⅱ-9-150-2244	R2.1.28	○
30	浜中湯沸2	湯沸	Ⅱ-9-151-2245	R2.1.28	○
31	浜中榊町1	榊町、大津屋沢	I-9-136-2857	R3.6.4	○
32	浜中榊町2	榊町、大津屋沢、後静	I-9-137-2858	R3.6.4	○
33	浜中後静村後静	後静	Ⅱ-9-152-2246	R3.6.4	○
34	浜中後静村幌戸	後静、幌戸	Ⅱ-9-153-2247	R3.6.4	○
35	浜中後静村奔幌戸	奔幌戸	Ⅱ-9-154-2248	R3.6.4	○

○は、土砂災害特別警戒区域

●土石流

番号	区域の名称	所在地	区域番号	指定年月日	備考
1	寺の沢川	霧多布東4条1丁目、湯沸	I-93-0130	R2.1.28	○
2	大西の沢川	渡散布	Ⅱ-93-0200	R2.1.28	
3	右1の沢川	養老散布	Ⅱ-93-0210	R2.1.28	
4	散布沢川	火散布	I-93-0220	R2.1.28	
5	散布2の沢川	火散布	I-93-0230	R2.1.28	
6	散布3の沢川	火散布	I-93-0240	R2.1.28	
7	丸山公園の沢川	丸山散布1丁目	Ⅱ-93-0250	R2.1.28	
8	散布1の沢川	火散布	Ⅱ-93-0270	R2.1.28	
9	散布1下の沢川	火散布	Ⅱ-93-0280	R2.1.28	
10	藻散布神社の沢川	藻散布	I-93-0290	R2.1.28	
11	六田の沢川	藻散布	Ⅱ-93-0300	R2.1.28	
12	左1の沢川	羨古丹	Ⅱ-93-0030	R3.6.4	
13	右1の沢川	幌戸	Ⅱ-93-0070	R3.6.4	
14	板花左の沢川	後静	Ⅱ-93-0080	R3.6.4	
15	板花の沢川	後静	Ⅱ-93-0090	R3.6.4	
16	大下の沢川	後静	Ⅱ-93-0100	R3.6.4	
17	左1の沢川	後静	Ⅱ-93-0110	R3.6.4	
18	寺の沢川	後静、榊町、大津屋沢	I-93-0120	R3.6.4	

資料 3 1 山地災害危険地区

●山腹崩壊

番号	区域の名称	所在地	人家	公共	道路	危険度ランク	備考
1	学校の沢	字水取場	4	1	町	B	
2	役場の沢 1	字水取場	10	2	町	B	
3	役場の沢 2	字水取場	12		町	B	
4	西岡裏山	字水取場	3		町	C	
5	浄水場 1	字水取場	14		町	B	
6	浄水場 2	字水取場	2		町	C	
7	神社裏	字榑町	8		道	C	
8	榑町	字榑町	1		道	C	
9	榑町 2	字榑町	4		町	C	
10	後静	字後静	5		道	C	
11	学校の沢	字火散布	6		町	C	
12	公住の沢	字渡散布	5		町	C	
13	湯沸	字湯沸	1			C	
14	貫人	字貫人	1		道	C	
15	藻散布－1	字藻散布	8		町	C	道有林
16	藻散布－2	字藻散布	7		道	C	道有林
17	藻散布－3	字藻散布	8		道	C	道有林
18	藻散布－4	字藻散布	1		町	C	道有林
19	火散布－1	字火散布	1		道	C	道有林
20	火散布－2	字火散布	1		町	C	道有林
21	火散布－3	字火散布			町	C	道有林
22	火散布－4	字火散布	2		町	C	道有林
23	火散布－5	字火散布	10		町	C	道有林
24	火散布－6	字火散布	5		町	B	道有林
25	火散布－7	字火散布	5		町	C	道有林
26	北の沢	字火散布			林	C	道有林
27	渡散布－1	字渡散布			道	C	道有林
28	渡散布－2	字渡散布	4		道	C	道有林
29	渡散布－3	字渡散布	6		道	C	道有林
30	渡散布－4	字渡散布	11		道	C	道有林
31	火散布－8	字火散布	2		町	B	道有林
32	養老散布団地	字養老散布	2		町	C	道有林
33	教員住宅裏	字火散布	5		町	C	道有林

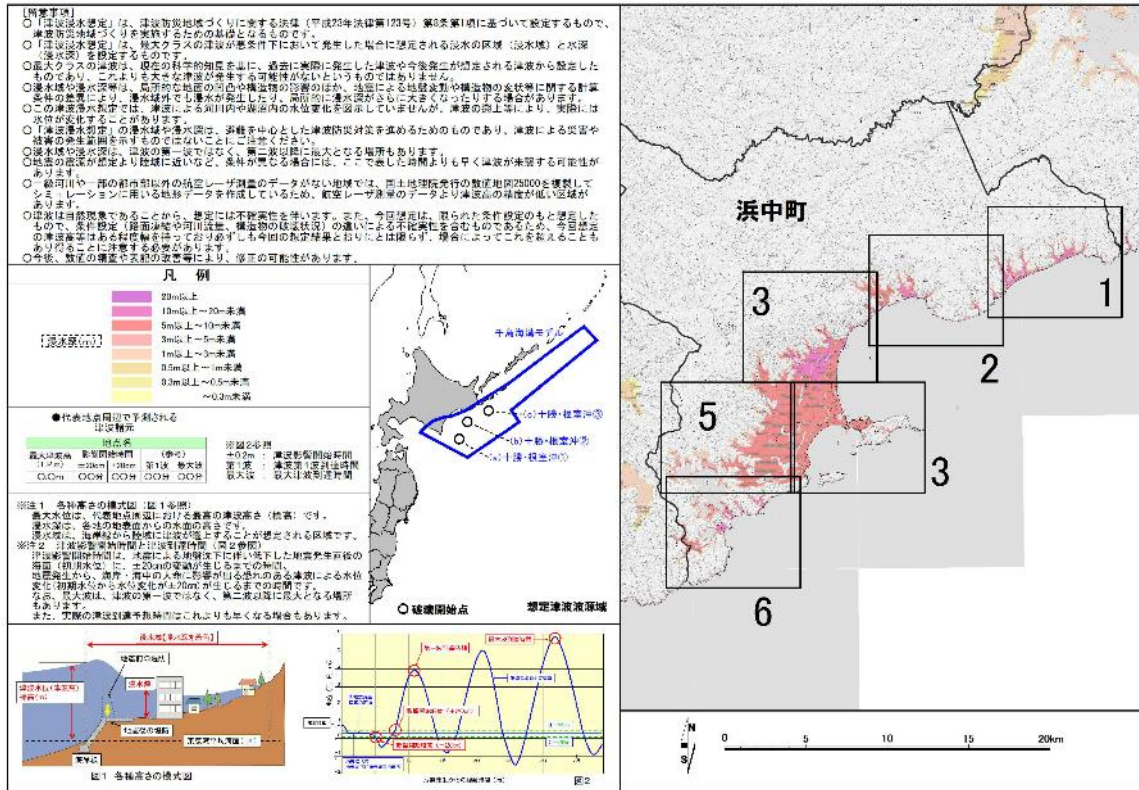
番号	区域の名称	所在地	人家	公共	道路	危険度ランク	備考
34	火散布沼地区	字火散布			林	C	道有林
35	湿地の沢	字散布			道	C	道有林
36	火散布－1 1	字火散布			林	C	道有林

●崩壊土砂流出

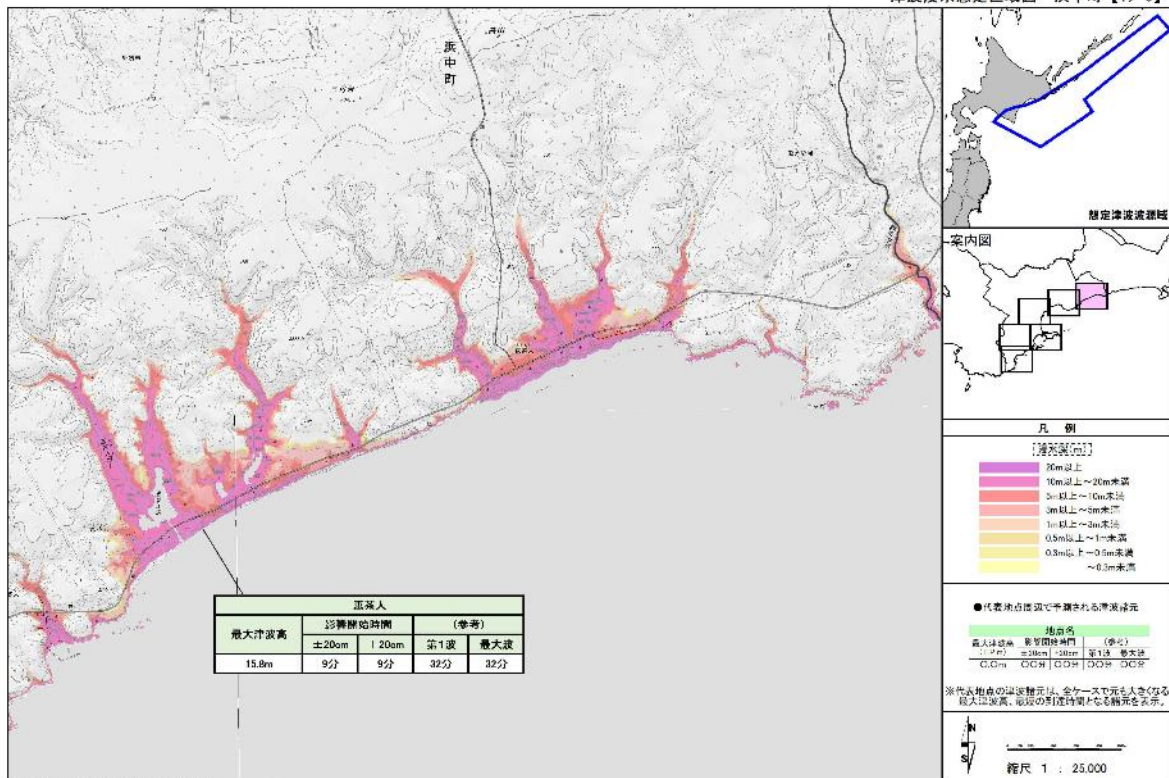
番号	区域の名称	所在地	人家	道路	危険度ランク	集水面積	溪流延長	平均勾配
1	湯沸の沢	字湯沸	19	町	B	68	1500	10
2	渡散布の沢	字渡散布	16	道	A	24	600	10
3	榊の沢	字榊	5	町	B	63	1200	10
4	百々の沢	字後静	3	町	C	120	1500	10
5	幌戸の沢	字後静	4	町	C	296	3000	15
6	羨古丹の沢	字羨古丹	8	町	B	246	1800	15
7	貫人の沢	字貫人	14	町	A	162	2300	15
8	干場の沢	字水取場	3	町	C	4	300	6
9	火散布の沢	字火散布		町	C	8	400	7
10	藻散布の沢	字藻散布		町	C	10	200	6
11	神社の沢	字散布		町	C	4	300	8

資料3-2 津波浸水想定区域図

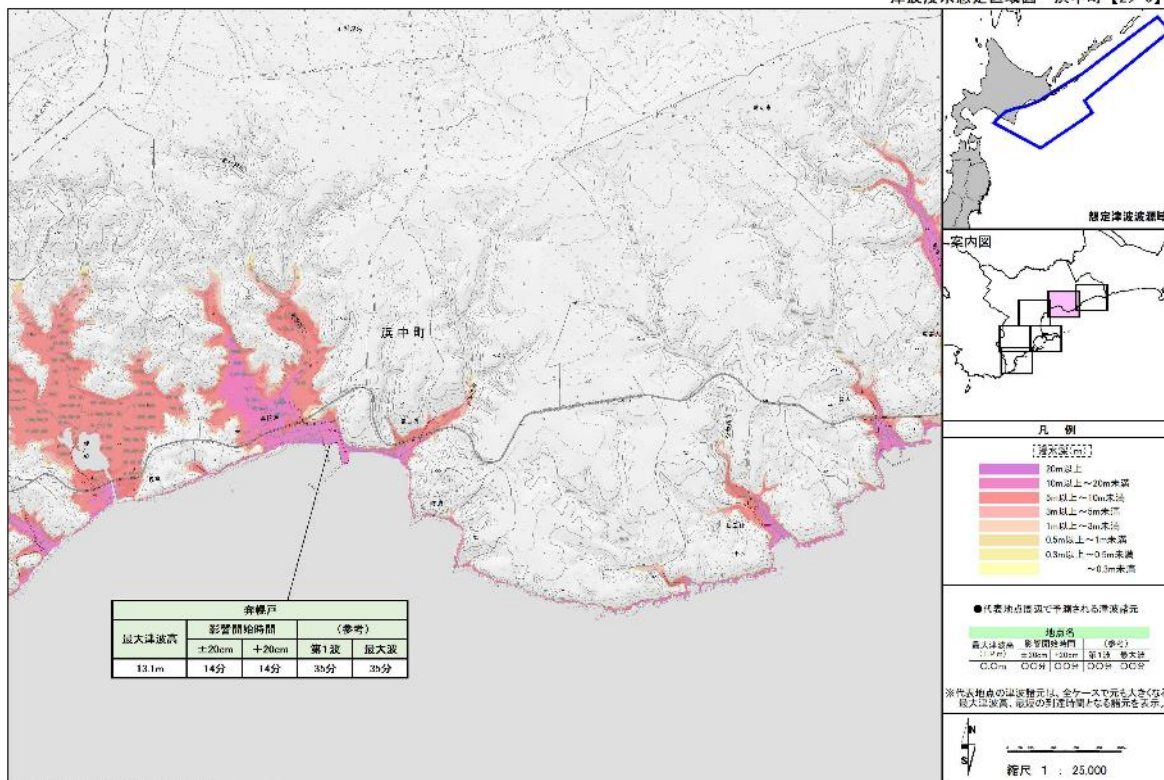
津波浸水想定区域図 浜中町【全6図郭】



津波浸水想定区域図 浜中町【1/6】

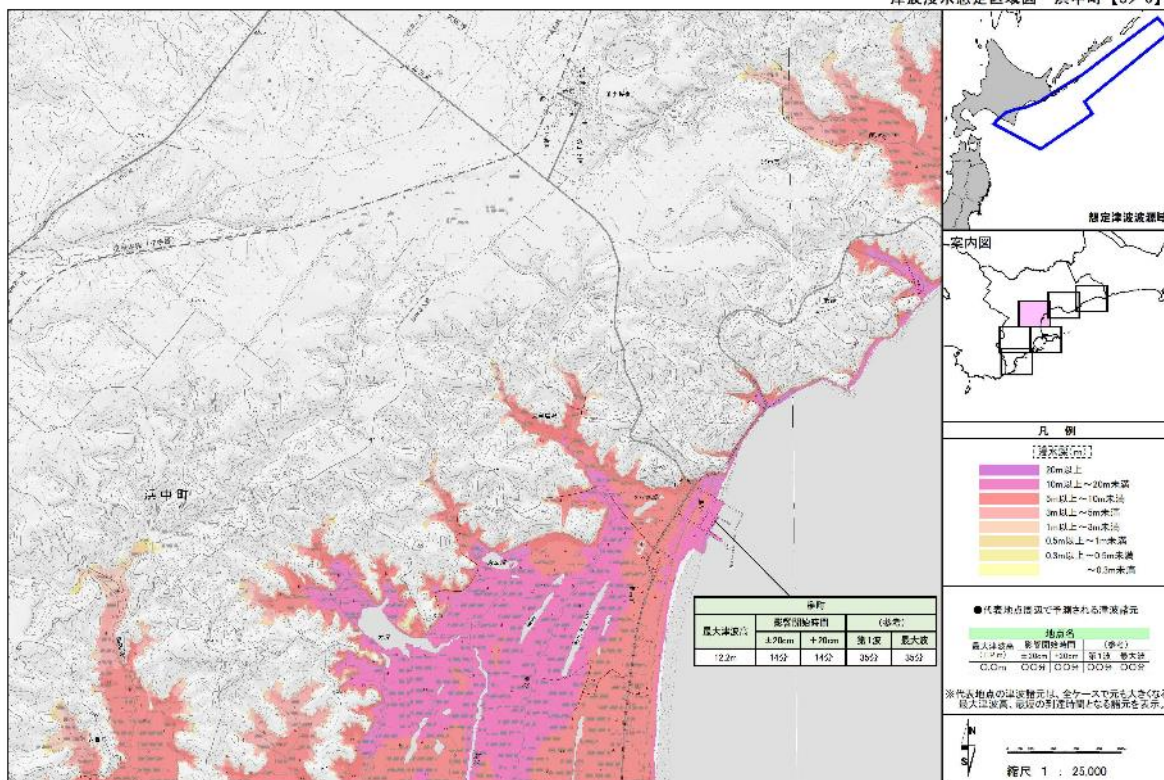


津波浸水想定区域図 浜中町【2/6】



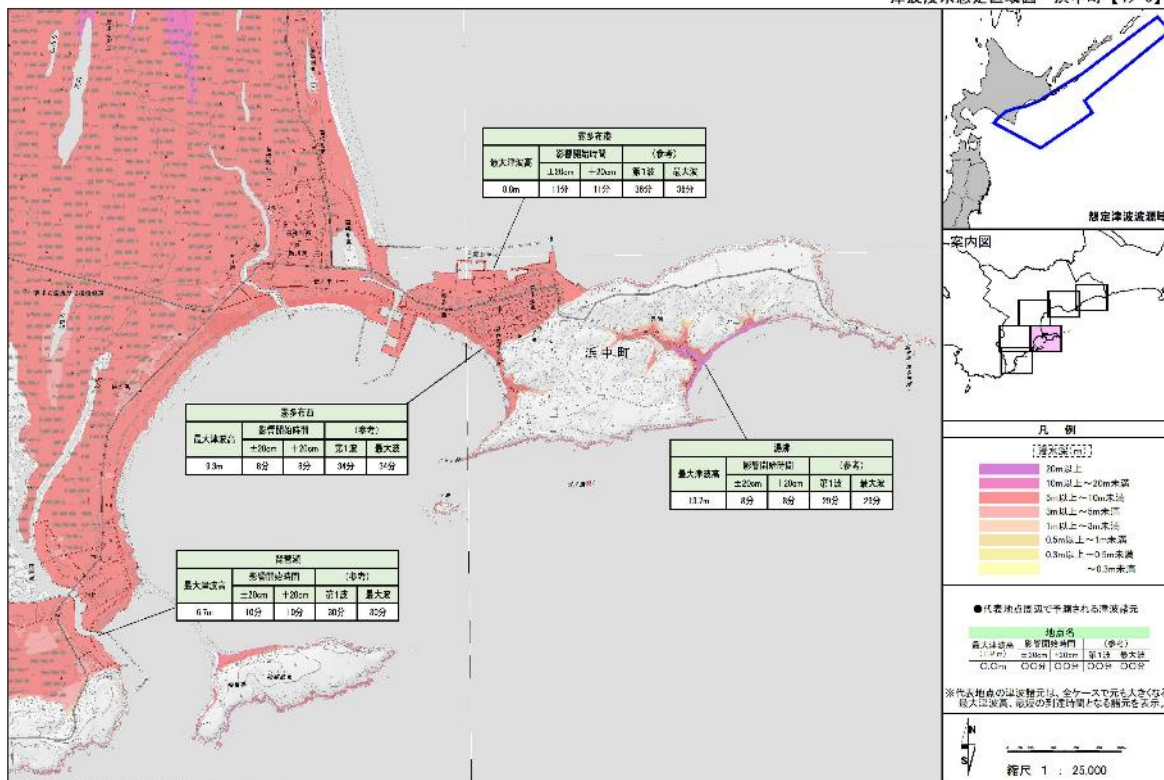
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 浜中町【3/6】



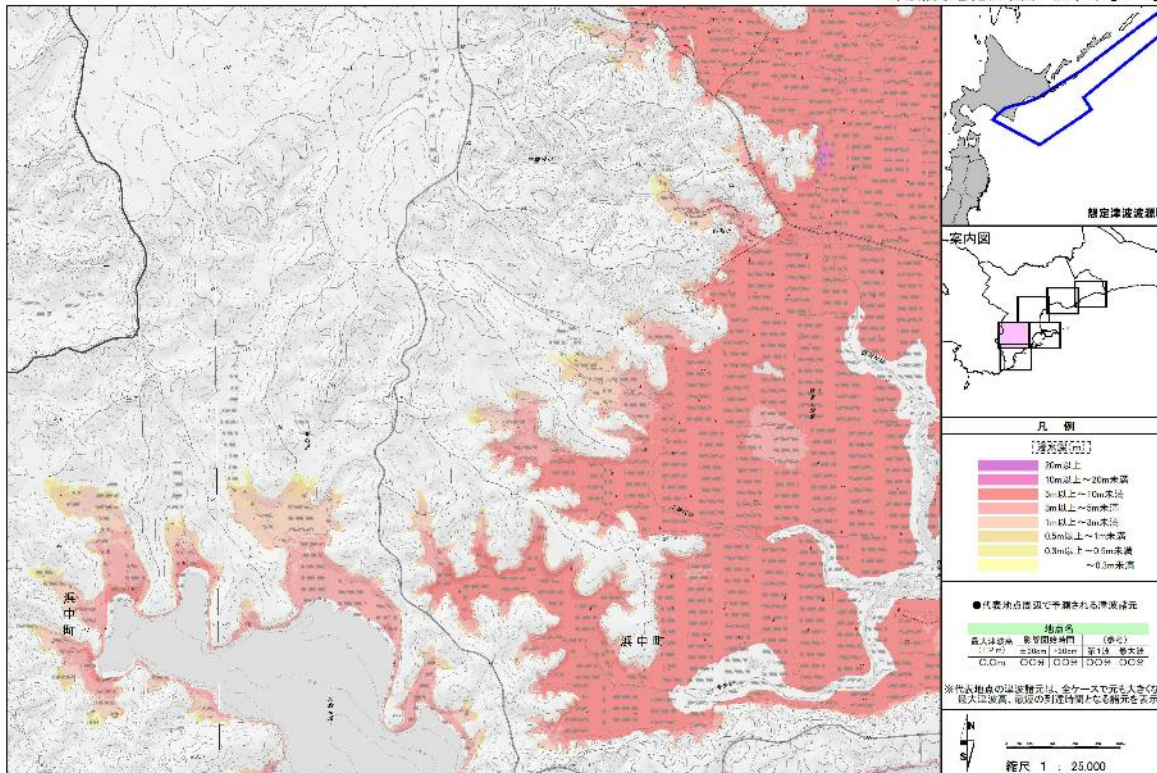
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 浜中町【4/6】



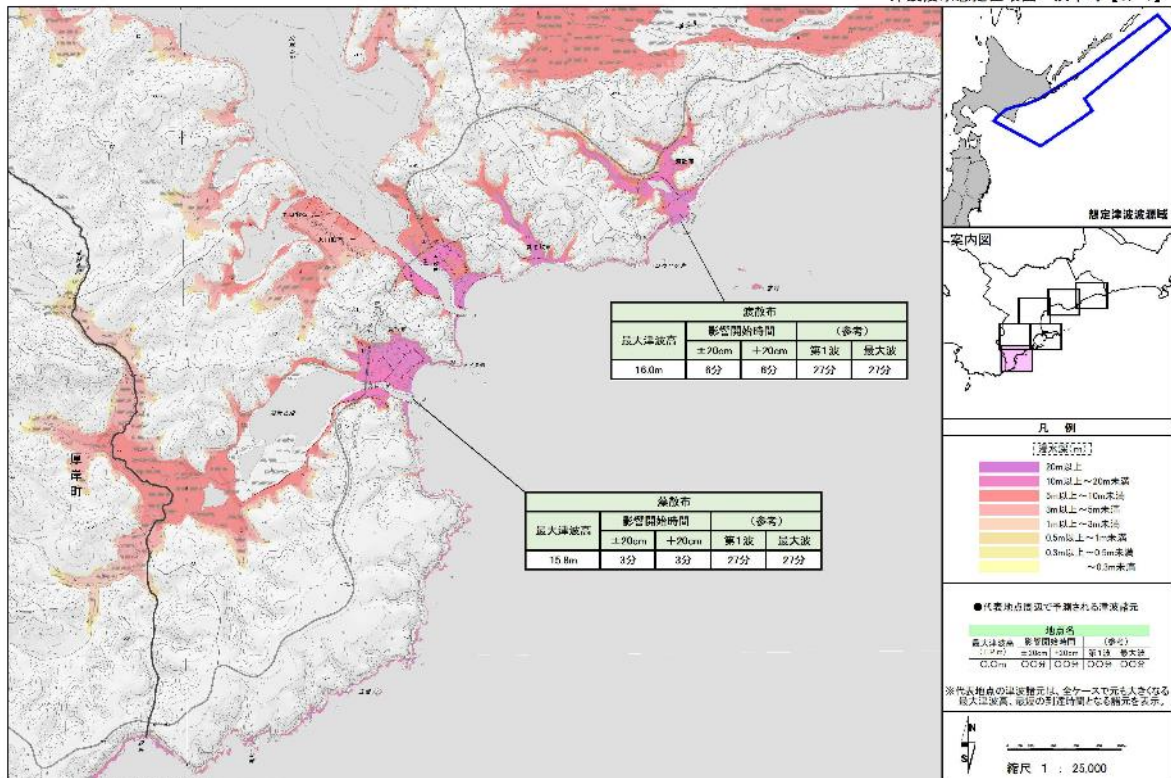
1 測量法に基づき国土地理院長承認(使用) R.3.J167 J

津波浸水想定区域図 浜中町【5/6】



1 測量法に基づき国土地理院長承認(使用) R.3.J167 J

津波浸水想定区域図 浜中町【6/6】



1 測量法に基づく(国土地理院長承認(使用) R.3.J11: 167)

資料 3 3 危険物貯蔵所等所在区域

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
浜中漁業協同組合 62-2121 (代表) 62-2649 (給油所)	霧多布東 1-2-3	屋外給油 (船舶専用) 休止中、実質使用不可	重油	60,000
		屋外タンク	重油	300,000
	霧多布東 1-2-21	一般 (小口詰替専用)	重油	10,000
		地下タンク	灯油	1,900
		移動タンク (車番 4971)	灯・軽・A 重油	3,700
		移動タンク (車番 416)	灯・軽・重 油	4,000
		移動タンク (車番 4295)	灯・軽・重 油	4,000
		移動タンク (車番 3727)	灯・軽・重 油	4,000
	新川西 1-131	屋外給油	ガソリン	26,880
			軽油	19,200
			灯油	28,800
			廃油	1,920
新川西 1-115	一般 (小口詰替専用)	軽油	50,000	
	地下タンク	軽油	49,000	
東邦物産(株) 62-2075 62-2621 (給油所)	霧多布東 2-1-48	屋外給油	ガソリン	15,000
			軽油	5,000
			灯油	10,000
	霧多布東 2-1-49	移動タンク (車番 5821)	灯・軽・重 油	4,000
(株)丸ヨ 松村商店 62-2440	霧多布東 1-2-35	一般 (小口詰替専用) 休止中、実質使用不可	灯油	10,000
浜中町農業協同組合 65-2121 62-2621 茶内給油所 62-2621 姉別給油所	茶内橋北西 8	屋外給油	ガソリン	20,000
			軽油	20,000
			灯油	10,000
			廃油	1,890
	姉別 3-12	屋外給油	ガソリン	7,000
			軽油	3,000
	茶内橋北西 9	一般 (充填)	灯油	20,000
			軽油	20,000
	茶内橋北西 8	地下タンク	灯油	98,000
			軽油	98,000

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
(有)中原電気商会 65-2462 65-2534 (給油所)	茶内西2線128 茶内西2線128	屋外給油	ガソリン	23,040
			軽油	15,360
		一般 (小口詰替専用)	灯油	10,000
			軽油	10,000
			重油	10,000
		地下タンク	灯油・軽油	98,000
			A重油	9,600
移動タンク (車番 4510)	灯・軽・重油	3,800		
移動タンク (車番 5273)	灯・軽・重油	3,800		
移動タンク (車番 1484)	灯・軽・重油	4,000		
(有)曲田石油 67-2136	火散布 135	屋外給油	ガソリン	16,000
			軽油	1,7000
			灯油	2,000
			廃油	2,000
		一般 (小口詰替専用)	灯油	6,000
			重油	6,000
屋外タンク	軽油	6,000		
	重油	28,800		
灯油	28,800			
軽油	30,000			
移動タンク (車番 2210)	灯・軽・重油	3,450		
移動タンク (車番 1410)	灯・軽・重油	6,000		
散布漁業協同組合 67-2111	火散布 251	屋外給油 (船舶専用) 休止中、実質使用不可	重油	70,000
		一般 (小口詰替専用)	重油	16,000
		屋外タンク	重油	70,000
丸物出口興産 64-2211 64-2218 (給油所)	熊牛原野基線 56	屋外給油	ガソリン	19,200
			軽油	19,200
	浜中桜北 7	移動タンク (車番 6022)	灯油・軽油	3,600
	浜中桜南 32	地下タンク	灯油	6,000
		休止中、実質使用不可	軽油	14,000
		一般 (小口詰替専用) 休止中、実質使用不可	灯油	3,750
	軽油	5,750		
浜中桜北 7	地下タンク	灯油	25,000	
	軽油	35,000		

		一般（小口詰替専用）	灯油 軽油	4,800 4,800
	浜中桜北 125	爆薬・雷管	爆薬 電気雷管	1,890 kg 2,000 個
事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
浜中運輸株式会社 64-2116	浜中桜西 6	移動タンク（車番 2210）	灯・軽・重油	4,000
	浜中桜西 8	移動タンク（車番 2912）	灯油・軽油	6,000
	浜中桜西 24	屋外給油	軽油	
(有)石橋組 67-2131	丸山散布 2-63	自 移動タンク（車番 6054）	灯・軽・重油	4,000
		自 移動タンク（車番 1024）	灯・軽・重油	4,000
太平洋興運(株) 浜中 営業所 64-2221	浜中桜北 25	自 給油取扱所	軽油	10,000
(有)丸ワ綿貫商店 65-2339	茶内緑 54	移動タンク（車番 4815）	灯油・軽油	4,000
赤石建設(株) 64-2231	浜中桜北 19	自 移動タンク（車番 2108）	灯油・軽油	4,000
浜中製材協同組合 65-4000	茶内旭 3-6	自 地下タンク貯蔵所 休止中	重油	15,000
霧多布湿原センター 65-2779	4 番沢 20	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
町立浜中診療所 62-2233	霧多布東 3-1-40	自 地下タンク貯蔵所	灯油	1,900
浜中町総合文化センター 62-3131	霧多布西 3-1-47	自 屋内タンク貯蔵所	重油	5,500
浜中町温水プール 62-3097	暮帰別西 1-151	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
霧多布中学校 62-3241	暮帰別西 1-160	自 地下タンク貯蔵所	重油	11,000
浜中町西円朱別浄水場 65-2052	西円朱別西 17 線 412-4	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
散布小・中学校 67-2324	火散布 133	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
浜中町総合体育館 62-3144	暮帰別西 1-151	自 地下タンク貯蔵所	重油	8,000
霧多布高等学校 62-2688	新川東 2-41	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
浜中町衛生センター 64-2725	茶内東 5 線 36	自 地下タンク貯蔵所	重油	5,000
浜中町ふれあい交流センター 「ゆうゆ」 62-3726	湯沸 432・446	自 地下タンク貯蔵所	重油	8,000
社会福祉法人浜中福祉会 特別養護老人ホーム「ハイツ・野いちご」	茶内緑 91	自 地下タンク貯蔵所	重油	10,000

65-3100				
(有)今井建設 64-2717	浜中桜西 89	自 移動タンク(車番 5766)	灯油・軽油	4,000
農基開発(株) 65-2525	茶内西 3 線 63	自 移動タンク(車番 5652)	軽油	3,000
事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
浜中町役場 62-2111	湯沸 445・ 446-1	自 一般取扱所	灯油	2,652
		自 地下タンク貯蔵所	灯油	8,000
	湯沸 435	自 地下タンク貯蔵所	灯油	5,000

※休止中

資料 3 4 防災資機材倉庫等

●防災倉庫等

設置場所	棟数	面積	所在地
防災倉庫	1	190.38 m ²	霧多布湯沸 435 番地
霧多布小学校体育館災害備蓄庫	1	98.43 m ²	霧多布東 4 条 1 丁目 16 番地
茶内水防倉庫	1	11.79 m ²	茶内若葉 1 丁目 10 番地

●防災資機材の備蓄

設置場所	土のう	土のう袋	スコップ	ツルハシ	電光ドラム	ブルーシート	バケツ
防災倉庫	200	3,200	40	5	12	2	3
霧多布小学校体育館災害備蓄庫							
茶内水防倉庫	150						
茶内土のう置場	1000						

設置場所	発電機	懐中電灯	テント	給水袋	ポリタンク		
防災倉庫	2	7					
霧多布小学校体育館災害備蓄庫			11	400	3		
茶内水防倉庫							

資料35 自主防災組織一覧

●自主防災組織

	地 区	名 称	連絡先
1	丸山散布	丸山散布自治会自主防災組織	会長宅

●地区別防災別連絡責任者

	地 区	名 称	連絡先
1	霧多布	一新会	会長宅
2	霧多布	樹徳会	会長宅
3	霧多布	霧多布中央会	会長宅
4	霧多布	共和町内会	会長宅
5	霧多布	水取場自治会	会長宅
6	霧多布	湯沸自治会	会長宅
7	霧多布	暮帰別町内会	会長宅
8	霧多布	新川自治会	会長宅
9	霧多布	仲の浜自治会	会長宅
10	琵琶瀬	琵琶瀬自治会	会長宅
11	散布	渡散布自治会	会長宅
12	散布	火散布自治会	会長宅
13	散布	丸山散布自治会	会長宅
14	散布	藻散布自治会	会長宅
15	榊町	榊町自治会	会長宅
16	奔幌戸	奔幌戸自治会	会長宅
17	貫人・恵茶人	貫人自治会	会長宅
18	浜中市街	浜中市街親交会	会長宅
19	熊牛原野	熊牛連合会	会長宅
20	熊牛原野	浜中東南連合会	会長宅
21	姉別市街・姉別原野	姉別地区連合会	会長宅
22	厚陽	厚陽自治会	会長宅
23	茶内市街	茶内自治会	会長宅
24	茶内原野	茶内農村連合会	会長宅
25	茶内原野	茶内第一連合会	会長宅
26	茶内原野	茶内第三連合会	会長宅
27	西円朱別	西円朱別連合会	会長宅
28	円朱別	円朱別連合会	会長宅

資料 3 6 避難階段・避難経路

番号	施設名	所在地	備考
1	上皇寺避難路	霧多布	総延長 L = 357m
2	榊町避難階段	榊町	

資料 3 7 指定避難所

番号	避難施設	住所	電話番号	収容能力 (人)
1	浜中町役場本庁舎	湯沸 445 番地	62-2111	580
2	ふれあい交流保養センター (ゆうゆ)	湯沸 432 番地	62-3726	500
3	農業者トレーニングセンター	茶内橋北東 33 番地	65-2266 65-2903	880
4	茶内コミュニティセンター	茶内若葉 1 丁目 10 番地	65-2079	460
5	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	浜中東 6 線 60 番地	64-3000	270
6	浜中農村環境改善センター	浜中桜東 36 番地	64-2111 64-2046	490
7	姉別農村環境改善センター	姉別 3 丁目 41 番地	68-6050	410

番号	避難施設	構造	給食 施設	給水 施設	延面積 (㎡)	管理者	夜間等の 緊急連絡先
1	浜中町役場本庁舎	鉄筋	有	有	4,186	総務課長	課長宅
2	ふれあい交流保養センター (ゆうゆ)	鉄筋	有	有	1,530	商工観光 課長	課長宅
3	農業者トレーニングセンター	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習 課長	課長宅
4	茶内コミュニティセンター	鉄筋	有	有	924	総務課長	課長宅
5	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	鉄筋	有	有	541	商工観光 課長	課長宅
6	浜中農村環境改善センター	鉄筋	有	有	999	総務課長	課長宅
7	姉別農村環境改善センター	鉄筋	有	有	830	総務課長	課長宅

資料 38 指定緊急避難場所及び津波一時避難場所

●指定緊急避難場所

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水氾濫	崖崩れ土石流地滑り	津波高潮	地震	大規模な火災	内水氾濫	火山現象
1	浜中町役場本庁舎	湯沸 445	62-2111	580	4,186	●	●	●	●	●	●	●
2	ふれあい交流・保養センター(ゆうゆ)	湯沸 432	62-3726	500	1,530	●	●	●	●	●	●	●
3	アゼチの岬	湯沸				●		●		●		
4	湯沸下海岸高台	湯沸				●		●		●		
5	霧多布岬	湯沸				●		●		●		
6	琵琶瀬展望台(琵琶瀬コンテナ)	琵琶瀬				●		●		●		
7	渡散布防災コンテナ(戸井宅側坂上)	渡散布				●		●		●		
8	渡散布前田宅側坂上	渡散布				●		●		●		
9	養老散布坂上	養老散布(道有林内)				●		●		●		
10	火散布防災コンテナ(琵琶瀬方面高台)	火散布(道有林内)				●		●		●		
11	丸山散布防災コンテナ(散布トンネル頂上)	藻散布(道有林内)				●		●		●		
12	藻散布防災コンテナ(散布トンネル頂上)	藻散布				●		●		●		
13	藻散布厚岸方面高台	藻散布(道有林内)				●		●		●		
14	榊町憩いの広場	榊町				●		●		●		
15	旧森林公園(榊町神社裏高台)	榊町				●		●		●		

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	津波 高潮	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	火山 現象
16	農業者トレーニングセンター	茶内橋北東33	65-2266	880	1,768	●	●	●	●	●	●	●
17	茶内コミュニティセンター	茶内若葉1-10	65-2079	460	924	●	●	●	●	●	●	●
18	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	浜中東6-60	64-3000	270	541	●	●	●	●	●	●	●
19	浜中小学校	浜中桜西76	64-2023	590	1,186	●	●	●	●	●	●	●
20	浜中中学校	浜中桜西50	64-2120	660	1,327	●	●	●	●	●	●	●
21	浜中農村環境改善センター	浜中桜東36	64-2111	490	999	●	●	●	●	●	●	●
22	姉別農村環境改善センター	姉別3-41	68-6050	410	830	●	●	●	●	●	●	●

●津波一時避難場所

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	津波 高潮	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	火山 現象
1	霧多布高等学校	新川	62-2688	600	767			●				

資料 39 広域避難場所

地域	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	避難対象区 (通称名)
霧多布 地域	1	霧多布小学校グラウンド	霧多布	7,600	一新会・樹徳会 湯沸自治会
	2	浜中町総合文化センター 駐車場		3,000	共和会 中央会
	3	霧多布スポーツ広場 霧多布港湾用地		15,000	水取場自治会
暮帰別 新川 仲の浜 地域	4	浜中町総合グラウンド	暮帰別	14,500	暮帰別 新川 仲の浜
	5	霧多布中学校グラウンド	新川	14,000	
	6	霧多布高等学校グラウンド	新川	13,000	
琵琶瀬 地域	7	旧琵琶瀬小学校グラウンド	琵琶瀬	9,000	琵琶瀬
散布 地域	8	散布小・中学校グラウンド	火散布	7,700	渡散布・火散布 丸山散布・藻散布
榊町 地域	9	旧榊町小学校グラウンド	榊町	5,100	榊町
奔幌戸 地域	10	旧奔幌戸小学校グラウンド	奔幌戸	4,150	アザラップ・幌戸 奔幌戸・羨古丹
貫人 地域	11	旧貫人小学校グラウンド	貫人	2,500	仙鳳趾・貫人 恵茶人
茶内 地域	12	茶内小学校グラウンド	茶内橋北	11,200	茶内市街外
	13	茶内中学校グラウンド		11,800	
	14	茶内農業者トレーニングセンター前		3,000	
	15	茶内コミュニティセンター駐車場	茶内若葉	25,950	
浜中 地域	16	浜中小・中学校グラウンド	浜中市街	12,380	浜中市街外
姉別 地域	17	旧姉別南小・中学校グラウンド	姉別市街	7,290	姉別市街外
	18	旧姉別小学校グラウンド	姉別南1線	5,180	姉別原野
茶内第一 地域	19	旧茶内第一小学校グラウンド	茶内西7線	1,980	茶内第一区域
茶内第三 地域	20	旧茶内第三小学校グラウンド	茶内西13線	6,000	茶内第三区域
西円朱別 地域	21	旧西円朱別小学校グラウンド	西円朱別西18線	11,700	西円朱別区域
円朱別 地域	22	旧円朱別小学校グラウンド	円朱別西7線	3,700	円朱別区域
厚陽 地域	23	厚陽地区会館前	厚陽92番地	1,500	厚陽

資料４０ 応急救護所として指定する施設一覧

地域	番号	避難施設	電話	収容能力(人)	構造	給食施設	給水施設	延面積(m ²)	管理者	夜間等の緊急連絡先
霧多布	1	浜中町役場本庁舎	62-2111	580	鉄筋	有	有	4,186	総務課長	管理人宅
	2	ふれあい交流保養センター(ゆうゆう)	62-3726	500	鉄筋	有	有	1,530	商工観光課長	課長宅
	3	総合文化センター	62-3131	1,870	鉄筋	有	有	3,757	生涯学習課長	課長宅
新川 仲の浜 暮帰別	4	霧多布中学校	62-3241	1,400	鉄筋	有	有	2,819	学校長	学校長宅
	5	浜中町総合体育館	62-3144	1,630	鉄骨	有	有	3,267	生涯学習課長	課長宅
琵琶瀬	6	旧琵琶瀬小学校		430	鉄筋	有	有	873	管理課長	管理課長宅
散布	7	渡散布住民センター	67-2207	100	木造	有	有	210	総務課長	管理人宅
	8	漁村センター	67-2208	340	鉄筋	有	有	698	総務課長	管理人宅
	9	散布小・中学校	67-2324	1350	鉄筋	有	有	2,700	学校長	学校長宅
	10	散布保育所	67-2307	210	木造	有	有	425	保育所長	所長宅
榊町	11	榊町会館	64-2073	120	木造	有	有	249	総務課長	管理人宅
	12	地域活動支援センター(旧榊町小学校)		470	鉄筋	有	有	947	管理課長	管理課長宅
奔幌戸	13	奔幌戸ふれあい館	64-2051	160	木造	有	有	332	総務課長	管理人宅
貫人	14	貫人会館	68-6424	160	木造	有	有	331	総務課長	管理人宅
	15	旧貫人小学校		370	鉄筋	有	有	741	管理課長	管理課長宅
茶内	16	農業者トレーニングセンター	65-2266	880	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習課長	管理人宅
	17	茶内中学校	65-2251	810	鉄筋	有	有	1,637	学校長	学校長宅
	18	茶内コミュニティセンター	65-2079	460	鉄筋	有	有	924	総務課長	管理人宅
浜中 熊牛	19	浜中小学校	64-2023	590	鉄筋	有	有	1,186	学校長	学校長宅
	20	浜中農村環境改善センター	64-2111	490	鉄筋	有	有	999	総務課長	管理人宅
	21	熊牛地区コミュニティセンター	64-2320	80	木造	有	有	175	総務課長	管理人宅
姉別	22	姉別農村環境改善センター	68-6050	410	鉄筋	有	有	833	総務課長	管理人宅
	23	旧姉別小学校		360	鉄筋	有	有	736	管理課長	管理課長宅
茶内第一	24	茶内第一住民センター	65-2233	360	鉄筋	有	有	736	総務課長	管理人宅
茶内第三	25	旧茶内第三小学校		360	鉄筋	有	有	739	管理課長	管理課長宅
西円朱別	26	西円農民研修センター	65-2758	160	木造	有	有	320	総務課長	管理人宅
	27	旧西円朱別小学校	65-2240	610	鉄筋	有	有	1,234	管理課長	管理課長宅
円朱別	28	円朱別会館	65-2311	350	鉄筋	有	有	719	総務課長	管理人宅
厚陽	29	厚陽地区会館	68-6075	80	木造	有	有	178	総務課長	管理人宅

資料 4 1 待避所

番号	施設名	所在	収容人数	連絡先等
1	茶内小学校	茶内橋北西39番地	285	学校長
2	茶内中学校	茶内橋北西39番地	299	学校長
3	茶内第一住民センター	茶内西7線364番地	144	連合会長
4	旧茶内第三小学校(校舎)	茶内西13線85番地	93	教委管理課
5	円朱別会館	円朱別西7線108番地	92	連合会長
6	円朱別地域文化館	円朱別西7線108番地	62	教委生涯学習課
7	西円朱別地域体育館	西円朱別西18線181番地	62	教委生涯学習課
8	茶内第一住民センター	茶内西7線364番地	35	連合会長
9	茶内第三寿の家	茶内西13線85番地	21	連合会長
10	茶内第三母と子の家	茶内西13線85番地	23	連合会長
11	西円朱別農民研修センター	西円朱別西18線183.185番地	39	連合会長
12	浜中小学校	浜中桜西76番地	214	学校長
13	浜中中学校	浜中桜西50番地	259	学校長
14	すくらむ21	浜中桜東38番地	170	教委生涯学習課
15	熊牛地区コミュニティセンター	浜中基線76番地	21	連合会長
16	旧姉別小学校	姉別南1線172番地	126	教委管理課
17	厚床地区会館	厚陽92番地	22	自治会長

資料 4 2 消防力の現状

1 釧路東部消防組合本部の職員配置

	消防長	総務課	警防課	計
消防本部	1	4	3	8

2 浜中消防署の職員配置

	署長	副署長	主幹	総務係	消防団係	警防係
浜中消防署	1	2	6	2	2	4

	予防指導係	予防広報係	救急係	救助係	計
浜中消防署	3	3	2	2	27

3 浜中消防団の配置（人員は定数）

団本部	第1分団 霧多布	第1分団 榊町	第2分団 浜中	第3分団 茶内	第4分団 散布
16名（うち、女性 消防団10名）	29名	16名	22名	22名	23名
	第5分団 琵琶瀬	第6分団 姉別	第7分団 奔幌戸	計	
	22名	23名	22名	195名	

4 消防自動車等配備状況

所属	指揮車	広報車	消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	大型水槽車	救急車	資機材搬送車	水難救助車	小型動力ポンプ
消防署	1	2		2		3	1	1	1
消防団	第1分団		1		1				3
	第1分団榊町		1						1
	第2分団		1						1
	第3分団		1						1
	第4分団		2						2
	第5分団		1						1
	第6分団		1						1
第7分団			1					2	
合計	1	2	9	2	1	3	1	1	13

5 消防水利保有数

地区別	消防水利			
	現有個数			現有合計
	消火栓	防火水槽		
	公設	40 m ³ 級以上	40 m ³ 級未満	
霧多布	23	2		25
湯沸		3		3
暮帰別・新川・仲の浜	14	5		19
茶内	20	4	5	29
西円朱別・東円朱別・茶内第一・茶内第三	3			3
琵琶瀬	5	2	1	8
渡散布	3	1		4
火散布	4	1		5
丸山散布	3	1		4
藻散布	2	1		3
榊町	5	1		6
浜中	5	4	1	10
姉別	1	3	1	5
奔幌戸	4	2		6
貫人	1	2		3
合計	93	32	8	133

資料 4 3 ヘリコプター離着陸可能地

施設名等	所在地	著名地点からの方向及び距離	広さ (m)	施設管理者及び電話番号
霧多布小学校 グラウンド	霧多布	町役場から東に 0.1 k m	90×78	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
霧多布中学校 グラウンド	新川	町役場から北西に 2.3 k m	94×150	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
浜中町総合 グラウンド	暮帰別	町役場から北西に 2.4 k m	110×130	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧琵琶瀬小学校 グラウンド	琵琶瀬	町役場から南西に 4.1 k m	65×140	浜中町役場総務課 (0153)62-2111
散布小中学校 グラウンド	火散布	町役場から南西に 9.7 k m	67×80	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧榊町小学校 グラウンド	榊町	町役場から北に 5.2 k m	81×70	浜中町役場総務課 (0153)62-2111
旧奔幌戸小学校 グラウンド	奔幌戸	町役場から北に 8.6 k m	66×64	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧貫人小学校 グラウンド	貫人	町役場から北東に 12.1 k m	52×48	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
茶内小学校 グラウンド	茶内橋北	役場茶内支所から北西に 0.8 k m	78×75	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
浜中小・中学校 グラウンド	浜中桜西	J R 浜中駅から南西に 0.2 k m	112×50	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧姉別南小・中 学校グラウンド	姉別市街	J R 姉別駅から南東に 0.3 k m	116×57	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧西円朱別小学 校グラウンド	西円朱別	町役場茶内支所から北北西 に 10.8 k m	70×108	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
道道霧多布岬線 駐車公園	湯沸	町役場から東に 2.7 k m	74×19	釧路建設管理部厚岸 出張所(0153)52-3615
防災広場	湯沸	町役場から南東に 0.2 k m	90×90	浜中町役場防災対策室 (0153)62-2111

資料 4 4 気象庁震度階級関連説明表

●気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度	木造建物（住宅）
----	----------

階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
------	-------	--------

5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- (7) 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ ※	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- (8) 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料45 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帯	地震規模	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
両館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～17000年	14000年前以後
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20%以下	3600年～5000年程度以上	約5900年前～4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～0.001%	1000年～2000年程度	1739年前～1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～15000年程度	約11000年前～2200年前
増毛山地東縁断層帯・ 沼田～砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明
同(沼田～砂川付近の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
宮良野断層帯(西部)	7.2程度	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.05%	ほぼ0～0.1%	4000年程度	2世紀～1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%	ほぼ0～0.05%	9000年～22000年程度	約4300年前～2400年前
十勝平野断層帯(主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年～22000年程度	不明
同 (光地断層)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年～21000年程度	約21000年前以後に2回
原津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～8000年	約5100年前以後

(注) 平成25年1月1日現在

(出典：千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）)

【海溝型】

十勝沖から択捉島沖にかけて発生した主な地震のマグニチュード等

対象地震及び発生領域	地震発生年月日	地震の発生間隔等	地震規模 ^{注1}			死傷者数 ^{注2}		最大震度 ^{注3}	津波高 ^{注4}
			M	Mt	Mw	死者・行方不明者	負傷者		
超巨大地震 (17世紀型)	17世紀 ^{注5}	発生間隔は100～800年程度			8.8	—	—		
十勝沖のプレート間巨大地震	1843/ 4/25 ^{注6}	発生間隔は108.9年 発生間隔は51.6年	8.0	8.0		46	—		7.1
	1952/ 3/ 4 ^{注10}		8.2	8.2	8.1	33	287	6	3以上
	2003/ 9/26		8.0	8.1	8.3	2	849	6弱	4
根室沖のプレート間巨大地震	1843/ 4/25 ^{注6}	発生間隔は50.9年 発生間隔は79.2年	8.0	8.0		46	—		7.1
	1894/ 3/22 ^{注7}		7.9	8.2	8.3	1	6		2-3
	1973/ 6/17		7.4	8.1	7.8	0	26	5	4
色丹島沖及び択捉島沖のプレート間巨大地震	1893/ 6/ 4	1839年の地震以降の177.7年間において発生は、5回。	7.7			0	0		2.1-2.4
	1918/ 9/ 8		8.0	8.5	8.1	24	—		6-12
	1963/10/13		8.1	8.4	8.5	0	0	4#	4-4.4
	1969/ 8/12		7.8	8.2	8.2	0	0	4#	2.8
	1995/12/ 4		7.3	7.7	7.9	—	—	2#	0.2
プレート間地震 ひまわりカブト間地震	十勝沖・根室沖 2003/ 9/26 ^{注9} 2004/11/29 2008/ 9/11	1976年以降の41年間において発生は、3回。	7.1		7.4	不明 ^{注8}	不明 ^{注8}	6弱	不明 ^{注8}
			7.1		7.0	0	52	5強	0.1
			7.1	6.8	6.8	0	0	5弱	0.5
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	1978/ 3/23 1978/ 3/25 1991/12/22	1976年以降の41年間において発生は、3回。	7.0	7.5	7.6	0	0	3#	0.0
			7.3	7.7	7.5	0	0	3#	0.2
			6.8	7.6	7.6	—	—	2#	0.2
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	1952/ 3/ 4 ^{注10} 1963/10/20 1975/ 6/10	1900年以降の117年間において発生は、3回。	8.2	8.2	8.1	33	287	6	3以上
			6.7	7.9	7.8	0	0	1#	10-15
			7.0	7.9	7.5	0	0	1#	4
プレート内の地震 深みさんだつれ	やや浅い地震 ^{注8} 1958/11/ 7 1994/10/ 4	1839年の地震以降の177.7年間において発生は、2回。	8.1	8.2	8.4	0	0	5#	3
			8.2	8.2	8.3	0	436	6#	5-10
	やや深い地震 ^{注8} 1924/ 7/ 1 1978/12/ 6 1993/ 1/15		7.5			—	—	4#	
			7.2		7.8	—	—	4#	
			7.5		7.6	2	967	6	

注1：Mの欄は1923年以降は気象庁を、それ以前は宇津（1999）の表に記述されたMを採用することとした。1884年以前のMの値は近代観測が行われる前のものであり、1885年以降のものに比べ信頼性が低い。宇津（1999）は、「1884年以前の震央の緯度・経度とマグニチュードは宇佐美（1996）の書物によるが、同書に範囲として示されているものは範囲の中央値を記入し、また分数は小数に直し小数点以下1桁で打ち切った。」としている。また、宇津（1999）は、「1885～1980年の震源とマグニチュードは宇津の表（宇津、1982、1985）による。」としている。

Mtの欄は阿部（1988、1999）の表に記述されたMtを採用することとした。1999年以降の地震については阿部（1981a）の手法から計算した。

Mwの欄に関しては、ISC（国際地震センター）とGEM（グローバル地震モデル）が作成したISC-GEM Global Instrumental Earthquake Catalogue version 4.0（1900-2013）を採用した。1976年以降であればGlobal CMTを引用していることが多いが、それ以前は確度が低い。

注2：死傷者数の欄は2000年以降は消防庁に、それ以前は宇佐美・他（2013）によった。表中「—」は不明（記録がない）でゼロとは限らない。なお、北方領土の死傷者は必ずしも含まれてはいない（そのような例として北方領土で11名の死者をもたらした1994年北海道東方沖地震が挙げられる）ことに留意する必要がある。

注3：震度は気象庁による。1923年以降に発生した地震のみ記載した。また、1996年9月以降、震度5は震度5弱と5強に、震度6は震度6弱と6強に分けられる。また、値は北海道本島で記録された最大震度であり、北方領土ではより大きな揺れを受けている可能性がある。したがって、色丹島沖以東を震源とする地震の震度には#を付与している。

注4：津波高は渡辺（1998）に記載された最大の値を記した。ただし、十勝沖・根室沖の1843年のプレート間巨大地震は都司・他（2014）、色丹島沖及び択捉島沖のプレート間巨大地震については、1969年はSolev'ev（1978）、1918年は宇佐美・他（2013）による。単位はmで、小数点2位を四捨五入している。最大全振幅記録であった場合は、値を1/2にして計算している。空欄は不明または記録無し。津波高については、波高、痕跡高、浸水高など測定方法が様々で、手法によって同じ津波・地区でも高さが大きく異なる。また、推定値であるものもあり、地形によって局所的に大きくなることもあるため、値は必ずしも最大とは限らず、そのほかの記録に比べて不確実性が大きい。また、北方領土や領域外の千島列島で記録された値も含んでいるが、資料が少なく北海道本島に比べ信頼性は低い。

注5：17世紀に発生した超巨大地震のMwはIoki and Tanioka（2016a）による。発生間隔はSawai et al.（2009）による。

注6：1843年のプレート間巨大地震は、十勝沖と根室沖が連動したと評価し、十勝沖と根室沖の双方の地震として扱う。

注7：1894年の根室半島沖の地震のMwはTanioka et al.（2007）による。

注8：プレート内の地震については、海溝軸外側の地震が発生していないため、沈み込んだプレート内の地震（やや浅い地震、やや深い地震）のみを示した。

注9：2003年9月26日のM7.1の地震については、2003年十勝沖地震（M8.0）の本震の約1時間後に発生した余震であるため、被害や津波高については不明である。この地震は地震発生確率の計算には使用していない。

注10：1952年3月4日の十勝沖の地震については、海溝軸付近まで破壊が達したとする知見があるため、十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震としても扱う。

資料46 道東における想定地震津波

○建物被害（全壊棟数）（棟）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	340	580	580
液状化	250	250	250
津波	3,300	3,200	3,200
計	3,900	4,000	4,000

○人的被害（死者数）（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	10	10
津波【早期避難率高 +呼びかけ】	1,500	2,100	2,300
津波【早期避難率低】	2,200	2,600	2,700

※早期避難率高+呼びかけ（すぐに避難する割合が70%）

早期避難率低（すぐに避難する割合が20%）

○負傷者数（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
早期避難率高+呼びかけ	70	110	230
早期避難率低	70	110	230

○低体温症要対処者数（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			150

○避難者数（人）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		580	

※数値は「5以上1,000未満」は一の位を四捨五入、「1,000以上10,000未満」は十の位を四捨五入、「10,000以上」は百の位を四捨五入。「—」はわずかな被害（5未満）

（参考）

最大津波高等（太平洋沿岸津波浸水想定）			浸水域内における時間帯別人口		
最大津波高	津波到達時間	浸水面積	昼	夕	深夜
20.3m	1~5分	5,013㎡	3,168人	3,112人	3,014人

資料 4 7 地震防災上重要施設一覧

番号	施設名	地域	耐震化	浸水域	備考
1	ふれあい交流保養センター（ゆうゆ）	霧多布	○		
2	総合文化センター	霧多布	○	○	
3	老人福祉・母子健康センター	霧多布	○	○	
4	勤労青少年ホーム	霧多布	○	○	
5	霧多布中学校	新川・暮帰別・仲の浜	○	○	
6	浜中町総合体育館	新川・暮帰別・仲の浜	○	○	
7	旧琵琶瀬小学校（校舎）	琵琶瀬	○	○	
8	渡散布住民センター	散布	○	○	
9	漁村センター	散布	○	○	
10	散布小・中学校	散布	○	○	
11	散布保育所	散布	○	○	
12	榊町会館	榊町	○	○	
13	地域活動支援センター（旧榊町小学校）	榊町	○	○	
14	奔幌戸ふれあい館	奔幌戸	○	○	
15	賞人会館	賞人	○	○	
16	旧賞人小学校（校舎）	賞人	○	○	
17	農業者トレーニングセンター	茶内	○		
18	茶内中学校	茶内	○		
19	茶内コミュニティセンター	茶内	○		
20	浜中小学校	浜中・熊牛	○		
21	浜中農村環境改善センター	浜中・熊牛	○		
22	熊牛地区コミュニティセンター	浜中・熊牛	○		
23	姉別農村環境改善センター	姉別	○		
24	旧姉別小学校（校舎）	姉別	○		
25	茶内第一住民センター	茶内第一	○		
26	旧茶内第三小学校（校舎）	茶内第三	○		
27	西円農民研修センター	西円朱別	○		
28	旧西円朱別小学校	西円朱別	○		
29	円朱別会館	円朱別	○		
30	厚陽地区会館	厚陽	○		

資料 4 8 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活の一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分	判定基準
------	------

③ 非住宅被害	非住宅	<p>非住宅とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第1 条に規定する砂防設備、同法第3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2 条第3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2 条第2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	漁港	<p>漁港法第3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分	判定基準
------	------

⑤ 土木 被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産 被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業 被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生 被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商業 被害	商業	商品、原材料等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	工業	工業等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。	
⑬ その 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料49 災害協定一覧

1 市町村間

番号	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道及び道内市町村	平成19年11月5日
2	釧路管内8市町村防災基本協定	釧路市・釧路町・厚岸町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町	平成24年9月24日

2 民間機関等

番号	協定名	締結先	締結年月日
1	災害発生時における浜中町内郵便局と浜中町の協力に関する協定	浜中町内郵便局	平成20年7月24日 平成26年3月3日再締結
2	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書	社会福祉法人 浜中福祉会	平成22年5月26日
3	災害等の発生時における浜中町と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道LPガス災害対策協議会	平成22年10月4日
4	浜中町と浜中町建設業協会との災害等の発生時における公共施設及び社会基盤の災害応急・復旧活動の支援に関する協定	浜中町建設業協会	平成22年11月24日
5	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成23年8月24日
6	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定	NPO法人 和	平成23年11月28日
7	浜中町と一般財団法人北海道電気保安協会との災害等の発生時における応急・復旧対策活動に関する協定	一般財団法人 北海道電気保安協会	平成24年7月24日
8	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	釧路地方石油業協同組合	平成25年4月8日
9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成26年10月24日
10	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人釧路トラック協会厚岸支部	平成27年6月29日

番号	協定名	締結先	締結年月日
11	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株) セコマ	平成30年10月11日
12	災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリービバレッジサービス(株) 北海道営業本部	令和2年5月15日
13	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン 北海道エリアグループ	令和2年5月21日
14	浜中町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定	ヤマト運輸(株) 道東主管支店	令和2年11月24日
15	災害時における飲料の提供に関する協定	北海道キリンビバレッジ(株)	令和3年1月21日
16	災害発生時等における厚岸警察署霧多布駐在所の代替施設使用に関する協定	釧路方面厚岸警察署	令和3年11月9日
17	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)	令和3年12月28日
18	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社カナモト	令和4年9月14日
19	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社共成レンタム厚岸営業所	令和4年9月14日

○別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

		部 長	班 長	班 員	
(報 告 第 号)					
報 告 日 時		年 月 日 () 時 分			
報 告 者 の 所 属 ・ 氏 名		部 班			
情 報 提 供 者 の 氏 名 等		住所 氏名 電話() -			
情 報 提 供 者 所 在					
情 報 提 供 の 方 法		電話 ・ 訪問 ・ その他 ()			
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()			
	概 要	発 生 場 所			
		場 所			
		原 因			
		被 害 状 況			
		応 急 措 置			
		対 策 要 求			
		気 象 等 の 状 況			
そ の 他					

(特 記 事 項)

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			① 付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所 属	課 係
	到着時間	時 分	部 ・ 班	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・車・他
本人・家族等の安否の状況				
参集路上での被害の状況				
参集途上における留意事項				

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 2 班長又は所属長は、収集後に総務班に提出すること。
- 3 受付番号は、総務班で記入すること。
- 4 「職員・家族等の安否状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等の防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、その他の場合は他に○を付けること。

別記第3号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部

総務対策部長

所属・所属氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

別記第4号様式 気象通報受理簿

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	係 長	係	合 議
発進日時	年 月 日				午前 午後	時 分 電話・FAX・電報 連絡 その他（ ）
発信者				受信者	Ⓜ	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	
	発表機関					
受 理 事 項						

処 理 方 法						

別記第5号様式 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

自 年 月 日

(市町村名：浜 中 町)

至 年 月 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左の内主要資材 35 万円以上使用団体分			備 考	
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	使 用 資 材 費				
						団体数	主 要 資 材	そ の 他 資 材		計
道(都道府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

別記第6号様式 被害状況報告

被害状況報告 (速報・中間・最終)

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因							
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名		浜 中 町		受信	機関(市町村)名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分			
項 目		件数等		被害金額(千円)		項 目		件数等		被害金額(千円)	
①人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤土木被害	道 工 事	河 川	箇所			
	行方不明	人					海 岸	箇所			
	重 傷	人					砂防設備	箇所			
	軽 傷	人					地すべり	箇所			
	計	人					急傾斜地	箇所			
			道 路	箇所							
②住家被害	全 壊	棟				橋 梁	箇所				
		世帯				小 計	箇所				
		人				市 町 村 工 事	河 川	箇所			
	半 壊	棟				道 路	箇所				
		世帯			橋 梁	箇所					
		人			小 計	箇所					
	一部破損	棟			港 湾	箇所					
		世帯			漁 港	箇所					
	床上浸水	棟			下 水 道	箇所					
		世帯			公 園	箇所					
人		崖くずれ	箇所								
床下浸水	棟	計	箇所								
	世帯	⑥水産被害	漁 船	沈没流出	隻						
	人			破 損	隻						
計	棟	計	隻								
	世帯	漁 港 施 設	箇所								
	人	共同利用施設	箇所								
③非住家被害	全壊	公共建物	棟								
		その他	棟								
	半壊	公共建物	棟								
		その他	棟								
計	公共建物	棟									
	その他	棟									
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦林業被害	道 有 林	林 地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha			林 道	箇所			
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所			
	農作物	田	ha	そ の 他			箇所				
		畑	ha	小 計		箇所					
	農業用施設	箇所	一 般 民 有 林	林 地		箇所					
	共同利用施設	箇所	治山施設	箇所							
	営農施設	箇所	林 道	箇所							
	畜産被害	箇所	林 産 物	箇所							
その他	箇所	そ の 他	箇所								
計			小 計	箇所							
			計	箇所							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		被害		計	箇所	
		し尿処理	箇所		鉄道不通	箇所			—
	火 葬 場		箇所		鉄道施設	箇所			
計		箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨ 商工被害	商 業		件		⑬ その他	空 港	箇所		
	工 業		件			水 道	戸		—
	そ の 他		件			電 話	回線		—
	計		件			電 気	戸		—
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校		箇所			ガ ス	戸		—
	中 学 校		箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—
	高 校		箇所			都 市 施 設	箇所		
	その他文教施設		箇所			被 害 総 額			
	計		箇所			火 災 建 物	件		
公共施設被害市町村数			団体			火 災 危 険 物	件		
り災世帯数			世帯		生 活 そ の 他	件			
り災者数			人		消防団員出動延人数	人			
消防職員出動延人数			人						
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別記第7号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

浜 中 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況		降 雨 量	総 雨 量	mm	
主 要 河 川 状 况	河 川 名	地 区 名	概 要 (水 位 等)		
道 路 橋 梁 状 况	路 線 名 等	地 区 名	概 要 (不 通 箇 所 等)		
浸 水 状 况	地 区 名	概 要	地 区 名	概 要	
避 難 状 况	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間
	避 難 指 示				
	避 難 勧 告				
	自 主 避 難 (避 難 準 備 情 報)				

別記第8号様式 避難者世帯名

避難者世帯名簿

[避難所名

]

No. _____

現住所		被災場所					
世帯主名簿		親族その他への連絡先					
電話番号		(氏名・住所・電話番号)					
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな氏名	生年月日	続柄	性別	職業 (勤務先)	入所日時	退所日時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
備考欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

(1) 世帯内に病気療養中に者がいるときは、その者の病名及び症状等

(2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号

(3) その他の特記事項

別記第9号様式 避難所受入台帳

(浜中町 避難所：)

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「受入人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を受入れたときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

別記第10号様式 避難所設置及び受入状況

(浜中町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで					
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計」欄は、既存建物利用と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

別記第 11 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

浜 中 町

品 名		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分又は町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

別記第 12 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 年 月 日 処分権者 ㊟												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">従事すべき業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事すべき場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事すべき期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出頭すべき日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出頭すべき場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												
（備考） 用紙は、日本工業規格 A4 とする。												

別表 第 2 号様式

1 管 第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 ㊟																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%;">保管すべき期間</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					
（備考） 用紙は、日本工業規格 A4 とする																									

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。 年 月 日 処分権者 ㊟							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟	
変更した処分の内容 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	
公 用 令 書	
住所 氏名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者 ㊟	
(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。	

別表 第6号様式

No. _____
防 災 立 入 検 査 表
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。
年 月 日交付
浜 中 町 長 ㊟
交 付 責 任 者 ㊟

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

別記第 13 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

浜 防 災
年 月 日

北 海 道 知 事 様

浜中町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

(防災対策室防災係)

別記第 14 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

浜 防 災
年 月 日

北 海 道 知 事 様

浜中町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

(防災対策室防災係)

別記第 15 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL			FAX		
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と する 区 域						希 望 する 活 動 内 容			
気 象 の 状 況									
離 着 陸 の 状 況	離 着 陸 場 場 名								
	特 記 事 項	(証明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物)ほか)							
必 要 と する 資 器 材						現 地 で の 資 器 材 確 保 状 況			
						特 記 事 項			
傷 病 者 の 搬 送 先						救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況			
他 機 関 の 援 助 状 況	他 に 応 援 要 請 し て いる 機 関 名								
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況								
現 地 最 高 指 揮 者	(機関名) (職・氏名)								
無 線 連 絡 方 法	(周波数)								
そ の 他 参 考 と なる 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

別記第 16 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

浜中町長

北海道消防ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 火 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資器材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第 17 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

第 報

要請日時	平成	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		F A X		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名		科		担当課 氏名		
3 受入病院名		電話				
所在地		F A X				
担当医師名・科名		科		直通内線番号		
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 患者氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年	月	日		歳
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病 名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日	
経 過					血圧： mmHg g	脈拍： 回/分
					呼吸： 回/分	体温： ℃
	意識レベル (JCS)：					
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 () (主な理由：)					
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載) <input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：) <input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg		
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 8ℓ以上 (サイズ： × (cm))	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H (cm)	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ：W ×L ×H (cm)	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他 ()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ		
	受入病院：					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

別記第 18 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

浜 中 町

年月日	救 出 員 人	救出用機械器具							実支出額 円	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費 円		
			数 量	所有者 (管理者) 名	金 額 円	修繕 月日	修繕費 円			
	人									
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

別記第 19 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名

印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備考
			人			円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

別記第 20 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

浜 中 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
							円	
計	機関	人						

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入

別記第 21 号様式 助産台帳

病院診療所医療実施状況

浜 中 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		
	月 日 時 分		月 日 ~ 月 日		

別記第 22 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

浜 中 町

郵送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		修 繕				燃料費	実支出額	備考	
			資料車両		故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障 の 概要
			種 類	台 数	名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
計												

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 23 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

浜 中 町

供 給 日	対 象 人 員	給水用機械器具							実支出額	備考	
		名 称	借 上			修 繕					燃料費
			数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人			円		円		円	円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

別記第 24 号様式 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

浜中町

炊き出し場所の 名称	月日			月日			月日			月日			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			

- 注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 25 号様式 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

浜 中 町

被害別	世帯構成員別										計	小学校	中学校
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯			
全壊 (焼)													
流失													
半壊 (焼)													
床上 (下) 浸水													

別記第 26 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物資購入 (配分) 計画表

年 月 日 時現在

浜 中 町

世帯		計												備考	
		人世帯				人世帯				人世帯					世帯数
品名	単価	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	量	

- 注) 1. 本表は、全壊 (焼)、流世帯分と半壊 (焼)、床上 (下) 浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、道 (都府県) 調達分と町 (市村) 調達分を明らかにしておくこと。

別記第 27 号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

浜 中 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
		(人)		布団	毛布				
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流失又は半壊(壊)、床上(下)浸水別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月費を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

別記第 28 号様式 物資の給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)	2 流失	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
	3 半壊(焼)	4 床上(下)浸水				

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

別記第 29 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

浜 中 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 30 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

浜 中 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 31 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

浜 中 町

住家被害 程度区分	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実支出額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊(焼)、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第 32 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

浜 中 町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 容												実 支 出 額	備 考
					教 科 書						そ の 他 学 用 品							
					国 語						鉛 筆	ノ ー ト						
				月 日													円	
計	小学校		人														円	
	中学校		人														円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「供与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

別記第 33 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺体の搜索状況記録簿

浜 中 町

年 月 日	搜 索 人 員	搜 索 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃 料 費
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概 要			
	人			円		円		円	円		
計											

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 搜索用機械器具、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

別記第 34 号様式 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

浜 中 町

処 理 年 月 日	遺体発見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	使 用 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

別記第 35 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

浜 中 町

死 年 月 日	埋 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費			備 考	
		氏 名	年 齢	氏 名	死 亡 者 と 棺 (付 属 品 火 葬 又 は 料 骨 箱 計	火 葬 料	骨 箱	計		
						円	円	円	円	
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

別記第 36 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	日数	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日終了したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること

浜 中 町 地 域 防 災 計 画

沿 革

昭和52年 浜中町地域防災計画策定

平成 2年 1月 9日 全面改正

平成 9年 2月25日 一部修正

平成 9年 7月14日 一部修正

平成20年 7月 7日 一部修正

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の追加)

平成23年 2月14日 全面改正

平成25年 6月 4日 一部修正

平成29年 3月13日 一部修正

令和 3年 4月 8日 全面改正

令和 4年 4月 5日 一部修正

令和 5年 3月17日 一部修正

発 行 令和 6年 3月18日 一部修正

発行・編集 浜中町防災会議（事務局：浜中町防災対策室）